

平成 27 年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）	2
(2)	受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）	2
(3)	東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	3
2	法人の組織	3
3	法人の沿革	4
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況（平成28年3月31日現在）	4
8	職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	4
	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	4
IV	平成27年度の事業概要	5
1	総括	5
(1)	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	5
(2)	地方協議会の開催	5
(3)	常勤弁護士の確保	5
(4)	内部統制の構築・運用に関する点検	5
2	各業務	6
(1)	情報提供業務	6
(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務	7
(3)	国選弁護等関連業務	8
(4)	司法過疎対策	9
(5)	犯罪被害者支援業務等	9
(6)	受託業務	10
V	平成27年度における業務実績	11
1	綜合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	11
(1)	業務運営の基本的姿勢等	11
(2)	組織の基盤整備等	17
(3)	組織の適正性堅持	27
(4)	関係機関等との連携強化	31
(5)	報酬・費用の立替・算定基準	34
(6)	自然災害等に関するリスクへの対応の構築	34
2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	35

(1) 支援センターの業務全般に関する効率化	35
(2) 事業の効率化	39
3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ..	44
(1) 情報提供業務	44
(2) 民事法律扶助業務	49
(3) 国選弁護業務	51
(4) 犯罪被害者支援業務	55
4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	60
(1) 自己収入の獲得	60
(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	62
(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築	67
(4) 委託援助業務	67
(5) 財務内容の公表	69
(6) 予算、収支計画及び資金計画	70
5 短期借入金の限度額	71
6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する 計画	71
7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	71
8 剰余金の使途	71
9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	72
(1) 認知度の向上に向けた取組の充実	72
(2) 施設・設備、人事に関する計画	75

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施の確保等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立した。これを受け、支援センターは、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、新たな事業として「東日本大震災法律援助事業」に取り組み、特に被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県においては、被災地における司法アクセスの更なる拡充のため、各県内合計7か所に被災地出張所を設置した。また、平成27年3月に震災特例法が改正・施行され、同法の適用期間が3年間（平成30年3月末まで）延長されたのを受け、被災地出張所の設置期限も延長した。

そのほか、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）において、支援センターは、司法ソーシャルワーク(*)を推進することとし、平成27年度においては、司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。また、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進した。

本報告書は、平成27年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

- * 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務

経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

カ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

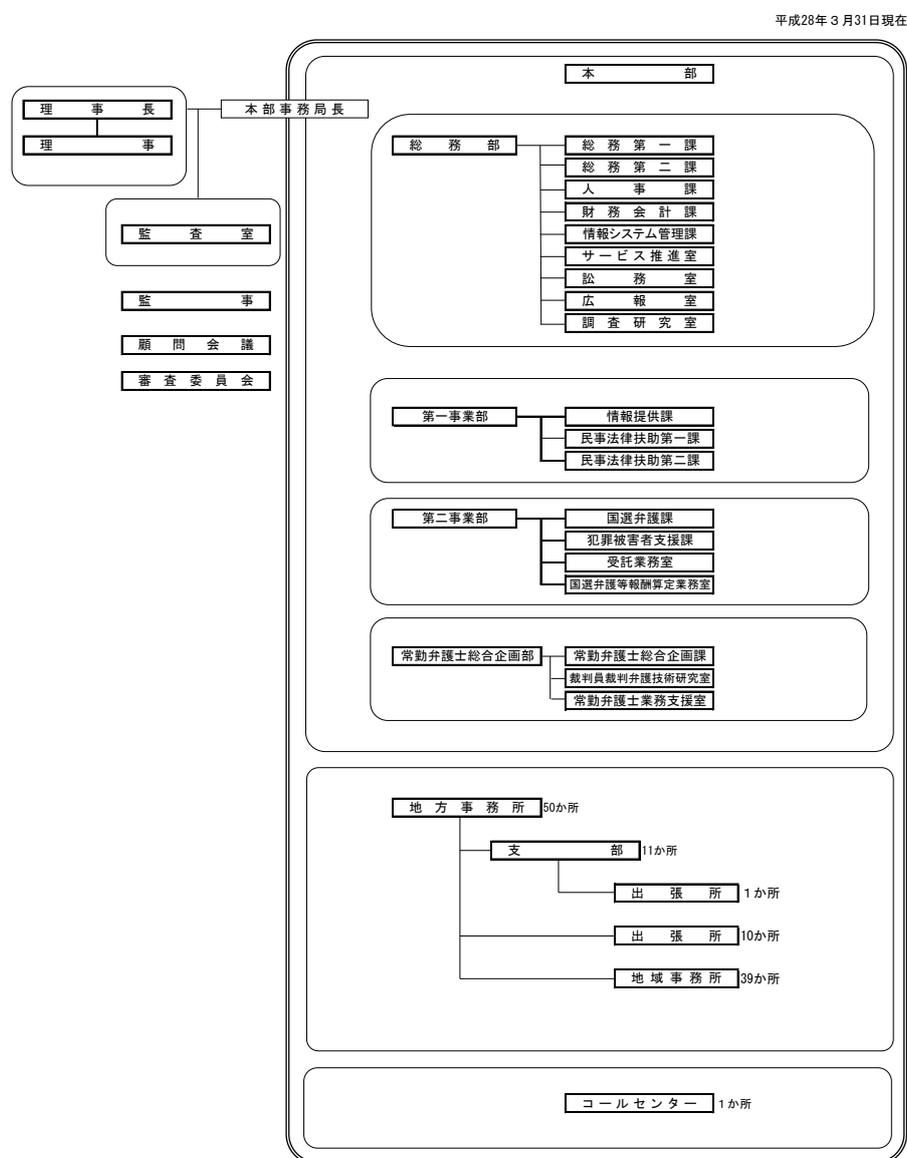
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成28年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成28年3月31日までの沿革については、資料2のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成28年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、平成16年法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況（平成28年3月31日現在）

理事長 宮崎 誠（平成26年4月10日就任）

理事 田中 晴雄（平成25年4月10日就任）

同 廣瀬 健二（平成22年4月10日再任）

同 安岡 崇志（平成23年4月10日就任）

同 坂本 かよみ（平成26年4月10日就任）

監事 津熊 寅雄（平成27年12月21日就任）

同 山下 泰子（平成24年9月3日就任）

8 職員の状況

平成28年3月31日現在、常勤職員数は979名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成26年2月に法務大臣から指示された同年4月1日から平成30年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、平成 27 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、平成 27 年 3 月 30 日、法務大臣に届け出た。

【資料 3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成27年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

広報活動を戦略的に実施し、支援センターの利用の促進を図るため、業務認知度を上げることに重点を置き、業務内容を具体的にイメージできるような広報活動を行った。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇に関する研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談を行った。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第 30 条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成 18 年規程第 22 号）第 1 条）である。

平成 28 年 3 月 31 日現在で、常勤弁護士は合計 250 名となり、合計 87 か所（全国 41 か所の地方事務所、7 か所の支部、39 か所の地域事務所）に配置した。

なお、人数については資料 4、配置先については資料 5 のとおりである。

【資料 4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

業務方法書の改正（平成 27 年 3 月 19 日認可）に伴い、従前のガバナンス推進委員会を内部統制推進委員会に組織変更して内部統制に関する体制を強化した。同委員会では、各種監査結果を踏まえて、全国の地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の調査及び点検を行い、網羅的なリスク評価を行うとともに、

各種規程類を整備するなどした上、コンプライアンスに関する教育を強化した。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置の工夫と、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成27年度の間い合わせ件数は、318,520件で、平成26年度に比べて12,218件減少した。

平成18年度からの情報提供業務における間い合わせ件数の推移は、資料7及び資料8のとおりである。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成27年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計202,987件で、平成26年度に比べ4,295件増加した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成27年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災に対する情報提供として、関係機関と連携を図り、ホームページに相談窓口情報一覧を掲示し、随時更新したほか、法テラス・東日本大震災相談実例Q&Aについても掲示・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に即した関係機関等に参加依頼を行って地方協議会を開催し、利用者その他の関係者から利用者の立場に立った業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、かつ、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築又は引き続き確保した。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援の適切な対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元自治体と協力し、

各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月から設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）については、平成 27 年度も継続して被災者からの問い合わせに応じた。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成 27 年度における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実績は、法律相談援助実施件数が 341,177 件、代理援助開始決定件数は 109,484 件、書類作成援助開始決定件数は 4,036 件であった。民事法律扶助では、法律相談援助件数（286,602 件）は平成 26 年度実績（282,369 件）と比べ増加し、震災法律相談援助（54,575 件）を加えると平成 26 年度比 102.2%であり、微増している。また、代理援助開始決定件数は民事法律扶助（107,358 件）では平成 26 年度実績（103,214 件）を上回り、震災代理援助（2,126 件）を加えると平成 26 年度比 104.3%と増加している。

平成 24 年 4 月 1 日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助 54,575 件のうち、79.7%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助（2,126 件）では金銭事件が最も多く、次いで ADR 申立手続が多かった。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料 13、資料 14、資料 15 及び資料 16 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 9】平成 27 年度援助申込状況（民事法律扶助）

【資料 10】平成 27 年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料 11】平成 27 年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

【資料 12】平成 27 年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

【資料 13】平成 27 年度代理援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 14】平成 27 年度代理援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 15】平成 27 年度書類作成援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 16】平成 27 年度書類作成援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 28】最近 5 年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成 28 年 4 月 1 日時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は 21,033 名（平成 27 年 4 月 1 日時点から 857 名増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は 7,128 名（同 231 名増）となった。

また、震災法律援助業務を行うことができるよう、平成 28 年 4 月 1 日時点

で弁護士 3,043 名（平成 27 年 4 月 1 日時点から 130 名減）、司法書士 1,192 名（同 24 名増）と震災法律援助契約を締結し、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 17】契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 18】契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）

ウ 立替金等の状況

平成 27 年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は 156 億 4,243 万円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は 3 億 8,972 万円、法律相談援助に係る費用は、18 億 7,657 万円であり、平成 27 年度中の償還金は 104 億 1,716 万円であった。

生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたことや償還免除の一括処理を行ったこともあり、償還免除とみなし消滅の合計は 47 億 5,965 万円となった（平成 26 年度比 99.6%）。

【資料 52】平成 27 年度立替金残高表

【資料 53】平成 27 年度法律相談費実績

【資料 54】平成 27 年度代理援助立替金実績

【資料 55】平成 27 年度書類作成援助立替金実績

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

平成 27 年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 70,393 件（平成 26 年度比 0.78%減）、被告人国選弁護事件受理件数は 59,504 件（同 0.52%減）、国選付添事件の受理件数は 3,698 件（同 20.09%増）であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 19】国選付添事件受理件数

【資料 29】国選弁護事件受理件数（被疑者）

【資料 30】国選弁護事件受理件数（被告人）

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成 28 年 4 月 1 日時点で 26,370 名となり、前年に比べ 1,152 名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成 28 年 4 月 1 日時点で 13,409 名となり、前年に比べ 897 名増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 20】国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

(4) 司法過疎対策

平成 27 年度末において、司法過疎対策として設置した地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）の数は 35 か所（平成 27 年 7 月に法テラス鯉ヶ沢法律事務所を設置）であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は 53 名となった。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 27 年度の問い合わせ件数は合計 13,056 件となり、平成 26 年度に比べ 81 件減少した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、さらに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介業務を行った。地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは全国で 13,380 件であり、平成 26 年度に比べ 685 件増加し、精通弁護士の紹介は 1,603 件であり、平成 26 年度に比べ 112 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

【資料 23】平成 27 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料 24】平成 27 年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料 40】平成 27 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体

【資料 41】地方事務所における問合せ件数実績（犯罪被害者支援業務）

【資料 42】平成 27 年度地方事務所に対応した問合せ内容（犯罪被害者支援業務）

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 4,449 名（平成 28 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 327 名増加した。

また、平成 27 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 521 件となり、平成 26 年度と比べ 70 件増加した。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績

【資料 35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

ウ 被害者参加旅費等支給業務

平成 27 年度における被害者参加人の旅費等請求件数は 2,594 件であり、支給額は 1,975 万 7,395 円であった。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績

【資料 57】 平成 27 年度被害者参加旅費等支給業務実績

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成 19 年 4 月 1 日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年 10 月 1 日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の 2 種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(7) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続（具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等）が必要となるところ、支援センターはこのうち身元判明者への弁護士による法的援助につき受託している。

(1) 件数

平成 27 年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は 5 件であったが、申込みはなかった。

【資料 25】 平成 27 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(7) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対

する法律援助の9つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

平成 27 年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 22,316 件（平成 26 年度比 1,780 件減）であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 25】平成 27 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成27年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

ア 総論

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。

利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。

支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場に立ったサービスの提供につながるよう努める。

多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

1 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てている。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契約弁護士等の対応に関するものなど。）に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速に情報共有を図った。

また、新規採用者研修やブラッシュアップ研修（全国地方事務所等職員計71名参加）等の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材としたロールプレイやグループ討議等を行い、支援センターに寄せられる苦情等への適切な対応についてスキルの向上を図った。

2 契約弁護士・司法書士への「利用者からの声」の伝達

平成24年度に開始した一般契約弁護士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士へ直接伝達するスキームを全国で導入するよう引き続き進めており、平成28年3月31日現在、実施中の地方事務所は33か所（平成26年度比8か所増）に増加した。

また、平成25年度に開始した一般契約司法書士へ直接伝達するスキームについても全国で順次取り組んでおり、平成28年3月31日現在、実施中の地方事務所は35か所（平成26年度比1か所増）となっている。

具体的には、「親身に相談にのってくれなかった。」、「いつ電話しても不在なので、もっと密に連絡をとれるようにしてほしい。」といった「利用者からの声」を契約弁護士へ伝達している。

3 顧問会議の開催状況

平成27年10月15日に第14回顧問会議を開催した。

〈会議の概要〉

充実した総合法律支援を実施するための方策として、司法ソーシャルワークをテーマに、法的な問題を抱えながらも自ら司法にアクセスすることが困難な方々に対する支援について、常勤弁護士を中心とした地域福祉関係者との連携や活動について協議した。

（注）顧問会議のメンバーは次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所副会頭
片山善博	慶応義塾大学教授
高木 剛	一般財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄	ジャーナリスト

竹下守夫 一橋大学名誉教授
津島雄二 弁護士
中山弘子 元新宿区長
坂東眞理子 昭和女子大学学長

4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層の研修において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

【資料6】法テラス運営理念

イ 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

(7) 震災法律援助事業による援助の充実

【年度計画】

震災法律援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。

1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策

震災法律援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、特に原発事故に関係する損害賠償請求事案において震災代理援助の利用が進んでいると認められることから、全国各地に存在する、いわゆる原発弁護団との連携に引き続き努め、震災援助説明会や震災避難者支援団体等の説明会に支援センター職員が参加し、情報交換や震災代理援助の申込みの際の必要書類や注意事項、審査の方法や援助開始決定後の手続の流れについての個別説明会を行い、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。

その結果、平成26年度と比べて震災相談援助は3,033件（約6%）増加、震災代理援助は324件（約18%）増加、震災書類作成援助は34件（約380%）増加した。

2 被災者支援の充実

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められていることに照らして、移動相談車両の活用を含めた巡回・出張相談を実施（震災巡回相談2,455件、震災出張相談169件）したほか、全ての被災地出張所において夜間相談ないし休日相談を実施した（夜間相談56件、休日相談61件）。また、被災地出張所法テラスふたばにおいてテレビ電話相談を引き続き活用（11件）するなど、被災者支援の充実を継続的に行った。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料10】平成27年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料12】平成27年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

(イ) 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

【年度計画】

法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。

震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。

1 震災法律援助事業以外の手法による各種取組

(1) 「東日本大震災相談事例Q&A」

ホームページ上に「東日本大震災相談事例Q&A」を継続的に設け、被災者及び被災関係者等の相談事例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとのQ&A一覧を掲載することで、利用者の利便性の向上を図った。

(2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」

ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に設

け、関係機関との連携の下、利用者の利便性の向上を図った。

(3) 「震災法テラスダイヤル」

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供を担う専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に継続的に設置し、被災者及び被災関係者からの問い合わせに応じた。

(4) 「ワンストップ相談会」の実施

宮城、岩手、福島各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、地元自治体と連携し、弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。

(5) 「女性の悩みごと相談」の実施

内閣府男女共同参画局との連携により、平成24年2月から被災地出張所法テラス南三陸において開始し実施してきた「女性の悩みごと相談」について、平成26年4月から、実施場所に法テラス山元・法テラス東松島を加え、これらを継続実施し、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。

2 震災法律援助事業の対象とならない被災者に対する民事法律扶助制度の活用

震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施するよう努めた。

ウ 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

【年度計画】

司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、各地方事務所において関係機関のリスト化を進め、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保する。

福祉関係機関と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。

関係機関との連携を契機とした出張相談の件数を増加させるとともに、関係機関との連携を契機としたセンター相談・事務所相談を増加させる。

各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター等との連携を強化し、上記の事業計画及び具体的目標の進捗状況を踏まえた司法ソーシャルワークに関する協議会等を行う。

全国の地方事務所で、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習等の研修を実施し、接遇スキルの向上を図るほか、既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機

関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。

1 司法ソーシャルワーク

(1) 実施体制の整備

司法ソーシャルワーク事業計画（以下「事業計画」という。）を踏まえ、全ての地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所を中心に連携対象となる福祉機関・団体をリスト化した。

また、事業計画では、出張相談等の担い手となる弁護士・司法書士を確保するとしているところ、地方事務所において弁護士会・司法書士会との協議を行い、弁護士・司法書士名簿を整えたり、弁護士会の高齢者・障がい者相談窓口への取次の仕組みを整えるなどした。さらに、担い手育成の観点からも、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するために、実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

(2) 潜在的な法的問題の掘り起し及びその法的支援の実現

「福祉機関・団体を指定相談場所として指定した数」は、平成26年度の37か所から85か所に増加した。また、「連携を契機とした巡回法律相談の件数」は、平成26年度の319件から488件に増加し、特に主要な連携対象機関である地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会を対象とした巡回法律相談の件数は、平成26年度の78件から136件に増加した。

そのほか、平成27年度から新たに集計を開始した「連携を契機とした出張相談件数」は589件、「連携を契機としたセンター相談・事務所相談件数」は673件であった。ただし、これらの実績については「連携を契機とした」か否かの判別方法に限界があり、部分的な数値にとどまっていることから、正確かつ簡易に実績を集計するための仕組みの整備に着手した。

(3) 関係機関との連携の強化

事業計画の手順に沿って、地方事務所においてリストアップした福祉機関・団体のうち地域包括支援センター、福祉事務所を中心とした4,948機関に対し、本部から司法ソーシャルワークの説明資料を発送した。その際、説明資料発送による連携促進効果を最大化するために、本部において厚生労働省老健局、同社会援護局に働きかけて、各局を通じて全国自治体に地方事務所・支部の取組への協力を要請する文書を発出した。

また、説明資料送付等の取組を契機として、地方事務所において福祉機関・団体の職員を対象に「司法ソーシャルワーク」をテーマとした地方協議会を計65回開催した（平成26年度比13回増）。地方協議会以外にも、福祉機関・団体の職員を対象とした業務説明等も1,329回開催し、そのうち、社会福祉協議会職員を対象としたものが309回、地域包括支援センター職員を対象としたものが381回、地域生活定着支援センター職員を対象者

としたものが31回であった。

さらに、地方事務所における連携強化の取組が、指定相談場所の指定や出張法律相談の受付実施、ホットラインなどの連携スキーム構築につながりやすくするために、各地の連携スキーム構築事例をまとめた資料を作成し、各種会議・研修の場で説明するなどして、連携手法の組織内共有を図った。

2 高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上等の取組

全国の地方事務所において、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験学習を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図った。具体的には、福祉機関から専門家（看護師、ソーシャルワーカー、介護支援専門員等）を招いて疑似体験学習の講習を受けたり、実際に車いすを使用する、視野や関節の動きを制限するなど、身体機能に制限のある利用者の立場で事務所内外を移動することを体験し、どのような誘導の仕方が利用者にとって分かりやすく安心感を与えるかについて、職員相互に検証することで、高齢者・障がい者利用しやすい事務所づくりに取り組んだ。この取組は、平成27年度には、11地方事務所及び1支部で実施し、平成25年度からの3か年で、全ての地方事務所において実施した。

平成27年11月に全国の地方事務所の民事法律扶助担当職員を対象として、専門の講師を招き、高齢者や障害を持つ利用者への説明技術の習得を含めた「説明力の強化」をテーマとした講義（演習形式を含む）を行った。

また、平成28年4月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に向けて、サービス介助士の資格を取得し、高齢者向けパンフレット及び知的障がい者向けパンフレットを改訂した。同法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を制定するに当たっては、障害者団体を含めた国民の意見を広く聴取し、同規程の内容を全国の事務所に周知させるため、同法施行直前に実施した次年度事務局長説明会において、同規程の趣旨・留意すべき事項について説明を行った。

(2) 組織の基盤整備等

ア 支援センターの職員

(7) 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

【年度計画】

- (7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なも

のとする。

支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

- (イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

1 職員について

(1) 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、公共性の高い支援センターの多様な業

務の適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任を面接員とし、様々な視点から受験者の能力及び適性を判断した。

試験の実施に当たっては、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」に「新卒採用に当たって少なくとも卒業後3年間は応募できるようにする」との規定があるところ、支援センターにおいては、卒業後5年間は新卒採用の対象者とする運用とし、これらを対象とした一般公募試験と、司法試験受験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募試験を実施するとともに、このほかにも中途採用試験を実施し、合計841名の選考を行った結果、そのうち26名を採用した。

また、有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員として採用することにより即戦力となることから、42名を対象に常勤職員への登用試験を実施し、そのうち14名を常勤職員として登用した。

(2) 人事配置について

職員の配置に当たっては、平成28年4月期の広範な人事異動（102名）に向け、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資する再配置を検討するとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置に努めた。

2 常勤弁護士について

(1) 常勤弁護士の採用

ア 就職説明会の実施、採用情報の周知等

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターのホームページにおいて常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を随時掲載するとともに、法科大学院生や司法試験合格者等に採用案内等を配布して、早い段階から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。また、日本弁護士連合会及び各弁護士会等の協力を得て、司法修習生等を対象とする就職説明会を10回にわたり実施し、支援センターの運営方針、常勤弁護士の業務内容、魅力、求める人材像、待遇等について説明した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士を採用するため、日本弁護士連合会の協力を得て、同連合会のホームページ、会員専用サイト、メールマガジン等に就職情報を掲載した。

イ 選択型実務修習への参加等

支援センターや常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことを通じてその業務の意義や魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、各地の支援センター事務所において、合計80名の司法修習生を受け入れた。

また、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の支援センター法律事務所において、合計29名の法科大学院生を受け入れた。

ウ 総合評価のための面接の実施

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員として総合法律支援の取組に意欲的であるということだけでなく、弁護士として必要な事務処理能力や他者とのコミュニケーション能力等を見極めるという観点から、各応募者について日本弁護士連合会の意見を徴した上で、採用面接を実施した。

エ 新規採用者の確保

以上の取組により、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑かつ効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努めた。

その結果、106名の応募者の中から、総合法律支援に意欲的な30名（司法修習修了直後の者28名、法曹経験者2名）を採用した。

(2) 常勤弁護士の配置

ア 常勤弁護士の役割、配置の必要性の検討等

常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割に加えて、司法ソーシャルワークの取組も求められていることから、改めて常勤弁護士の役割について検討するとともに、各地における関係機関との連携事例や弁護士会との協働事例等を取りまとめて、地方事務所執行部や常勤弁護士等に周知した。

また、地方事務所を対象にして、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施するとともに、各地における民事法律扶助事件数や国選弁護事件数等を踏まえて、日本弁護士連合会と連携しつつ、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。

イ 配置人数等

以上の取組により、常勤弁護士の配置が必要と認められる地域と配置人数を検討し、平成27年度は新たに青森県西津軽群鱒ヶ沢町に地域事務

所を設置して1名の常勤弁護士を配置するとともに、平成27年3月31日と比較して、13か所で増員、15か所で減員し、平成28年3月31日の時点で、全国に250名の常勤弁護士を配置した。

ウ 常勤弁護士の事件により生じる財政的効果の把握等

常勤弁護士が担当した事件の平均単価及び費用等に関する資料やデータを作成・収集するとともに、種類、規模の異なる複数の事務所の収支をサンプル調査し、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的効果の把握に努めた。また、常勤弁護士による連携活動をより正確に把握すべく関係機関相談記録票を改修したほか、常勤弁護士による連携活動の財政的効果の評価方法を検討した。

エ 大規模災害等における法的サービスの提供のための体制整備

大規模災害等が発生した場合に、常勤弁護士を活用して機動的に法的サービスを提供できるようにするための態勢整備の方策として、常勤弁護士が配置されていない事務所への配置等を検討した。また、平成27年9月関東・東北豪雨においては、弁護士会と連携して、災害に関する無料法律相談に常勤弁護士も参加して被災者支援を行うなどの対応をとった。

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成28年3月31日現在）

【資料31】平成27年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料32】平成27年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成27年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

3 オペレーターの配置等について

(1) 情報提供件数、業務量の推移

コールセンターにおける情報提供件数は318,520件（平成26年度330,738件）であり、入電数減少や平成27年8月に生じたコールセンターシステム障害に起因する約2,000件未入電の事象もあって、平成26年度と比較して件数が減少した。

一方、コールセンターにおける資力要件確認（民事法律扶助における資力要件の確認）の対象事務所を46地方事務所・支部（平成26年度は31地方事務所・支部）に拡大し、また、平成27年10月から各地の地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から10秒以内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）する新たな取組を開始したこともあり、コールセンターの業務範囲は拡大した。

(2) (1)に応じた職員配置の見直し

職員の人数・配置に関し、入電状況と業務範囲拡大とのバランスを図り、その見直しを行うことで、これまで一定の退職（雇用期間満了を含む）見込みに基づき毎年行っていた新規雇用が不要となるなど、効率的な運営を実施した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 27 年度情報提供件数の推移

(イ) 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

【年度計画】

以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢の整備に必要な準備・検討を行う。

(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。

また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。

(ウ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促進を図るため、社会福祉法人等に派遣する外部研修を実施する。

1 職員の実務能力・専門性の向上を図る取組

(1) 体制の整備に必要な準備・検討

従前の研修プログラム（階層別研修及び業務研修）を抜本的に改訂して中長期的な人材育成プログラムを構築するため、研修制度に関する P T を平成 27 年 4 月に発足させ、同 P T において、体系的な階層別研修の構築、

研修要綱の策定、業務研修の整理・統合の方針確定及び「OJTハンドブック」を作成するなど、職員育成に関する体制整備を図った。

(2) 職員に対する研修

ア 階層別研修

採用年次や経験年数に応じた研修を体系的かつ計画的に実施した。具体的には、採用から2年間を基礎形成期間、その後の2年間を「ブラッシュアップ期間」とし、それぞれの期間に新規採用者研修、ブラッシュアップ研修を実施した。また、3級昇格者には「3級昇格者研修」を、4級昇格者には「マネジメント基礎研修」をそれぞれ行い、役職とその職責に応じた階層的な研修を実施した。平成27年度は合計7回の研修を実施し、延べ22日間に延べ141名の職員が受講した。内容については、「法テラス運営理念」の講義を行い、組織としての基本理念を各個人に浸透させたほか、コンプライアンスに関する講義においては、受講者が主体的に取り組み、問題意識を高めるため、事例検討等を取り入れることとした。

イ 業務研修

実務能力や専門性の向上のため、総務、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ12日間に延べ301名の職員に対してそれぞれ研修を実施した。

ウ 外部研修

人事院主催の課長級研修に課長職の職員1名を3日間参加させ、課長補佐級研修に課長補佐職の職員1名を4日間参加させた。また、東京都の実施する職員研修に職員3名を延べ5日間参加させた。

2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

(1) 実践的な研修等の実施

ア 養成中の常勤弁護士に対する研修

司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で常勤弁護士として必要とされる基本的な素養を身に付けることができるよう、通年のスケジュールに基づいて、採用直後の導入研修として民事法律扶助業務や国選弁護業務等について学ぶ新任業務研修、刑事事件及び民事事件に関する演習を中心とする定期業務研修、支援センターの法律事務所に赴任する直前に行う赴任前業務研修を実施した。

イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修

支援センター法律事務所に赴任中の常勤弁護士に対しては、労働事件に関する事例検討を中心とする民事業務研修、精神科医の講義や臨床心理士を相談者役とする模擬法律相談等を行うパーソナリティ障害対応研修、司法ソーシャルワークの推進のために同分野で先駆的役割を果た

している常勤弁護士との実地研修を通してそのノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

ウ 裁判員裁判に関する研修

裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるよう、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修、参加者を少数に限定し、より専門的・集中的に裁判員裁判に関するディスカッション等を行う裁判員裁判専門研修を実施した。

エ その他の研修等

全国を9つのブロックに分けて、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた常勤弁護士自らが企画する少人数制の研修（ブロック別研修）を実施し、各ブロック単位での研修を充実させるとともに、全国各地に赴任する常勤弁護士の活動報告を中心とする全国経験交流会を日本弁護士連合会と共催し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

また、支援センターの法律事務所に勤務する職員に必要な事務処理方法等を講義する法律事務所事務職員研修を実施し、法律事務所全体の充実化・効率化を図った。

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、定期的に意見交換を行って研修の具体的な内容の企画や検討を行いつつ、研修を受講した常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より一層の充実を図りながら実施した。

さらに、集合研修以外の個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。また、常勤弁護士業務支援室においては、常勤弁護士が受任した民事・家事・労働事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、養成中の常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導まで行うなどして、常勤弁護士の業務能力・技量の向上を図った。

(3) 常勤弁護士の外部派遣研修

地方自治体や福祉機関・団体等に潜在する法的需要の把握と、法的問題の解消に向けた連携の促進を図るため、社会福祉法人（長崎県の南高愛隣会、滋賀県の社会福祉法人グロー）、法務省（大臣官房司法法制部）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

【資料 36】平成 27 年度常勤弁護士研修実施状況

イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

【年度計画】

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、本部においては平成28年2月に講習会「民事法律扶助制度～活用のノウハウ」を日本弁護士連合会と共催し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。また、42地方事務所において、弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会の実施を行うとともに、未開催の地方事務所においても、制度改定の度、説明資料の配布を行う等、一般契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開した。

その結果、平成28年4月1日時点における一般契約弁護士数は21,033名（平成27年4月1日時点から857名増）、一般契約司法書士数は7,128名（同231名増）と、いずれも平成26年度以上となった。

【資料 17】 契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 18】 契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保

(1) 説明会等の実施

ア 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会を開催するとともに、研修を実施し、また、独自の広報用資料を配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

イ 解説書の配布

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付

添業務の解説」を配布した。

(2) 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約数は、平成27年4月1日時点の25,218名から平成28年4月1日時点の26,370名に増加しており、後者は、全国の弁護士の69.9%に相当するものである。

国選付添人契約弁護士の契約数は平成27年4月1日時点の12,512名から平成28年4月1日時点の13,409名に増加している。

【資料 20】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保

(1) 被害者参加弁護士契約弁護士確保の取組

ア 支援センター本部における取組

支援センター本部では、日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。

イ 地方事務所における取組

地方事務所においては、50地方事務所のうち45地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について、理解を深められるよう取り組んだ。

① 弁護士会主催の説明会・研修会等への参加

② 地方事務所主催の説明会の開催

③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会・意見交換会の開催

説明会等の開催に至らなかった5地方事務所（京都、奈良、島根、福島、釧路）においても、各弁護士会の執行部、犯罪被害者支援委員会等との協議を行い、一般被害者参加弁護士契約弁護士数の増加に取り組んだ。

(2) 契約弁護士の確保

上記(1)の取組の結果、被害者参加弁護士契約弁護士の人数は平成28年4月1日現在4,449名（平成27年度同日比327名増）となった。このうち、女性弁護士数は平成28年4月1日現在984名（平成27年度同日比103名増）となった。

【資料 35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(3) 組織の適正性堅持

ア ガバナンスの強化

【年度計画】

- ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。
- (ア) 執行部会を定期的を開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。
 - (イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。
 - (ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。
- イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

1 本部における組織運営等

理事長の招集により毎月2回以上（合計24回）、本部において執行部会を開催し、会議終了後に決定事項等の議事の要旨をとりまとめ、本部役職員及び地方事務所職員への伝達を行い、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めた。また、執行部会での指摘事項を本部担当課室において検討させ、その対応状況を執行部会へフィードバックする取組を行った。

全国地方事務所長会議及び全国地方事務所事務局長会議を各1回、ブロック別協議会をブロック別に1回ずつ計8回開催し、支援センターが抱える課題等について情報交換を行った。

地方事務所においても、随時、執行部会議を開催し、本部が決定した業務運営方針に基づき迅速かつ的確な業務運営を実施した。

2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上でその実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応える常勤弁護士を育成するため、地方事務所執行部会への常勤弁護士の出席、地方事務所執行部と常勤弁護士との意見交換会・勉強会等の実施等に取り組んだ。

イ 監査の充実・強化

【年度計画】

監事監査は本部ほか6地方事務所等を、内部監査は本部ほか44地方事務所・地域事務所等を、情報セキュリティ監査は6地方事務所を対象として実施する。内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制等の整備を始め、業務の実施状況のモニタリングを行い、改善方を提示する手法により実施する。

内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事と会計監査人との情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。

1 監査の実施

(1) 監事監査（本部及び5地方事務所）

監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、平成27年度監事定期監査計画に基づき実施した。

監事は、本部においては、執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとともに、本部各課室の業務執行に関するヒアリングを行った。また、地方事務所においては、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認した。

その結果は理事長へ報告し、被監査事務所へも通知した。

(2) 内部監査（本部及び40地方事務所・支部・地域事務所）

内部監査は、中期計画及び年度計画達成のため、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、平成27年度内部監査計画に基づき実施した。

実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項及び領域を監査要点、監査範囲、監査項目として設定し、重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。

その結果は理事長へ報告し、被監査事務所へも通知した。当該事務所において直ちに対応可能な指摘事項は、その対応結果等を監査室へ報告させ確認した。

また、支援センター全体として対応方針等の検討が必要となる指摘事項については、本部において検討され、業務改善に役立てられていることを

本部各課室に対するヒアリングにおいて確認した。

(3) 情報セキュリティ監査（6 地方事務所）

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況を確認することなどを目的として、平成27年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。

監査事務所に対して情報セキュリティ監査チェックリストを事前に送付して回答を受け、それに基づき実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより確認を行い、必要な指摘等を行った。

その結果は支援センター情報セキュリティ最高責任者である本部事務局局長へ報告した。

2 効率的・効果的な監査

会計監査人監査における指摘事項を監査項目へ反映させることなどにより、監事監査及び内部監査において、より効率的、効果的に内部統制の構築及び運用状況について点検した。

また、監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効率的、効果的に実施した。

ウ コンプライアンスの強化

【年度計画】

各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 内部統制強化のための取組

業務方法書の改正に伴い、ガバナンス推進委員会から内部統制推進委員会に組織再編を行った。

同委員会においては、各種監査結果を踏まえて、全国の地方事務所及び法律事務所等の業務・組織の調査及び点検を行い、網羅的なリスク評価を行った。さらに、各種規程類を整備するとともに、業務管理システム再構築の進捗状況を点検するなどして、内部統制の基盤を強化した。

2 職員に対するコンプライアンスの推進

ガバナンスレポートを発刊し、各事務所の取組事例を掲載したり、「職場のハラスメント防止」について具体的事例を踏まえた専門家の解説を掲載するなど、コンプライアンスに対する意識の向上、取組強化の推進を図った。さらに、コンプライアンス強化週間を設定し、コンプライアンスの標語を掲示するなど、職員のコンプライアンスに対する意識を高めた。加えて、新たに全職員を対象とした事例検討会を実施するとともに、チェックシートによる理解度テストを行うことで、職員のコンプライアンスに対する理解を一層促進させた。

その他、職員階層別研修及び業務研修（集合研修）において、コンプライアンスに関する講義の時間を平成26年度より多く設けて、多方面での意識の向上を図った。

エ 情報セキュリティ対策

【年度計画】

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえて情報セキュリティ関連規程の改正を行うとともに、改正後の情報セキュリティ関連規程にのっとり、情報セキュリティ対策を実施する。

1 情報セキュリティ関連規程の改定

政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策について検討し、情報セキュリティ対策基準及び関連規定について改定を行うとともに、別途必要な規定については新規に策定した。

具体的には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」に基づいて検討を行い、これまで規定されていなかった情報セキュリティ委員会の設置、情報セキュリティに係る対策推進計画の策定、自己点検の実施等、支援センターにとって重要な点を盛り込む改定を行い、情報システム取扱要領、外部委託取扱要領、ライフサイクル基準等を新規に策定した。

2 情報セキュリティ対策の実施

昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修・教育を実施した。

(1) 研修（合計9回）

下記アからカの研修については、講義の一つとして情報セキュリティ対策をテーマとしたものを実施した。

下記キについては、標的型攻撃の対象として狙われることの多い外部にメールアドレスを公開している部署の担当者を対象に実施した。

- ・ 初任者研修（2回）
- ・ ブラッシュアップ研修（2回）
- ・ マネジメント基礎研修（1回）
- ・ 民事法律扶助担当者研修（1回）
- ・ 法律事務所職員業務研修（1回）
- ・ 常勤弁護士赴任前研修（1回）
- ・ 標的型攻撃対策研修（1回）

(2) 教育・自己点検

職員の情報セキュリティ意識向上のために、統一的な教育資料を作成・配布し、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。

(4) 関係機関等との連携強化

ア 効果的な連携方策の策定

【年度計画】

ア 地方協議会の開催等

(ア) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。

(イ) 28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。

(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。

また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

イ 関係機関等との連携強化

(ア) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。

(イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、関係機関とのセミナーや意見交換を行い、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協働につなげる。

- (ウ) 本部において法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。
- (イ) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。

1 地方協議会の開催等

平成27年度は、全国の地方事務所において合計97回（平成26年度99回）の地方協議会を開催した。

そして、31地方事務所において複数回の地方協議会等を開催した。

その開催に当たっては、議題や開催方法等に応じた関係機関・団体を検討した上での出席依頼を行った。また、関係機関・団体に対し、支援センターに関する事前のアンケート調査を実施し、地方協議会の際に寄せられた意見等を詳細に聴取するとともに、得られた意見等を業務に反映した。さらに、全国を取組について社内グループウェアに掲載し、参考となる事例を全国で共有した。

【資料 37】 平成 27 年度地方協議会開催一覧

【資料 38】 平成 27 年度地方協議会参考事例一覧

【資料 39】 平成 27 年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

2 関係機関等との連携強化

(1) 全国で開催された地方協議会のうち42地方事務所65回については、高齢者・障がい者等に対する法的支援をテーマとした。加えて、各地の地方事務所において、高齢者・障がい者支援を担う地方公共団体の担当部署、福祉機関・団体のほか、弁護士会・司法書士会を個別に訪問して意見交換や業務説明を実施した。そのほか、本部において、各地の弁護士会の高齢者支援の実施状況を確認すべく、的確な実態把握の方法等について日本弁護士連合会との検討に着手した。

(2) 上記(1)の取組は、司法ソーシャルワーク事業計画も踏まえて実施されているところ、特に同計画において主要な連携先として掲げられている地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会については、計659回（平成26年度比230回増加）にわたって意見交換や業務説明等を実施す

ることを通じて、民事法律扶助の巡回相談、出張相談等の制度・手続の周知を図るなどした。

- (3) 本部において、法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（平成27年10月、23府省庁等が出席）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び司法ソーシャルワークについて理解を得るとともに、連携強化を図った。また、関係機関連絡協議会を3回開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した。
- (4) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明、意見交換等を2,754回（平成26年度2,753回）実施し、具体的事案が発生した場合に支援センターを紹介してもらえよう取り組んだ。

イ 連携強化のための体制構築

【年度計画】

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

1 地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の地方事務所執行部への起用

地方事務所の業務運営に資するため、各地方事務所において地方自治及び福祉関係等の知識経験を有する者を執行部へ起用するための取組を推進するよう働きかけるとともに、全国地方事務所長会議及びブロック別協議会において、上記知識経験を有する副所長から関係機関との関係構築のための手法等を報告させて情報共有を図った。

なお、平成27年度は、東京地方事務所、大阪地方事務所、鳥取地方事務所、福岡地方事務所及び釧路地方事務所において地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者として各1名を起用するとともに、次年度当初に向けて1か所の地方事務所において1名の者を起用すべく調整を図った。

2 地方自治体との連携

地方自治体からの要請により、自治体内に設置した支援センターの窓口引き続き職員を派遣して、自治体との連携を図った。

(5) 報酬・費用の立替・算定基準

【年度計画】

国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替・算定基準について検討を行い、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、算定基準について検討を行うための準備を引き続き行う。

1 立替基準についての検討準備

民事法律扶助業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から検討を行う必要がある。

そこで、「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」で立替基準についての検討を行い、その結果を踏まえ、運用の平準化を図るために債権者少数の場合の任意整理事件・特定調停事件の着手金等の基準額を整備するため、また、運用の適正化を図るために受任者等に対して金銭返還を求める場合の基準を受任者等の実際負担する労力に整合させるように整備するため、民事法律扶助業務運営細則を平成27年11月30日付で改定した。また、受任者より処理の困難性について報告がなされた場合の着手金増額についての目安の検討を行い方向性を確定する等、現行基準の下での運用の適正化・平準化の取組を進めた。

2 算定基準についての検討準備

適正な国費支出及び契約弁護士の活動に対する適切・公平な評価（報酬・費用への反映）の観点から、以下のとおり、算定基準についての検討を行うための準備を引き続き行った。

- (1) 契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析した。
- (2) 算定基準について、日本弁護士連合会との間で定期的な協議を継続した。
- (3) 算定基準の改正案を作成し、法務省との間で協議を実施した。

(6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

【年度計画】

自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画策定に必要な情報収集などの準備・検討を行う。

次期システムの構築に向けた検討に際して、自然災害等が発生した場合においても業務継続を可能とするバックアップシステムの構築に向けた検討を行う。

大規模地震をはじめ、自然災害のリスクに備えた業務継続計画の策定について、必要な情報収集及び分析を行い、業務継続計画案を作成するなど、業務継続計画策定に向けた取組を進展させた。

また、新システム構築の検討に当たり、各種業務データのバックアップの範囲・方式及び災害発生時における業務継続に向けたシステムの検討を行った。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 支援センターの業務全般に関する効率化

ア 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

イ 一般管理費及び事業費の効率化

【年度計画】

ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図

るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。

また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。

1 人件費の合理化・効率化

(1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、81.2ポイント（平成26年度は80.6ポイント）であった。

(2) 管理部門のスリム化等

管理部門においては、給与支給事務につきシステム利用によって申請するペーパーレス化を進めており、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても引き続き検討を行うなどした。

2 一般管理費及び事業費の効率化

(1) 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）の効率化減

平成27年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（1,814,309千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は1,803,889千円である。これは、平成26年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（1,880,695千円）と比べ、対平成26年度76,806千円の削減となった（4.1%減）。その結果、人件費及び公租公課を除く一般管理費について、平成26年度比3%を上回る削減額を達成した。経費削減の主な内容としては、借上宿舍規程の改正により17,477千円の職員住宅借上料を、判例検索ソフト利用契約の見直しにより3,280千円の利用料を、携帯電話の料金プランの見直し等により2,110千円の通信運搬費を、それぞれ削減した。

(2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。以下同じ。）の効率化減

平成27年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（860,679千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は784,122千円である。これは、平成26年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（792,921千円）と比べ、対平成26年度8,799千円の削減となった（1.1%減）。その結果、立替金債権管理

事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費について、平成26年度比1%を上回る削減額を達成した。経費削減の主な内容としては、IP回線契約の見直しにより7,602千円の回線使用料を、コールセンター品質評価委託契約の調達内容の見直しにより2,678千円の業務委託費をそれぞれ削減した。

3 各種契約手続の競争性・透明性・公正性確保

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないものや少額随意契約に該当するものを除いて、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用して契約を行った。競争的手法を活用するに当たっては、競争性を十分に確保するため、一者応札となった契約を精査するとともに、ホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従って、入札参加が見込まれる業者に対し積極的に入札情報のPRを行った。また、入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲示する措置を講じた。

この結果、平成26年度において5件（全体件数の14.7%）であった一者応札が、平成27年度は2件（同7.1%）に減少した。

さらに、少額随意契約の場合においても、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約しているほか、性質随意契約の場合であっても、契約内容を十分に精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫を行うことにより、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成27年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙4のとおりである。

ウ 事務所の業務実施体制の見直し

【年度計画】

ア 出張所

取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。

イ 司法過疎地域事務所

(ア) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。

(イ) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、

実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。

- (ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

1 出張所

業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の把握・整理に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所及び同支部の執行部と協議を重ねるなどして、業務実施体制の見直しの検討を進めた。

2 司法過疎地域事務所の設置・存置等

第2期中期計画上の司法過疎地域事務所の設置基準（第3期中計画においても踏襲）に基づき、実働弁護士1人当たりの人口（26,507人）、地方裁判所本庁からの移動距離・時間等（青森地裁本庁から五所川原支部までの移動距離は約54.6キロメートル、移動時間は約97分）を勘案するとともに、法律事務取扱業務量（配置年度に予想される国選弁護事件数を基に、実働弁護士1人当たりの年間事件数及び契約弁護士1人当たりの年間事件数は共に約25件）、地方公共団体や地方事務所の要望（鱒ヶ沢町より要望あり）も踏まえて設置の必要性等を検討し、平成27年度は鱒ヶ沢地域事務所を設置した。

鱒ヶ沢地域事務所の設置に当たっては、事務所の無償貸与を実現するとともに、法務省及び日本弁護士連合会の意見聴取を実施した。

既存の司法過疎地域事務所の存置の必要性や常勤弁護士・職員の配置人数については、複数の事務所における収支に関する検証を行うとともに、事件処理件数に必ずしも直結しない活動の業務量を適切に把握するべく、常勤弁護士による情報提供等の活動を把握するための報告内容の見直しを行ったほか、常勤弁護士が取り扱う事件の困難性を評価するための指標や常勤弁護士が前記情報提供等を行うことによる財政的效果を算出する方法を検討するなど、必要な見直しをすべく検討を行った。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成28年3月31日現在）

(2) 事業の効率化

ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

【年度計画】

- ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用するなどして周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。
- イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。
- ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。
- エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。

1 コールセンター及び地方事務所の役割分担と周知

ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等において、電話による問い合わせはコールセンターを案内することを原則とし、最初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供（参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合）を希望する利用者については地方事務所を案内するとの取扱いについての説明を継続的に実施した。

また、テレビコマーシャル、ウェブサイト、新聞広告、ソーシャルネットワーキングサービスなどを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。

以上の結果、コールセンター及び地方事務所における情報提供件数は521,508件（平成26年度529,430件）となり、情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合は平成27年度において61.1%（平成26年度62.5%）と、6割超を維持した。

2 コールセンターへの内線転送件数の増加

引き続き内線転送を推進した結果、内線転送件数が、平成27年度は22,004件に増加した（平成26年度19,030件）。

3 コールセンターの業務範囲の拡大

コールセンターにおける民事法律扶助の資力要件確認を実施するサービ

スについては、平成27年度に次のとおり拡大した。

- ・ 資力要件確認サービス対象事務所数：46地方事務所・支部（平成26年度31地方事務所・支部）
- ・ 資力要件確認サービス件数：12,302件（平成26年度6,183件）
加えて、平成27年10月から、地方事務所・支部における話中電話及び無応答電話をコールセンターに自動転送し、コールセンターにおいて受電対応する新たな取組を開始した。
- ・ 話中転送及び無応答転送対象事務所数：21地方事務所・支部
- ・ 話中転送及び無応答転送件数：6,325件

4 オペレーターの効率的配置

コールセンターの受電傾向を分析し、平日昼間の人員を多く配置し、夜間及び土曜日の人員を少なく配置するなど、業務運営の効率化を図った。

資力要件確認サービス対象地方事務所・支部の拡大、地方事務所・支部の話中転送及び無応答転送の新たな取組開始を要因とした業務範囲の拡大があった一方で、オペレーターの席数の増加を抑制し、かつ、平成27年度は応答率が98.5%（平成26年度95.9%）と平成26年度を超える応答率を達成し、応答率90%以上を維持するとともに、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）が極めて少ない状態を維持するなど、オペレーターの効率的な配置を実施した。

5 1 コール当たりの運営経費

(1) 運営経費等の考え方

平成26年度業務実績報告におけるコールセンター運営経費は、オペレーター人件費（スーパーバイザー職員（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行う者）の人件費を除く）及び賃料を基礎としていたが、コールセンター事業の効率化の状況をより適切に計ることができる指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とし、固定経費となる賃料を除くこととした。

また、対応件数については、電話による一般問い合わせとは異なる対応を要するメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）につき、各業務量を考慮した係数により調整した件数を算出した。

なお、業務量を考慮した係数とは、通常の電話対応の平均対応時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）の各平均対応時間（平成25年度・平成26年度・平成27年度の3か年の平均数値）であり、それぞれ、1.31、1.78、1.48となる。

(2) 1 コール当たりの運営経費

上記(1)に基づき算出した結果、以下のとおりとなる。

- ① コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じたもの)で除した1コール当たりの運営経費
平成27年度941.2円(平成26年度919.7円、平成25年度966.3円)
 - ② コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じないもの)で除した1コール当たりの運営経費
平成27年度1,006.0円(平成26年度976.3円、平成25年度1,009.6円)
- (3) 1コール当たりの運営経費の検証

1コール当たりの運営経費が平成26年度の数値を上回ることとなったのは、平成26年度の対応件数が平成25年度比で増加したため、平成27年度において目標とする応答率90パーセント以上を達成すべく、平成27年度当初において人員増加を図ったが、結果として対応件数が平成26年度と比較して減少したためである。

入電状況と業務範囲拡大とのバランスを図りながら、新規オペレーター採用の抑制等を行うなど運営努力はしたものの、前述のとおり1コール当たりの運営経費を平成26年度と同一の水準に維持できなかった。なお、平成25年度の1コール当たりの運営経費と比較すると、これを下回った。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成27年度情報提供件数の推移

【資料43】平成27年度における相談分野の概要(情報提供業務 問合せ上位20位)

【資料44】平成27年度における関係機関紹介状況(情報提供業務)

イ 民事法律扶助業務(震災法律援助事業を含む。)

【年度計画】

審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。

被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。

1 単独審査の積極的活用

同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件について単独審査によることを推進した結果、審査付議件数が少ないために、単独審査の機会

を設けることや単独審査対象案件の選別を行うことがかえって事務負担となる小規模地方事務所等を除き、46地方事務所（平成26年度は43地方事務所）において単独審査が実施されたほか、平成26年度に引き続き、全地方事務所で書面審査が活用される等、審査の適正を確保しつつ事務手続の合理化を進めた。その結果、援助開始審査における書面単独審査が29,979件（平成26年度28,442件）と、平成26年度よりも1,537件増加した。

2 事務の平準化・合理化の取組

本部内に設置された組織・運営改革推進本部の業務改善班で「民事法律扶助にかかる暫定標準モデル案」を策定して平成27年8月に各地方事務所に意見照会をした上で、一部地方事務所でパイロット試行を行った。

3 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等について、「民事法律扶助における共同受任マニュアル」に則って両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士の共同受任を実施したり、民事法律扶助における一般弁護士と常勤弁護士の共同受任スキームを検討するなど、共同受任による事件処理の合理化・効率化に向けた取組を行った。

ウ 国選弁護等関連業務

【年度計画】

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件について、地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。

1 不服申立ての地方事務所限りの再算定

- (1) 国選担当副所長会議において全国の地方事務所限りの再算定の状況等について報告し、一層の活用を求めた。
- (2) 平成27年度は、合計376件（平成26年度463件）の不服申立てのうち、45件（平成26年度82件）が地方事務所限りの再算定で処理された（地方事務所限りの再算定処理率約12.0%（平成26年度約17.7%））。

2 一括契約弁護士数の増加

多くの地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、一括契約の解

説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布するなど一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成27年4月1日時点では9,402名であったところ、平成28年4月1日時点では9,967名と増加した。

3 一括契約に基づく報酬算定について

- (1) 平成27年度は、一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は0件であった。
- (2) 一括契約に基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事件の指名通知依頼があることが必要になる（一括契約に基づく報酬算定は、同一の日に複数の即決被告事件について指名打診を受け、これらを承諾することが要件となっているため）が、①即決被告事件の指名通知依頼件数自体が437件（平成26年度は712件）と大幅に減少している（平成26年度比約38.7%減）上、②そのうち、被疑者段階から国選弁護人が選任されている事件数（即決被告事件について指名通知依頼がなされないため、一括請求に基づく報酬算定の対象外となる）は、339件あり、一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る事件数（すなわち、①から②を差し引いた事件数）自体も、98件（平成26年度は151件）と大幅に減少した（平成26年度比約35.1%減）。

4 報酬算定業務の集約化

平成26年に設置された国選弁護等報酬算定業務室において、報酬計算業務が集約し、平成27年度においても、効率的に処理している。

【資料45】平成27年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

エ 司法過疎対策業務

【年度計画】

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎対策に携

わる弁護士に、司法過疎地域事務所の相談室等の既存のインフラを利用させるなどにより、その担い手を確保し、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を行うべく検討を行った。また、これまで巡回相談を行っていなかった地域において、巡回法律相談を実施するとともに、司法過疎地域へ派遣予定の一般契約弁護士6名について、常勤弁護士定期業務研修への参加を認めて研修を実施したほか、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等との法律相談会の共催方法等を検討した。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供業務

ア 情報提供業務の質の向上

【年度計画】

ア オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施)

コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価をそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話応対等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。

イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。

ウ F A Q等の充実と活用

常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するF A Q、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、逐次更新追加を行う。

ホームページ上のF A Q公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。

エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。

オ 利用者の利便性の向上

地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。

カ アンケート調査の実施

ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 オペレーター等の質の向上（客観的評価の実施）

(1) コールセンター

平成27年9月から同年10月にかけて、平成26年度実施したものと同様の音声ログ調査（認知・養育費・労働問題、相続問題）各10本（計20本）とミステリーコール（電話対応状況覆面調査）2事例（認知・養育費・労働問題、相続問題）各5本（計10本）を実施し、評価を行った。

(2) 地方事務所等

上記期間において、平成26年度のミステリーコールの評価が低かった地方事務所・支部を中心に、地方事務所・支部31か所に対する上記ミステリーコール前記2事例各1本（計62本）を実施し、評価を行った。

(3) 評価

対応については、①基本対応に関する事項（オープニングトーク、保留回数等）、②環境に関する事項（対応環境、通話音量等）、③話し方・聴き方に関する事項（相づち、クッション言葉等）、④説明に関する事項（専門用語の置き換え、復唱確認等）、⑤問題解決に関する事項（選択肢の提供等）及び⑥顧客満足に関する事項（不安の排除等）の6分野25項目についてそれぞれ評価を行い、その平均達成率は約68%（平成26年度約69%）であった。

また、対応に関する評価に加え、更なる情報提供業務の質の向上を図るため、当該事例に係る法制度・関係機関情報の提供がなされているか否かとの観点から、合計20項目の評価を行った（認知・養育費・労働問題事例11項目の評価に係る平均達成率は約42%、相続問題事例9項目の評価に係る平均達成率は約54%）。

(4) ミステリーコールの活用

第三者による客観的評価を踏まえて、電話対応等に関する対処方法についてフィードバックを実施した。特に、音声ログを活用した具体的な研修を実施することにより、研修の実効性を持たせるとともに、多くの地方事務所で客観的評価を踏まえた研修を実施し、対応の質の向上に向けた取組を実践した。

2 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

コールセンター及び地方事務所等において、日本在住外国人からの問い合わせに対応するため、通訳サービス業者に外部委託し、電話による多言

語情報提供サービスを実施した。

- ・ 対応言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語（5か国語）
- ・ 対応件数：1,575件（平成26年度908件）

3 F A Q等の充実と活用

(1) F A Qの追加・更新・活用

業務開始以降コールセンター等に寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のF A Q化にも努め、データベース上のF A Qの随時更新・増加（利用のないF A Qの登録抹消等も含む）を図った。また、よく利用されるF A Q約1,000件をホームページで公開している。

前述に加え、平成27年9月関東・東北豪雨の対応として、F A Qを基に新たに「豪雨災害に関するQ & A」を緊急作成の上、ホームページ上に掲載し、被災者支援を実施する際においてもF A Qを活用した。

<平成27年度におけるF A Q更新件数>

- ・ 更新件数（利用のないF A Qの登録抹消等も含む）：668件（うち震災関連0件）
- ・ 新規投入件数：286件（うち震災関連7件）
- ・ 総件数：4,909件（うち震災関連595件）

<平成27年度における公開F A Qの閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：502,989人（平成26年度478,268人）

<平成27年度における関東・東北豪雨Q & Aページ閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：575人

(2) 関係機関データベースの追加・更新

関係機関情報については、地方事務所を中心に、関係機関データベースの更新作業（利用のない窓口の登録抹消等を含む）を行うとともに、新たに連携した関係機関の窓口を加え、約24,000件の登録となった（平成26年度の関係機関登録総件数約24,400件）。数年の間に全く利用のない窓口の登録抹消等を行ったことにより、平成26年度と比べて窓口の総登録件数は減少しているが、上記作業によって利用者に必要な情報を提供する体制がより整備された。

<平成27年度における関係機関データベース>

- ・ 新規登録した関係機関窓口件数：約580件
- ・ 更新件数（利用のない窓口の登録抹消等含む）：約9,000件
- ・ 関係機関登録総件数：約24,000件

4 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

平成24年度から、法律相談援助を希望する利用者については、コールセンターにおいて資力要件を確認し、地方事務所に転送する運用を開始し、平成27年度に46地方事務所・支部まで拡大した（平成26年度 31地方事務所・支部）。

5 利用者の利便性の向上

法的問題を抱えていると認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを含む、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を複数の地方事務所（支部を含む。）で開始した。

6 アンケート調査の実施

(1) ホームページにおけるアンケート

【3.3（満足度5段階評価）※平成26年度3.3】

地方事務所等やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し、職員対応、内容の的確性、支援センターをどのように知り、どのように利用したのかについて、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。平成27年度もこれを継続して実施し、メールによる情報提供の利用者に対しては、有効回答率の向上を目指して返信文にアンケートへの協力を依頼する文言を掲載した（195件回答）。

(2) コールセンターにおけるアンケート

【4.7（満足度5段階評価）※平成26年度4.7】

コールセンターにおいては、平成26年11月13日から同年12月12日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で4.7の満足度を得た（調査対象総件数16,186件中2,900件回答。有効回答率約17.9%）。

(3) 地方事務所等におけるアンケート

【4.5（満足度5段階評価）※平成26年度4.5】

地方事務所等については、平成27年9月1日から同27年10月30日までの間、面談による情報提供を受けた利用者、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼する方式で実施し、5段階評価で4.5の満足度の評価を得た（総面談件数2,831件中1,160件回答。有効回答率約41.0%）。

【資料46】利用者満足度調査

イ 法教育に資する情報の提供

【年度計画】

全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の社会人・一般市民向けシンポジウムを年1回開催する。地方事務所における業務説明を含めた法教育事業を年1,500回以上実施する。

1 法教育に係る基本方針の策定

本部主催のシンポジウム及び全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人・一般市民に向け広く法教育に資する情報が普及することを基本方針とした。

2 法教育に資する情報提供の取組

(1) 本部における取組

平成28年2月に東京都において、「子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法」をテーマとしたシンポジウム「法テラスシンポジウム－支え合う社会へー」を開催した。同シンポジウムでは、社会福祉学者による基調講演を行い、常勤弁護士・生活困窮者自立相談支援員による実践報告を行い、さらに、パネルディスカッションとして、社会福祉分野の研究者・厚生労働省職員・生活困窮者自立相談支援員・弁護士・司法書士による「子どもの貧困から考える生活困窮者の自立支援と司法」に関する意見交換を行った。関係機関等の協力の下、社会人・一般市民を中心として、約240名の参加を得た。

実施後アンケートの結果、基調講演・実践報告について「分かりやすかった」という回答割合が85%を超え、さらに、報道機関（NHK）による取材を受け、開催日当日のニュースとして採り上げられることによって、広く社会人・一般市民に向けたシンポジウムの目的の周知ができた。

また、開催趣旨に基づき、社会人・一般市民の参加を獲得すべく、託児サービスの導入や大学・ボランティアセンターなどを通じた積極的な広報等を行い、平成26年度を上回る、6割超の社会人・一般市民の参加を得た。

同シンポジウム実施後には、内容を報告書にまとめ、事後においても活動の周知を図った。さらに、全国の生活困窮者自立支援制度に係る自立相談支援窓口等への報告書送付に向け、関係機関等との調整等に着手した。

(2) 地方事務所における取組

全国各地で社会人・一般市民向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業、支援センターの業務説明会等を実施し、紛争の未然防止に資する情報の普及に取り組んだ。

全国の50地方事務所全てにおいて、図書館・大学等と連携し、一般市民

に向けて開かれた企画を実施するなど各地において趣向を凝らした取り組みがなされ、実施回数は総計1,941回（平成26年度1,935回）となった。その内訳は、市民講座における講演等が591回（平成26年度428回）、学校における出前授業等が69回（平成26年度69回）、支援センターの業務説明会等が1,281回（平成26年度1,438回）であった。

参加者100名以上の法教育取組として、札幌地方事務所においては演劇を交えた法的トラブルへの対処能力を身に付けるためのイベント及び図書館との共催による成年後見制度をテーマとした市民講座、大阪地方事務所においては「落語」を題材とした法律に関するトークイベント、青森地方事務所においては「法と学生生活の関わり」をテーマとした大学生向け法律講座、福井地方事務所においては「落語」を題材とした「消費者被害の未然防止」を図るイベントをそれぞれ実施した。

【資料47】平成27年度法教育取組一覧

【資料48】平成27年度法テラスシンポジウム チラシ

(2) 民事法律扶助業務

ア 利用者の利便性の向上

【年度計画】

ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組も念頭にした、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じて自宅等での出張相談を安全かつ円滑に実施するための体制の整備を検討する。また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。

イ 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。

ウ 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。

本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。

- 1 利用者の利便性を向上させるべく、地方事務所又は指定相談場所で休日相談を行える態勢は21地方事務所（平成26年度18地方事務所）、夜間相談

を実施できる態勢は22地方事務所（平成26年度22地方事務所）と、利用しやすい援助態勢を整備した。また、各地方事務所における地域性を生かした司法ソーシャルワークを念頭に、福祉関係機関と連携した指定相談や巡回相談の実施等、利用者の利便性の向上につながるような方策を行った。

また、6割以上の31地方事務所が法テラスホームページ内の地方事務所ページ上に事務所相談契約弁護士・司法書士の情報（事務所住所、業務時間等）を掲載する取組を行う等、それぞれの地方事務所ですべて契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法を工夫した。

2 書面審査・単独審査を積極的に活用する運用を継続的に進め、審査の効率化を図った。その結果、利用者の利便性の向上を目的として設定した代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均処理期間14日以内という目標が、全地方事務所の96%である48地方事務所（平成26年度45地方事務所）で達成され、改善が進められた。

3 平成26年12月9日付事務連絡「被援助者からの意見や要望への対応手順」に則り、利用者からの意見・要望等を、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努めた。

また、法制度変更等の全体に関わる事項については、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議及び情報提供や、両会の機関紙等への記事掲載、ファクシミリ一斉送信サービスの実施等、契約弁護士・司法書士に対し適時適切に必要な周知を直接的かつ効率的に行なった。

イ 利用者に対する適切な援助の実施

【年度計画】

ア 法律相談援助における利用者のニーズ分析を通じ、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を進め、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討する。

イ 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。

ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。

- 1 法律相談援助利用者に対し、代理援助と書類作成援助を適切に選択できるように、事物管轄等に応じて、司法書士相談を案内するといった方策を行った。また、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しを行い、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。
- 2 各地方事務所で、福祉事務所等の勉強会に参加し、ニーズに応じた業務説明やリーフレットの配布を行う等し、連携の強化と利用者が関係機関を通じて問題解決のために必要な代理援助又は書類作成援助にスムーズにたどり着ける環境の整備を行い、本部においても、日本弁護士連合会・日本司法書士連合会等関係機関との協議会を通じ、連携強化を図った。
また、簡易裁判所の民事調停事件や少額訴訟事件について、代理人がいない利用者に対して、裁判所からの連絡により司法書士につなぐスキームを、裁判所、司法書士会と連携しながら検討を進めた。
- 3 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施・拡充に努め、15地方事務所（支部・出張所を含む。）（平成26年度12地方事務所（支部・出張所を含む。））においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談を実施した。また、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる態勢を採ったり、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して相談内容に配慮した配点を行うなどの工夫を行った。

(3) 国選弁護業務

ア 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

【年度計画】

- ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。
- イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、実施する。

- 1 関係機関との協議
全ての地方事務所・支部において、1回以上、関係機関との間で、国選

弁護士及び国選付添人の選任態勢について協議の場を設けた。延べ回数は467回（平成26年度429回）に及ぶ（個別事件に関する協議を含む。）。

また、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

2 指名通知の目標時間設定

全ての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を設定した。

被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内と設定している。

被告人国選弁護事件については、ほぼ全ての地方事務所において、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定し、その余の地方事務所においても、「裁判所が指定した期限まで」などと目標時間を設定している。

国選付添事件については、全ての地方事務所において、原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。

3 達成度合い

全ての地方事務所において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。

特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、平成27年度は約99.8%（平成26年度約99.7%）に増加した。

【資料51】平成27年度被疑者国選指名通知状況

イ 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

【年度計画】

地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とす

るため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。

また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

1 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議

全ての地方事務所（以下、支部を含む。）において、年1回以上、裁判所及び弁護士会との間で、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議を実施した（個別事件に関する協議を含む。）。

その結果、裁判員裁判対象事件用の名簿が作成された地方事務所数は、28か所（平成26年度21か所）となり、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等の義務付けられるようになった。

また、本部においても、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任について、日本弁護士連合会と協議を行った。

2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

36か所の地方事務所において、裁判員裁判に関する研修を実施した（実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。）。そのうち、11か所の地方事務所において、裁判員裁判に特化した研修や協議会等が実施され（延べ回数36回）、そのテーマとしては、裁判員法廷を利用した法廷弁護技術研修、裁判員裁判における責任能力の争い方、裁判員裁判振返り研修・報告会、量刑データを利用した弁論について等があった。

3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材に弁護活動を振り返って議論・検討する裁判員裁判事例研究研修、裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修をそれぞれ2回実施し、各地域における対応体制の強化・充実に努めた。

4 裁判員裁判弁護技術研究室の取組

裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の結果報告書の提出を受けて弁護内容を確認するなどし、その結果

を踏まえて随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努めた。

【資料36】平成27年度常勤弁護士研修実施状況

ウ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

【年度計画】

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

1 制度の変更等に関する情報の収集

57か所の地方事務所（支部を含む。）において、刑の一部執行猶予制度の運用に関する裁判所主催の協議に参加した（延べ参加者数89名）。

2 説明会の実施等

全ての地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対する説明会又は説明資料（「国選弁護関連業務の解説」、「国選付添関連業務の解説」、国選弁護人契約弁護士のしおり等）の配布を実施した（弁護士会との共催を含む。）。

3 研修の開催等

55か所の地方事務所（支部を含む。）において、延べ194回、契約弁護士の弁護活動の質の向上に資する研修を実施した（弁護士会との共催を含む。）。研修の内容は、新規登録弁護士対象の被疑者国選事件の手の流れ等のほか、尋問技術や弁論に関するものや、裁判員裁判対象事件に特化したものなどがあり、契約弁護士のサービスの質を向上させるものになっている。

4 報酬請求に関する規程等の周知

契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、2記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護関連業務の解説」及び「国選付添関連業務の解説」を配布するとともにホームページで紹介するなどして、報酬請求に関する規程等の周知を行っている。

また、本部において、算定基準に関する法テラスの考え方を示した説明

文書を作成し、地方事務所における算定基準に関する説明等に活用している。

5 事件報告に関する取組

平成21年に導入した接見資料の制度（※1）の浸透により、契約弁護士は支援センターに正確に弁護活動の報告を行っている。

また、公判時間連絡メモ（※2）を参照して、国選弁護人等の過失等による申告内容の誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用を徹底している。

※1 接見資料の制度

被疑事件の国選弁護人に選任された普通国選弁護人契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際には、支援センターが細則で定める接見の事実を疎明する資料に足りる客観的な資料を提出することになっている。

※2 公判時間連絡メモ

支援センターの指名通知により選任された国選弁護人等が関与する事件について、期日に立ち会った書記官が、支援センターから送付を受けた書式に所定事項（当該事件の期日、開始時刻、終了時刻等）を記載して作成するメモ

(4) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援業務の質の向上

【年度計画】

ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

- (ア) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。
- (イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。
- (ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。

イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

- (ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。
- (イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対

し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。

- ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と平成26年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。
- エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

(1) 被害者支援連絡協議会やその分科会等への出席

ア 被害者支援連絡協議会

台風で中止となった岡山地方事務所を除く49地方事務所において被害者支援連絡協議会に参加し、また、分科会にも参加する等関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図った。なお、岡山地方事務所においても関係機関との間で資料交換を行い、情報共有を図った。

イ DV防止法第9条連絡協議会への参加

38地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

ウ その他の連携活動

(ア) 本部における取組事例

- ・ 国土交通省での公共交通事故被害者等支援研修において、「法テラスにおける被害者支援」をテーマに講義を実施した。
- ・ 国土交通省の公共交通事故被害者支援ネットワーク会議に参加し、業務報告を行った。
- ・ 日本弁護士連合会・中部弁護士会連合会・金沢弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加した。
- ・ 警察庁生活安全企画課からの依頼を受け、関東管区警察学校において、「法テラスの概要及び警察との連携」について講義を行った。
- ・ 内閣府男女共同参画局と連携し、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとしての「女性の悩みごと相談」を実施した。

実施場所：法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島

(イ) 地方事務所における取組事例

- ・ 全地方事務所で関係機関への業務説明等に取り組むとともに、犯罪被害者週間（平成27年11月25日から同年12月1日までの間）又は同週間の前後には関係機関と共に啓発・広報活動を行うなど、連携・協力関係の維持・強化を推進した（街頭での啓発用グッズ、

リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示の実施)。

- ・ 内閣府による交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実・強化を図ることを目的とする「各種相談窓口等意見交換会」に参加した。
- ・ 内閣府による交通事故被害者サポート事業における子供に対する支援に焦点を当てた「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のための意見交換会」に参加した。

(2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見聴取

地域ごとのニーズをくみ上げるため、全地方事務所で下記要領により犯罪被害者等やその支援に携わる関係機関からの意見聴取を実施した。

<実施期間>

平成28年1月から同年3月まで

<アンケート送付機関・団体>

弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等

<アンケート回収数>

1,342件

<実施方法>

各地方事務所からの協力依頼、アンケート用紙送付

<聴取項目>

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 利用者からの支援センターに対する意見
- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望
- 各機関のイベント・研修の開催状況

質問内容	認知度
全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者支援を行っていること	94.0%
被害者のための犯罪被害者支援ダイヤルを設置していること	79.7%
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること	85.1%
国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知していること	43.4%

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、法テラスから被害者参加旅費等が支払われること	39.9%
---	-------

(3) 利用者や関係機関・団体からの意見聴取等

本部では日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見をアンケートにより聴取、共有するとともに、定期的な協議を通じて業務改善の参考とした。

地方事務所では、弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携し、全地方事務所で、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、支援センターの業務改善の参考とした。

犯罪被害者から寄せられた被害者参加人の旅費支給制度に関する意見に基づいて、日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会が弁護士を対象に発行する犯罪被害者支援ニュースに、制度に関する説明を掲載した。

2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

(1) 犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応

本部又はコールセンターへ寄せられた利用者からの意見について、関係する本部課室、コールセンター及び地方事務所・支部で共有した。その上で、対応が適切であったかを共に振り返ることで、犯罪被害者支援を担当する職員が犯罪被害者等の心情に配慮した対応をとれるように取り組んだ。

また、平成27年度日本司法支援センター事務局長会議において、総合法律支援法の一部改正に伴う犯罪被害者支援業務の拡大について現状を説明する時間を設け、引き続き、犯罪被害者等に配慮した対応を行うよう指導した。

(2) 二次的被害の防止等をテーマとする研修の実施

本部では、地方事務所・支部で犯罪被害者等の対応を担当する職員を対象とした犯罪被害者支援業務研修を開催し、臨床心理士を講師として、二次的被害の防止等を含む講義、グループワークを行った。この研修資料は、各地方事務所での研修等に活用できるよう全地方事務所に配布する等して共有した。さらに、本年度においては、犯罪被害者等と接する機会の多い全国の民事法律扶助業務担当者を対象とした研修においても、臨床心理士による二次的被害の防止を目的とした講義を行い、窓口において情報提供を担当する職員を対象とした研修及び全国の法律事務所事務職員を対象とした研修においても、二次的被害の防止を含む被害者対応の留意点について講義を行った。

また、犯罪被害者支援課職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計16回参加した。

各地方事務所・支部では、犯罪被害者等の対応を担当する職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計93回参加した。

3 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保、精通している弁護士の人数の増加及び紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会の連携により、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の数は平成28年4月1日現在で792名（平成27年度同日比95名増）となり、全ての都道府県で複数名を確保した。

また、犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数は、平成28年4月1日現在では3,441名（平成27年度同日比433名増）となった。

被害者等の個々の状況に応じて弁護士を紹介できるよう、犯罪被害者支援業務の担当職員研修において、精通弁護士紹介に関する事例検討を行う等紹介態勢の整備に取り組んだ。また、コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を担当職員及び事務局長においても共有することを徹底し、進捗状況に留意しながら業務を行った。

特に、重大、凄惨な事件、社会的関心の高い事件については、地方事務所と本部で情報を共有し、地方事務所に対して必要な援助を行った。取組の結果、平成27年度の精通弁護士紹介件数は1,603件（平成26年度比112件増）となった。

【資料34】犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

4 犯罪被害者への民事法律扶助制度等の適切かつ積極的な情報提供等

コールセンターでは、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の経験や知識のある担当者を配置し、研修等を通じて民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度に関する説明を徹底した。一般オペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルを担当するオペレーターの充実を図った。

本部では、コールセンター、地方事務所等における犯罪被害者への制度案内をより解りやすく行うために、平易な言葉でのFAQの作成及び修正を行い、被害者参加旅費等支給制度に関する関係機関向け説明資料を作成した。

また、ホームページや広報誌でも、犯罪被害者支援業務に関する情報を解りやすく掲載し、各制度の利便性向上を図った。

地方事務所では、関係機関への業務説明や意見交換を行うとともに、リーフレット等を配布することで、地域ネットワークの中で被害者へ各制度の情報が提供されるように取り組んだ。

イ 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

【年度計画】

被害者参加人に対する旅費等の支給について、裁判所等と密接な連携を図りながら、受理からおおむね2週間以内に支給する。

裁判所及び法務省、日本弁護士連合会と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な旅費等の支給を行った。

日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会発行の犯罪被害者支援ニュースに制度内容を掲載することで、弁護士を対象に制度を周知し、また、最高裁判所事務総局との意見交換を通じて、裁判所職員を対象とした制度周知を図ることで、旅費支給を希望する被害者参加人に、適切に旅費等支給が行われるよう取り組んだ。あわせて、制度を正しく理解いただくための関係機関向けの説明資料を作成した。

月ごとの受理件数が大きく変動する中で、支給事務に関するマニュアルの充実化を図り、被害者参加人への旅費等の支給の効率化に取り組んだ。毎月3回の送金日を設けて、裁判所等との協議を要するなどの特別の事情のある請求事案を除き、受理からおおむね2週間以内に支給を行った。

平成27年度の請求件数は2,594件であり、支給額は1,975万7,395円であった。

【資料57】平成27年度被害者参加旅費等支給業務実績

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の①から⑤の取組を行う。

(1) 自己収入の獲得

【年度計画】

寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法の検討等を行う。

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。

1 寄附金収入獲得への取組

ツイッター等の新たな通信手段を用いた寄附の呼び掛けを開始するとともに、インターネットを利用した募金やクレジットカード決済による募金の導入の可否について検討を進めた。

一般寄附については、大口の寄附を受けることができた上、しよく罪寄附については、地方事務所や支部において、事務所内にしよく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示し、契約弁護士宛てにチラシを配布するなどして、その周知を徹底させることで、増額につなげた。

<平成27年度実績>

しよく罪寄附	34,594千円	(平成26年度	18,816千円)
一般寄附	52,319千円	(平成26年度	7,980千円)
計	86,913千円	(平成26年度	26,796千円)

2 有償受任等による自己収入

地域の実情に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入の確保に努めた。

その結果、平成28年3月31日までに設置した35か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,312件（平成26年度比15.4%増）、国選弁護・付添事件が623件（平成26年度比9.7%減）、有償事件が761件（平成26年度比4.7%増）となった。

また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による平成26年度事業収益は、179,043千円となり、平成26年度の214,756千円と比べて、35,713千円（16.6%）減少した。

3 財政的支援の獲得

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所については、地方公共団体等から敷地（宮城地方事務所南三陸出張所（南三陸町）、山元出張所（山元町）、東松島出張所（東松島市）、岩手地方事務所大槌出張所（大槌町）、気仙出張所（大船渡市）、福

島地方事務所ふたば出張所（広野町）又は建物（福島地方事務所二本松出張所（二本松市等））の無償提供を受けている。

また、秋田県に設置した鹿角地域事務所（鹿角市）及びパイロット事業として設置した兵庫県明石市役所内の法テラス案内窓口に加え、青森県に新設した鱒ヶ沢地域事務所（鱒ヶ沢町）についても建物の無償提供を受けた。

(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

ア 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

【年度計画】

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討することにより債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行う。
- ③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。

- ④ 自動払込方法の多様化の取組を推進しつつ、自動払込方法以外の支払方法も検討する。
- ⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 長期滞納者等に対しては、裁判所への支払督促の申立てを行う。

立替金の償還実績は平成26年度比102.9%（2億9,504万円増）の104億1,716万円であるが、そもそも民事法律扶助業務は資力の乏しい国民を対象としていることから、償還実績を拡大させるためには、様々な施策を検討の上で実施し、成果を上げることが求められる。

まずは、口座引落しを確実に実施することにより滞納を発生させないことが重要であることから、生活用口座からの引落しを推進し、滞納が発生しないよう努めた。また、滞納が長期になる前に解消することも肝要であることから、口座引落不能者に対するコンビニエンスストアでの支払いを可能とした督促（以下「コンビニ督促」という。）の実施により、滞納を解消させた。この施策と合わせ、平成26年度に引き続き実施した本部における立替金回収に関する各種施策に加え、平成27年から実施した引落停止督促等のきめ細やかな督促体制の整備、集中的な督促の実施、地方事務所における活動の相乗効果により、回収効果を上げることができた。

償還免除及びみなし消滅については、民事法律扶助業務研修にて償還免除手続に関する説明を行い、償還免除手続における要点を周知することにより、事務処理手続の効率化、迅速化を図った結果、多数の生活保護受給者からの償還免除申請を決定したとともに、立替金管理の効率化を進めるため、10年以上償還がなく残額が少額で回収コストに見合わないと思われる立替金と、破産により免責を得た後、長期間償還がない立替金を一括してみなし消滅として処理する手続を行った。

この結果、平成27年度の償還免除とみなし消滅の金額額は合計47億5,965万円（平成26年度比99.6%）となった。

詳細については、以下のとおりである。

1 本部における集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備

(1) 初期滞納者督促

初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送

コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促

コンビニ督促による回収10億1,324万円（平成26年度比108%）

(2) 長期滞納者督促

- ・ 6か月以上の長期滞納者を対象に、71,715件の督促状発送
 発送に当たっては、債権管理システムの機能を活用し、滞納ステージや個々の滞納者の属性（引落口座未手続者、振込入金者、高齢者など）を考慮
 回収5,132万円（平成26年度比51.3%）、免除5億5,363万円（一括償却含む。）、所在調査5.2%（平成26年度比1.6ポイント増）
- ・ 償還金滞納者が本部に問い合わせを行った際に本部償還金口座を案内する運用
 回収1億4,999万円（平成26年度比173.5%、上記長期滞納者督促に伴う入金分を含む。）

(3) 期間限定督促

- ・ ボーナス支給月に合わせた督促（7月、12月）
 回収1,200件、1,480万円（平成26年度比99.6%）
- ・ 電話督促強化週間（9月、11月、1月、3月）
 1,416件架電、1,692万円回収（平成26年度比56.2%）

(4) 引落停止督促<平成27年度新規>

- ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対しては、3回連続滞納に伴い引落しが停止されることから、この引落しを再開させる督促状を発送
 5,028件発送、9,701万円を回収 419件の引落を再開

(5) 免除及びみなし消滅

- ア 研修における周知徹底
- イ 本部一括償却

6,775件、8億0,241万円を償却（対象：10年経過及び免責 平成26年度比118%）

2 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施

- ・ 統一的な債権管理回収計画の骨子に基づく、前年実績も踏まえた地方事務所ごとの債権管理回収計画の作成と実施
- ・ 「債権管理回収の手引き」を改訂し、全国一律の督促指針として活用
- ・ 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還元

3 被援助者への償還の意識付け強化

- ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底
- ・ 被援助者配布用「返済のしおり」の見直し
- ・ 償還金返済者向けホームページにおける引落日の告知

4 自動払込方法の多様化

- ・ 償還金引落口座の対象を拡大し、ゆうちょ銀行に限定していた対象口座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落しを可能とすることにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立
- ・ ゆうちょ銀行用とその他金融機関用に分かれていた引落口座登録用紙の統一<平成27年度新規>
- ・ 全国事務局長会議等における生活用口座引落し周知徹底<平成27年度新規>
- ・ ブロック別協議会及び民事法律扶助業務研修における担当者への意識付け<平成27年度新規>
- ・ 長期滞納者に対する督促に当たっては、引落口座未登録者について工夫した文面にて発送し、口座登録を促進
- ・ ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対する引落停止督促の発送

5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進

- (1) 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内
- (2) 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け
- (3) 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施

6 初期滞納段階での回収の改善

- ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出
- ・ 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施
- ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促
- ・ 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用

7 長期滞納者等への支払督促の申立て

- (1) 申立件数
600件（平成26年度比240%）
- (2) 事前予告通知
1,690件発出 425件、9,669,723円を回収
- (3) 回収金額
286件、13,845,603円を回収
- (4) 平成26年度以降の支払督促による回収実績
 - ・ 平成26年度の申立：250件
 - ・ 平成26年度の回収実績：22件／721,000円

- ・ 平成27年度の回収実績：92件／5,775,640円
- ・ 2年間の通算合計回収額：延べ114件／6,496,640円

イ 償還率の向上

【年度計画】

上記(1)の取組により、償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)の向上に努める。

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」(いずれも財団法人法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む。)の割合を算出したところ、平成26年度の81.4%に対し、平成27年度は84.6%へ更に向上した。

ウ 立替金債権等の管理・回収状況の開示

【年度計画】

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、平成27年度業務実績報告書で明らかにする。

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについては、以下一覧表のとおりである。

民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還月額も少額であるため、結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経るに従い、償還割合等は着実に伸展している。

平成27年度末現在(平成28年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

平成28年3月現在
(単位 百万円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替残処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,323	81.8%	441	522	90.1%
平成19年度	11,078	9,024	81.5%	941	1,113	90.0%
平成20年度	12,640	10,102	79.9%	1,286	1,252	90.1%
平成21年度	15,446	11,545	74.7%	2,333	1,568	89.8%
平成22年度	16,860	11,294	67.0%	3,347	2,219	86.8%
平成23年度	15,601	9,655	61.9%	3,312	2,634	83.1%
平成24年度	15,616	9,043	57.9%	3,276	3,297	78.9%
平成25年度	15,562	7,679	49.3%	3,025	4,858	68.8%
平成26年度	15,453	5,612	36.3%	2,598	7,243	53.1%
平成27年度	16,032	1,922	12.0%	806	13,304	17.0%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

【年度計画】

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするための統一的な対応方針策定に向け、本部での検討を進める。

立替金等の悪質な償還滞納者等への対応について、既に統一的な対応方針を策定し、平成27年1月13日に各地方事務所に周知しているが、過去に滞納があり、かつ、自己破産等の援助申込みをする者への対応についても統一的な対応方針を新たに策定し、平成27年10月9日に各地方事務所に周知した。

上記対応方針においては、原則、新たな援助を行わないこととし、例外的に、特別の事情がある場合は、申込み後の全額償還等の事情がある場合を除いて、本部協議を必要としており、平成27年度は、上記方針に基づき、26件の本部協議の申入れがなされた。

(4) 委託援助業務

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

【年度計画】

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助と費用等の援助を行う。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助と費用等の援助を行う。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成27年度の援助申込総受理件数は22,316件であり、平成26年度の24,096件と比較して1,780件減少した。平成21年5月以降、被疑者国選制度の対象範囲の拡大により、平成24年度に9,059件まで減少していた刑事被疑者弁護援助は、平成25年度から受理件数が10,713件と増加に転じ、平成26年度は12,025件、平成27年度には12,556件まで伸びた。一方、少年保護事件付添援助の受理件数は、平成26年6月から国選付添人制度が拡充されたことに伴い、平成25年度の8,680件に対し、平成26年度は5,359件、平成27年度には3,756件と大きく減少した。

上記以外の委託援助事業のうち、犯罪被害者法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者に対する法律援助（心神喪失者等医療観察法法律援助を含む）は微増ながら着実に受理件数が増加したものの、難民認定に関する法律援助、外国人に対する法律援助、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助については、平成26年度の受理件数から減少した。

支援センターがこれらの業務を担うことによって、現在、民事法律扶助及び国選制度でカバーされていない法律サービスを、広く全国に同一に提供するという日本弁護士連合会委託援助業務の目的が達せられている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成27年度は5件の援助申込みを想定したが、新規の援助申込みはなかった。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

【資料 25】平成 27 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（業務別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

1 業務別セグメント情報開示の更なる充実

平成 27 年度は、業務実績報告書に掲載している「業務別セグメント情報」につき、①「経常費用」、「経常収益」及び「総資産」の各内訳を追加し、財務諸表との結び付きをより明らかにするとともに、②人件費を業務ごとに配賦する基準を定めることにより、「法人共通」欄にまとめて計上されていた職員人件費等を各業務に配賦して開示し、平成 26 年度よりも充実した業務別セグメント情報の開示を行った。

なお、支援センターの会計については、独立行政法人会計基準に従わなければならないところ（総合法律支援法施行規則第 14 条第 3 項）、平成 27 年 1 月に独立行政法人会計基準が改訂されて新会計基準が公表され、その後の同年 3 月にその実務指針（Q & A）が公表され、当該新会計基準においては、③財務諸表等（事業報告書を含む。以下同じ。）における業務別のセグメント情報の開示のほか、④運営費交付金の収益化（業務別のセグメント区分を更に細分化して、収益化の単位を設定した上で行うものとされている。）も重要な内容とされた。

支援センターの財務諸表等におけるセグメント情報を従来の区分経理によるものから業務別のものへ展開するに当たっては、財務諸表等における情報開示方法の重要な変更となるが、支援センターの会計においては、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならないという継続性の原則に従う必要があり、その重要な変更については、その変更内容及び変更時期に合理性が求められるところである。

そこで、会計監査人との協議を重ねた結果、まず、④については、新会計基準及び実務指針の公表時期が平成 27 年度の直前であったこと、その対応に要する準備作業に時間が足りないことから、他の多くの独立行政法人

と同様、平成 28 年度からの適用とし、これと密接に関連する⑦についても平成 28 年度から適用し、その変更時期を合わせることに合理性があるものと判断された。

よって、検討するに、平成 27 年度に業務別のセグメント情報を先行して事業報告書に記載しようとするれば、前記のとおり、④について未だ準備中であることから、④と連動せずに⑦を実施することとなり、平成 28 年度には、再度④と連動させた新たな業務別のセグメント情報を開示すること（⑦）となってしまう、継続性の原則に反しかねない。

そのため、平成 27 年度は、財務諸表等においては従来どおり旧会計基準を適用して区分経理による開示を行うこととした。他方で、新会計基準適用に向けた準備作業の成果を生かし、前記のとおり、業務実績報告書において、業務別のセグメント情報の開示を行うこととした。

2 各データの経年比較のグラフ化

事業報告書において、平成 26 年度に引き続き、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書について区分経理によるセグメント情報を開示するとともに、各データの経年比較をグラフ化するなどし、財務諸表の会計情報を視覚的にも読み取りやすくする取組を継続した。また、財務データと業務実績を関連付けた情報として、各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載することなどにより、充実した情報開示となるよう、従来からの取組を継続した。

3 分かりやすい表現に向けた取組

財務諸表中の重要な会計方針や注記等の説明文について、会計基準において示された専門的な例文をそのまま踏襲するのではなく、より分かりやすい説明となるよう表現を工夫・調整した。

【資料56】業務別セグメント情報

(6) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

1 委託費

平成27年度委託費予算額は161億1,000万円であり、うち事業費は128億800万円であったところ、平成27年度委託費支出額は154億5,800万円、うち事業費は125億200万円であった。事業費の支出が予算で予定されていた支出額を下回った主な要因は、被疑者国選弁護事業に係る予算と執行の乖離（事件数が、予算上想定されていた件数を下回ったこと）による。

2 運営費交付金

平成27年度運営費交付金の予算執行状況は、(1)支出実績額（262億4,800万円）が、予算で予定されていた支出額（266億9,400万円）と比べて、4億4,600万円少なく、また、(2)収入実績額（113億1,300万円）が、予算で予定されていた収入額（114億8,900万円）と比べて1億7,600万円少なかった。これにより、平成27年度末において、2億7,000万円の未執行分が発生した。

ア 支出が少なかった要因（4億4,600万円）

支出が予算で予定されていた支出額を下回った主な要因は、民事法律扶助事業経費において予算額と比べて2億4,300万円の開差が発生した点にある。これは、民事法律扶助事業の代理援助については、約10万8,700件を想定して予算設定されたものの、実績が約10万7,400件にとどまり、予算件数を約1,300件下回ったこと、また、東日本大震災の被災者支援のための代理援助（東日本大震災法律援助として実施）についても、被災者の法的ニーズに適切に対応するため、約2,900件を想定して予算設定されたものの、実績が約2,100件（うち約500件がADR申立事件）にとどまり、予算件数を約800件下回ったことによる。

イ 収入が少なかった要因（▲1億7,600万円）

収入が予算で予定されていた収入額を下回った主な要因は、上記の民事法律扶助事業における代理件数の減少により立替金額が想定より下回るなどしたことから、償還金収入が減少したことによる（▲1億8,800万円）。

5 短期借入金の限度額

該当なし。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

8 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 認知度の向上に向けた取組の充実

【年度計画】

(1) 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、認知度調査（ニーズ調査を含む。）結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させる。

(2) 効果の高い広報活動の実施

テレビ広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を活用し、間断ない情報発信方法による広報活動を実施する。

(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。

また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」、総合法律支援に関する論稿「総合法律支援論叢」を定期的に発行し、関係機関・団体等に配布する。

(4) 認知度の向上

認知度調査を実施し、平成27年度に実施した広報効果を適切に検証する。

また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

1 広報計画の策定

- (1) 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえ、地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させ、効率的かつ効果的な広報活動に取り組んだ。

【取組事例】

本部において、「法テラスの日」（4月10日）に、平成26年度の業務実績、活動状況等についてプレスリリースを実施し、これと前後して、地方事務所において、街頭活動（リーフレット・広報グッズ 配布）などの地域的な広報活動を実施した。

- (2) 地方事務所職員に対する研修を実施した。
- (3) 認知度調査の結果を分析したところ、低所得者層、高齢者層及び女性の認知度は、平成26年度調査と同様に低く、また、認知経路としては、依然、インターネット媒体からの割合が高いことが判明したので、この分析結果を踏まえ、低所得者層、高齢者層や女性が利用すると考えられる公共機関への重点的なアプローチについて、本部で作成する翌年度の広報活動方針に反映させた。

2 効果の高い広報活動の実施

(1) インターネット等を活用した広報

認知度調査の結果を踏まえ、都道府県別認知度において認知度が低調な地域（石川・和歌山・沖縄・滋賀・三重・兵庫・岡山・新潟・栃木）に対し、重点的にターゲティング広告（リスティング広告、ツイッター広告）を実施した。

また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン（月2回程度配信）やツイッター（毎日3回程度配信）で配信した。ツイッターのフォロワー数は、平成28年3月末日現在で11,506人となった（平成26年度比2,078人増）。

(2) 震災法律援助事業の利用促進のための広報

岩手県、宮城県及び福島県において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため平成27年11月及び12月、BS放送（全国）とケーブルテレビ（岩手、宮城）は30分番組、地上波テレビ（福島）は30秒コマーシャルを放映した。また、同年11月及び12月新聞広告を3回実施した。

(3) プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組や関係機関と連携した施策などに関するプレスリリースを4回実施した。また、支援センターが報道される機会を増加させることを目的として、記者懇談会を行うなど、報道機関との接点作りにも取り組んだ。地方事務所においても、本部のプレスリリースに合わせて地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報発信を行った。

(4) その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国58社の鉄道会社の駅施設等に2,650枚のポスターを無料で掲示し、また、認知度が低調な地域の官公庁（税務署、ハローワーク、年金事務所、法務局）へポスターの掲示、リーフレットの備付を依頼した。

3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と連携し、「多重

債務者キャンペーン2015」を実施し、関係機関等へポスター掲示を依頼した。法務省保護局の協力を得て、保護司組織の幹部に対し、会員保護司等への周知や利用促進を依頼し、保護観察所及び保護司組織との連携を通じた広報活動のための環境を整備した。また、関係機関、自治体、大学、図書館等に、法テラス白書、総合法律支援論叢、広報誌（年4回発行）を配布した。

4 認知度向上について

(1) 認知度向上の取組

ここ数年、支援センターの広報活動は、業務認知度を上げることに軸足を移しており、平成27年度も業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動を行った。

【具体的な取組例】

- ・ テレビ広報においては、CMだけでなく、業務内容を具体的にイメージできるように、被災地を対象として、30分番組を制作し、これをケーブルテレビで約1か月間集中的に放映したり（岩手、宮城）、BS放送でも放映したりした（福島を含む全国）。
- ・ CM広告では、被災地を対象として、時間を従前の15秒から30秒と拡大し、内容も支援センター職員によるサービス提供場面等を盛り込むなど、業務内容が分かるものとした。

(2) 実態をより反映するための認知度調査の改定

認知度調査においては、認知度の実態をより反映できるように、専門家の助言も得て、従前の質問・回答選択肢に加え、「名前は知っている・聞いたことがある」と回答した者に対し、記憶喚起の手がかりとなる更問（「法テラスが提供している次のサービスの中で知っているものを全て選んでください。（複数回答）」）を設け、「知っているサービスはない」の選択肢とともに、業務内容を具体的に列挙する選択肢を示した。

(3) 認知度調査結果

- ① 全く知らない・聞いたことはない：49.4%
 - ② 名前は知っている・聞いたことがある：36.0%
 - ②' ②の回答者のうち、更問に対し、具体的サービスを1つ以上選択：20.7%
 - ③ どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）：9.1%
 - ④ 利用したことがある：5.5%
- ㊦ 名称認知度（①を除くもの）：50.6%（26年度比－5.2ポイント）
- ① 業務認知度（③＋④）：14.6%（26年度比＋1.3ポイント）
 - ①' 記憶喚起の手がかりを得た者も含む業務認知者の割合（②'＋③

+④) : 35.3%

㊦ 名称認知者 (㊦) に占める業務認知者 (㊦) の割合 : 28.9% (26年度比+5.1ポイント)

㊦' 記憶喚起の手がかりを得た者 (㊦') も含む場合の上記割合 : 69.8%

【資料26】平成27年度プレスリリース実施一覧

【資料27】広報活動関連資料

(2) 施設・設備、人事に関する計画

【年度計画】

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。

1 施設・設備の確保

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。具体的には、耐震基準を満たさず、かつ、津波の浸水想定区域に立地していた安芸地域事務所の移転等を行った。

2 人的体制の確保

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた人的体制を確保するため、全事務所を対象とした業務量に応じた大規模な人員の再配置案を作成し、平成28年4月期及びその後の人事異動において段階的に人的体制の確保を図ることとした。

また、能力主義に基づく的確な人事配置を行うため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度の段階的導入に向けた取組（平成28年度から上位級を占める職員を対象に試行を開始）を推進した。

平成27事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
収 入				
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
計	45,170	44,526	△ 644	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注2)
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注3)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注4)
物件費	600	543	△ 57	(注5)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注6)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
計	45,170	43,477	△ 1,693	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注6)

受託経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注7)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成27事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
収 入				
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
受託収入	2,366	1,772	△ 594	(注2)
計	29,060	29,068	8	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注3)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注2)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
計	29,060	28,020	△ 1,040	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注3)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成27事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
収 入				
受託収入	16,110	15,458	△ 652	
計	16,110	15,458	△ 652	
支 出				
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注1)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注2)
物件費	600	543	△ 57	(注3)
計	16,110	15,458	△ 652	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことによる。

(注2)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の収入及び経費の配分が、損益計算書上の収入及び経費の配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成27事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
費用の部	45,170	43,477	△ 1,693	
経常費用	45,170	43,477	△ 1,693	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注1)
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注2)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注3)
物件費	600	543	△ 57	(注4)
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注5)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,170	44,526	△ 644	
前年度繰越金	-	778	778	(注6)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
純利益	-	1,049	1,049	(注7)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	1,049	1,049	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

被害者参加旅費等支給事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注5)

日本弁護士連合会等委託支援事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注6)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注7)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注8)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注8)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成27事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
費用の部	29,060	28,020	△ 1,040	
経常費用	29,060	28,020	△ 1,040	
事業経費	18,846	18,337	△ 509	
うち民事法律扶助事業経費	17,820	17,577	△ 243	
その他事業経費	1,026	759	△ 266	(注1)
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	7,848	7,911	63	
うち人件費	5,358	5,294	△ 65	
物件費	2,490	2,618	128	
受託経費	2,366	1,772	△ 594	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253	1,659	△ 593	(注2)
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	21	21	△ 0	
収益の部	29,060	29,068	8	
前年度繰越金	-	778	778	(注3)
運営費交付金	15,206	15,206	-	
受託収入	2,366	1,772	△ 594	(注2)
補助金等収入	67	69	2	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116	10,958	△ 159	
事業外収入	306	286	△ 19	
純利益	-	1,048	1,048	(注4)
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	1,048	1,048	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

日本弁護士連合会等委託支援事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注3)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注4)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注5)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注5)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成27事業年度 収支計画

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
費用の部	16,110	15,458	△ 652	
受託経費	16,110	15,458	△ 652	
うち国選弁護士確保事業経費	12,757	12,483	△ 274	
被害者参加旅費等支給事業経費	51	19	△ 32	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,302	2,955	△ 347	
うち人件費	2,702	2,413	△ 290	(注2)
物件費	600	543	△ 57	(注3)
収益の部	16,110	15,458	△ 652	
受託収入	16,110	15,458	△ 652	
純利益	-	-	-	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注4)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成27事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
資金支出	45,170	43,477	△ 1,693	
経常費用	45,170	43,477	△ 1,693	
業務活動による支出	45,170	43,477	△ 1,693	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	45,170	44,526	△ 644	
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
業務活動による収入	45,170	43,749	△ 1,422	
運営費交付金による収入	15,206	15,206	-	
受託収入	18,476	17,230	△ 1,246	
その他の収入	11,489	11,313	△ 176	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成27事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
資金支出	29,060	28,020	△ 1,040	
経常費用	29,060	28,020	△ 1,040	
業務活動による支出	29,060	28,020	△ 1,040	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	29,060	29,068	8	
前年度繰越金	-	778	778	(注1)
業務活動による収入	29,060	28,291	△ 770	
運営費交付金による収入	15,206	15,206	-	
受託収入	2,366	1,772	△ 594	(注2)
その他の収入	11,489	11,313	△ 176	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分633百万円から事業外収入に充当することとされた206百万円を除いた427百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことによる。

(注3)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成27事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備考
資金支出	16,110	15,458	△ 652	
経常費用	16,110	15,458	△ 652	
業務活動による支出	16,110	15,458	△ 652	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
資金収入	16,110	15,458	△ 652	
業務活動による収入	16,110	15,458	△ 652	
受託収入	16,110	15,458	△ 652	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標の期間よりの繰越金	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成27年度日本司法支援センター契約状況表

(平成28年3月31日現在)

第1表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	28	31.1	464,429,149	64.2
うち一般競争入札	25	27.8	367,995,949	50.9
うち総合評価方式	3	3.3	96,433,200	13.3
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	62	68.9	258,662,823	35.8
事務所・宿舎の賃貸借契約	51	56.7	138,882,999	19.2
会計監査人契約	1	1.1	17,280,000	2.4
官報公告契約	1	1.1	1,824,795	0.3
他との互換性がない契約	9	10.0	100,675,029	13.9
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	90	100.0	723,091,972	100.0

(注)随意契約の主な内訳	随契に占める割合(%)	随契に占める割合(%)
事務所契約	3件 4.8	67,793,244円 26.2
借上宿舎契約	48件 77.4	71,089,755円 27.5
システム関係契約	5件 8.1	74,670,876円 28.9
合計	56件 90.3	213,553,875円 82.6

(参考)

平成26年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	34	29.6	396,723,174	48.2
うち一般競争入札	27	23.5	289,395,150	35.1
うち総合評価方式	7	6.1	107,328,024	13.0
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	81	70.5	426,701,693	51.8
事務所・宿舎の賃貸借契約	66	57.4	156,471,527	19.0
会計監査人契約	1	0.9	17,280,000	2.1
官報公告契約	1	0.9	4,132,485	0.5
他との互換性がない契約	13	11.3	248,817,681	30.2
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	115	100.1	823,424,867	100.0

一般競争による契約一覧表

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	執務参考図書購入等一式	H27.5.18	5,256,061	入札	5,269,320	99.75%	東京都新宿区新宿3-17-7 株式会社紀伊國屋書店	
2	平成27年度日本司法支援センター定期広報誌印刷・発送業務一式	H27.6.22	9,712,043	入札	12,536,640	77.47%	埼玉県川口市朝日4-22-7 株式会社アドレスサービス	
3	統合運用管理ソフトウェア供給等一式	H27.6.23	3,996,000	入札	4,044,600	98.80%	東京中央区新川2-20-5 ケイヒンビル 国際電子株式会社	
4	リサイクルPPC用紙一式(単価契約)	H27.7.21	2,960,712	入札	3,058,176	96.81%	東京都港区新橋6-17-19 オフィス・メディア株式会社	
5	日本司法支援センター情報システム運用保守作業業務委託一式	H27.8.1	86,054,400	入札	98,493,840	87.37%	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
6	自動体外式除細動器(AED)電極パッド購入等一式	H27.8.4	1,320,462	入札	1,411,560	93.55%	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-3-33 ALSOK千葉株式会社	
7	法テラス白書平成26年度版印刷・発送業務一式	H27.8.27	1,243,512	入札	1,323,000	93.99%	北海道札幌市西区西町南18-1-34 岩橋印刷株式会社	
8	日本司法支援センター法律事務所用PC端末等調達一式	H27.9.1	61,791,768	入札	66,449,160	92.99%	東京都千代田区三崎町3-3-23 芙蓉総合リース株式会社	
9	日本司法支援センター本部自動車運行管理業務請負契約一式	H27.9.7	9,487,421	入札	9,511,344	99.75%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
10	弁護士賠償責任保険契約一式	H27.10.26	1,608,860	入札	1,812,000	88.79%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン 日本興亜株式会社	
11	日本司法支援センターの認知状況等調査業務委託一式	H27.10.29	1,026,000	入札	1,562,760	65.65%	東京都渋谷区南平台町16-25 株式会社ネオマーケティング	
12	「平成27年度法テラスシンポジウム」関連業務委託	H27.11.10	2,160,000	入札	2,189,160	98.67%	東京都千代田区飯田橋3-11-15 株式会社クバプロ	
13	拠点事務所用IP電話システム更改等に係る業務委託	H27.12.14	82,918,080	入札	143,266,320	57.87%	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
14	東京法律事務所什器・備品購入・設置等一式	H28.1.8	2,581,200	入札	2,896,560	89.11%	東京都港区虎ノ門3-15-5 株式会社サンボー	
15	平成28年度刊行物印刷・発送業務一式	H28.1.15	2,754,000	入札	3,156,840	87.24%	東京都墨田区千歳2-3-9 三浦印刷株式会社	
16	日本司法支援センター本部事務所労働者派遣業務一式	H28.1.18	1,151,010	入札	1,387,789	82.94%	東京都新宿区西新宿1-22-2 株式会社ネオキャリア	
17	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行に係る業務委託一式	H28.2.10	1,080,000	入札	2,019,600	53.48%	東京都渋谷区渋谷3-12-22 ステージビル2階 株式会社リーガルキャリア	
18	平成28年度日本司法支援センターリスティング広告出稿業務	H28.2.12	48,600,000	入札	48,915,360	99.36%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
19	多言語電話通訳サービス業務委託一式	H28.2.16	3,456,000	入札	3,868,560	89.34%	東京都渋谷区代々木4-30-3 ランゲージワン株式会社	

別紙4 第2表の1

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
20	民事法律扶助関連印刷物製作・発送業務一式	H28.2.26	4,456,620	入札	4,470,120	99.70%	熊本県宇城市松橋町豊崎1959 敷島印刷株式会社	
21	被災地出張所(宮城県)自動車運行管理業務請負契約一式	H28.3.2	14,359,680	入札	14,644,800	98.05%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	
22	被災地出張所(福島県)自動車運行管理業務請負契約一式	H28.3.2	8,112,960	入札	8,812,800	92.05%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン	
23	被災地出張所(岩手県)自動車運行管理業務請負契約一式	H28.3.2	7,257,600	入札	7,257,600	100.00%	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3 大新東株式会社	
24	平成28年度産業医等業務委託契約一式	H28.3.7	3,391,200	入札	3,391,200	100.00%	東京都渋谷区道玄二丁目25-12 株式会社ドクター トラスト	
25	平成28年度社会保険手続等業務委託一式	H28.3.7	1,260,360	入札	1,774,440	71.02%	東京都江戸川区船堀3-1-6 社会保険労務士 法人人事給与	

総合評価による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	日本司法支援センター情報提供等システム更新のためのコンサルティング業務委託一式	H27.4.1	64,800,000	入札 (総合評価)	101,555,640	63.81%	東京都港区虎ノ門3-1-1 ITbook株式会社	
2	広報誌「季刊ほうてらす」制作業務委託一式	H27.5.14	4,903,200	入札 (総合評価)	5,019,840	97.68%	東京都港区南青山2-12-15 サイトービル4階 株式会社エアリーライム	
3	「東日本大震災法律援助事業」周知のための広報業務委託一式	H27.8.11	26,730,000	入札 (総合評価)	26,853,120	99.54%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	高知地方事務所安芸地域事務所賃貸借契約	H27.5.1	4,363,500	随意	4,363,500	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	高知市南御座7-16株式会社ウイール	
2	仙台コーポレーション・事務所賃貸借契約	27.6.10変更契約	34,446,660	随意	34,446,660	100.00%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区八重洲1-9-9東京建物株式会社	
3	東京地方事務所・事務所賃貸借契約	H27.10.2	28,983,084	随意	32,723,844	88.57%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区四谷1-4 鎌木有限会社	
4	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,265,520	随意	1,265,520	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	茨城県水戸市南町3-3-39株式会社丸二	
5	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,273,740	随意	1,273,740	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1-33東建本社丸の内ビル東建ビル管理株式会社	
6	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,686,480	随意	1,686,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
7	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,476,700	随意	1,476,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
8	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,017,120	随意	1,017,120	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
9	広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,616,384	随意	1,616,384	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
10	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,128,120	随意	1,128,120	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	鳥取県鳥取市吉方温泉3-860プラザマンション612号室 有限会社タウン・プラザ	
11	和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,409,472	随意	1,409,472	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	和歌山県紀の川市藤崎341 有限会社サンスイ産業	
12	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,568,376	随意	1,568,376	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
13	大分地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,476,480	随意	1,476,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
14	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.1	1,787,040	随意	1,787,040	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	千葉県千葉市稲毛区緑町1-23-15 有限会社小川ビル	
15	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.2	1,096,800	随意	1,096,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社	
16	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.4.2	1,347,050	随意	1,347,050	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	三重県津市栄町3-115損保ジャパン日本興亜津ビル1階 積和不動産中部株式会社 三重賃貸営業所	
17	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.7.1	1,075,669	随意	1,075,669	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
18	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.8.1	1,690,560	随意	1,690,560	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
19	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.8.1	1,467,516	随意	1,467,516	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
20	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.9.1	2,097,900	随意	2,097,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
21	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.11.1	1,617,600	随意	1,617,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
22	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.12.1	1,581,480	随意	1,581,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
23	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.12.1	1,397,160	随意	1,397,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
24	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.12.1	1,592,940	随意	1,592,940	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
25	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.1	1,578,860	随意	1,578,860	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿1-22-2 旭化成不動産レジデンス株式会社	
26	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.10	1,544,000	随意	1,544,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
27	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.18	1,546,200	随意	1,546,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
28	大阪地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.25	1,721,031	随意	1,721,031	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
29	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.28	1,414,138	随意	1,414,138	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南二丁目16-1 大東建物管理株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
30	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H27.12.28	1,273,760	随意	1,273,760	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南二丁目16-1 大東建物管理株式会社	
31	群馬地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,631,480	随意	1,631,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区九段南4丁目2-16 株式会社LOP	
32	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,365,680	随意	1,365,680	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	静岡県磐田市鎌田1944-1 有限会社ミサキ	
33	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,497,300	随意	1,497,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
34	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,724,400	随意	1,724,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区谷中3-24-4-305 パテネット株式会社	
35	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.1	1,240,656	随意	1,240,656	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16番1号 大東建物管理株式会社	
36	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,385,236	随意	1,385,236	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	熊本県熊本市中央区辛島町55-2 Bear・fruit 合同会社	
37	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,160,171	随意	1,160,171	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
38	奈良地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,665,132	随意	1,665,132	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市西区西本町1-10-22 株式会社セブンエステート	
39	熊本地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.1.4	1,634,157	随意	1,634,157	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
40	本部借上宿舍貸借契約	H28.1.5	1,755,968	随意	1,755,968	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
41	東京地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.1.5	1,706,066	随意	1,706,066	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 サンシャイン60-41階株式会社ハウスマイトパートナーズ	
42	鳥取地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.1.5	1,522,788	随意	1,522,788	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1-33 東建本社丸の内ビル東建ビル管理株式会社	
43	茨城地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.1.6	1,518,532	随意	1,518,532	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目1-33 東建本社丸の内ビル東建ビル管理株式会社	
44	長崎地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.1.29	1,745,508	随意	1,745,508	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	福岡県福岡市中央区天神3-3-2 株式会社福徳リビング	
45	秋田地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.2.1	1,452,700	随意	1,452,700	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
46	釧路地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.2.24	1,684,800	随意	1,684,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	釧路市光陽町23-101 セフィーラ光陽1階株式会社フリーライフ	
47	宮崎地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.3.11	1,605,445	随意	1,605,445	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮崎県宮崎市清武町船引292番地1-102 共栄造林合同会社	
48	鹿児島地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.3.18	1,300,920	随意	1,300,920	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
49	旭川地方事務所借上宿舍貸借契約	H28.3.30	1,365,264	随意	1,365,264	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
50	本部借上宿舍賃貸借契約	H28.3.31	1,310,760	随意	1,310,760	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6丁目5-1 独立行政法人都市再生機構	
51	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.3.31	1,068,696	随意	1,068,696	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目16番1号 大東建物管理株式会社	
52	平成27事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	H27.11.16	17,280,000	随意	(4事業年度分)	90.79%	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人	
53	日本司法支援センター平成26事業年度財務諸表官報公告掲載	H27.10.26	1,824,795	随意		100.00%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
54	NHK放送受信料	H27.4.1	2,016,057	随意	2,016,057	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区富ヶ谷1-18-4 アピストビル2F NHK営業サービス株式会社	
55	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H27.4.1	31,320,000	随意	31,361,299	99.87%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
56	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託	H27.4.1	18,856,800	随意	18,863,928	99.96%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目15-3 株式会社富士通マーケティング	
57	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託	H27.4.1	18,182,880	随意	18,182,880	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2丁目15-3 株式会社富士通マーケティング	
58	被害者国選弁護業務管理システムに係る保守業務委託契約	H27.4.1	2,311,200	随意	3,206,385	72.08%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都台東区浅草4-6-1 ファミール本橋502 株式会社インターアーク	
59	Internet Explorerバージョンアップ関連業務一式業務委託	H27.12.18	3,999,996	随意	4,399,164	90.92%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
60	判例秘書 INTERNET利用契約	H27.4.1	20,243,520	随意	22,446,720	90.18%	本件契約は常勤弁護士業務を行うため必須であり、当該業者以外に供給することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
61	平成27年度情報提供業務の 対応品質等の 向上のための 調査等委託業務一式	H27.9.1	1,973,376	随意	1,980,720	99.62%	再度の入札に付しても落札者がなかったため。	会計規程第18条第2項第2号	東京都港区芝大門2-1-16 芝大門MFビル 2階 株式会社プロシード	
62	日本司法支援センター東京 地方事務所什器・備品購入・ 設置	H27.11.10	1,771,200	随意	1,778,760	99.57%	再度の入札に付しても落札者がなかったため。	会計規程第18条第2項第2号	東京都港区虎ノ門3-15-5 株式会社サンポー	

「平成27年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第23条）。

(1) 「競争性のある契約」について

競争性のある契約は28件で契約全体の31.1%、契約金額は約4億6,442万円であり、平成26年度と比較して、件数・契約金額における全体に占める比率は高くなっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について

競争性のない随意契約は62件で全体の68.9%、契約金額は約2億5,866万円であり、平成26年度と比較して、件数・契約金額における全体に占める比率は低くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、業務量の増加等に伴う事務所の移転による賃貸借契約件数が3件、職員宿舍の賃貸借契約件数が48件で合計51件と多数に上り、契約全体（90件）の56.7%、競争性のない随意契約全体（62件）の82.3%を占めていることによる。

このような事務所等に係る建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争性のない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は

特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。

なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、複数の物件を選定し、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

会計監査人契約は金額にして全体の 2.4%、官報公告契約は金額にして全体の 0.3%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、9件で全体の 10.0%、契約金額にして約 1 億 0,067 万円で全体の 13.9%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

① 第3表「随意契約一覧表」No.54の「NHK放送受信料」

これは、放送法第64条第1項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表No.55～No.59の「システム改修、保守等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

③ 同表No.60の「判例秘書 INTERNET 利用契約一式」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士判例検索ソフト「判例秘書」をインターネット上で使用するための契約であり、当該サービスを提供している者と契約する以外になく、競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表No.61及びNo.62の契約

これは、入札を実施したが、予定価格に達しなかったために、随意契約を行ったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成26年度において、一般競争入札及び総合評価方式34件中一者応札は5件で全体の14.7%であったが、平成27年度においては、28件中2件で全体の7.1%となっており、昨年度より件数及び率で大幅に改善をした。

これまでで一者応札となった原因は、支援センターにおいて一般競争入札により

各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられるため、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成22年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表し、競争性の確保に努めている。

4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第25条の規定に基づきいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成22年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合は、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成22年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

※ 会計規程（平成18年規程第1号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第14条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が1年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内

(3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関しては、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行っている。

る。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則とし、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務課内の決裁を経た上、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐこととして、その適正性を担保している。また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

※ 文書決裁規程（平成18年規程第6号）別表に基づき、予定価格が50万円未満の契約は財務課長、50万円以上300万円未満のものは総務部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。

平成27年度

業務実績報告書
(資 料)

日本司法支援センター

■平成27年度業務実績報告書 添付資料一覧

資料番号	平成27年度業務実績報告書添付資料	備考
【資料1】	日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
【資料2】	日本司法支援センターのあゆみ(～平成28年3月31日)	
【資料3】	日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画	
【資料4】	常勤弁護士配置・採用実績等一覧	
【資料5】	常勤弁護士配置先一覧(平成28年3月31日現在)	
【資料6】	法テラス運営理念	
【資料7】	日本司法支援センター業務実績	
【資料8】	平成27年度情報提供件数の推移	
【資料9】	平成27年度援助申込状況(民事法律扶助)	
【資料10】	平成27年度援助申込状況(震災法律援助)	
【資料11】	平成27年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)	
【資料12】	平成27年度援助決定件数等状況(震災法律援助)	
【資料13】	平成27年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料14】	平成27年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料15】	平成27年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料16】	平成27年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料17】	契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料18】	契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料19】	国選付添事件受理件数	
【資料20】	国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料21】	国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料22】	犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績	
【資料23】	平成27年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容	
【資料24】	平成27年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況	
【資料25】	平成27年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)	
【資料26】	平成27年度プレスリリース実施一覧	
【資料27】	広報活動関連資料	
【資料28】	最近5年間の援助決定件数の推移	
【資料29】	国選弁護事件受理件数(被疑者)	
【資料30】	国選弁護事件受理件数(被告人)	
【資料31】	平成27年度常勤弁護士就職説明会等実施状況	
【資料32】	平成27年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
【資料33】	平成27年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
【資料34】	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	
【資料35】	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	
【資料36】	平成27年度常勤弁護士研修実施状況	
【資料37】	平成27年度地方協議会開催一覧	

■平成27年度業務実績報告書 添付資料一覧

資料番号	平成27年度業務実績報告書添付資料	備考
【資料38】	平成27年度地方協議会参考事例一覧	
【資料39】	平成27年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧	
【資料40】	平成27年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体	
【資料41】	地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)	
【資料42】	平成27年度地方事務所に対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)	
【資料43】	平成27年度における相談分野の概要(情報提供業務 問合せ上位20件)	
【資料44】	平成27年度における関係機関紹介状況(情報提供業務)	
【資料45】	平成27年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表	
【資料46】	利用者満足度調査	
【資料47】	平成27年度法教育取組一覧	
【資料48】	平成27年度法テラスシンポジウム チラシ	
【資料49】	契約弁護士・司法書士への研修実施状況	
【資料50】	被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況	
【資料51】	平成27年度被疑者国選指名通知状況	
【資料52】	平成27年度立替金残高表	
【資料53】	平成27年度法律相談費実績	
【資料54】	平成27年度代理援助立替金実績	
【資料55】	平成27年度書類作成援助立替金実績	
【資料56】	業務別セグメント情報	
【資料57】	平成27年度被害者参加旅費等支給業務実績	

日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成27年11月1日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	0503383-5333	03-5334-7090
裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	0503383-0062	03-3353-7057
東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300	03-6911-0150
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0503383-5327	042-527-3051
多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0503383-5310	042-656-3201
神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川崎市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	0503383-0511	029-873-6946
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-0873	長野県松本市丸の内8-3 丸の内ビル3F	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	0503383-0519	0773-23-6374
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
法テラス明石市役所内窓口	673-8686	明石市中崎1-5-1 明石市役所本庁舎2F市民相談室内	0503383-1104	078-918-0086
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5445	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業(株)第2ビル	0503383-5448	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGBビル6F	0503383-5457	073-425-9201
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096

【資料1】

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ101	0503383-0005	0574-61-2940
中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	0503383-0068	0573-66-5551
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピースビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	0503383-5326	08512-2-4750
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	0503383-0516	0959-72-5968
対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	0503383-0517	092-052-5032
平戸地域事務所	859-5114	平戸市築地町510	0503383-0468	0950-23-8286
雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14番地 雲仙市小浜総合支所3F	0503383-5324	0957-74-3185
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7口	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	096-352-6350
高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	0503383-0469	0967-62-0861
鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6階	0503383-5525	099-223-6146
鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	0503383-5527	0994-44-6922
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553番地1 徳之島合同庁舎2階	0503381-3471	0997-82-3261
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	0503383-0520	0982-33-0551
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	0503383-0201	0980-72-6552
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	022-263-4558
南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56番地	0503383-0210	0226-47-1071
山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13番地1	0503383-0213	0223-33-8037
東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0503383-0009	0225-84-3024
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	0503383-0521	0242-24-3903
二本松出張所	964-0917	二本松市本町1-60-2	0503381-3803	0243-62-0251
ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0503381-3805	0240-28-0061
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	0503383-0518	0193-64-3519
大槌出張所	028-1115	岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号	0503383-1350	0193-41-1536
気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9番地5	0503383-1402	0192-26-4855

【資料1】

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	018-825-1211
鹿角地域事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50番地 鹿角市福祉保健センター2F	0503383-1416	0186-30-1320
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
八戸地域事務所	031-0086	八戸市大字八日町36 八戸第1ビル3F	0503383-0466	0178-22-5841
むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	0503383-0067	0175-22-3695
鱒ヶ沢地域事務所	038-2761	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鱒ヶ沢町総合保健福祉センター内	0503383-8369	0173-82-1525
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
八雲地域事務所	049-3106	二世郡八雲町富士見町21番地1	0503383-8366	0137-63-4633
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3階	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0003	安芸市久世町9番20号 すまいるあき4F	0503383-0029	0887-34-8532
中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	0503383-0467	0880-35-5488
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213

【資料 2】 日本司法支援センターのあゆみ（～平成28年3月31日）

平成11年 7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年 6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年 3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年 6月	総合法律支援法公布
11月～12月	全国50か所に日本司法支援センター地方準備会発足
平成17年 9月	法務大臣、理事長となるべき者として金平輝子を指名 日本司法支援センターロゴ・愛称「法テラス」発表
平成18年	
4月10日	日本司法支援センター設立（本部東京） 金平輝子理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
4月28日	法務大臣、中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程・国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
10月2日	業務開始
12月14日	4月10日を「法テラスの日」とすることを決定
平成19年	
3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務について、日本弁護士連合会、公益財団法人中国残留孤児援護基金との契約締結
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
平成20年	
4月10日	寺井一弘理事長就任 理事長、役員・地方事務所長等を任命
7月31日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款の変更を認可（算定基準関連）
11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可、業務方法書・法律事務取扱規程・国選付添人の事務に関する契約約款の変更を認可
平成21年	
4月2日	法務大臣、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款の変更を認可
平成22年	
2月26日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・中期計画の変更を認可、第2期中期目標を指示
3月25日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
平成23年	
3月7日	法務大臣、国選弁護人の事務に関する契約約款・国選付添人の事務に関する契約約款・国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款・業務方法書の変更を認可
4月10日	梶谷 剛理事長就任
9月21日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成24年	
3月30日	法務大臣、業務方法書・法律事務取扱規程の変更を認可
12月21日	法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成25年	
3月27日	法務大臣、業務方法書の変更を認可

11月28日 法務大臣、業務方法書の変更を認可
平成26年

3月25日 法務大臣、業務方法書の変更を認可

3月28日 法務大臣、第3期中期計画を認可

4月10日 宮崎 誠理事長就任

平成27年

3月19日 法務大臣、業務方法書の変更を認可

【資料 3】

日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画		
第3期中期目標(平成26年2月28日)	第3期中期計画(平成26年3月28日)	平成27年度計画
第2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置
1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢	1 業務運営の基本的姿勢
(1) 総論	(1) 総論	(1) 総論
<p>支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢を基本とする。</p> <p>支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。</p>	<p>支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者から立った業務遂行を常に心掛けるとともに、利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。</p>	<p>支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。</p> <p>利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場に立ったサービスの提供につながるよう努める。</p> <p>多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。</p> <p>国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。</p>
(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実等	(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実	(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実
ア 震災法律援助事業による援助の充実	ア 震災法律援助事業による援助の充実	ア 震災法律援助事業による援助の充実

【資料 3】

<p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たしているのか分析した上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>	<p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>平成 24 年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、震災法律援助について、被災者が利用しやすい制度となるよう、巡回・出張相談、夜間・休日相談、テレビ電話相談を活用するなどし、被災者支援の充実を図る。</p>	<p>震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>平成 24 年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。</p>
<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>	<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>	<p>イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実</p>
<p>東日本大震災の被災地・被災者のニーズに応じて、支援センターが持つノウハウを有効利用し、震災法律援助事業以外の手法による被災地・被災者の援助拡充を図る。</p>	<p>東日本大震災の被災地の地方公共団体と連携して、引き続き、弁護士・司法書士のほか、被災者のニーズに適した各種の専門家によるサービスを提供するなどし、被災者に対する包括的な支援の充実を図る。震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、被災者のニーズに応じ、民事法律扶助業務を通じ、巡回・出張相談等の方法により、適切な被災者支援を実施する。</p>	<p>法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。</p> <p>震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。</p>
<p>(3) 高齢者・障害者等に対する援助の充実</p>	<p>(3) 高齢者や障害者等に対する支援の充実</p>	<p>(3) 高齢者や障害者等に対する支援の充実</p>
<p>常勤弁護士の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組（福祉機関等との連携及び出張法律相談等のアウトリーチ的手法等を活用した高齢者・障害者に対する援助）については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成 26 年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施する。そ</p>	<p>常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成 26 年度中に策定した上で、平成 27 年度以降、効率的かつ効果的に実施する。</p> <p>その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについて</p>	<p>司法ソーシャルワーク事業計画に基づき、各地方事務所において関係機関のリスト化を進め、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保する。</p> <p>福祉関係機関と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。</p> <p>関係機関との連携を契機とした出張相談の件数を増加させるとともに、関係機関との連携を契機としたセンタ</p>

【資料3】

<p>の事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>は、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。</p>	<p>一相談・事務所相談を増加させる。 各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター等との連携を強化し、上記の事業計画及び具体的目標の進捗状況を踏まえた司法ソーシャルワークに関する協議会等を行う。 全国の地方事務所で、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習等の研修を実施し、接遇スキルの向上を図るほか、既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。</p>
<p>2 組織の基盤整備等</p>	<p>2 組織の基盤整備等</p>	<p>2 組織の基盤整備等</p>
<p>(1) 支援センターの職員</p>	<p>(1) 支援センターの職員</p>	<p>(1) 支援センターの職員</p>
<p>ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p>	<p>ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p>	<p>ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等</p>
<p>職員の採用及び配置等は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。</p> <p>その際、支援センターの有する公共性や、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い視野をもって自らの能力を活用することについての意欲を有し、支援センター本部が決定した業務に関する方針に意欲的に取り組み、国民の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る。</p> <p>また、職員の能力の向上等のため、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行うとともに、人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。</p>	<p>(ア) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>その際、支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る観点から、職員の採用及び配置等を行う。</p>	<p>(ア) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。</p> <p>支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることのできる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤</p>

【資料 3】

<p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。</p> <p>常勤弁護士の業務との関連性にも留意しつつ、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのための態勢整備を図る。なお、被災地自治体等への法的援助については、当該災害等発生地域の弁護士会等との連携を前提とした必要最小限のものとする。</p> <p>その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施する</p>	<p>常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域に配置する。その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む）、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されていることから、東日本大震災の被災者支援の経験を踏まえ、災害発生地域におけるより迅速・適切な被災者支援を実施できる態勢を整備する。なお、被</p>	<p>弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に配置する。</p> <p>常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む）、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。</p> <p>常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真 に必要なものを検討して実施する。</p> <p>また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。</p> <p>そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職</p>
---	--	--

【資料3】

<p>ための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。</p> <p>また、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直すものとする。</p>	<p>災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。</p> <p>その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。</p> <p>そのほか、コールセンターの運営に当たっては、第2期中期目標期間における情報提供件数が毎年度減少し続けていることから、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。</p>	<p>員配置を見直す。</p>
<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>	<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>	<p>イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上</p>
<p>司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。</p> <p>支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるよう努める。</p>	<p>以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢を整備し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築する。</p> <p>(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた各業務分野の実務能力や専門性を向上させるべく、体系的な研修を企画・立案して、計画的に実施し、その能力の向上を図る。(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図るため、研修を実施する。とりわけ、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を実施する。</p> <p>(ウ) 上記(ア)、(イ)の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等を含む関係機関・団体との人事交流等によ</p>	<p>以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢の整備に必要な準備・検討を行う。</p> <p>(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。</p> <p>(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。</p> <p>また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。</p>

【資料3】

	<p>って多様な経験を積ませ、支援センターの中核とな って職務を行う人材の育成を図る。</p>	<p>(ウ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員に ついては、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体 との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援セ ンターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。 さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と 考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在す る法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促 進を図るため、社会福祉法人等に派遣する外部研修 を実施する。</p>
(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保
<p>総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備の ため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書 士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少な い地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、 捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に 均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅 広い確保に努める。</p>	<p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに 国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護 の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なもの とするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応 じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する 理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前 年度以上にする。</p>	<p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに 国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護 の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なもの とするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応 じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配 布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契 約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。</p>
3 組織の適正性堅持	3 組織の適正性堅持	3 組織の適正性堅持
(1) ガバナンスの強化	(1) ガバナンスの強化	(1) ガバナンスの強化
<p>支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直 接関わる極めて公共性・公益性の高いものであることに 鑑み、本部においては、迅速かつ適切な意思決定を行う ための体制の充実・強化に努め、地方事務所等において は、利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、 本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施 できるよう態勢の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその 職務を行うことはもちろんであるが、支援センターの業 務の性質に鑑み、本部が決定した業務に関する方針につ いては意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努</p>	<p>本部においては、支援センターの業務が国民等の権 利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有するこ とに鑑み、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体 制の充実・強化に努める。</p> <p>地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供 すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確 に実施できる体制の構築に努める。</p> <p>常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその 職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性 を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針 を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよ</p>	<p>ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権 利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有する ことに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営 に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。</p> <p>(ア) 執行部会を定期的に開催し、決定事項について は、速やかに組織内に伝達する。</p> <p>(イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するととも に、支援センターの抱える課題等を協議するため、 全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会 議、ブロック別協議会等を開催する。</p> <p>(ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催</p>

【資料3】

める。	う努める。	<p>することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p>
(2) 監査の充実・強化	(2) 監査の充実・強化	(2) 監査の充実・強化
<p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を実施するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制に基づく厳正な内部監査を充実させる。</p>	<p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査態勢の整備・強化を図るなどして、監査の充実・強化を図るとともに、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査との連携を図る。</p>	<p>監事監査は本部ほか6 地方事務所等を、内部監査は本部ほか44 地方事務所・地域事務所等を、情報セキュリティ監査は6 地方事務所を対象として実施する。内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制等の整備を始め、業務の実施状況のモニタリングを行い、改善方策を提示する手法により実施する。</p> <p>内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事と会計監査人との情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。</p>
(3) コンプライアンスの強化	(3) コンプライアンスの強化	(3) コンプライアンスの強化
<p>支援センターが業務を行うに当たって法令や諸規程が遵守される体制を確立・強化するとともに、不祥事や過誤の発生を防止するための具体的措置を検討・実施する。</p>	<p>上記(2)の監査結果等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>	<p>各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>
(4) 情報セキュリティ対策	(4) 情報セキュリティ対策	(4) 情報セキュリティ対策

【資料 3】

<p>政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を推進する。</p>	<p>支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況に応じて、政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。</p>	<p>「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえて情報セキュリティ関連規程の改正を行うとともに、改正後の情報セキュリティ関連規程にのっとり、情報セキュリティ対策を実施する。</p>
<p>4 関係機関等との連携強化</p>	<p>4 関係機関等との連携強化</p>	<p>4 関係機関等との連携強化</p>
<p>(1) 効果的な連携方策の策定</p>	<p>(1) 効果的な連携方策の策定</p>	<p>(1) 効果的な連携方策の策定</p>
<p>支援センター本部又は地方事務所は、支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議等を開催する。これら会議の構成については、支援センターの業務内容を踏まえ、公正性・中立性かつ多様性を確保する。</p> <p>会議形態を採るもののほか、各業務を実施するに当たり、窓口対応専門職員の活用を図るなどして、利用者に対する充実したサービスの提供を図るために最適な方法での関係機関等との連携の維持・強化を図る。</p>	<p>本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。</p> <p>地方事務所で開催する地方協議会等については、毎年度、年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、実施する。また、その開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務内容を分かりやすく伝達するほか、参加者に対するアンケート調査を実施するなどして意見を聴取する。さらに、会議の形態を採るもののほか、窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用するなどして、関係機関・団体との意見交換や研修等を行う。高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等とより密接な連携を図る。</p>	<p>ア 地方協議会の開催等</p> <p>(ア) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。</p> <p>(イ) 28 地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。</p> <p>(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。</p> <p>また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。</p> <p>イ 関係機関等との連携強化</p> <p>(ア) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、関係機関とのセミナーや意見交換を行い、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協</p>

【資料3】

		<p>働につなげる。</p> <p>(ウ) 本部において法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。</p> <p>(エ) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。</p>
(2) 連携強化のための体制構築	(2) 連携強化のための態勢構築	(2) 連携強化のための態勢構築
<p>支援センターの業務運営に当たっては、自治体又は福祉機関・団体等の関係機関との間の極めて密接な連携が必要とされることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部に地方自治・福祉の知識・経験を有する者を起用し、そのような知識・経験を有する者を職員として採用ないし育成するなど、連携強化のための多様性のある体制の構築を行う。</p>	<p>支援センターの業務運営に当たっては、関係機関との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。</p>	<p>支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点から職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。</p>
5 報酬・費用の立替・算定基準	5 より公正な報酬・費用の立替・算定基準の体系の構築	5 報酬・費用の立替・算定基準
<p>民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その立替・算定基準について多角的な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>	<p>民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>	<p>国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替・算定基準について検討を行い、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、算定基準について検討を行うための準備を引き続き行う。</p>

【資料3】

<p>6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築</p> <p>支援センターは、その業務が国民等の権利・利益に直接関わる極めて公共性の高いものであること等に鑑み、自然災害等が発生した場合においても業務の継続が可能な態勢の構築を図る。</p>	<p>6 自然災害等に関するリスクへの対応</p> <p>東日本大震災の発生等を踏まえ、自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務の継続計画を策定・公表する。</p> <p>また、その実効性を担保するため、地方事務所等の安全性が確保されるよう努めるとともに、業務継続に必要なバックアップシステムの構築等を行う。</p>	<p>6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築</p> <p>自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画策定に必要な情報収集などの準備・検討を行う。</p> <p>次期システムの構築に向けた検討に際して、自然災害等が発生した場合においても業務継続を可能とするバックアップシステムの構築に向けた検討を行う。</p>
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 支援センターの業務全般に関する効率化</p>	<p>1 支援センターの業務全般に関する効率化</p>	<p>1 支援センターの業務全般に関する効率化</p>
<p>(1) 総論</p>	<p>(1) 総論</p>	<p>(1) 総論</p>
<p>支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p>	<p>支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p>	<p>支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p>
<p>(2) 一般管理費及び事業費の効率化</p>	<p>(2) 一般管理費及び事業費の効率化</p>	<p>(2) 一般管理費及び事業費の効率化</p>
<p>役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。人件費及び公租公課以外の一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正性を維持し、全体として効率化に努める。</p> <p>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p>	<p>ア 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>また、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、</p>	<p>ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。</p> <p>管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。</p> <p>イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。</p> <p>具体的には、運営費交付金を充当して行う事業につ</p>

【資料3】

	<p>事業費(民事法律扶助事業経費(立替金債権管理事務処理費を除く。)を除く。)を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>	<p>いては、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。</p> <p>一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を前年度比3パーセント削減し、事業費(立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。)を前年度比1パーセント削減する。</p> <p>ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。</p> <p>また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。</p>
<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>	<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>	<p>(3) 事務所の業務実施体制の見直し</p>
<p>ア 出張所 出張所については、取扱件数、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、設置の可否や職員配置について不断の検討を行い、必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所 司法過疎対策地域事務所の設置に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、日本弁護士連合会が取り組んでいる司法過疎対策との連携を強化することを前提に、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。 また、司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析</p>	<p>ア 出張所 出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について不断に検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所 (7) 司法過疎地域事務所の設置・存置等に際しては、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、その設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。 (4) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地</p>	<p>ア 出張所 取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。</p> <p>イ 司法過疎地域事務所 (7) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で最終決定するとともに、その検討過程について</p>

【資料3】

<p>し、存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上、業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに、担当する事件の性質により、事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。</p>	<p>域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案した上で、必要な地に設置する。</p> <p>(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行い、事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。</p>	<p>も明らかにする。</p> <p>(イ) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。</p> <p>(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。</p>
<p>2 事業の効率化</p>	<p>2 事業の効率化</p>	<p>2 事業の効率化</p>
<p>(1) 情報提供業務 (犯罪被害者支援業務の一部を含む。)</p>	<p>(1) 情報提供業務 (犯罪被害者支援業務の一部を含む。)</p>	<p>(1) 情報提供業務 (犯罪被害者支援業務の一部を含む。)</p>
<p>コールセンターにおける情報提供について、業務量の変動を踏まえつつコストの検証を行い、質を維持した上で効率化できるか不断に検討する。</p>	<p>コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的かつ効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについては、地方事務所からコールセンターへの電話転送も活用しながら、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類・内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。</p> <p>また、コールセンターにおける情報提供について、応</p>	<p>ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワークサービス (SNS) を活用するなどして周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。</p> <p>イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。</p> <p>ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90 パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼 (入電したもののうち、受電できなかったものの件数) の減少に努める。</p> <p>エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力</p>

【資料3】

	<p>答率 90 パーセント以上を維持しつつサービスの向上に努めながら、業務量の変動を踏まえ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施する。</p>	<p>要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1 コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。</p>
(2) 民事法律扶助業務（震災法律援助業務を含む。）	(2) 民事法律扶助業務（震災法律援助事業を含む。）	(2) 民事法律扶助業務（震災法律援助事業を含む。）
<p>審査の適正を確保しつつ、書面審査・単独審査を活用するなどの方法により、事務手続の平準化・合理化を図る。</p> <p>被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの場合における常勤弁護士を活用した共同受任に積極的に取り組むなどして、事件処理の合理化・効率化を図る。</p>	<p>審査の適正の観点から合議制の審査を基本としつつ、簡易な案件について単独審査を行い、援助開始決定時の単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正を確保しつつ、援助開始決定時に書面審査を活用したり、援助申込者からの提出書類の合理化などの取組を進める。これらの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。</p> <p>被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの事情がある場合に、事案に応じて、両地域あるいは近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任に取り組むなどし、事件処理の合理化・効率化を図る。</p>	<p>審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査率の前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。</p>
(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務
<p>国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にしたうえで、事務を適切に分担し、事務手続の合理化・簡素化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについては、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理するなどし、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務を分担し、事務手続の合理化を継続して図る。</p> <p>また、業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</p>	<p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについては、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。</p> <p>国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。</p>
(4) 司法過疎対策業務	(4) 司法過疎対策業務	(4) 司法過疎対策業務
<p>司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連</p>	<p>司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連</p>	<p>司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連</p>

【資料3】

<p>合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携し、支援センターの既存のインフラを活用するなどした司法過疎地域への弁護士誘導等の方策を検討し、その実施を図る。</p>	<p>合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラについて司法過疎地域事務所が設置されていない司法過疎地域で開業する弁護士等の利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討する。</p>	<p>合会、日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。</p>
<p>第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>1 情報提供業務</p>	<p>1 情報提供業務</p>	<p>1 情報提供業務</p>
<p>(1) 情報提供業務の質の向上</p>	<p>(1) 情報提供業務の質の向上</p>	<p>(1) 情報提供業務の質の向上</p>
<p>コールセンターのオペレーター等に対する覆面調査や研修の実施等によりオペレーター等の質を向上させ、利用者に最適で質の高い情報を提供して関係機関への橋渡しを行う。利用者や支援センターと連携する関係機関からの意見を適切に業務改善に活用できる仕組みを構築し、常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供、各種被災者支援情報を始めとする利用者に役立つ支援情報のフォローアップに更に配慮するなど、必要に応じ情報提供の内容や方法の改善を行う。</p>	<p>ア オペレーター等の質の向上 情報提供窓口業務について、第三者による客観的評価を行い、その評価結果を活用して、ケーススタディー等を内容とする研修を企画し、オペレーター等に対して実施するなど、利用者に最適な情報提供を行う能力を養成し、オペレーター等の質を向上させる。 イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 コールセンター及び地方事務所において、我が国の法制度や相談窓口に関する外国人のニーズに適切に対応するため、外国語による情報提供の態勢を整備する。 ウ FAQ等の充実と活用 常に制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に速やかに対応し、利用者からの意見、要望等に適切に対応するため、FAQを追加・更新する。 利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するため、関係機関と連携するなどして関係機関情報を追加・更新する。 さらに、これらの情報の活用を図るため、必要に応じて支援センターのホームページ上に公表する。 エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し コールセンター利用者が迅速に民事法律扶助に基づ</p>	<p>ア オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施) コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価をそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話応対等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。 イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応 地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。 ウ FAQ等の充実と活用 常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するFAQ、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、逐次更新追加を行う。 ホームページ上のFAQ公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。 エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し 先行実施しているコールセンターにおける民事法律</p>

【資料3】

	<p>く法律相談援助を受けることができるよう、必要に応じ、コールセンターにおいて利用者の資力を確認し、地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかしつつ、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページ等を利用した通年のアンケート調査や、各情報提供についての利用者に対するアンケート調査を行う。これらの調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</p>	<p>扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。</p> <p>オ 利用者の利便性の向上 地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。</p> <p>カ アンケート調査の実施 ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。</p>
(2) 法教育のに資する情報の提供等	(2) 法教育のに資する情報の提供等	(2) 法教育に資する情報の提供
<p>国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。その取組に当たっては、年度計画において具体的な指標ないし事業計画を策定した上でこれを実践する。</p>	<p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、情報提供業務の一環として、それらの関係機関と十分な連携を図りながら、法的問題に関する地域住民等の対応能力を高めるべく、支援センターが取り組む基本方針、実施方法等を盛り込んだ計画を策定・実施し、法教育に資する情報の普及により一層取り組む。</p>	<p>全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の社会人・一般市民向けシンポジウムを年1回開催する。地方事務所における業務説明を含めた法教育事業を年1,500回以上実施する。</p>
2 民事法律扶助業務	2 民事法律扶助業務	2 民事法律扶助業務
	(1) 利用者の利便性の向上	(1) 利用者の利便性の向上
<p>利用者の情報不足を解消する方策、地理的不便性を解消する方策等利用者の立場に立った運用のための具体的措置を検討し、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、これを実践する。審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込みから必要な援助の提供までの期間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な援助を行う。</p> <p>また、法律相談援助において、利用者のニーズをどの</p>	<p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行い、その結果を踏まえ、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等の活用、契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等の工夫など、より身近な援助の方策を検討し、実施する。</p> <p>イ 迅速な援助の提供の観点から、審査の適正を確保し</p>	<p>ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組も念頭にいた、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じて自宅等での出張相談を安全かつ円滑に実施するための体制の整備を検討する。また、</p>

【資料 3】

<p>程度満たしているのか分析した上で、利用者に対して援助内容・負担費用の違いを十分に説明するとともに、利用者の自律性を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p>	<p>つつ、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの期間の短縮を図るため、標準処理期間を14日間とし、平均14日以内にその処理を行う地方事務所を全国8割以上とする。</p> <p>ウ 関係機関や利用者からの意見・要望等を適時適切に契約弁護士・司法書士に伝達するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p>	<p>それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。</p> <p>イ 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。</p> <p>ウ 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。</p> <p>本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。</p>
	<p>(2) 利用者に対する適切な援助の実施</p>	<p>(2) 利用者に対する適切な援助の実施</p>
	<p>ア 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備し、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>イ 法律相談援助のニーズが高い分野について、当該分野の関係機関・団体との連携をより一層図り、当該分野に係るリーフレット等を配布するなどして必要な情報を的確に周知し、問題解決に代理援助・書類作成援助が必要な利用者が適切にこれらを利用できる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書</p>	<p>ア 法律相談援助における利用者のニーズ分析を通じ、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を進め、代理援助・書類作成援助に効果的に結びつける方策を検討する。</p> <p>イ 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。</p> <p>ウ 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。</p>

【資料 3】

	士を確保し、専門相談の充実を図るとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。	
3 国選弁護等関連業務	3 国選弁護等関連業務	3 国選弁護等関連業務
(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保	(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保
地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に、国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間について、具体的な指標を策定した上で、迅速・適切な指名通知を行う。	ア 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設ける。 イ 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。	ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。 イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。
(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実	(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実	(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

【資料3】

<p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。</p> <p>裁判員裁判対象事件については、各地方事務所が、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識・経験を多くの弁護士が共有できるような国選弁護人の選任の運用の工夫に一段と努める。</p> <p>また、裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に資するよう努める。</p>	<p>弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。その目的を達するため、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する常勤弁護士を確保し、実務に即した弁護活動についてのノウハウ等の蓄積を行うとともに、契約弁護士との連携を密接に行うほか、裁判員裁判の経験や裁判員裁判に関する研修の受講などを登載条件とする実効性ある裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿の整備を全国的に行うなど、一層の選任態勢の充実に努める。国選弁護人が複数選任される際には、裁判員裁判対象事件の弁護の経験者と非経験者が選任されるなど国選弁護人選任の運用の工夫に一層努める。</p>	<p>地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。</p> <p>常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。</p> <p>また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。</p>
<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>	<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>	<p>(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組</p>
<p>関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p>	<p>弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努め、その情報を適時適切に契約弁護士に対して周知するなどし、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p>	<p>弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。</p>
<p>4 犯罪被害者支援業務</p>	<p>4 犯罪被害者支援業務</p>	<p>4 犯罪被害者支援業務</p>
<p>(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p>	<p>(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p>	<p>(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上</p>
<p>犯罪被害者等に対して的確な情報を効率的に提供するなど、犯罪被害者等に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用す</p>	<p>ア 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に利用するなどして、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所</p>	<p>利用者のニーズの把握と関係機関との連携 (7) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機</p>

【資料3】

<p>るなどして、犯罪被害者等の援助を行う団体その他の者との連携の維持・強化を図り、ニーズのくみ上げを行い、その成果を業務に反映する。</p> <p>職員の接遇による二次的被害がないよう、犯罪被害者等の心情に配慮した接遇を行うための研修を行い、職員の犯罪被害者等に対する対応能力を向上させる。</p> <p>各地方事務所において、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する態勢整備・拡充を図る。各地方事務所は、犯罪被害者等の援助に精通している女性弁護士を複数名確保し、更なる増加に努める。</p> <p>経済的に余裕のない犯罪被害者等が、民事法律扶助制度を適切に活用して被害回復を行えるように、適切な情報提供を行い、犯罪被害者等からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速に援助を開始し、犯罪被害者等の援助に精通している弁護士の選任などを通じ、充実した支援の実施に努める。</p>	<p>単位で各事業年度に1回以上設け、犯罪被害者等やその支援に携わる者から構成される団体等との連携の維持・強化を図る。</p> <p>また、犯罪被害者等に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>これらの取組を踏まえ、必要に応じて業務の改善等、適切な対応を行うとともに、弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上に努める。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>また、支援センターが提供する犯罪被害者支援の内容及び質を全国的に均質かつ一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を各事業年度に1回以上実施する。</p> <p>ウ 各地方事務所単位において、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努める。とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士について、複数名を確保した上で、毎年度、前年度より全国の契約者数の更なる増加に努める。このような取組を通じ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備・拡充を図る。</p> <p>エ 経済的に困っている犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備するなどして、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等に努める。</p>	<p>関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。</p> <p>(イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。</p> <p>(ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。</p> <p>イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上</p> <p>(ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。</p> <p>ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。</p> <p>エ 経済的に余裕のない犯罪被害者等が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。</p>
<p>(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施</p>	<p>(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施</p>	<p>(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施</p>

【資料3】

<p>被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。</p>	<p>公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、これを迅速に行うため、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から支給までの目標期間(おおむね2週間以内)を定め、実施する。</p>	<p>被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。</p>
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p>	<p>IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p>
<p>1 自己収入の獲得</p>	<p>1 自己収入の獲得</p>	<p>1 自己収入の獲得</p>
<p>寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。 また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に努める。</p>	<p>(1) 寄附金収入 新たな寄附の受入れ方法を検討・実施するなどして、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域に設置した事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。 (3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。</p>	<p>寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法の検討等を行う。 司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等)の獲得に努める。</p>
<p>2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収</p>	<p>2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収</p>	<p>2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収</p>
<p>回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等の管理・回収が民事法律扶助業務の重要な一要素であることを踏まえ、以下の(1)ないし(3)の立替金債権等の管理・回収の取組を行う。</p>	<p>民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが極めて重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から立替金債権等の適切な管理・回収が極めて重要である。そのために、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。</p>	<p>立替金債権等の管理・回収について、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、債権管理システムより得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。</p>

【資料3】

(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫	(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫	(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫
<p>債権管理システムの導入によって得られたデータを活用し、関係部課が十分に連携するなどして、民事法律扶助の被援助者の属性や立替金等の償還状況を分析し、その償還の滞納の理由・事情に応じた効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収の取組を実施する。</p>	<p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減を図るなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備する。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等における償還制度の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動払込方法の多様化を図る。</p> <p>⑤ 電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備するなどして、初期滞納の段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 裁判所への支払督促の申立ての活用を図る。</p>	<p>次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討することにより債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。</p> <p>① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。</p> <p>② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行う。</p> <p>③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。</p> <p>④ 自動払込方法の多様化の取組を推進しつつ、自動払込方法以外の支払方法も検討する。</p> <p>⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。</p> <p>⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。</p> <p>⑦ 長期滞納者等に対しては、裁判所への支払督促の申立てを行う。</p>

【資料3】

(2) 償還率の向上	(2) 償還率の向上	(2) 償還率の向上
立替金債権等の管理・回収についての取組が適切に反映され、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に管理・回収が行われたかが検証可能な指標として償還率を定義付けた上、その償還率の向上を図る。	回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、前年度以上の向上に努める。	上記(1)の取組により、償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)の向上に努める。
(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示	(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示	(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示
発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況(実績等)や立替金債権等の償還総額等に関する情報・データを業務実績報告書で開示する。	発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。	発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、平成27年度業務実績報告書にて開示する。
3 立替金等の悪質な償還滞納者等への対応の構築	3 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築	3 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築
地方事務所ごとに立替金等の悪質な償還滞納者等への対応が異なることがないよう、本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じて公表する。	正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をするなど、本部において統一的な対応方針を策定する。その対応方針については、各地方事務所への周知を図るとともに、必要に応じて公表する。	正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするための統一的な対応方針策定に向け、本部での検討を進める。
		4 委託援助業務

【資料3】

		<p>日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。</p> <p>(1) 日本弁護士連合会委託援助業務 日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。</p> <p>(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務 公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。</p>
4 財務内容の公表	4 財務内容の公表	5 財務内容の公表
財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、支援センターの各事業のセグメント情報を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（業務別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。
	5 予算、収支計画及び資金計画	6 予算、収支計画及び資金計画
	【資料3 別紙1】のとおり	【資料3 別紙2】のとおり
	V 短期借入金の限度額	V 短期借入金の限度額
	<p>短期借入金の限度額は35億円とする。</p> <p>この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。</p>	<p>短期借入金の限度額は35億円とする。</p> <p>この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。</p>

【資料3】

	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画
	なし。	なし。
	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	なし。	なし。
	VIII 剰余金の使途	VIII 剰余金の使途
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
第6 その他業務運営に関する重要事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項
1 認知度の向上に向けた取組の充実	1 認知度の向上に向けた取組の充実	1 認知度の向上に向けた取組の充実
支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在・役割を認知できるよう、窓口対応専門職員を活用するなどして地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。	<p>(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>(2) 効果の高い広報活動の実施 認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等に加え、プレスリリース・記者説明会を機動的に開催する。また、情報伝達手段の多様化など社会の変化も踏まえ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう、省庁、地方公共団体、福祉機関・団体等に対して支援</p>	<p>(1) 広報計画の策定等 基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 また、認知度調査（ニーズ調査を含む。）結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させる。</p> <p>(2) 効果の高い広報活動の実施 テレビ広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。 また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を活用し、間断ない情報発信方法による広報活動を実施する。</p> <p>(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施 法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。</p>

【資料3】

	<p>センターの業務内容等を的確に伝え、認識を深めてもらうことにより、これら関係機関と連携した効果的な広報活動に努める。</p> <p>(4) 認知度の向上 支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>	<p>また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」、総合法律支援に関する論稿「総合法律支援論叢」を定期的に発行し、関係機関・団体等に配布する。</p> <p>(4) 認知度の向上 認知度調査を実施し、平成27年度に実施した広報効果を適切に検証する。 また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。</p>
<p>2 業務運営の体制維持</p>	<p>2 施設・設備、人事に関する計画</p>	<p>2 施設・設備、人事に関する計画</p>
<p>利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。</p>	<p>既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。</p>	<p>既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。 また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。</p>

中期計画予算

(平成26年度～平成29年度)

○全体の予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	57,240
政府出資金	0
受託収入	66,356
補助金等収入	397
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	47,624
事業外収入	326
計	171,944
支 出	
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	29,319
うち人件費	20,645
物件費	8,674
事業経費	76,269
うち民事法律扶助事業経費	72,948
その他事業経費	3,320
受託経費	66,356
うち国選弁護人確保事業経費	53,524
被害者参加旅費等支給事業経費	116
国選弁護人確保業務等に係る一般管理費	12,715
うち人件費	10,611
物件費	2,105
計	171,944

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費又は一般管理費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費又は一般管理費をいう。

【運営費交付金算定ルール】

平成26年度から同29年度は積上げ方式とする。

運営費交付金=人件費 + {(その他一般管理費 + β) \times $\alpha 1$ + 事業経費 \times $\alpha 2$ }

\times 消費者物価指数-自己収入

人件費=役職員給与(非常勤職員を含む。) \times γ + 退職手当 + 職員厚生経費

その他一般管理費=施設経費 + 執務体制整備等経費 + 制度周知徹底経費

事業経費= 情報提供事業経費 \times $\sigma 1$ + 民事法律扶助事業経費 \times $\sigma 2$ + 司法過

疎対策事業経費 \times $\sigma 3$ + 特殊要因

自己収入=各事業年度の自己収入の見積額 \times θ

【注記】

- 1 その他一般管理費には、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費は含まれない。
 - 2 事件数等の将来において変動し得る要素については反映していない。
 - 3 平成26年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数、並びに運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。
 - $\alpha 1$: 一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、前年度比3パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、当該事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - $\alpha 2$: 事業費(民事法律扶助事業経費(立替金債権管理事務処理費を除く。)を除く。)を、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - β : 政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。
 - γ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - $\sigma 1, \sigma 2, \sigma 3$: 政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費及び被害者参加旅費等支給事業経費を除く。)の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- 消費者物価指数: 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 特殊要因: 特殊要因に基づいて増加する経費。
 θ : 自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【資料3 別紙1】

- 4 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な必要経費を決定。
- 5 震災法律援助事業については、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に基づき、平成27年3月31日まで実施するとの前提で必要な経費を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

- ・効率化係数($\alpha 1$):中期目標期間中は、0.97と仮定した。
- ・効率化係数($\alpha 2$):中期目標期間中は、0.99と仮定した。
- ・消費者物価指数:中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・人件費調整係数(γ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 1$):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 2$):中期目標期間中は、民事法律扶助事業経費のうち立替金債権管理事務処理費については、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 3$):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・自己収入係数(θ):中期計画予算の見積りにおいては、平成26年度は0.82、平成27年度は1.03、平成28年度は1.01、平成29年度は1.01と仮定した。

中期計画予算

(平成26年度～平成29年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	57,240
政府出資金	0
補助金等収入	397
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	47,624
事業外収入	326
計	105,588
支出	
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	29,319
うち人件費	20,645
物件費	8,674
事業経費	76,269
うち民事法律扶助事業経費	72,948
その他事業経費	3,320
計	105,588

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費をいう。

【運営費交付金算定ルール】

平成26年度から同29年度は積上げ方式とする。

運営費交付金=人件費 + {(その他一般管理費 + β) × α1 + 事業経費 × α2}

×消費者物価指数-自己収入

人件費=役職員給与(非常勤職員を含む。)+退職手当+職員厚生経費

その他一般管理費=施設経費+執務体制整備等経費+制度周知徹底経費

事業経費=情報提供事業経費×σ1+民事法律扶助事業経費×σ2+司法過

疎対策事業経費×σ3+特殊要因

自己収入=各事業年度の自己収入の見積額×θ

【注記】

- 1 その他一般管理費には、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費は含まれない。
 - 2 事件数等の将来において変動し得る要素については反映していない。
 - 3 平成26年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数、並びに運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。
 - α1: 一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)を、毎年度、前年度比3パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、当該事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - α2: 事業費(民事法律扶助事業経費(立替金債権管理事務処理費を除く。))を除く。)を、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を削減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - β: 政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。
 - γ: 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 - σ1, σ2, σ3: 政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護人確保事業経費及び被害者参加旅費等支給事業経費を除く。)の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- 消費者物価指数: 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 特殊要因: 特殊要因に基づいて増加する経費。
 θ: 自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

【資料3 別紙1】

- 4 各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な必要経費を決定。
- 5 震災法律援助事業については、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に基づき、平成27年3月31日まで実施するとの前提で必要な経費を決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

- ・効率化係数($\alpha 1$):中期目標期間中は、0.97と仮定した。
- ・効率化係数($\alpha 2$):中期目標期間中は、0.99と仮定した。
- ・消費者物価指数:中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・人件費調整係数(γ):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 1$):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 2$):中期目標期間中は、民事法律扶助事業経費のうち立替金債権管理事務処理費については、1.00と仮定した。
- ・政策係数($\sigma 3$):中期目標期間中は、1.00と仮定した。
- ・自己収入係数(θ):中期計画予算の見積りにおいては、平成26年度は0.82、平成27年度は1.03、平成28年度は1.01、平成29年度は1.01と仮定した。

中期計画予算

(平成26年度～平成29年度)

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
受託収入	66,356
計	66,356
支 出	
受託経費	66,356
うち国選弁護士確保事業経費	53,524
被害者参加旅費等支給事業経費	116
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	12,715
うち人件費	10,611
物件費	2,105
計	66,356

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護士確保業務等に係る一般管理費とは、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る一般管理費をいう。

収支計画

(平成26年度～平成29年度)

○全体の収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	171,944
経常費用	171,944
事業経費	76,269
うち民事法律扶助事業経費	72,948
その他事業経費	3,320
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	29,319
うち人件費	20,645
物件費	8,674
受託経費	66,356
うち国選弁護人確保事業経費	53,524
被害者参加旅費等支給事業経費	116
国選弁護人確保業務等に係る一般管理費	12,715
うち人件費	10,611
物件費	2,105
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	171,944
運営費交付金	57,240
政府出資金	0
受託収入	66,356
補助金等収入	397
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	47,624
事業外収入	326
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費又は一般管理費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費又は一般管理費をいう。

収支計画

(平成26年度～平成29年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	105,588
経常費用	105,588
事業経費	76,269
うち民事法律扶助事業経費	72,948
その他事業経費	3,320
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	29,319
うち人件費	20,645
物件費	8,674
収益の部	105,588
運営費交付金	57,240
政府出資金	0
補助金等収入	397
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	47,624
事業外収入	326
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費をいう。

収支計画

(平成26年度～平成29年度)

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	66,356
受託経費	66,356
うち国選弁護士確保事業経費	53,524
被害者参加旅費等支給事業経費	116
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	12,715
うち人件費	10,611
物件費	2,105
収益の部	66,356
受託収入	66,356
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

※ 国選弁護士確保業務等に係る一般管理費とは、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る一般管理費をいう。

資金計画

(平成26年度～平成29年度)

○全体の資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	171,944
経常費用	171,944
業務活動による支出	171,944
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	171,944
業務活動による収入	171,944
運営費交付金による収入	57,240
受託収入	66,356
その他の収入	48,348
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
政府出資金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

(平成26年度～平成29年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	105,588
経常費用	105,588
業務活動による支出	105,588
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	105,588
業務活動による収入	105,588
運営費交付金による収入	57,240
その他の収入	48,348
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
政府出資金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

(平成26年度～平成29年度)

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	66,356
経常費用	66,356
業務活動による支出	66,356
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	66,356
業務活動による収入	66,356
受託収入	66,356
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※ 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成27年度予算

○全体の予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	15,206
受託収入	18,476
補助金等収入	67
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116
事業外収入	306
計	45,170
支 出	
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848
うち人件費	5,358
物件費	2,490
事業経費	18,846
うち民事法律扶助事業経費	17,820
その他事業経費	1,026
受託経費	18,476
うち国選弁護士確保事業経費	12,757
被害者参加旅費等支給事業経費	51
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302
うち人件費	2,702
物件費	600
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113
うち人件費	92
物件費	21
計	45,170

※ 国選弁護士確保業務等に係る経費又は一般管理費とは、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費又は一般管理費をいう。

※ 各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成27年度予算

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	15,206
補助金等収入	67
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116
事業外収入	306
受託収入	2,366
計	29,060
支 出	
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	7,848
うち人件費	5,358
物件費	2,490
事業経費	18,846
うち民事法律扶助事業経費	17,820
その他事業経費	1,026
受託経費	2,366
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113
うち人件費	92
物件費	21
計	29,060

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費をいう。

※ 各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成27年度予算

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
受託収入	16,110
計	16,110
支 出	
受託経費	16,110
うち国選弁護士確保事業経費	12,757
被害者参加旅費等支給事業経費	51
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302
うち人件費	2,702
物件費	600
計	16,110

※ 国選弁護士確保業務等に係る一般管理費とは、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る一般管理費をいう。

平成27年度収支計画

○全体の収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	45,170
経常費用	45,170
事業経費	18,846
うち民事法律扶助事業経費	17,820
その他事業経費	1,026
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,848
うち人件費	5,358
物件費	2,490
受託経費	18,476
うち国選弁護士確保事業経費	12,757
被害者参加旅費等支給事業経費	51
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302
うち人件費	2,702
物件費	600
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113
うち人件費	92
物件費	21
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	45,170
運営費交付金	15,206
受託収入	18,476
補助金等収入	67
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116
事業外収入	306
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※ 国選弁護士確保業務等に係る経費又は一般管理費とは、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費又は一般管理費をいう。

※ 各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成27年度収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	29,060
經常費用	29,060
事業経費	18,846
うち民事法律扶助事業経費	17,820
その他事業経費	1,026
一般管理費(国選弁護人確保業務等に係る経費を除く。)	7,848
うち人件費	5,358
物件費	2,490
受託経費	2,366
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,253
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113
うち人件費	92
物件費	21
収益の部	29,060
運営費交付金	15,206
補助金等収入	67
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,116
事業外収入	306
受託収入	2,366
純利益	0
目的積立金取崩	-
総利益	0

※ 国選弁護人確保業務等に係る経費とは、国選弁護人確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る経費をいう。

※ 各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成27年度収支計画

○国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,110
受託経費	16,110
うち国選弁護士確保事業経費	12,757
被害者参加旅費等支給事業経費	51
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,302
うち人件費	2,702
物件費	600
収益の部	16,110
受託収入	16,110
純利益	0
目的積立金取崩	-
総利益	0

※ 国選弁護士確保業務等に係る一般管理費とは、国選弁護士確保業務及び被害者参加旅費等支給業務に係る一般管理費をいう。

平成27年度資金計画

○全体の資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	45,170
経常費用	45,170
業務活動による支出	45,170
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	45,170
業務活動による収入	45,170
運営費交付金による収入	15,206
受託収入	18,476
その他の収入	11,489
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※ 各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成27年度資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	29,060
経常費用	29,060
業務活動による支出	29,060
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	29,060
業務活動による収入	29,060
運営費交付金による収入	15,206
その他の収入	11,489
受託収入	2,366
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※ 各欄の積算額と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成27年度資金計画

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	16,110
経常費用	16,110
業務活動による支出	16,110
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	16,110
業務活動による収入	16,110
受託収入	16,110
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

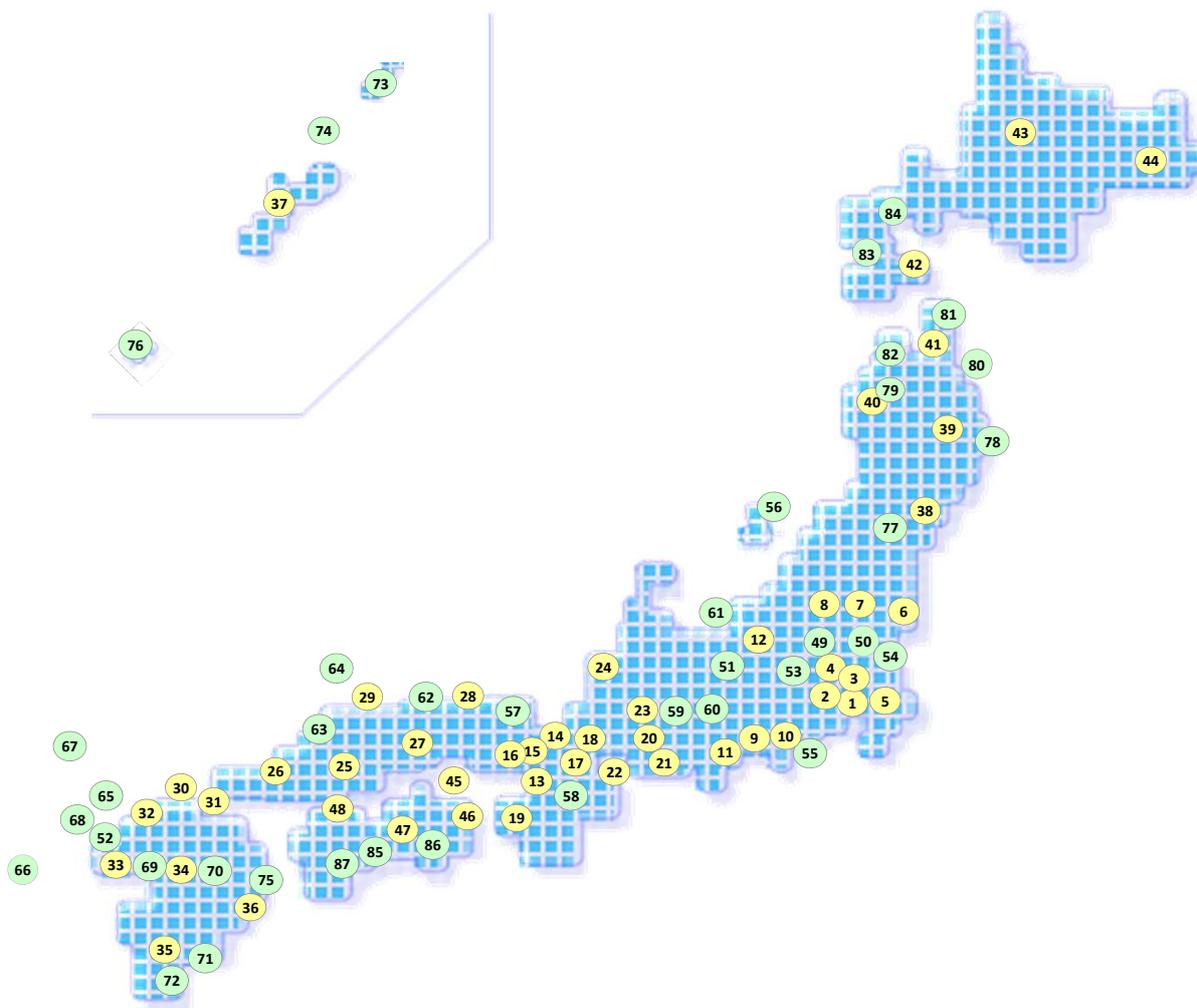
【資料4】 常勤弁護士配置・採用実績等一覧

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
常勤弁護士数	24	96	151	200	217	220	239	246	252	250
うち赴任中	24	57	100	149	182	189	188	201	218	222
うち養成中	0	39	51	51	35	31	51	45	34	28
対前年度増加分	24	73	59	66	42	39	63	53	37	30
対前年度減少分	0	1	4	17	25	36	44	46	31	32

※ 数値はいずれも年度末時点のものである。

【資料5】

常勤弁護士配置先一覧（平成28年3月31日現在）



地方事務所(41か所)・支部(7か所)					
1	東京地方事務所	27	25	広島地方事務所	3
2	東京地方事務所多摩支部	6	26	山口地方事務所	4
3	埼玉地方事務所	10	27	岡山地方事務所	1
4	埼玉地方事務所川越支部	4	28	鳥取地方事務所	1
5	千葉地方事務所	7	29	島根地方事務所	2
6	茨城地方事務所	3	30	福岡地方事務所	5
7	栃木地方事務所	1	31	福岡地方事務所北九州支部	4
8	群馬地方事務所	2	32	佐賀地方事務所	1
9	静岡地方事務所	5	33	長崎地方事務所	2
10	静岡地方事務所沼津支部	3	34	熊本地方事務所	4
11	静岡地方事務所浜松支部	3	35	鹿児島地方事務所	1
12	長野地方事務所	1	36	宮崎地方事務所	4
13	大阪地方事務所	8	37	沖縄地方事務所	5
14	京都地方事務所	4	38	福島地方事務所	2
15	兵庫地方事務所	2	39	岩手地方事務所	1
16	兵庫地方事務所阪神支部	4	40	秋田地方事務所	2
17	奈良地方事務所	2	41	青森地方事務所	2
18	滋賀地方事務所	5	42	函館地方事務所	2
19	和歌山地方事務所	2	43	旭川地方事務所	1
20	愛知地方事務所	2	44	釧路地方事務所	3
21	愛知地方事務所三河支部	4	45	香川地方事務所	5
22	三重地方事務所	4	46	徳島地方事務所	1
23	岐阜地方事務所	4	47	高知地方事務所	2
24	福井地方事務所	1	48	愛媛地方事務所	3

地域事務所(39か所)					
49	熊谷地域事務所	3	69	雲仙地域事務所	1
50	下妻地域事務所	2	70	高森地域事務所	1
51	松本地域事務所	1	71	鹿屋地域事務所	2
52	佐世保地域事務所	2	72	指宿地域事務所	1
53	秩父地域事務所	3	73	奄美地域事務所	1
54	牛久地域事務所	2	74	徳之島地域事務所	2
55	下田地域事務所	2	75	延岡地域事務所	1
56	佐渡地域事務所	1	76	宮古島地域事務所	2
57	福知山地域事務所	1	77	会津若松地域事務所	1
58	南和地域事務所	2	78	宮古地域事務所	1
59	可児地域事務所	3	79	鹿角地域事務所	1
60	中津川地域事務所	1	80	八戸地域事務所	2
61	魚津地域事務所	2	81	むつ地域事務所	1
62	倉吉地域事務所	1	82	鯉ヶ沢地域事務所	1
63	浜田地域事務所	2	83	江差地域事務所	2
64	西郷地域事務所	2	84	八雲地域事務所	2
65	沓岐地域事務所	1	85	須崎地域事務所	2
66	五島地域事務所	1	86	安芸地域事務所	2
67	対馬地域事務所	1	87	中村地域事務所	1
68	平戸地域事務所	1			

※熊谷、下妻、松本、佐世保地域事務所については扶助・国選対応地域事務所である。

: 増員配置
 : 新たな配置

法テラス運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

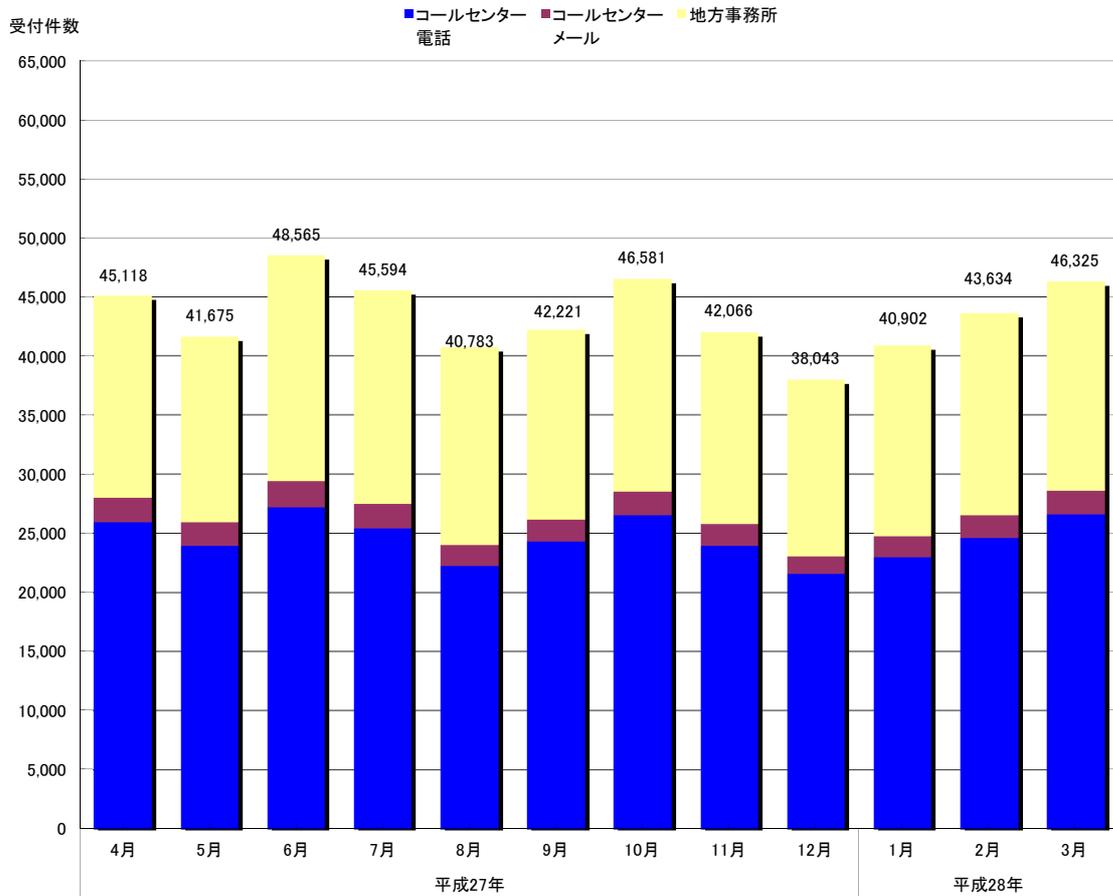
【資料7】

日本司法支援センター業務実績

業 務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
情報提供業務										
コールセンター問合せ件数	128,741 件	220,727 件	287,897 件	401,841 件	370,124 件	339,334 件	327,759 件	313,488 件	330,738 件	318,520 件
地方事務所問合せ件数	—	—	188,661 件	247,172 件	234,614 件	198,963 件	210,432 件	209,093 件	198,692 件	202,987 件
民事法律扶助業務・震災法律援助業務 ※平成24年度以降の件数の括弧書きは、震災法律援助件数を内数で記載している。										
法律相談援助件数	64,837 件	147,430 件	179,546 件	237,306 件	256,719 件	280,389 件	314,535 件 (42,981件)	322,012 件 (48,418件)	333,911 件 (51,542件)	341,177 件 (54,575件)
代理援助件数 ※ 当期開始決定分	32,768 件	68,910 件	80,442 件	101,222 件	110,217 件	103,751 件	107,718 件 (2,699件)	106,756 件 (2,267件)	105,016 件 (1,802件)	109,484 件 (2,126件)
書類作成援助件数 ※ 当期開始決定分	2,024 件	4,197 件	5,101 件	6,769 件	7,366 件	6,164 件	5,449 件 (8件)	4,633 件 (13件)	3,991 件 (9件)	4,036 件 (43件)
契約弁護士数	8,523 人 平成19年3月現在	10,318 人 平成20年3月現在	11,802 人 平成21年3月現在	13,401 人 平成22年3月現在	15,037 人 平成23年3月現在	16,570 人 平成24年3月現在	17,863 人 平成25年3月現在	19,159 人 平成26年3月現在	20,176 人 平成27年3月現在	21,033 人 平成28年3月現在
契約司法書士数	3,463 人 平成19年3月現在	4,174 人 平成20年3月現在	4,670 人 平成21年3月現在	5,090 人 平成22年3月現在	5,617 人 平成23年3月現在	6,065 人 平成24年3月現在	6,355 人 平成25年3月現在	6,714 人 平成26年3月現在	6,897 人 平成27年3月現在	7,128 人 平成28年3月現在
国選弁護等関連業務										
被疑者国選弁護事件受理件数 ※ 平成21年5月21日から被疑者国選弁護事件の範囲拡大	3,436 件	6,775 件	7,415 件	61,857 件	70,917 件	73,209 件	73,664 件	72,118 件	70,939 件	70,393 件
被告人国選弁護事件受理件数	37,717 件	71,305 件	69,756 件	74,658 件	69,634 件	67,374 件	63,695 件	60,269 件	59,816 件	59,504 件
国選付添事件受理件数	—	210 件 ※平成19年11月～	533 件	552 件	423 件	469 件	419 件	445 件	2,955 件	3,698 件
国選弁護人契約弁護士数	8,427 人 平成18年10月現在	11,229 人 平成19年10月現在	13,768 人 平成20年10月現在	15,905 人 平成21年10月現在	19,566 人 平成23年4月現在	21,259 人 平成24年4月現在	22,550 人 平成25年4月現在	24,055 人 平成26年4月現在	25,218 人 平成27年4月現在	26,370 人 平成28年4月現在
国選付添人契約弁護士数	—	654 人 平成19年11月現在	3,339 人 平成20年10月現在	4,778 人 平成21年10月現在	6,564 人 平成23年4月現在	7,701 人 平成24年4月現在	8,703 人 平成25年4月現在	9,637 人 平成26年4月現在	12,512 人 平成27年4月現在	13,409 人 平成28年4月現在
犯罪被害者支援業務										
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	3,679 件	6,296 件	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件	13,137 件	13,056 件
地方事務所受付件数	715 件	8,301 件	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件	12,695 件	13,380 件
精通弁護士紹介件数	97 件	590 件	696 件	898 件	929 件	877 件	1,013 件	1,330 件	1,491 件	1,603 件
被害者参加旅費等請求件数	—	—	—	—	—	—	—	939 件 ※平成25年12月～	2,578 件	2,594 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	—	—	29 件 ※平成20年12月～	204 件	231 件	282 件	302 件	383 件	451 件	521 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	—	—	1,844 人 平成21年4月現在	2,219 人 平成22年4月現在	2,476 人 平成23年4月現在	3,014 人 平成24年4月現在	3,335 人 平成25年4月現在	3,700 人 平成26年4月現在	4,122 人 平成27年4月現在	4,449 人 平成28年4月現在
受託業務										
申込受付件数	—	7,194 件 ※平成19年10月～	18,816 件	18,164 件	17,587 件	19,826 件	23,160 件	25,313 件	24,096 件	23,316 件
認知度										
認知度	—	22.6 % 平成20年2月調査	24.3 % 平成21年2月調査	37.3 % 平成22年2月調査	38.7 % 平成23年1月調査	42.1 % 平成23年12月調査	42.4 % 平成24年12月調査	47.3 % 平成26年1月調査	55.8 % 平成27年2月調査	50.6 % 平成27年12月調査

【資料8】 平成27年度情報提供件数の推移

区 分	平成27年										平成28年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
コールセンター 電話	25,965	23,982	27,249	25,455	22,239	24,370	26,549	23,980	21,574	22,974	24,645	26,618	295,600	
コールセンター メール	2,043	1,947	2,205	2,074	1,771	1,825	1,995	1,869	1,480	1,806	1,887	2,018	22,920	
地方事務所	17,110	15,746	19,111	18,065	16,773	16,026	18,037	16,217	14,989	16,122	17,102	17,689	202,987	
合計	45,118	41,675	48,565	45,594	40,783	42,221	46,581	42,066	38,043	40,902	43,634	46,325	521,507	



【資料9】平成27年度援助申込状況(民事法律扶助)

地方 事務所	法律相談件 数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過 件数	勝訴見込無	その他
東京	37,135	15,383	285	151	56	78
神奈川	16,363	6,957	119	77	20	22
埼玉	11,788	5,050	17	9	6	2
千葉	10,388	3,784	46	23	9	14
茨城	1,776	1,376	11	8	3	0
栃木	1,947	1,112	5	3	0	2
群馬	2,729	1,314	20	8	4	8
静岡	6,558	2,191	6	0	0	6
山梨	2,562	541	1	1	0	0
長野	3,585	1,167	13	7	4	2
新潟	4,517	1,764	1	0	0	1
大阪	24,216	11,312	48	7	22	19
京都	6,844	2,576	77	40	11	26
兵庫	12,064	4,636	37	7	14	16
奈良	3,821	1,374	13	3	6	4
滋賀	3,180	1,008	3	1	2	0
和歌山	2,149	831	8	2	2	4
愛知	9,441	4,033	24	9	11	4
三重	2,866	878	5	4	1	0
岐阜	3,491	884	23	2	10	11
福井	1,503	558	10	1	6	3
石川	2,534	1,117	23	3	8	12
富山	1,498	485	1	1	0	0
広島	8,006	2,325	9	4	2	3
山口	3,091	914	5	2	1	2
岡山	3,266	1,376	88	49	4	35
鳥取	2,132	725	1	0	1	0
島根	2,169	575	3	0	0	3
福岡	15,943	6,718	50	18	18	14
佐賀	2,811	927	13	8	1	4
長崎	4,367	1,194	11	6	3	2
大分	4,024	1,022	20	16	1	3
熊本	6,016	1,898	44	37	3	4
鹿児島	5,547	1,768	3	1	0	2
宮崎	5,617	1,793	17	7	1	9
沖縄	6,288	1,452	3	1	0	2
宮城	2,387	2,746	4	2	0	2
福島	1,049	855	6	4	2	0
山形	2,646	1,023	2	2	0	0
岩手	1,102	1,136	13	6	2	5
秋田	3,342	991	11	7	2	2
青森	5,078	1,242	4	2	2	0
札幌	12,209	5,113	112	9	14	89
函館	2,377	818	10	6	1	3
旭川	2,464	936	8	6	0	2
釧路	3,423	1,188	17	6	3	8
香川	1,980	518	12	6	3	3
徳島	1,986	557	5	1	2	2
高知	2,157	607	7	4	0	3
愛媛	2,170	603	6	2	1	3
全国合計	286,602	111,351	1,280	579	262	439

【資料10】 平成27年度援助申込状況(震災法律援助)

地方事務所	法律相談件数	援助開始決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定件数合計	資力超過件数	勝訴見込無	その他
東京	58	1,260	2	0	1	1
神奈川	1	0	0	0	0	0
埼玉	9	2	0	0	0	0
千葉	380	0	0	0	0	0
茨城	7,420	4	0	0	0	0
栃木	2,619	3	0	0	0	0
群馬	3	3	0	0	0	0
静岡	2	0	0	0	0	0
山梨	1	0	0	0	0	0
長野	2	0	0	0	0	0
新潟	220	74	2	0	0	2
大阪	1	0	0	0	0	0
京都	2	1	0	0	0	0
兵庫	3	1	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0
愛知	7	2	0	0	0	0
三重	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0
石川	4	1	0	0	0	0
富山	0	0	0	0	0	0
広島	8	5	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0
鳥取	2	3	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0
福岡	1	13	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0
大分	1	0	0	0	0	0
熊本	1	1	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0
沖縄	1	0	0	0	0	0
宮城	21,050	126	0	0	0	0
福島	12,930	236	0	0	0	0
山形	126	413	0	0	0	0
岩手	9,489	20	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0
青森	229	0	0	0	0	0
札幌	3	1	0	0	0	0
函館	1	0	0	0	0	0
旭川	1	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0
全国合計	54,575	2,169	4	0	1	3

【資料11】 平成27年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	26,644	15,245	15,190	26,699	308	138	165	281
神奈川	10,104	6,778	7,107	9,775	248	179	171	256
埼玉	5,572	4,913	4,379	6,106	220	137	161	196
千葉	4,463	3,718	3,946	4,235	75	66	78	63
茨城	1,568	1,356	1,285	1,639	19	20	24	15
栃木	1,251	1,097	1,146	1,202	21	15	26	10
群馬	1,523	1,265	1,263	1,525	66	49	54	61
静岡	2,769	2,022	2,186	2,605	195	169	196	168
山梨	624	535	547	612	7	6	7	6
長野	1,399	1,111	1,136	1,374	90	56	81	65
新潟	1,624	1,699	1,625	1,698	61	65	58	68
大阪	12,757	10,746	9,926	13,577	479	566	533	512
京都	2,872	2,462	2,333	3,001	108	114	118	104
兵庫	5,319	4,221	4,615	4,925	415	415	472	358
奈良	1,405	1,361	1,295	1,471	39	13	29	23
滋賀	1,045	954	919	1,080	58	54	52	60
和歌山	978	806	730	1,054	38	25	35	28
愛知	4,717	3,913	3,809	4,821	117	120	118	119
三重	859	809	853	815	51	69	75	45
岐阜	721	877	806	792	25	7	14	18
福井	627	551	571	607	3	7	6	4
石川	1,105	1,098	1,112	1,091	27	19	29	17
富山	495	469	459	505	38	16	22	32
広島	2,401	2,254	1,894	2,761	88	71	69	90
山口	805	882	849	838	29	32	37	24
岡山	1,180	1,258	1,188	1,250	62	118	84	96
鳥取	719	712	767	664	17	13	21	9
島根	509	569	540	538	7	6	7	6
福岡	7,011	6,285	6,109	7,187	466	433	413	486
佐賀	1,030	896	839	1,087	44	31	45	30
長崎	1,460	1,159	980	1,639	58	35	46	47
大分	952	1,008	1,059	901	18	14	14	18
熊本	2,169	1,797	1,869	2,097	124	101	134	91
鹿児島	1,515	1,670	1,429	1,756	107	98	88	117
宮崎	1,971	1,771	1,781	1,961	71	22	40	53
沖縄	1,475	1,279	1,307	1,447	150	173	182	141
宮城	3,247	2,697	2,562	3,382	30	49	36	43
福島	1,006	840	1,004	842	45	15	40	20
山形	914	1,015	946	983	10	8	3	15
岩手	1,222	1,095	1,142	1,175	38	41	41	38
秋田	808	931	867	872	28	60	50	38
青森	1,161	1,221	1,176	1,206	31	21	25	27
札幌	4,847	5,023	4,743	5,127	124	90	103	111
函館	568	812	794	586	9	6	12	3
旭川	930	916	845	1,001	22	20	17	25
釧路	1,029	1,178	1,118	1,089	9	10	10	9
香川	398	512	456	454	12	6	10	8
徳島	518	535	519	534	18	22	18	22
高知	454	475	452	477	108	132	131	109
愛媛	701	562	502	761	28	41	46	23
全国合計	131,441	107,358	104,975	133,824	4,461	3,993	4,246	4,208

【資料12】 平成27年度援助決定件数等状況(震災法律援助)

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東京	424	1,260	52	1,632	0	0	0	0
神奈川	3	0	1	2	0	0	0	0
埼玉	15	2	13	4	0	0	0	0
千葉	1	0	0	1	0	0	0	0
茨城	24	4	9	19	0	0	0	0
栃木	1	3	1	3	0	0	0	0
群馬	2	3	0	5	0	0	0	0
静岡	1	0	1	0	0	0	0	0
山梨	3	0	3	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	643	74	0	717	0	0	0	0
大阪	1	0	1	0	0	0	0	0
京都	0	1	0	1	0	0	0	0
兵庫	4	1	5	0	0	0	0	0
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	1	0	0	1	0	0	0	0
愛知	0	1	0	1	0	1	0	1
三重	0	0	0	0	1	0	1	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	1	0	1	0	0	0	0	0
石川	0	1	0	1	1	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	8	5	0	13	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	3	3	3	3	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	18	13	0	31	1	0	1	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	11	0	11	0	0	0	0	0
熊本	0	1	0	1	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	1	0	1	0	0	0	0	0
宮城	201	89	96	194	2	37	6	33
福島	274	231	230	275	3	5	7	1
山形	1,109	413	556	966	0	0	0	0
岩手	38	20	26	32	0	0	0	0
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	1	0	0	1	0	0	0	0
札幌	0	1	0	1	0	0	0	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	1	0	0	1	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	1	0	0	1	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	2,790	2,126	1,010	3,906	8	43	15	36

【資料13】平成27年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東 京	896	973	1,869	436	3,078	1,318	4,396	389	127	5,960	1,738	7,698	178	11	141	15,245
神奈川	389	166	555	160	1,660	554	2,214	112	65	2,564	961	3,525	79	0	68	6,778
埼 玉	261	126	387	82	1,210	412	1,622	87	79	2,046	519	2,565	70	0	21	4,913
千 葉	179	98	277	56	803	328	1,131	65	31	1,667	452	2,119	27	0	12	3,718
茨 城	44	29	73	23	251	111	362	23	7	616	234	850	13	0	5	1,356
栃 木	47	48	95	16	259	130	389	26	14	383	157	540	9	0	8	1,097
群 馬	148	57	205	19	366	102	468	38	10	349	148	497	17	0	11	1,265
静 岡	139	69	208	39	494	162	656	50	12	785	256	1,041	12	0	4	2,022
山 梨	38	22	60	1	133	48	181	12	5	182	88	270	6	0	0	535
長 野	83	43	126	19	306	122	428	22	12	336	147	483	13	0	8	1,111
新 潟	104	64	168	37	437	216	653	40	15	533	225	758	21	0	7	1,699
大 阪	1,129	536	1,665	315	2,106	920	3,026	320	138	3,645	1,408	5,053	138	3	88	10,746
京 都	259	113	372	94	661	279	940	69	61	633	201	834	21	0	71	2,462
兵 庫	369	207	576	94	931	390	1,321	94	49	1,405	584	1,989	51	0	47	4,221
奈 良	105	71	176	24	341	158	499	35	14	453	126	579	16	0	18	1,361
滋 賀	116	51	167	21	257	90	347	23	7	248	112	360	18	0	11	954
和歌山	76	34	110	16	216	90	306	5	4	262	84	346	15	0	4	806
愛 知	335	125	460	94	1,219	434	1,653	104	51	1,018	439	1,457	52	0	42	3,913
三 重	68	31	99	12	237	77	314	26	7	263	72	335	12	0	4	809
岐 阜	62	28	90	16	262	83	345	20	3	328	70	398	4	0	1	877
福 井	58	26	84	11	140	75	215	19	11	146	54	200	7	0	4	551
石 川	111	83	194	16	310	133	443	21	11	248	132	380	24	1	8	1,098
富 山	30	25	55	6	154	68	222	10	6	115	44	159	5	0	6	469
広 島	133	85	218	39	538	262	800	79	29	701	324	1,025	31	0	33	2,254
山 口	86	52	138	12	183	90	273	13	6	289	138	427	8	0	5	882
岡 山	86	67	153	23	308	149	457	34	5	357	214	571	11	0	4	1,258
鳥 取	78	33	111	13	180	103	283	12	5	183	86	269	9	0	10	712
鳥 根	60	27	87	9	134	57	191	13	5	169	85	254	8	0	2	569
福 岡	487	243	730	120	1,208	610	1,818	144	67	1,914	1,272	3,186	77	0	143	6,285
佐 賀	77	41	118	10	182	80	262	18	13	388	69	457	12	0	6	896
長 崎	83	44	127	14	228	147	375	16	2	416	166	582	38	0	5	1,159
大 分	55	35	90	16	267	82	349	19	7	388	130	518	7	0	2	1,008
熊 本	146	86	232	33	360	169	529	22	22	593	339	932	10	0	17	1,797
鹿児島	125	91	216	49	373	181	554	34	8	498	243	741	23	0	45	1,670
宮 崎	157	87	244	30	288	172	460	28	18	577	380	957	21	0	13	1,771
沖 縄	101	64	165	46	260	162	422	24	10	346	239	585	15	0	12	1,279
宮 城	185	139	324	67	704	304	1,008	79	26	799	346	1,145	24	0	24	2,697
福 島	44	30	74	19	276	112	388	25	2	226	90	316	14	0	2	840
山 形	85	56	141	11	237	114	351	16	5	326	148	474	15	0	2	1,015
岩 手	39	28	67	16	266	128	394	10	1	456	137	593	10	0	4	1,095
秋 田	49	55	104	11	151	108	259	12	12	330	142	472	13	0	48	931
青 森	94	37	131	29	186	69	255	30	10	542	213	755	6	0	5	1,221
札 幌	366	195	561	106	1,123	497	1,620	98	69	1,863	620	2,483	46	0	40	5,023
函 館	41	45	86	15	144	84	228	13	4	322	131	453	11	0	2	812
旭 川	81	51	132	10	219	63	282	23	9	247	198	445	10	0	5	916
釧 路	68	58	126	17	239	107	346	23	8	435	208	643	10	0	5	1,178
香 川	27	9	36	11	117	48	165	11	6	202	70	272	6	0	5	512
徳 島	40	18	58	17	156	69	225	8	3	149	64	213	4	0	7	535
高 知	51	42	93	9	95	33	128	7	0	181	51	232	1	0	5	475
愛 媛	23	21	44	8	98	43	141	16	2	285	59	344	4	0	3	562
全国合計	7,913	4,764	12,677	2,367	24,351	10,343	34,694	2,437	1,093	37,367	14,413	51,780	1,252	15	1,043	107,358

【資料14】平成27年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立手続	その他	行政不服申立手続	その他			
東京	1257	0	1257	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	1,260
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	4
栃木	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
群馬	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	73	0	73	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
兵庫	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	12	0	12	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	18	5	23	10	8	6	14	1	1	27	10	37	0	1	0	0	0	0	2	89
福島	4	2	6	4	1	9	10	0	0	2	1	3	0	208	0	0	0	0	0	231
山形	149	0	149	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1	260	0	0	0	0	0	413
岩手	0	3	3	2	0	3	3	0	2	5	3	8	0	1	0	0	0	0	1	20
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	1,515	11	1,526	17	12	20	32	2	3	41	16	57	2	480	0	0	0	0	7	2,126

【資料15】平成27年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地方事務所	金銭事件			不動産事件	家事事件			労働事件	保全事件	多重債務事件			執行・競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東京	1	0	1	2	2	21	23	0	0	105	4	109	3	0	0	138
神奈川	3	1	4	0	1	22	23	0	1	149	1	150	0	0	1	179
埼玉	2	0	2	1	1	9	10	0	0	117	1	118	5	0	1	137
千葉	0	3	3	1	0	10	10	1	0	49	1	50	0	0	1	66
茨城	0	0	0	0	2	0	2	0	0	16	1	17	1	0	0	20
栃木	0	0	0	0	0	2	2	0	0	13	0	13	0	0	0	15
群馬	0	0	0	0	0	3	3	0	0	45	1	46	0	0	0	49
静岡	0	1	1	0	1	8	9	0	0	157	1	158	1	0	0	169
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	6
長野	0	2	2	0	2	1	3	0	0	47	4	51	0	0	0	56
新潟	0	1	1	0	0	26	26	0	0	37	1	38	0	0	0	65
大阪	0	1	1	1	2	117	119	2	1	427	14	441	1	0	0	566
京都	1	0	1	0	0	57	57	0	0	55	1	56	0	0	0	114
兵庫	0	3	3	0	2	110	112	0	1	291	8	299	0	0	0	415
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	13	0	0	0	13
滋賀	0	2	2	0	0	23	23	0	0	29	0	29	0	0	0	54
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	0	0	24	0	24	0	0	0	25
愛知	0	1	1	1	1	18	19	0	0	95	3	98	1	0	0	120
三重	0	1	1	0	1	5	6	1	0	57	4	61	0	0	0	69
岐阜	0	0	0	0	0	1	1	0	0	6	0	6	0	0	0	7
福井	0	0	0	0	0	1	1	0	0	5	1	6	0	0	0	7
石川	0	0	0	0	1	4	5	0	0	11	3	14	0	0	0	19
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	16	0	0	0	16
広島	0	0	0	0	3	6	9	0	0	60	2	62	0	0	0	71
山口	0	0	0	0	0	2	2	0	0	30	0	30	0	0	0	32
岡山	1	1	2	0	0	13	13	0	0	94	9	103	0	0	0	118
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	1	0	0	13
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	6
福岡	2	0	2	0	3	20	23	0	0	380	28	408	0	0	0	433
佐賀	0	0	0	0	0	1	1	0	0	30	0	30	0	0	0	31
長崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	4	34	1	0	0	35
大分	1	0	1	0	2	0	2	0	0	11	0	11	0	0	0	14
熊本	0	1	1	0	0	13	13	0	0	87	0	87	0	0	0	101
鹿児島	0	0	0	0	0	20	20	0	0	75	3	78	0	0	0	98
宮崎	0	0	0	0	0	4	4	0	0	18	0	18	0	0	0	22
沖縄	0	1	1	0	1	3	4	0	0	162	5	167	1	0	0	173
宮城	0	0	0	0	0	3	3	0	0	44	2	46	0	0	0	49
福島	0	0	0	0	0	2	2	1	0	12	0	12	0	0	0	15
山形	0	1	1	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	8
岩手	0	0	0	0	0	3	3	0	0	35	3	38	0	0	0	41
秋田	0	0	0	0	1	3	4	0	0	55	0	55	1	0	0	60
青森	1	0	1	0	0	1	1	0	0	18	1	19	0	0	0	21
札幌	0	0	0	0	0	15	15	0	0	75	0	75	0	0	0	90
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	6
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	1	20	0	0	0	20
釧路	1	0	1	0	0	0	0	2	0	6	0	6	1	0	0	10
香川	0	0	0	0	0	2	2	0	0	4	0	4	0	0	0	6
徳島	0	2	2	0	0	1	1	0	0	17	2	19	0	0	0	22
高知	0	1	1	0	0	1	1	0	0	130	0	130	0	0	0	132
愛媛	0	0	0	0	0	6	6	0	0	33	2	35	0	0	0	41
全国合計	13	23	36	6	26	558	584	7	3	3,225	112	3,337	17	0	3	3,993

【資料16】平成27年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手 続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申 立手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
東 京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	2	37	0	0	0	0	0	0	0	37
福 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	5
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
礼 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	3	38	0	5	0	0	0	0	43

【資料17】 契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)

地方 事務所	契約弁護士数					(参考) 単位会 会員数	受任 予定者 契約率 (%)	契約弁護士法人数				
	センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災法律 援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災法律 援助
東京	4,812	4,740	5,705	4,785	526	17592	32.4%	75	91	103	84	11
神奈川	1,043	1,067	1,121	961	59	1532	73.2%	21	23	25	22	2
埼玉	490	548	579	546	47	800	72.4%	13	15	15	13	2
千葉	451	568	587	543	138	750	78.3%	10	11	12	10	3
茨城	215	227	227	223	198	269	84.4%	5	5	5	5	3
栃木	134	152	156	151	88	211	73.9%	4	4	4	4	2
群馬	206	227	233	226	52	278	83.8%	7	7	7	7	2
静岡	370	354	365	332	78	447	81.7%	5	5	5	5	0
山梨	107	107	106	105	21	120	88.3%					0
長野	201	213	212	208	5	241	88.0%	3	3	3	3	0
新潟	234	236	235	232	110	268	87.7%	10	10	10	10	6
大阪	2,784	2,861	3,096	1,652	21	4331	71.5%	76	80	80	64	1
京都	578	558	589	535	65	733	80.4%	15	16	16	16	2
兵庫	684	697	705	660	20	874	80.7%	16	16	16	16	1
奈良	141	143	143	134	15	165	86.7%	1	1	1	1	0
滋賀	123	125	125	121	25	144	86.8%	1	1	1	1	0
和歌山	120	126	127	117	45	146	87.0%	2	2	2	2	1
愛知	902	959	1,140	438	13	1860	61.3%	25	31	33	27	0
三重	135	141	142	125	33	187	75.9%					1
岐阜	133	142	145	129	29	189	76.7%	6	6	6	6	3
福井	92	92	93	85	27	103	90.3%	2	2	2	2	0
石川	150	152	152	148	43	165	92.1%	4	4	4	4	2
富山	93	90	92	86	10	114	80.7%					0
広島	407	434	449	434	29	560	80.2%	15	15	15	15	3
山口	140	148	142	142	15	163	87.1%	7	9	9	9	1
岡山	309	308	313	307	42	381	82.2%	10	10	10	10	1
鳥取	60	61	60	60	2	66	90.9%	5	5	5	5	0
島根	69	69	69	68	6	79	87.3%	2	2	2	2	0
福岡	815	840	878	832	15	1195	73.5%	23	25	25	22	0
佐賀	89	95	97	94	21	100	97.0%	4	5	5	5	3
長崎	131	133	133	130	7	156	85.3%	8	8	8	8	1
大分	138	138	139	139	39	156	89.1%	13	12	12	12	7
熊本	207	210	209	203	53	266	78.6%	10	11	11	11	4
鹿児島	150	154	154	153	18	197	78.2%	20	20	20	20	1
宮崎	114	116	116	116	5	136	85.3%	13	13	13	13	0
沖縄	158	168	171	157	34	254	67.3%	3	3	3	3	0
宮城	351	363	368	334	384	440	83.6%	11	11	11	11	12
福島	176	179	179	176	175	194	92.3%	9	9	9	8	8
山形	85	84	84	83	70	95	88.4%	4	4	4	4	4
岩手	90	91	92	87	85	100	92.0%	1	2	2	2	1
秋田	68	70	71	66	46	78	91.0%	2	2	2	1	2
青森	99	101	101	98	45	117	86.3%	4	4	4	3	3
札幌	518	586	611	588	191	754	81.0%	18	20	21	20	6
函館	46	45	46	45	20	53	86.8%	1	1	1	1	0
旭川	60	66	66	65	23	72	91.7%	2	2	2	2	1
釧路	62	65	66	66	19	76	86.8%	10	10	10	10	4
香川	102	103	105	105	6	172	61.0%	1	1	1	1	0
徳島	73	72	71	71	19	92	77.2%	5	5	5	5	0
高知	71	68	72	62	4	88	81.8%					0
愛媛	88	96	96	92	2	163	58.9%	3	4	4	4	0
全国合計	18,874	19,388	21,033	17,315	3,043	37,722	55.8%	505	546	564	509	104

注1) 契約弁護士・法人数は、平成28年3月31日現在。

注2) 弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料(平成28年4月1日現在)による。

【資料18】 契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)

地方事務所	契約司法書士数					(参考) 単位会 会員数	受託 予定者 契約率 (%)	契約司法書士法人数				
	センター相 談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災法律 援助			センター 相談	事務所 相談	受任 予定者	受託 予定者	震災法律 援助
東京	574	661	689	717	122	3,943	18.2%	21	33	35	36	4
神奈川	298	371	388	402	18	1,132	35.5%	15	20	20	20	0
埼玉	198	253	251	256	17	857	29.9%	4	6	7	7	0
千葉	123	151	154	157	36	725	21.7%	4	8	9	9	0
茨城	75	104	90	96	47	326	29.4%	0	1	1	1	0
栃木	61	80	80	80	5	231	34.6%	0	0	0	0	0
群馬	102	108	107	109	26	298	36.6%	1	2	2	2	0
静岡	111	135	139	140	57	493	28.4%	5	5	5	5	5
山梨	44	44	44	44	16	133	33.1%	0	0	0	0	0
長野	105	134	136	145	25	373	38.9%	1	1	1	1	0
新潟	73	96	95	100	25	291	34.4%	5	5	5	5	1
大阪	519	630	631	637	81	2,368	26.9%	20	26	25	25	1
京都	201	229	230	234	22	570	41.1%	6	9	9	10	0
兵庫	347	416	414	429	5	1,042	41.2%	7	8	8	8	1
奈良	64	72	71	72	6	218	33.0%	1	1	1	1	0
滋賀	67	73	73	77	3	226	34.1%	2	2	2	3	0
和歌山	48	55	55	59	8	169	34.9%	0	0	0	0	0
愛知	371	428	422	488	86	1,275	38.3%	12	15	17	17	3
三重	83	102	102	102	20	261	39.1%	2	2	2	2	0
岐阜	68	86	83	93	5	350	26.6%	3	4	4	4	0
福井	23	37	35	48	6	124	38.7%	2	2	2	2	0
石川	59	75	77	79	24	200	39.5%	0	0	0	0	0
富山	31	47	51	52	10	161	32.3%	1	2	2	2	0
広島	201	215	212	221	34	518	42.7%	9	9	9	9	1
山口	74	81	81	87	27	234	37.2%	2	2	2	2	1
岡山	114	128	123	128	19	365	35.1%	4	6	7	7	3
鳥取	32	45	38	42	1	102	41.2%	1	1	1	1	0
島根	26	34	34	35	3	117	29.9%	0	0	0	0	0
福岡	288	394	408	418	89	939	44.5%	6	11	13	13	2
佐賀	38	43	42	43	1	120	35.8%	5	7	7	7	0
長崎	54	59	59	62	3	161	38.5%	2	2	2	2	0
大分	50	61	56	62	7	174	35.6%	1	1	1	1	0
熊本	108	131	129	132	13	327	40.4%	5	6	6	6	1
鹿児島	117	135	136	142	9	308	46.1%	3	3	3	3	2
宮崎	64	74	72	73	13	178	41.0%	2	2	2	2	1
沖縄	45	85	87	89	15	223	39.9%	2	2	2	2	0
宮城	92	101	101	102	61	323	31.6%	3	3	3	3	2
福島	108	113	112	115	70	278	41.4%	1	1	2	2	1
山形	62	72	72	75	29	159	47.2%	0	0	0	0	0
岩手	35	36	35	36	32	147	24.5%	1	1	1	1	2
秋田	54	56	57	65	17	112	58.0%	0	0	0	0	0
青森	35	41	42	46	11	119	38.7%	2	2	2	2	1
札幌	173	201	214	218	33	472	46.2%	2	4	4	4	1
函館	13	15	15	16	3	46	34.8%	1	1	1	1	0
旭川	22	28	28	29	4	69	42.0%	0	0	0	0	0
釧路	26	28	28	33	4	84	39.3%	1	1	1	1	0
香川	69	66	67	70	4	168	41.7%	1	1	1	1	0
徳島	28	39	39	40	4	133	30.1%	1	1	1	1	0
高知	67	68	66	69	8	117	59.0%	3	3	3	3	1
愛媛	44	60	60	64	8	254	25.2%	3	3	4	4	0
全国合計	5,684	6,796	6,830	7,128	1,192	22,013	32.4%	173	225	235	238	34

注1) 契約司法書士・法人数は、平成28年3月31日現在。

注2) 司法書士数(会員数)は、日本司法書士会連合会資料(平成28年4月1日現在)による。

【資料19】 国選付添事件受理件数

地方 事務所	平成27年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	13	20	27	26	21	18	29	31	25	15	24	17	266
多摩	5	9	8	19	10	5	11	10	13	9	9	12	120
神奈川	13	28	25	21	23	16	14	21	25	10	19	17	232
川崎	2	3	8	6	2	2	2	4	6	3	4	7	49
小田原	10	7	5	11	8	1	1	6	2	2	2	2	57
埼玉	13	10	22	26	18	13	12	9	20	9	14	21	187
川越	3	5	4	3	4	2	4	2	5	1	4	6	43
千葉	14	9	14	28	15	21	5	9	11	5	14	16	161
松戸	2	0	3	2	9	3	2	5	4	1	3	3	37
茨城	6	11	19	16	11	14	12	6	11	9	12	13	140
栃木	1	1	0	0	3	3	3	3	5	3	3	2	27
群馬	2	4	11	3	8	6	8	1	5	4	3	3	58
静岡	3	2	4	1	6	2	2	1	4	4	3	0	32
沼津	6	3	4	0	1	3	3	2	1	1	3	2	29
浜松	1	5	1	8	3	5	3	2	4	4	1	8	45
山梨	0	4	1	8	2	4	4	2	4	4	3	2	38
長野	0	1	5	5	6	1	3	5	4	4	2	3	39
新潟	1	1	1	3	5	2	7	2	6	2	6	7	43
大阪	41	29	36	40	34	27	38	30	38	19	36	31	399
京都	5	3	3	12	2	6	13	12	9	3	6	15	89
兵庫	5	3	15	15	3	4	5	11	17	6	6	9	99
阪神	3	2	6	1	1	0	3	4	7	1	2	2	32
姫路	3	4	5	4	4	1	5	4	3	6	6	9	54
奈良	1	4	10	2	3	5	2	1	6	1	2	1	38
滋賀	1	1	1	0	0	4	1	3	2	1	1	1	16
和歌山	2	2	3	3	0	3	3	2	2	1	4	2	27
愛知	9	18	11	15	11	11	7	12	21	11	6	20	152
三河	4	4	9	4	2	3	1	4	6	5	4	2	48
三重	0	1	4	4	0	4	3	4	2	3	3	3	31
岐阜	1	1	4	3	1	1	4	1	1	0	6	6	29
福井	1	0	0	2	4	2	2	0	0	0	0	2	13
石川	0	2	0	1	0	0	1	1	3	0	1	0	9
富山	0	0	1	4	1	0	3	0	1	4	0	1	15
広島	3	5	5	12	6	4	10	4	7	1	2	7	66
山口	2	5	10	5	4	0	0	1	6	3	0	0	36
岡山	5	3	7	6	9	7	5	8	8	3	3	3	67
鳥取	1	0	1	1	0	1	1	0	2	0	2	0	9
島根	0	0	0	1	2	0	0	4	0	1	2	0	10
福岡	11	14	11	20	6	13	17	26	16	7	10	13	164
北九州	3	6	5	11	5	7	8	4	4	2	7	7	69
佐賀	1	7	2	4	2	1	3	7	6	2	2	3	40
長崎	2	4	5	1	5	1	1	1	2	1	1	1	25
大分	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1	7
熊本	4	3	4	5	3	7	1	7	1	0	3	2	40
鹿児島	2	1	2	3	1	3	3	4	0	1	7	2	29
宮崎	0	6	1	3	9	3	4	3	5	4	4	5	47
沖縄	9	6	13	23	24	9	5	6	7	6	12	10	130
宮城	0	3	7	5	0	5	2	1	2	1	2	3	31
福島	1	3	3	4	4	1	2	1	3	2	2	1	27
山形	0	0	1	0	1	0	1	1	3	0	0	0	7
岩手	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	6
秋田	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	6
青森	1	1	0	0	3	1	1	4	0	2	0	0	13
札幌	3	2	3	8	4	2	10	6	1	0	1	2	42
函館	5	2	1	1	0	0	2	0	0	0	1	0	12
旭川	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
釧路	4	1	2	1	0	1	1	2	1	1	0	1	15
香川	3	5	0	3	5	3	2	1	5	1	8	3	39
徳島	1	7	0	4	2	4	2	3	1	2	2	0	28
高知	2	0	2	6	3	0	2	1	2	0	0	1	19
愛媛	3	4	3	2	4	11	11	4	4	3	1	5	55
合計	242	290	359	426	324	278	311	310	360	194	287	317	3,698

注) 集計日(平成28年5月2日)時点の件数。

【資料20】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

地方事務所	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年
	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	6,769	7,082	7,791	7,907	8,452	8,511	8,888	9,114	9,524	9,635	10,072	10,264	10,678
神奈川	804	815	897	913	991	1,000	1,063	1,073	1,144	1,158	1,220	1,239	1,291
埼玉	415	418	456	460	511	525	530	559	590	599	632	639	666
千葉	383	392	432	433	471	477	535	541	570	576	618	622	660
茨城	147	148	155	164	181	183	196	197	220	222	238	236	244
栃木	115	117	128	125	139	140	149	154	158	163	169	171	170
群馬	166	165	179	178	199	200	216	214	229	228	241	241	248
静岡	270	273	288	295	324	321	348	354	367	368	381	380	390
山梨	78	76	84	83	91	93	99	98	108	108	109	108	110
長野	142	143	161	167	175	178	191	193	206	208	214	215	221
新潟	168	174	184	187	201	204	217	215	226	223	237	236	241
大阪	1,978	1,942	2,075	2,030	2,191	2,184	2,285	2,320	2,450	2,458	2,448	2,576	2,565
京都	375	383	414	420	462	459	495	496	523	528	552	554	584
兵庫	442	440	485	490	536	536	577	583	622	598	622	621	638
奈良	114	113	116	120	120	129	136	140	143	144	152	152	149
滋賀	78	77	87	90	103	101	108	101	108	109	113	108	106
和歌山	97	98	104	104	108	110	116	112	122	126	126	124	129
愛知	999	1,008	1,091	1,104	1,198	1,199	1,257	1,273	1,358	1,367	1,458	1,461	1,529
三重	113	112	124	125	139	139	147	147	161	161	165	166	171
岐阜	110	110	122	123	133	132	137	143	155	157	157	162	163
福井	66	66	77	77	79	79	83	83	86	87	89	89	92
石川	113	113	115	118	131	135	143	147	157	159	160	158	162
富山	67	70	75	77	82	87	89	91	94	88	91	93	95
広島	290	289	318	321	352	349	376	376	405	408	424	414	427
山口	109	106	115	113	120	119	128	130	130	130	139	138	140
岡山	214	211	230	227	245	249	276	269	290	287	296	297	307
鳥取	53	52	54	56	59	60	65	65	66	64	64	65	65
島根	48	49	54	54	60	57	61	63	66	62	68	72	75
福岡	658	652	701	704	735	745	804	801	808	832	893	881	880
佐賀	65	65	74	72	78	76	82	80	85	83	87	88	92
長崎	108	106	121	121	129	130	136	136	143	139	145	142	142
大分	99	102	111	112	118	117	117	117	122	125	132	133	141
熊本	151	156	165	167	183	180	188	189	204	208	213	214	222
鹿児島	123	123	139	137	155	159	171	166	179	174	181	179	190
宮崎	83	83	88	92	102	102	112	109	116	115	118	118	123
沖縄	135	134	143	147	151	156	159	163	168	164	174	173	183
宮城	256	260	287	289	308	312	330	324	340	334	360	362	371
福島	132	135	139	143	149	149	160	159	168	169	178	180	185
山形	62	61	69	70	73	76	81	79	83	84	87	87	85
岩手	66	67	71	73	84	84	85	90	92	91	96	97	96
秋田	53	53	55	54	59	60	62	62	66	66	66	67	68
青森	72	72	79	77	86	85	94	94	100	99	105	107	108
札幌	391	396	438	430	472	456	494	484	524	506	535	544	569
函館	31	31	33	34	39	40	43	43	45	46	48	47	48
旭川	42	40	43	48	56	56	62	63	62	61	64	65	67
釧路	50	50	52	52	57	58	63	63	64	64	66	67	71
香川	86	88	97	94	101	100	118	114	123	125	130	129	127
徳島	69	69	70	70	80	78	81	82	83	81	82	81	82
高知	62	63	65	66	71	71	74	74	75	76	79	78	79
愛媛	103	106	115	117	120	117	123	121	127	122	124	124	125
合計	17,620	17,954	19,566	19,730	21,259	21,363	22,550	22,864	24,055	24,185	25,218	25,564	26,370

【資料21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

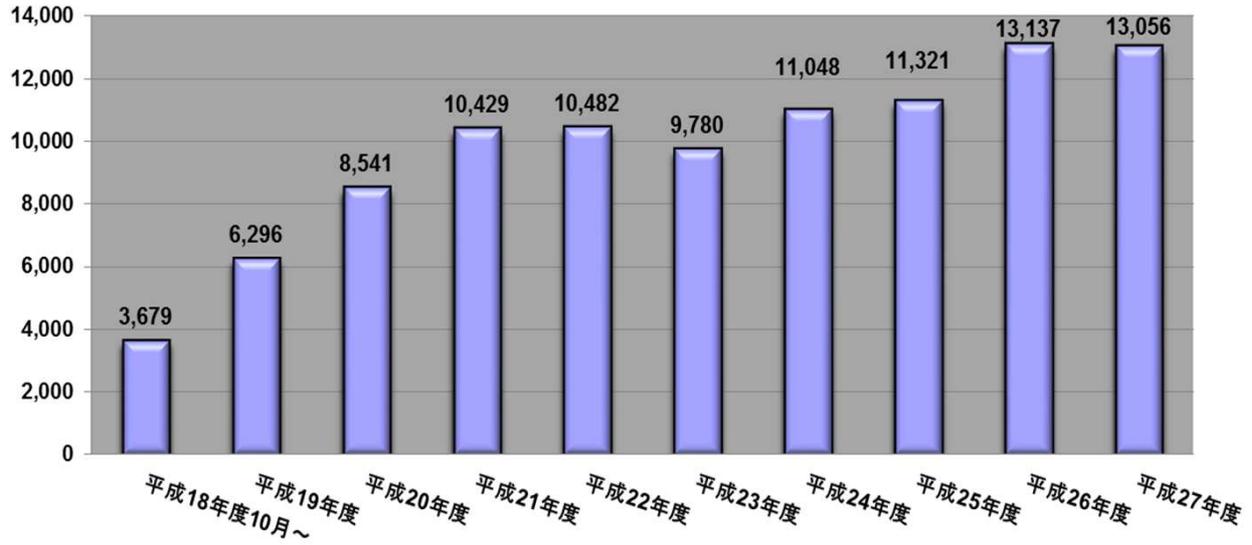
地方 事務所	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年
	4月1日 現在	10月1日 現在	4月2日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	791	827	1,023	1,110	1,180	1,255	1,334	2,152	2,330	2,448	2,576
神奈川	344	371	441	461	522	532	593	779	829	852	893
埼玉	189	192	211	221	229	245	265	347	381	397	427
千葉	214	222	247	254	297	302	331	387	433	434	469
茨城	110	116	131	134	143	146	165	167	183	182	193
栃木	64	66	79	82	90	93	100	114	122	126	127
群馬	107	107	128	128	141	140	150	168	181	181	189
静岡	219	226	254	251	278	283	297	290	303	303	310
山梨	50	49	62	64	71	71	81	82	83	85	87
長野	92	101	110	113	125	128	141	158	165	167	172
新潟	94	96	109	111	123	122	130	140	157	160	168
大阪	752	722	853	893	987	1,037	1,142	1,196	1,202	1,322	1,319
京都	222	224	260	264	290	288	318	325	338	343	362
兵庫	162	168	194	202	231	235	258	317	399	417	442
奈良	86	90	89	95	100	103	105	107	118	118	116
滋賀	82	86	99	96	102	95	102	107	111	106	103
和歌山	59	58	59	60	59	57	74	86	87	88	94
愛知	195	208	218	234	241	252	262	393	689	700	784
三重	69	70	81	81	88	86	100	101	102	103	109
岐阜	82	81	90	90	94	101	110	114	115	120	121
福井	65	65	68	68	72	73	77	80	83	82	85
石川	65	69	82	85	94	96	106	108	112	110	114
富山	47	47	47	47	47	54	55	59	63	69	75
広島	62	64	86	89	117	130	162	267	286	282	303
山口	69	68	75	75	84	87	90	109	118	118	122
岡山	141	144	160	165	192	186	207	228	241	240	249
鳥取	48	48	49	50	55	55	57	57	57	58	57
島根	44	44	49	47	50	51	54	51	56	60	63
福岡	389	421	470	471	526	531	544	617	663	658	655
佐賀	65	64	71	69	75	76	81	80	83	85	88
長崎	103	103	111	111	116	114	120	121	129	128	128
大分	62	63	69	68	72	72	75	83	89	91	100
熊本	94	100	104	114	118	121	123	163	170	170	178
鹿児島	89	90	107	115	127	124	136	133	134	139	141
宮崎	73	77	87	87	97	95	101	100	103	105	112
沖縄	82	86	85	85	98	98	105	112	113	119	129
宮城	160	164	185	187	204	199	215	250	274	282	291
福島	87	94	96	99	112	113	123	141	149	151	154
山形	56	57	60	63	69	68	72	72	76	76	74
岩手	52	54	65	65	68	73	75	74	79	80	79
秋田	35	34	39	40	42	42	47	54	55	56	57
青森	53	52	60	59	68	68	77	82	88	90	90
札幌	322	328	369	367	405	397	438	436	467	471	496
函館	29	30	35	36	40	40	42	43	45	44	45
旭川	29	34	42	43	51	52	52	56	59	59	61
釧路	38	39	45	46	52	51	52	54	56	58	63
香川	54	53	58	59	69	68	79	98	104	103	102
徳島	65	65	75	73	76	77	78	77	78	78	79
高知	41	42	47	48	51	59	62	60	63	62	63
愛媛	62	64	67	64	65	66	74	88	91	93	95
合計	6,564	6,743	7,701	7,939	8,703	8,907	9,637	11,483	12,512	12,869	13,409

【資料22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

○平成27年度 月別受電件数

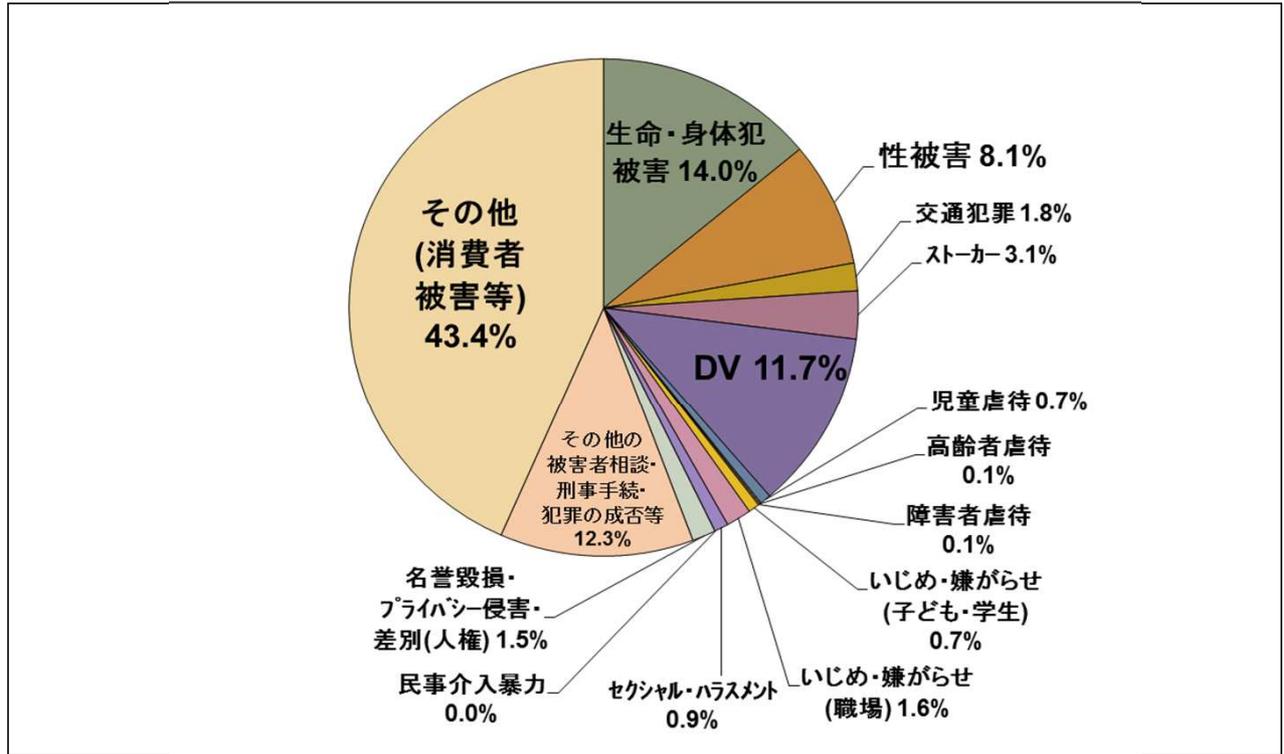
犯罪被害者 支援ダイヤル	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1,205	1,057	1,285	1,150	1,067	1,101	1,166	1,014	949	1,012	1,017	1,033
年度総計	13,056											

○年度別受電件数推移(平成18年度～平成27年度)

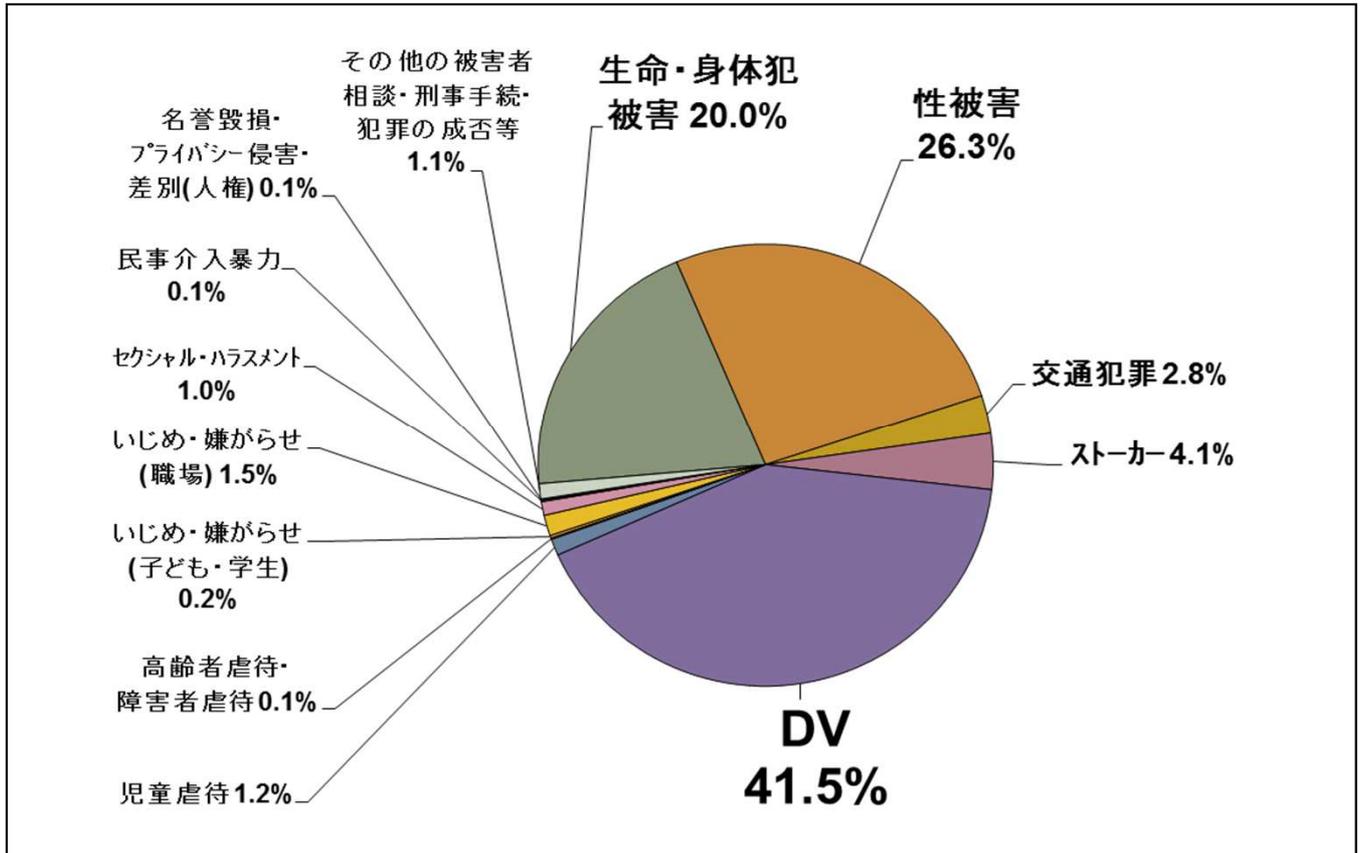


平成18年度からの累計 97,769件

【資料23】 平成27年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容



【資料24】平成27年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況



(参考)

平成18年度	97	件
平成19年度	590	件
平成20年度	696	件
平成21年度	898	件
平成22年度	929	件
平成23年度	877	件
平成24年度	1,013	件
平成25年度	1,330	件
平成26年度	1,491	件
平成27年度	1,603	件
	9,524	件

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談(内数)
東京	3,607	351	151	612	49	635	35	254	5,694	707
神奈川	235	179	230	5	23	37	10	22	741	20
埼玉	642	164	45	2	8	22	7	174	1,064	27
千葉	802	189	37	21	5	47	4	77	1,182	17
茨城	53	58	7	97	0	70	0	10	295	136
栃木	41	51	8	1	0	4	1	3	109	4
群馬	110	84	7	3	0	23	0	13	240	0
静岡	260	96	18	2	2	18	6	14	416	4
山梨	37	22	9	0	0	2	1	7	78	6
長野	33	14	8	0	0	3	0	5	63	1
新潟	130	34	9	0	8	1	0	2	184	3
大阪	1,371	349	84	44	41	144	32	177	2,242	108
京都	325	84	42	1	6	4	19	28	509	13
兵庫	272	233	59	4	4	22	23	28	645	26
奈良	49	37	26	0	2	3	8	15	140	5
滋賀	16	58	2	1	0	0	4	19	100	1
和歌山	40	30	8	0	12	0	0	4	94	0
愛知	574	325	44	21	12	171	11	55	1,213	91
三重	22	30	3	0	0	0	1	9	65	1
岐阜	63	45	2	1	0	6	0	10	127	2
福井	54	14	6	0	0	1	0	9	84	1
石川	111	53	14	0	8	0	3	18	207	5
富山	35	8	5	0	0	0	0	16	64	1
広島	192	106	44	0	11	7	52	40	452	47
山口	64	24	11	0	1	0	0	4	104	2
岡山	256	48	26	0	13	0	3	16	362	1
鳥取	38	6	10	0	1	1	1	4	61	6
島根	21	7	4	0	0	4	1	5	42	3
福岡	969	350	88	2	14	10	486	129	2,048	436
佐賀	73	29	15	0	2	1	16	13	149	10
長崎	53	24	7	1	7	23	1	9	125	23
大分	72	37	23	0	0	2	15	6	155	13
熊本	82	60	19	0	1	1	30	10	203	20
鹿児島	38	39	28	0	0	2	68	9	184	59
宮崎	138	52	2	0	1	1	38	1	233	31
沖縄	142	86	34	0	1	1	35	1	300	56
宮城	366	54	35	0	0	1	0	32	488	1
福島	62	31	11	0	1	0	0	9	114	0
山形	54	18	1	0	0	0	0	5	78	0
岩手	100	10	5	0	0	0	5	2	122	2
秋田	44	2	3	0	0	0	0	1	50	2
青森	87	18	8	0	0	0	0	5	118	4
札幌	514	87	43	2	5	8	46	21	726	40
函館	62	3	23	0	0	0	2	2	92	9
旭川	58	16	4	0	1	0	0	3	82	0
釧路	36	20	3	0	0	0	0	4	63	0
香川	53	52	16	0	2	2	1	62	188	3
徳島	28	8	9	0	1	2	0	4	52	4
高知	16	14	18	0	0	1	0	4	53	6
愛媛	56	47	5	0	0	0	0	8	116	3
合計	12,556	3,756	1,319	820	242	1,280	965	1,378	22,316	1,960
予定件数	14,617	5,205	1,420 (215)	1,320 (730)	305 (5)	2,330 (1,340)	1,010 (670)	1,905 (130)	28,112 (3,090)	3,090

*予定件数の()内は、各援助項目件数の内の法律相談の予定件数

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数		予想件数
			実績	予定	
被疑者・少年援助件数	16,312	19,822	44.57	54.16	16,312
その他	6,004	8,290	16.40	22.65	6,004
合計	22,316	28,112	60.97	76.81	22,316
中国残留孤児基金援助	0	5			

※援助のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数		予想件数
				実績	予定	
被疑者	12,556	14,617	85.90	34.31	39.94	12,556
少年	3,756	5,205	72.18	10.26	14.22	3,756
犯罪被害者	1,106	1,205	91.78	3.02	3.29	1,106
難民	326	590	55.25	0.89	1.61	326
子ども	234	300	78.00	0.64	0.82	234
外国人	758	990	76.57	2.07	2.70	758
精神障害者等	318	340	93.53	0.87	0.93	318
高齢者等	1,302	1,775	73.35	3.56	4.85	1,302
合計	20,356	25,022	81.35	55.62	68.36	20,356

※法律相談のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数		予想件数
				実績	予定	
被疑者	0	0	0.00	0.00	0.00	0
少年	0	0	0.00	0.00	0.00	0
犯罪被害者	213	215	99.07	0.58	0.59	213
難民	494	730	67.67	1.35	1.99	494
子ども	8	5	160.00	0.02	0.01	8
外国人	522	1,340	38.96	1.43	3.66	522
精神障害者等	647	670	96.57	1.77	1.83	647
高齢者等	76	130	58.46	0.21	0.36	76
合計	1,960	3,090	63.43	5.36	8.44	1,960

月 別 統 計

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	(参考) H26	(参考) H25	(参考) H24	(参考) H23	(参考) H22	(参考) H21	(参考) H20
4月	1,136	271	111	45	25	115	101	129	1,933	2,040	1,912	1,567	1,432	1,299	2,044	1,324
5月	1,078	262	96	43	24	115	77	129	1,824	2,324	2,164	2,095	1,579	1,327	2,025	1,422
6月	1,346	408	125	77	22	116	71	135	2,300	2,431	2,227	2,246	1,854	1,685	1,612	1,654
7月	1,219	415	133	53	15	110	93	117	2,155	2,252	2,448	2,165	1,693	1,622	1,587	1,519
8月	914	345	101	55	13	105	77	99	1,709	1,929	2,088	2,077	1,738	1,468	1,338	1,331
9月	1,041	307	132	42	25	92	78	95	1,812	2,057	1,977	1,692	1,570	1,480	1,352	1,452
10月	1,147	311	103	67	25	114	98	146	2,011	2,282	2,438	2,224	1,798	1,581	1,490	1,835
11月	1,108	350	121	61	25	113	67	127	1,972	1,940	2,307	2,097	1,792	1,614	1,480	1,601
12月	829	338	89	75	15	79	83	114	1,622	1,761	2,001	1,770	1,573	1,375	1,314	1,547
1月	834	217	100	66	12	96	55	80	1,460	1,557	1,783	1,461	1,383	1,218	1,052	1,431
2月	904	268	95	99	14	115	79	94	1,668	1,676	1,931	1,817	1,653	1,370	1,342	1,699
3月	1,000	264	113	137	27	110	86	113	1,850	1,847	2,037	1,949	1,761	1,548	1,528	2,001
合計	12,556	3,756	1,319	820	242	1,280	965	1,378	22,316	24,096	25,313	23,160	19,826	17,587	18,164	18,816

【資料26】平成27年度プレスリリース実施一覧

1 本場で実施したもの

【参照】 http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu_info/index_press.html

	リリース内容	リリース日
1	平成26年度日本司法支援センター(法テラス)業務実績	2015年4月10日
2	日本司法支援センタースタッフ弁護士全国経験交流会のご案内	2015年8月21日
3	職員の懲戒処分について	2015年10月13日
4	法テラスシンポジウム開催決定	2015年12月21日
5	職員の懲戒処分について	2016年2月2日
6	法テラス・サポートダイヤル利用件数300万件突破	2016年2月18日

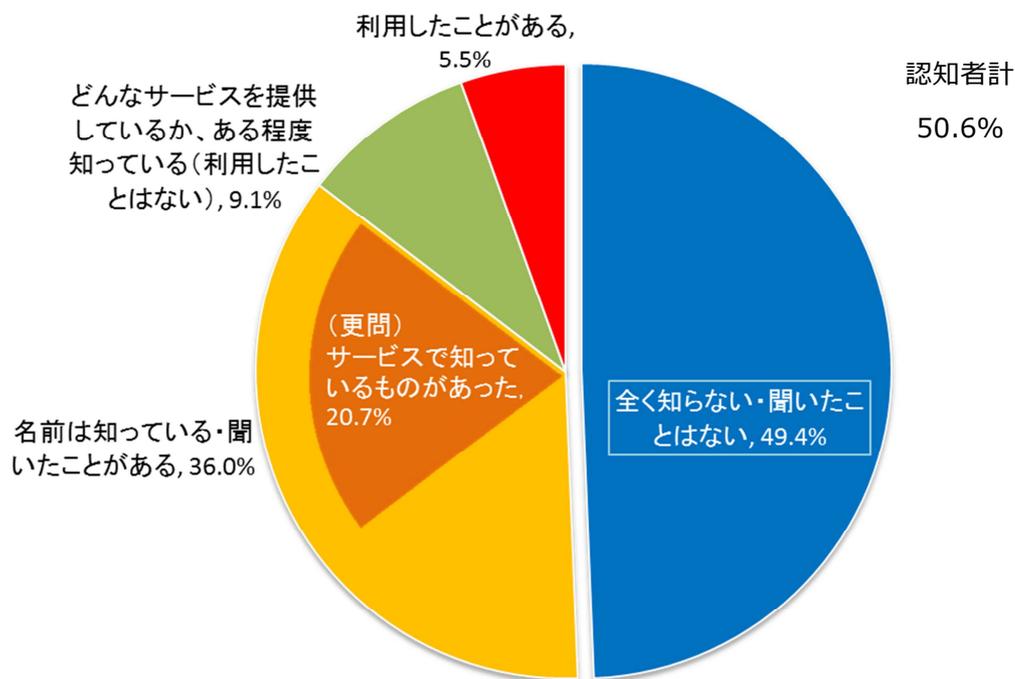
2 地方事務所で実施したもの

	地方事務所名	回数	リリース内容
1	東京地方事務所	1回	法曹・司法記者クラブ所属記者に対する法テラスの業務説明
2	栃木地方事務所	1回	法テラスの日について
3	群馬地方事務所	1回	法テラスの日について
4	山梨地方事務所	2回	法テラスの日について
5	京都地方事務所	1回	法テラスの日について
6	滋賀地方事務所	1回	法テラスの日について
7	和歌山地方事務所	1回	法テラスの日について
8	三重地方事務所	1回	法テラスの日について
9	広島地方事務所	1回	法テラスの日について
11	島根地方事務所	1回	法テラスの日について
12	福岡地方事務所	1回	法テラスの日について
13	佐賀地方事務所	1回	法テラスの日について
14	大分地方事務所	1回	法テラスの日について
15	熊本地方事務所	1回	法テラスの日について
16	宮崎地方事務所	1回	県内の利用実績について
17	沖縄地方事務所	1回	法テラスの日について
18	岩手地方事務所	1回	法テラスの日について
19	秋田地方事務所	1回	法テラスの日について
20	青森地方事務所	3回	女性弁護士による法律講座及び無料相談会について 他
21	札幌地方事務所	1回	事業実績と法テラスの業務について
22	函館地方事務所	1回	法テラスの日について
23	旭川地方事務所	1回	法テラスの日について
24	釧路地方事務所	1回	法テラスの日について
25	徳島地方事務所	1回	法テラスの日について
26	高知地方事務所	2回	常勤弁護士着任記者会見 他
27	愛媛地方事務所	1回	法テラスの日について
総計: 30回			

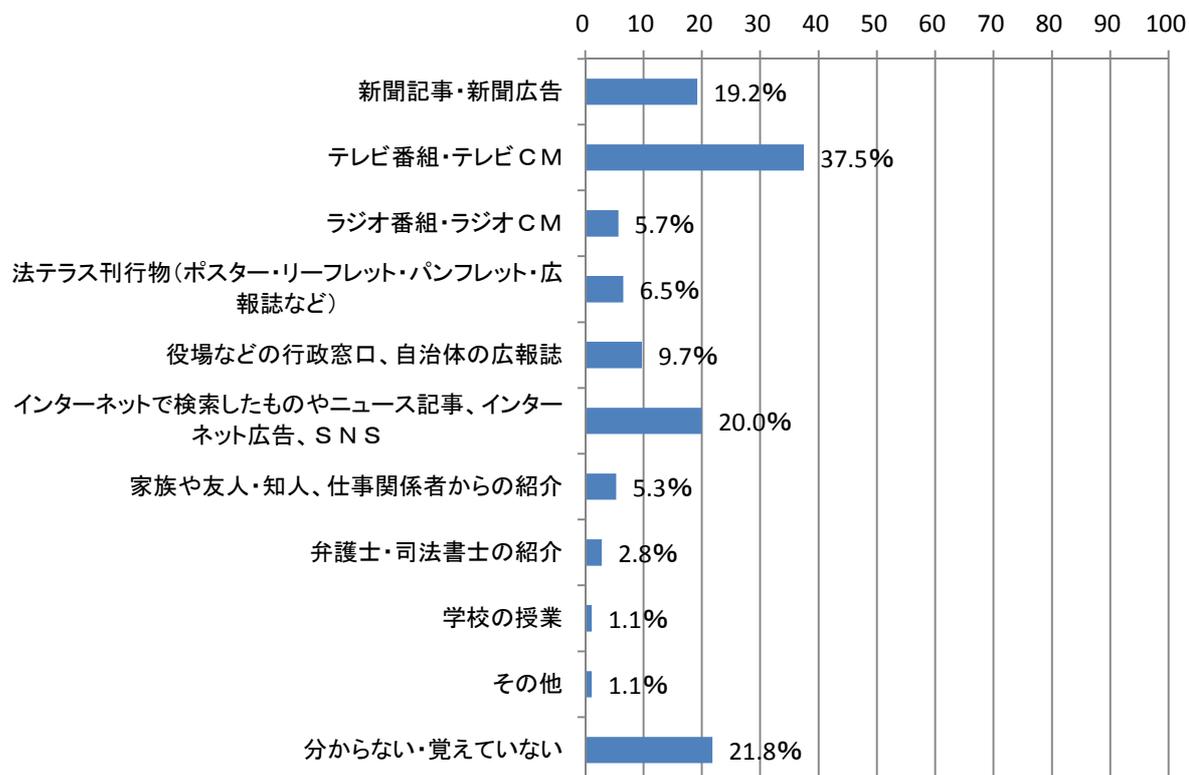
【資料 27】 広報活動関連資料

図1 「法テラス」認知状況等調査結果（抜粋） 調査時期：2015年12月

①法テラスの認知度（サンプル数 4,700）



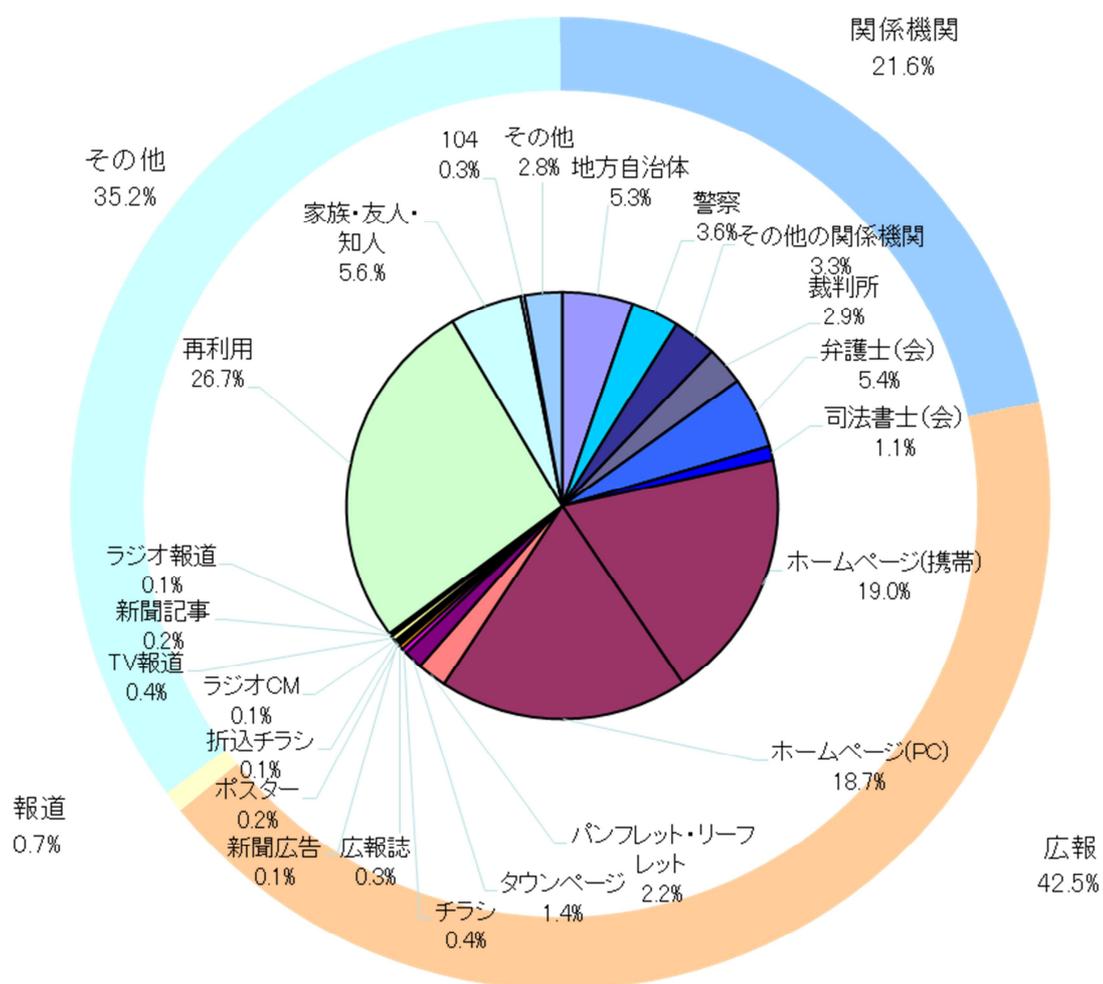
②認知者の認知経路（サンプル数：4,700）※複数回答



【資料 27】 広報活動関連資料

図2 コールセンター利用者の認知経路

2015年4月～2016年3月



【資料28】最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始決定						援助終結決定					
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	前年度 比(倍)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	前年度 比(倍)
東京	17,660	18,841	16,444	15,622	16,643	1.07	17,871	18,307	17,567	16,947	15,407	0.91
神奈川	7,422	7,263	7,064	6,890	6,957	1.01	7,136	7,034	6,853	6,600	7,279	1.10
埼玉	4,791	4,695	5,049	4,510	5,052	1.12	4,110	4,733	4,550	5,020	4,553	0.91
千葉	3,444	3,610	3,487	3,551	3,784	1.07	3,188	3,332	3,226	3,345	4,024	1.20
茨城	1,448	1,706	1,562	1,407	1,380	0.98	1,882	1,722	1,693	1,838	1,318	0.72
栃木	1,156	1,257	1,229	1,159	1,115	0.96	1,152	1,195	1,350	1,264	1,173	0.93
群馬	1,263	1,280	1,250	1,286	1,317	1.02	1,252	1,413	1,356	1,369	1,317	0.96
静岡	2,264	2,361	2,369	1,986	2,191	1.10	2,156	2,754	2,609	2,328	2,383	1.02
山梨	595	677	654	561	541	0.96	507	654	708	586	557	0.95
長野	991	1,049	1,187	1,321	1,167	0.88	888	1,072	1,113	1,151	1,217	1.06
新潟	1,551	1,673	2,041	1,876	1,838	0.98	1,673	1,439	1,754	1,792	1,683	0.94
大阪	10,511	10,196	10,291	10,409	11,312	1.09	10,497	10,273	10,680	10,311	10,460	1.01
京都	3,105	3,042	2,963	2,472	2,577	1.04	2,813	2,781	3,481	2,603	2,451	0.94
兵庫	4,535	4,501	4,508	4,581	4,637	1.01	4,449	4,354	4,854	4,917	5,092	1.04
奈良	1,280	1,466	1,455	1,353	1,374	1.02	1,211	1,303	1,520	1,409	1,324	0.94
滋賀	791	865	880	998	1,008	1.01	901	762	778	895	971	1.08
和歌山	822	808	745	787	831	1.06	796	929	954	732	765	1.05
愛知	3,736	3,736	3,853	3,815	4,035	1.06	3,567	3,563	3,522	3,497	3,927	1.12
三重	773	882	848	964	878	0.91	816	847	830	858	929	1.08
岐阜	846	880	829	834	884	1.06	847	835	867	928	820	0.88
福井	485	525	513	556	558	1.00	458	512	524	522	578	1.11
石川	980	1,015	1,096	1,131	1,118	0.99	1,119	991	993	1,074	1,141	1.06
富山	479	474	441	504	485	0.96	499	489	429	536	481	0.90
広島	2,213	2,287	2,270	2,175	2,330	1.07	2,266	2,140	2,473	2,114	1,963	0.93
山口	792	810	924	888	914	1.03	1,149	1,092	897	858	886	1.03
岡山	1,169	1,240	1,159	1,293	1,376	1.06	1,870	1,265	1,205	1,206	1,272	1.05
鳥取	640	569	594	720	728	1.01	625	589	575	681	791	1.16
島根	477	506	501	494	575	1.16	503	490	512	450	547	1.22
福岡	6,377	6,587	6,347	6,241	6,731	1.08	6,098	6,380	5,966	6,475	6,523	1.01
佐賀	773	743	864	879	927	1.05	737	680	788	729	884	1.21
長崎	1,242	1,377	1,267	1,137	1,194	1.05	1,503	1,480	1,269	1,055	1,026	0.97
大分	1,188	1,223	1,106	1,096	1,022	0.93	1,235	1,308	1,270	1,018	1,084	1.06
熊本	1,663	1,678	1,838	1,772	1,899	1.07	1,592	1,670	1,948	1,765	2,003	1.13
鹿児島	1,494	1,535	1,651	1,607	1,768	1.10	1,384	1,496	1,519	1,586	1,517	0.96
宮崎	1,611	1,680	1,767	1,544	1,793	1.16	1,591	1,614	1,655	1,691	1,821	1.08
沖縄	1,367	1,381	1,306	1,392	1,452	1.04	1,081	1,529	1,262	1,409	1,490	1.06
宮城	2,564	2,952	2,717	2,690	2,872	1.07	3,118	3,620	2,846	2,566	2,700	1.05
福島	872	1,225	1,007	1,155	1,091	0.94	1,078	937	1,111	1,075	1,281	1.19
山形	1,076	1,193	2,023	1,869	1,436	0.77	1,036	1,126	1,317	1,803	1,505	0.83
岩手	926	1,115	1,171	1,226	1,156	0.94	1,205	1,086	1,134	1,158	1,209	1.04
秋田	875	825	843	895	991	1.11	1,105	968	882	837	917	1.10
青森	1,238	1,124	1,182	1,241	1,242	1.00	1,265	1,236	1,114	1,256	1,201	0.96
札幌	5,022	5,149	5,027	5,007	5,114	1.02	4,546	4,756	4,426	4,797	4,846	1.01
函館	645	664	675	804	818	1.02	747	661	693	783	806	1.03
旭川	1,074	1,049	1,021	938	936	1.00	991	1,204	1,011	924	862	0.93
釧路	1,366	1,218	1,244	1,149	1,188	1.03	1,309	1,305	1,268	1,140	1,128	0.99
香川	433	429	407	441	518	1.17	480	397	448	414	466	1.13
徳島	575	564	511	558	557	1.00	588	573	590	568	537	0.95
高知	660	590	622	599	607	1.01	751	639	603	587	583	0.99
愛媛	655	652	587	624	603	0.97	738	684	703	564	548	0.97
全国合計	109,915	113,167	111,389	109,007	113,520	1.04	110,379	112,219	111,696	110,031	110,246	1.00
23年度比 (倍)	-	1.03	1.01	0.99	1.03	-	-	1.02	1.01	1.00	1.00	-

注)平成24年度以降は、民事法律扶助及び震災法律扶助の合計件数。

【資料29】 国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方 事務所	平成27年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	707	669	641	646	489	520	647	690	436	544	564	589	7,142
多摩	173	150	167	205	112	129	201	172	150	145	170	161	1,935
神奈川	200	379	286	249	186	167	358	274	177	225	195	194	2,890
川崎	31	67	48	43	35	36	64	68	31	62	39	49	573
小田原	48	64	66	35	31	35	50	60	39	54	48	31	561
埼玉	237	276	271	281	263	249	296	242	184	200	225	219	2,943
川越	51	65	65	62	42	54	69	65	46	46	37	54	656
千葉	286	299	301	306	261	252	322	255	181	231	223	256	3,173
松戸	49	60	57	60	53	54	69	50	32	44	69	45	642
茨城	97	171	161	154	114	123	153	148	109	121	101	109	1,561
栃木	82	103	105	83	84	98	99	97	77	82	90	69	1,069
群馬	110	135	185	141	96	111	172	162	139	116	135	147	1,649
静岡	60	43	51	44	53	57	71	68	54	56	53	35	645
沼津	58	67	77	59	57	73	74	68	53	69	61	61	777
浜松	54	58	53	68	73	54	60	52	51	62	78	59	722
山梨	27	32	53	26	28	34	35	31	30	25	32	11	364
長野	58	73	66	75	55	67	64	60	35	57	59	51	720
新潟	72	84	114	81	61	75	128	78	62	72	81	70	978
大阪	497	494	520	575	408	440	554	484	379	426	453	397	5,627
京都	115	185	161	139	111	128	207	148	97	129	116	107	1,643
兵庫	104	162	195	125	109	108	168	179	107	123	159	130	1,669
阪神	47	70	83	59	43	49	66	71	54	48	62	60	712
姫路	82	81	93	66	58	73	73	96	79	74	64	72	911
奈良	71	83	102	61	57	59	83	74	48	91	54	57	840
滋賀	60	79	115	54	49	63	108	66	41	45	60	52	792
和歌山	42	33	69	49	37	55	35	50	40	46	34	25	515
愛知	342	329	329	322	225	259	340	325	228	295	326	265	3,585
三河	116	103	131	110	89	103	128	111	74	116	134	99	1,314
三重	74	68	72	76	76	73	94	60	50	57	64	64	828
岐阜	67	92	114	96	53	87	69	67	54	69	72	76	916
福井	29	42	56	57	27	36	60	42	23	23	28	17	440
石川	45	40	52	46	32	54	57	33	57	39	51	44	550
富山	15	16	28	35	15	24	27	28	20	29	23	14	274
広島	136	138	144	128	116	116	168	147	107	106	109	129	1,544
山口	45	54	62	69	51	54	71	59	43	44	45	37	634
岡山	81	90	103	83	68	57	99	114	85	76	85	68	1,009
鳥取	20	34	29	18	19	14	21	27	7	13	19	11	232
島根	11	21	16	19	15	21	28	22	17	22	23	24	239
福岡	219	246	263	271	224	217	285	217	146	204	159	221	2,672
北九州	93	102	125	108	61	103	110	91	36	79	68	94	1,070
佐賀	66	50	64	36	23	44	76	66	42	38	43	38	586
長崎	41	35	45	52	35	37	56	44	30	34	48	36	493
大分	27	35	49	39	36	30	49	37	32	31	45	30	440
熊本	66	103	109	80	61	62	102	61	59	52	70	48	873
鹿児島	38	52	59	64	55	47	68	49	40	45	58	49	624
宮崎	52	53	55	53	38	45	58	58	35	47	60	39	593
沖縄	82	75	131	127	101	86	119	115	104	86	90	95	1,211
宮城	101	154	121	118	80	99	143	107	104	100	118	83	1,328
福島	81	107	92	90	73	64	99	71	73	78	85	62	975
山形	27	45	46	52	36	37	50	45	25	27	24	30	444
岩手	26	52	45	45	38	32	39	31	26	33	50	23	440
秋田	25	24	27	25	21	25	21	17	17	15	30	22	269
青森	30	30	39	53	27	36	58	30	29	33	31	42	438
札幌	134	139	186	176	121	110	173	138	79	114	122	113	1,605
函館	20	17	19	16	19	19	18	16	11	21	16	9	201
旭川	22	29	35	37	12	27	28	24	22	20	31	9	296
釧路	35	33	40	36	38	32	39	30	15	24	27	20	369
香川	57	59	69	72	53	48	57	52	45	57	40	40	649
徳島	23	45	48	26	37	31	38	23	20	30	30	23	374
高知	23	26	45	37	30	21	21	48	33	32	36	22	374
愛媛	44	59	93	77	64	53	98	72	59	55	42	79	795
合計	5,731	6,579	7,046	6,495	5,034	5,366	7,193	6,285	4,578	5,337	5,564	5,185	70,393

注) 集計日(平成28年5月2日)時点の件数。

【資料30】 国選弁護事件受理件数（被告人）

地方 事務所	平成27年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	753	649	742	785	628	516	619	698	710	559	563	712	7,934
多摩	85	83	93	127	107	75	115	97	156	79	88	102	1,207
神奈川	114	167	217	179	130	111	188	180	182	136	133	131	1,868
川崎	33	23	49	33	26	24	28	39	37	23	24	34	373
小田原	38	30	35	37	27	25	22	28	41	21	26	22	352
埼玉	184	169	203	197	165	160	202	200	209	171	146	203	2,209
川越	41	31	39	55	30	38	37	38	63	24	30	49	475
千葉	215	206	248	253	212	175	212	222	204	192	163	186	2,488
松戸	38	30	40	44	23	36	23	35	23	13	34	33	372
茨城	88	81	121	138	94	77	106	105	178	108	88	98	1,282
栃木	64	75	93	87	59	89	94	82	107	73	68	99	990
群馬	57	72	89	112	84	66	98	98	122	81	86	83	1,048
静岡	26	33	28	35	31	35	53	43	40	32	26	36	418
沼津	33	49	49	58	37	49	43	41	49	31	38	42	519
浜松	29	31	49	44	51	43	58	49	89	57	45	58	603
山梨	35	32	46	40	21	32	26	32	44	25	25	40	398
長野	49	59	67	66	64	40	63	42	58	54	44	79	685
新潟	57	46	73	78	65	48	64	60	70	83	48	71	763
大阪	503	440	464	534	405	406	456	447	478	372	415	495	5,415
京都	83	121	128	110	77	80	121	118	112	73	100	93	1,216
兵庫	64	82	120	115	97	101	124	122	126	94	89	110	1,244
阪神	33	38	50	46	33	35	56	54	62	37	32	47	523
姫路	60	68	65	80	54	55	73	79	86	61	53	51	785
奈良	57	54	61	58	46	41	50	62	59	44	40	42	614
滋賀	40	36	55	51	41	37	59	60	57	30	45	39	550
和歌山	44	28	57	51	39	42	45	31	58	37	27	45	504
愛知	273	214	264	248	206	179	255	226	265	214	247	251	2,842
三河	75	69	88	77	63	66	98	68	80	47	78	79	888
三重	41	59	42	58	50	50	53	52	71	58	43	37	614
岐阜	44	34	84	74	32	58	50	49	58	55	42	48	628
福井	28	29	33	31	32	21	25	34	29	24	16	16	318
石川	36	37	56	59	41	36	44	32	55	46	31	45	518
富山	10	10	14	24	10	15	20	14	23	19	14	18	191
広島	105	100	124	112	87	92	118	119	126	85	74	114	1,256
山口	36	29	41	39	35	46	58	43	68	31	32	32	490
岡山	58	66	71	68	50	50	70	63	93	69	59	60	777
鳥取	15	16	19	12	14	11	17	15	22	13	9	11	174
島根	19	18	13	16	16	29	16	24	35	25	17	34	262
福岡	216	188	220	242	220	166	250	236	264	195	178	238	2,613
北九州	80	88	110	94	62	90	116	88	98	86	72	98	1,082
佐賀	32	27	41	40	31	29	35	44	39	44	31	42	435
長崎	31	32	34	42	34	38	49	36	46	35	23	44	444
大分	38	28	48	40	41	30	36	37	47	33	29	37	444
熊本	47	51	55	69	54	64	69	74	87	71	55	64	760
鹿児島	36	39	39	48	33	33	41	47	50	41	46	32	485
宮崎	39	25	32	46	30	21	35	26	42	36	33	33	398
沖縄	70	60	83	102	86	66	82	84	112	78	60	91	974
宮城	74	74	107	102	72	69	85	84	116	77	79	93	1,032
福島	42	64	75	92	55	45	79	58	80	70	83	57	800
山形	28	26	24	42	36	18	38	41	30	28	20	22	353
岩手	18	37	30	32	32	19	35	34	36	27	22	34	356
秋田	35	26	22	31	20	22	27	19	20	27	16	46	311
青森	20	26	36	38	41	22	35	36	40	27	18	29	368
札幌	114	107	169	175	108	98	143	132	120	113	121	127	1,527
函館	15	12	15	16	13	20	22	12	14	13	23	17	192
旭川	15	20	29	29	14	27	18	21	37	24	21	18	273
釧路	26	32	33	33	24	26	34	29	29	29	23	28	346
香川	73	66	66	74	51	66	78	69	87	86	60	65	841
徳島	29	28	27	36	20	38	32	38	34	40	32	27	381
高知	33	37	28	43	33	34	47	38	58	51	26	34	462
愛媛	61	52	61	82	61	65	89	67	97	65	59	75	834
合計	4,735	4,559	5,514	5,779	4,453	4,195	5,334	5,151	5,928	4,492	4,268	5,096	59,504

注) 被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（平成28年5月2日）時点の件数である。

【資料31】

平成27年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、各弁護士会における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1	平成27年9月	東京都	法科大学院生	30人
2	10月	東京都	司法試験合格者	100人
3	10月	大阪府	司法試験合格者	30人
4	10月	東京都	司法試験合格者	40人
5	11月	福岡県	司法試験合格者	10人
6	平成28年1月	北海道	司法修習生	10人
7	2月	宮城県	司法修習生	10人
日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
8	平成27年5月	東京都	司法修習生	10人
9	11月	大阪府	司法試験合格者	20人
10	11月	東京都	司法試験合格者	40人

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

※ 参加者数については、概数である。

【資料32】

平成27年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数	
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	平成27年8月17日～8月21日	5名	
2			平成27年10月19日～10月23日	3名	
3		大阪地方事務所	平成27年10月5日～10月9日	3名	
4	法テラス中規模型事務所修習	千葉地方事務所	平成27年8月17日～9月4日	1名	
5			平成27年10月5日～10月23日	1名	
6		静岡地方事務所	平成27年10月5日～10月9日	1名	
7		広島地方事務所	平成27年10月13日～10月16日	2名	
8		福岡地方事務所	平成27年8月24日～8月28日	2名	
9		長崎地方事務所	平成27年8月31日～9月4日	2名	
10			平成27年10月19日～10月23日	2名	
11		法テラス小規模型事務所修習	静岡地方事務所沼津支部	平成27年8月31日～9月4日	1名
12				平成27年10月5日～10月9日	1名
13			兵庫地方事務所阪神支部	平成27年10月13日～10月16日	1名
14	奈良地方事務所		平成27年9月14日～9月18日	2名	
15	奈良地方事務所		平成27年10月5日～10月9日	2名	
16	奈良地方事務所		平成27年10月19日～10月23日	2名	
17	滋賀地方事務所		平成27年10月5日～10月9日	1名	
18	岐阜地方事務所		平成27年9月14日～9月18日	1名	
19	福井地方事務所		平成27年8月24日～8月28日	1名	
20			平成27年10月5日～10月9日	1名	
21	沖縄地方事務所		平成27年10月19日～10月23日	2名	
22	旭川地方事務所		平成27年8月17日～8月21日	1名	
23			平成27年8月24日～8月28日	1名	
24			平成27年8月31日～9月4日	1名	
25			平成27年9月14日～9月18日	1名	
26	釧路地方事務所		平成27年8月31日～9月4日	1名	
27	香川地方事務所		平成27年8月24日～9月4日	2名	
28	徳島地方事務所		平成27年10月26日～10月30日	3名	

【資料32】

平成27年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
29	法テラス過疎地型事務所修習	秩父地域事務所	平成27年10月5日～10月23日	1名
30		牛久地域事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名
31		下田地域事務所	平成27年8月24日～8月28日	1名
32		佐渡地域事務所	平成27年9月14日～9月18日	1名
33		可児地域事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名
34		吉岐地域事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名
35			平成27年10月5日～10月9日	1名
36		対馬地域事務所	平成27年8月24日～9月4日	1名
37		平戸地域事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名
38		雲仙地域事務所	平成27年10月19日～10月30日	1名
39		高森地域事務所	平成27年10月19日～10月23日	1名
40		奄美地域事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名
41		徳之島地域事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名
42			平成27年10月5日～10月9日	1名
43		宮古島地域事務所	平成27年8月24日～9月4日	1名
44			平成27年10月5日～10月16日	1名
45		会津若松地域事務所	平成27年10月5日～10月9日	1名
46			平成27年8月24日～8月28日	1名
47		宮古地域事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名
48			平成27年10月19日～10月23日	1名
49		鹿角地域事務所	平成27年8月24日～8月28日	2名
50			平成27年10月19日～10月23日	2名
51		八戸地域事務所	平成27年8月24日～9月4日	1名
52			平成27年10月5日～10月16日	2名
53		江差地域事務所	平成27年10月5日～10月9日	2名
54		八雲地域事務所	平成27年8月19日～8月25日	1名
55		安芸地域事務所	平成27年8月24日～8月28日	1名
56		中村地域事務所	平成27年9月14日～9月18日	1名
57			平成27年10月13日～10月16日	1名

【資料33】

平成27年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	大学院名	受入先法律事務所	受入時期	受入人数	
1	大阪大学大学院	京都法律事務所	平成27年8月26日～9月8日	1名	
2	学習院大学	東京法律事務所	平成27年9月4日～9月10日	1名	
3	慶應義塾大学	埼玉法律事務所	平成27年9月7日～9月11日	1名	
4		鹿角法律事務所	平成27年9月7日～9月11日	1名	
5		奈良法律事務所	平成27年8月17日～8月21日	1名	
6		沼津法律事務所	平成27年8月3日～8月14日	1名	
7		牛久法律事務所	平成27年8月24日～8月28日	1名	
8			平成27年8月24日～8月28日	1名	
9		千葉法律事務所	平成27年9月1日～9月14日	1名	
10			平成27年9月2日～9月15日	1名	
11		秩父法律事務所	平成27年8月24日～8月28日	1名	
12		東京法律事務所	平成27年9月2日～9月9日	1名	
13		甲南大学法科大学院	阪神法律事務所	平成27年8月24日～9月3日	1名
14		上智大学法科大学院	五島法律事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名
15	北九州法律事務所		平成27年8月24日～8月28日	1名	
16	名古屋大学大学院	岐阜法律事務所	平成27年9月3日、4日、7日～9日	1名	
17		愛知法律事務所	平成27年8月31日～9月4日	1名	
18	一橋大学大学院	沼津法律事務所	平成27年8月22日、9月15日～18日	1名	
19		岐阜法律事務所	平成27年8月18日～21日、24日	1名	
20			平成27年8月31日～9月4日	1名	
21		八戸法律事務所	平成27年9月14日～9月18日	1名	
22		熊谷法律事務所	平成27年8月24日～8月28日	1名	
23	北海道大学大学院	旭川法律事務所	平成27年8月31日～9月9日	1名	
24		沖縄法律事務所	平成27年9月14日～9月18日	1名	
25	法政大学法科大学院	秩父法律事務所	平成27年8月24日～9月4日	1名	
26	早稲田大学大学院	青森法律事務所	平成27年8月17日～8月21日	1名	
27		埼玉法律事務所	平成27年8月18日～8月28日	1名	
28		千葉法律事務所	平成27年8月3日～8月14日	1名	
29		鹿角法律事務所	平成27年8月10日～8月21日	1名	

【資料34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

	平成18年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年4月1日		
	10月2日	4月1日	合計	男	女							
東京	237	229	269	321	335	228	208	272	322	322	238	84
神奈川	26	25	49	78	79	148	145	156	201	201	139	62
埼玉	19	28	30	34	34	35	36	37	38	38	29	9
千葉	23	43	43	56	102	92	111	145	86	86	65	21
茨城	22	31	39	43	49	54	55	64	77	77	55	22
栃木	15	22	22	31	40	42	51	99	62	62	49	13
群馬	16	25	25	25	25	25	45	47	47	47	42	5
静岡	9	34	34	38	52	77	76	93	103	103	73	30
山梨	14	15	15	14	27	32	38	37	36	36	26	10
長野	38	42	76	76	75	75	75	75	152	152	125	27
新潟	17	33	33	47	51	55	56	63	72	72	58	14
大阪	68	93	90	91	97	96	102	53	152	152	117	35
京都	29	51	84	94	104	107	108	102	150	150	109	41
兵庫	41	59	64	63	66	65	65	87	100	100	83	17
奈良	7	11	20	21	21	44	46	46	33	33	22	11
滋賀	10	10	10	10	17	18	19	19	22	22	16	6
和歌山	23	28	28	29	36	35	34	33	33	33	29	4
愛知	37	60	71	81	106	107	115	134	139	139	101	38
三重	18	32	32	31	31	31	30	30	57	57	45	12
岐阜	12	17	21	22	36	39	39	41	40	40	28	12
福井	12	22	21	23	33	35	36	38	43	43	34	9
石川	27	28	28	27	32	40	40	43	44	44	33	11
富山	11	11	11	11	11	11	16	17	22	22	18	4
広島	10	10	11	12	22	19	28	37	41	41	28	13
山口	18	16	16	16	16	16	30	29	29	29	24	5
岡山	21	29	29	27	42	41	50	58	68	68	52	16
鳥取	12	11	11	10	21	21	24	23	23	23	20	3
島根	1	14	13	16	17	20	23	28	28	28	15	13
福岡	70	149	177	187	196	217	226	223	248	248	190	58
佐賀	13	28	30	32	27	27	39	40	40	40	32	8
長崎	12	15	15	24	28	34	40	46	58	58	44	14
大分	6	14	30	42	49	51	53	60	61	61	46	15
熊本	14	14	18	26	27	25	25	29	35	35	25	10
鹿児島	28	29	29	27	28	30	43	43	51	51	43	8
宮崎	16	19	19	19	27	28	28	32	31	31	28	3
沖縄	13	12	11	11	11	11	35	34	43	43	36	7
宮城	16	20	19	24	31	31	65	71	77	77	62	15
福島	1	21	21	27	35	25	24	30	37	37	28	9
山形	20	20	20	19	30	31	29	47	54	54	49	5
岩手	7	28	28	27	26	24	24	26	27	27	23	4
秋田	24	32	33	32	32	38	38	39	39	39	31	8
青森	4	4	20	21	22	21	24	29	26	26	21	5
札幌	29	28	41	44	81	91	105	121	142	142	112	30
函館	13	14	13	12	16	18	27	30	29	29	25	4
旭川	4	5	6	5	7	16	14	13	13	13	9	4
釧路	8	17	17	17	19	19	22	23	23	23	20	3
香川	10	23	37	26	28	31	41	43	53	53	40	13
徳島	15	23	23	23	36	35	48	46	53	53	46	7
高知	7	11	18	17	12	20	22	26	33	33	26	7
愛媛	12	15	19	19	19	23	32	51	48	48	40	8
合計	1,135	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	3,008	3,441	3,441	2,649	792
前年比	—	138.3%	117.1%	110.3%	116.6%	103.8%	110.2%	111.2%	114.4%			

【資料35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年4月1日		
	12月1日	4月1日	合計	男	女							
東京	175	181	237	283	335	363	399	451	494	494	375	119
神奈川	54	67	84	106	128	149	163	197	219	219	152	67
埼玉	19	31	43	52	59	54	56	66	68	68	50	18
千葉	64	78	79	76	114	161	179	226	238	238	189	49
茨城	23	34	46	52	76	82	111	111	114	114	93	21
栃木	10	19	22	40	56	64	68	92	80	80	61	19
群馬	38	38	39	40	51	52	77	74	74	74	62	12
静岡	34	36	37	38	43	44	48	77	101	101	71	30
山梨	16	18	19	18	28	34	34	38	39	39	31	8
長野	70	51	61	78	92	92	119	127	135	135	104	31
新潟	30	33	45	56	69	83	83	83	107	107	84	23
大阪	77	85	107	125	132	134	137	150	168	168	131	37
京都	19	50	62	57	91	122	141	137	165	165	115	50
兵庫	39	41	50	58	64	82	84	103	113	113	94	19
奈良	13	16	43	45	52	37	42	42	31	31	21	10
滋賀	18	19	19	20	27	30	30	32	36	36	26	10
和歌山	26	26	26	28	35	34	33	33	33	33	29	4
愛知	76	77	79	79	110	117	122	140	144	144	104	40
三重	24	27	32	38	38	44	50	50	57	57	44	13
岐阜	16	16	19	20	27	32	31	33	33	33	22	11
福井	16	18	20	26	29	37	42	47	48	48	39	9
石川	16	16	30	30	38	39	50	54	53	53	40	13
富山	15	16	17	17	19	19	20	21	27	27	24	3
広島	19	44	52	58	88	91	112	129	138	138	107	31
山口	13	42	46	55	57	66	65	82	89	89	78	11
岡山	19	22	22	23	38	44	53	64	78	78	58	20
鳥取	26	23	23	21	23	23	33	43	42	42	32	10
島根	12	18	20	23	27	29	29	33	41	41	29	12
福岡	55	102	138	156	164	191	199	215	246	246	182	64
佐賀	29	29	30	37	37	50	58	60	59	59	48	11
長崎	49	59	58	60	68	71	75	81	79	79	67	12
大分	26	30	39	49	58	58	60	71	75	75	54	21
熊本	59	70	86	100	103	115	131	135	132	132	103	29
鹿児島	35	33	39	30	36	33	34	42	49	49	39	10
宮崎	34	47	52	53	84	81	82	87	90	90	79	11
沖縄	22	27	26	27	29	30	40	42	55	55	43	12
宮城	11	25	25	35	43	44	74	77	83	83	69	14
福島	16	19	22	23	23	26	32	39	45	45	36	9
山形	24	26	26	32	36	37	39	46	43	43	38	5
岩手	25	27	28	25	25	36	36	34	34	34	30	4
秋田	13	13	15	14	18	25	26	27	27	27	22	5
青森	2	4	20	16	24	24	34	26	26	26	22	4
札幌	51	52	72	72	102	110	126	141	160	160	128	32
函館	10	11	15	16	20	26	27	30	32	32	29	3
旭川	15	20	24	28	38	43	43	48	54	54	46	8
釧路	7	19	24	28	34	39	39	40	45	45	40	5
香川	19	17	19	26	28	29	28	28	24	24	19	5
徳島	31	29	28	29	47	46	43	49	52	52	45	7
高知	10	12	19	23	20	31	32	38	39	39	31	8
愛媛	27	31	35	35	31	32	31	31	35	35	30	5
合計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	3,700	4,122	4,449	4,449	3,465	984
前年比	—	119.2%	120.3%	111.6%	121.7%	110.7%	110.9%	111.4%	107.9%			

【資料36】

平成27年度常勤弁護士研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
平成27年11月20日	【常勤弁護士赴任前研修】 法律事務所における会計手続、司法ソーシャルワーク入門、法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方、情報セキュリティ管理、赴任手続等
平成28年1月14日～15日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、民事法律扶助業務の手続、国選弁護等業務の手続、スタッフ弁護士の日常業務支援について、ビジネスマナー、電話・来客対応、常勤弁護士の職務、業務上の情報管理について、先輩スタッフ弁護士からのアドバイス等
平成27年7月16日～17日 平成28年2月18日～19日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、先輩弁護士の体験談・質疑応答、弁護士倫理等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
平成27年4月24日 平成27年9月10日	【裁判員裁判事例研究研修】 情状事件のケース・セオリー、争点整理の意義と予定主張、責任能力と方針決定、専門家証人に対する反対尋問、判決結果の評価、被害感情への対応、事実の争い、障害の位置づけ等
平成27年5月29日 平成27年11月6日	【裁判員裁判専門研修】 尋問の戦略と技術、最終弁論、否認事件における弁護戦略と技術等

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
平成27年8月6日～7日	【パーソナリティ障害対応研修】 リーガルカウンセリングの技法、精神的問題を抱える当事者への対応、援助関係における困難について—精神分析と精神医学の視点、模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション等
平成27年10月8日～9日	【民事業務研修】 労働事件対応、DV事件対応、受任判断、事務所のマネジメント、刑務所対応等

2 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック: 埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
- ② 関東Bブロック: 東京・神奈川・千葉・静岡・長野
- ③ 近畿ブロック: 大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
- ④ 中部ブロック: 愛知・三重・岐阜・福井・富山
- ⑤ 中国ブロック: 広島・山口・岡山・鳥取・島根
- ⑥ 九州ブロック: 福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
- ⑦ 東北ブロック: 福島・山形・岩手・秋田・青森
- ⑧ 北海道ブロック: 函館・旭川・釧路
- ⑨ 四国ブロック: 香川・徳島・高知・愛媛

※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年4月10日～11日	【ABブロック合同】 民事事件の法律相談技術(スタッフ弁護士であることを踏まえて)、責任能力が問題となる刑事事件への対処法及び具体的事例の解説 等
平成27年11月27日	出入国管理行政、退去強制手続きの基本的知識、少年院における教育プログラムや出所後支援の基本的知識、常勤弁護士の抱える問題事案・問題意識の共有 等

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年4月10日～11日	【ABブロック合同】 民事事件の法律相談技術(スタッフ弁護士であることを踏まえて)、責任能力が問題となる刑事事件への対処法及び具体的事例の解説 等
平成27年10月23日～24日	刑事弁護における福祉機関との連携事例報告、精神保健福祉士の職務内容、障害者支援のあり方、刑事弁護において精神保健福祉士にできること 等

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年5月12日	性暴力被害者の支援に当たっての留意点、ワンストップ支援センターの概要 等
平成27年8月28日	京都医療少年院教育部門統括専門官(分類保護、社会復帰支援)による講義「少年支援の現状と今後の課題」 等
平成27年12月11日	後見事件の基本的な理解、被後見人等の意思決定支援のあり方について 等

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年4月16日	医療観察法、入管の退去強制手続、破産管財(免責不許可がある事案)、法務省保護局における研修内容、少年事件から学ぶ当事者への対応、法テラス三河法律事務所の状況、中部ブロック常勤弁護士間の経験交流 等
平成27年7月1日	損害賠償命令、支払保証委託を利用して仮差押決定を得たものの本案で敗訴した際の手続き等について、少年事件、裁判員裁判事例報告 等
平成27年12月4日	トレーニートレーナー研修報告、火災保険金請求事件について、人前で話す時のこと、訴訟能力を欠くことを理由とする訴訟棄却判決に対する検察官控訴事件について、成年後見と自己破産 等
平成28年3月16日	法廷外での弁護士活動～罪を犯した人の厚生について、講演についての検討会、常勤弁護士による発表 等

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年7月23日	法テラス事務所と後見業務拡大の可能性、福祉関係機関とのあり方について、DVIに事案における共同受任案件 等
平成27年11月11日	司法と福祉の連携事例、連携方法について～福祉職の目線から、司法と福祉の連携～後見事務について、事務局の目線から、刑事弁護における司法と福祉との連携事例、連携方法について～福祉職の目線から 等
平成27年12月1日～2日	マリッジカウンセリングゆりはま見学、子供のための面会交流～FPIC活動の現場から、倉吉病院見学、弁護士と医療福祉との連携について 等

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年7月23日～24日	司法ソーシャルワークの推進のために～高齢者の総合相談を担う地域包括支援センターの役割とは～福祉職の立場から弁護士に期待すること、精神科医療の基礎、精神保健福祉法の概要と精神保健当番弁護士制度 等
平成28年2月19日	各地からの事例報告、パネルディスカッション～家事事件における調停委員と調査官の関わり及び代理人弁護士のあり方について 等

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
平成27年5月22日～23日	コールセンター業務に関する講話、コールセンター見学及びコールセンタースタッフの体験談、常勤弁護士意見交換(受任を迷うとき、事務所の活動報告) 等
平成27年10月30日～31日	発達障害の概要及び「あおいそら」の業務に関する講話、常勤弁護士の経験交流・意見交換について 等

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
平成27年5月15日～16日	常勤弁護士からの活動報告及び意見交換、民事・刑事事件における証拠収集方法(設例検討を含む)、児童虐待等の基本的知識やケース対応・関係機関との連携方法
平成27年11月6日～7日	各常勤弁護士による活動報告及び意見交換(不動産明渡請求事件における留意点、重大事件で勾留請求時に勾留場所を争った事例、債務整理、高齢者虐待防止ケース会議での対処方法)、刑事事件に関する座談会、殺意否認の一事例(刑事弁護)、婚姻費用請求、不貞慰謝料請求等の事例研究(民事事件) 等

平成27年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
1	東京	平成28年2月17日	13:30～16:30	・法テラス東京の業務説明 ・スタッフ弁護士の活動紹介 ・グループ討議	60名	新宿区
2	東京 (多摩支部)	平成27年10月26日	13:30～15:30	・業務状況と民事法律扶助業務の手続について ・法テラス多摩法律事務所について ・事前アンケートに基づき質疑応答・意見交換	20名	立川市
3	東京 (多摩支部)	平成27年11月16日	13:30～15:30	・業務状況と民事法律扶助業務の手続について ・法テラス多摩法律事務所について ・事前アンケートに基づき質疑応答・意見交換	28名	立川市
4	神奈川	平成27年11月16日	10:00～12:00	・「犯罪被害者支援の取り組みについて」関係機関と法テラスより報告 ・「触法障がい者の再犯防止に向けた取り組み」について関係機関より報告 ・意見交換	58名	横浜市
	神奈川 (川崎支部)					
5	神奈川 (小田原支部)	平成27年11月20日	15:00～16:30	・DV、ストーカー等の事件について関係機関との連携などを協議する。	25名	小田原市
6	埼玉	平成27年10月23日	14:00～16:00	・業務説明・実績報告 ・寸劇・実演「ある離婚事件における情報提供と法律相談」 ・司法ソーシャルワークについて ・法テラスと刑事事件の関わりについて	295名	さいたま市
7	埼玉 (川越)	平成27年12月9日	14:00～16:00	・法テラス業務説明 ・スタッフ弁護士の取り扱った事例紹介 ・法テラス利用経験のある関係機関からの報告・感想等	57名	川越市
8	千葉	平成27年7月3日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明や取組みの紹介 ・事例検討・意見交換(高齢者・障がい者への法的支援と関係機関連携の必要性等)	31名	館山市
9	千葉	平成28年2月26日	12:30～15:00	・法テラスの業務説明 ・関係機関との連携に関する事例紹介 ・グループでの意見交換	12名	いすみ市
10	茨城	平成27年6月26日	13:30～15:30	・法テラスの利用方法についての説明 ・事例検討を行い、各関係機関との意見交換を行った。	26名	牛久市
11	茨城	平成27年7月29日	13:30～15:30	・法テラス業務説明 ・事例検討を行い、各関係機関との意見交換を行った。	31名	下妻市
12	茨城	平成27年10月28日	13:30～15:30	・法テラス業務説明 ・分科会(①成年後見②犯罪被害者支援③生活困窮者支援)	97名	水戸市
13	茨城	平成27年12月16日	13:30～15:00	・法テラス業務説明 ・首長申し立てによる成年後見制度の説明と法テラスの利用方法 ・事例紹介及び意見交換	16名	鹿嶋市
14	茨城	平成28年1月20日	13:30～15:30	・法テラス業務説明 ・事例紹介及び意見交換	20名	水戸市
15	茨城	平成28年2月17日	13:30～15:30	・法テラス業務説明 ・事例紹介及び意見交換	12名	常陸太田市
16	栃木	平成28年2月19日	14:00～16:10	・業務実績報告 ・高齢者・障がい者の相談事例に基づいた意見交換	16名	宇都宮市
17	群馬	平成27年11月24日	13:00～16:00	・業務報告 ・司法ソーシャルワーク関係機関との連携	95名	前橋市
18	静岡	平成28年2月23日	14:00～16:00	・テーマ「高齢者・障がい者の支援の在り方を考える。」 ・業務報告 ・弁護士会、成年後見センター・リーガルサポートからの報告 ・かぬき地域包括支援センター、法テラス静岡法律事務所からの事例報告	68名	静岡市
19	静岡 (沼津支部)	平成28年2月29日	14:00～16:00	・業務説明、実績報告 ・パネルディスカッション「法テラス沼津における司法SWの一年を振り返って」 ・意見交換・質疑応答	48名	沼津市
20	静岡 (浜松支部)	平成28年2月16日	14:00～16:00	・法テラスの業務報告 ・「高齢者・障がい者・女性の法的支援について」「外国人の方々への法的支援について」のパネルディスカッション ・常勤弁護士紹介・法律事務所の業務内容説明	84名	浜松市
21	山梨	平成27年10月9日	18:00～20:30	・司法ソーシャルワークについての事例検討	72名	甲府市
22	山梨	平成28年1月29日	18:00～20:30	・司法ソーシャルワークについての事例検討	53名	甲府市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
23	長野	平成27年11月25日	14:30～16:30	・法テラスの業務説明や司法ソーシャルワークの活動について説明 ・講話「長野弁護士会における高齢者・障がい者への取り組みについて」 ・常勤弁護士による対応事例紹介	30名	松本市
24	新潟	平成27年7月24日	13:30～15:30	・民事法律扶助制度の説明 ・新潟弁護士会・司法書士会からの活動報告等 ・具体的な事例に基づく連携強化に向けた検討	30名	新潟市
25	新潟	平成27年10月20日	13:30～15:30	・民事法律扶助制度の説明 ・新潟弁護士会・司法書士会からの活動報告等 ・具体的な事例に基づく連携強化に向けた検討	23名	十日町市
26	大阪	平成28年1月29日	10:00～12:00	・地方事務所の各業務実績報告 ・司法ソーシャルワークについて ・意見交換・質疑応答	50名	大阪市
27	大阪	平成28年2月22日	14:00～16:00	・地方事務所の各業務実績報告 ・司法ソーシャルワークについて ・意見交換・質疑応答	30名	堺市
28	京都	平成27年10月26日	14:00～16:00	・情報提供業務及び民事法律扶助業務等の業務説明を行う。 ・外出困難な高齢者のために法的アクセスについて説明を行う。	44名	京田辺市
29	京都	平成27年11月16日	14:00～16:00	・情報提供業務及び民事法律扶助業務等の業務説明を行う。 ・外出困難な高齢者のために法的アクセスについて説明を行う。	38名	福知山市
30	兵庫	平成27年10月29日	14:00～16:30	・法テラスの業務説明・業務報告 ・司法ソーシャルワークの説明	26名	明石市
31	兵庫	平成27年11月30日	14:00～16:30	・法テラスの業務説明・業務報告 ・司法ソーシャルワークの説明 ・弁護士による事例紹介	113名	神戸市
32	奈良	平成27年11月17日	13:30～16:00	・法テラスの業務説明 ・弁護士会の「地域法核支援センター担当弁護士制度」の紹介 ・「願の見える関係だから、できたこと」というテーマでパネルディスカッション。 ・意見交換会	63名	奈良市
33	奈良	平成27年12月1日	13:30～16:00	・法テラスの業務説明 ・弁護士会の「地域法核支援センター担当弁護士制度」の紹介 ・地域包括支援センターからの事例報告と実情について ・意見交換会「現場をつなぐ これからの法的支援について」	46名	橿原市
34	滋賀	平成27年10月23日	13:30～15:20	・司法ソーシャルワークに関する取組みについて ・司法ソーシャルワークに関する実態及び関係機関におけるニーズについて ・司法ソーシャルワークに関する法テラス、滋賀弁護士会及び関係機関の間における連携構築に向けた協議について	18名	大津市
35	滋賀	平成27年11月25日	13:30～15:30	・法テラスの業務概況説明 ・法テラスおよび滋賀弁護士会が提供する司法SWに関するメニューについて ・関係機関等の利用者が必要とする法的ニーズについて	15名	栗東市
36	滋賀	平成28年1月29日	13:30～15:00	・法テラスの業務概況説明 ・法テラスおよび滋賀弁護士会が提供する司法SWに関するメニューについて ・質疑応答	12名	近江八幡市
37	滋賀	平成28年2月26日	13:30～15:15	・法テラスの業務概況説明 ・法テラスおよび滋賀弁護士会が提供する司法SWに関するメニューについて ・質疑応答	14名	彦根市
38	和歌山	平成27年11月17日	13:30～15:00	・司法ソーシャルワーク及び出張相談制度についての説明 ・意見交換	32名	和歌山市
39	和歌山	平成28年1月26日	13:30～15:00	・司法ソーシャルワークの説明 ・民事法律扶助業務の説明 ・事前アンケートを基に意見交換	24名	田辺市
40	愛知	平成28年1月28日	13:30～16:30	・法テラスの業務説明・事例検討 ・小グループによるグループディスカッション	50名	春日井市
41	愛知 (三河支部)	平成28年3月8日	14:00～16:00	・講演「弁護士会の高齢者対策」 ・法テラスの業務説明と意見交換	21名	豊橋市
42	三重	平成27年11月24日	14:00～16:00	・業務説明・実績報告 ・法テラス三重の司法ソーシャルワーク活動について ・意見交換	48名	津市
43	岐阜	平成27年6月3日	15:00～16:00	・エール岐阜という子ども・若者に関する支援を行っている機関に対し法テラスの業務内容を説明を行った。	3名	岐阜市
44	岐阜	平成27年6月8日	13:30～15:30	・郡上市社会福祉協議会へ法テラスの役割や業務の説明・質疑応答を行った。	13名	郡上市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
45	福井	平成27年12月8日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明 ・参加機関の取組み紹介 ・福祉機関との連携事例紹介 ・意見交換・情報交換	27名	敦賀市
46	石川	平成27年7月27日	15:00～17:00	・法テラスの業務説明 ・司法と福祉の連携、法テラスの役割をテーマとした講演 ・意見交換・質疑応答	70名	金沢市
47	石川	平成27年9月11日	14:00～16:00	・業務報告、DVDの視聴 ・司法と福祉の連携、法テラスの役割をテーマに講演	27名	輪島市
48	富山	平成27年7月29日	14:00～16:00	・法テラス富山の状況報告 ・司法ソーシャルワークの説明 ・成年後見についての講演 ・質疑応答	25名	富山市
49	広島	平成27年11月13日	13:30～15:45	・業務実績報告 ・常勤弁護士活動事例報告 ・高齢者の消費者被害・多重債務に関するロールプレイングのあと、意見交換 ・「支援者相談ダイヤル」の説明	82名	広島市
50	山口	平成28年2月23日	13:30～15:30	・業務実績報告 ・「弁護士ナビゲーション」の説明、スタッフ弁護士の活動報告 ・グループ別に分かれて意見交換	53名	山口市
51	岡山	平成27年11月10日	10:20～11:40	・岡山県警察職員への業務説明・意見交換	15名	岡山市
52	鳥取	平成27年10月6日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明、実績報告 ・常勤弁護士活動事例報告 ・事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換 ・会議内容を受けての質疑応答・意見交換	32名	八頭町
53	鳥取	平成27年11月18日	13:30～15:00	・法テラスの業務説明、実績報告 ・常勤弁護士活動事例報告 ・事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換 ・会議内容を受けての質疑応答・意見交換	27名	湯梨浜町
54	鳥取	平成27年11月20日	13:30～15:30	・法テラスの業務説明、実績報告 ・常勤弁護士活動事例報告 ・事前アンケートに基づく質疑応答・意見交換 ・会議内容を受けての質疑応答・意見交換	17名	三朝町
55	鳥取	平成27年11月30日	13:30～15:00	・法テラスの業務説明、実績報告 ・常勤弁護士活動事例報告 ・会議内容を受けての質疑応答・意見交換	16名	江府町
56	鳥根	平成27年6月1日	13:30～15:30	・法テラスの業務案内や法テラス鳥根法律事務所の取組みを紹介した。講演では、法テラス東京法律事務所から講師を招き、司法ソーシャルワークについて講演を行った。	29名	松江市
57	鳥根	平成27年10月23日	14:30～16:30	・民事法律扶助事件の共同受任の活用について	10名	隠岐の島町
58	福岡	平成27年7月2日	14:00～16:00	・平成26年度の法テラス業務報告を行う。 ・司法ソーシャルワークについての説明を行う	33名	粕屋町
59	福岡	平成27年11月30日	14:00～16:00	・業務実績報告を行う。 ・法テラス福岡の司法ソーシャルワークへの取組みの報告等	42名	久留米市
60	福岡 (北九州支部)	平成27年11月30日	14:00～15:40	・平成26年度及び平成27年度(～9月)の業務概況報告 ・法テラスの業務案内及び利用方法について ・司法ソーシャルワークについて	78名	北九州市
61	佐賀	平成28年2月5日	13:30～15:30	・業務説明、実績報告 ・後見申立ての実例を基にスタッフ弁護士と関係職員とのパネルディスカッション ・事前アンケートを基に、質疑応答	25名	多久市
62	長崎	平成28年1月23日	10:10～11:30	・調停委員を対象に、民事法律扶助制度と常勤弁護士の役割を説明	13名	長崎市
63	大分	平成27年10月21日	14:00～16:00	・法テラス大分の業務報告や年度計画の進捗状況報告 ・司法ソーシャルワークについて	37名	大分市
64	大分	平成28年1月27日	14:00～16:00	・法テラス大分の業務説明や業務実績報告 ・司法ソーシャルワークについて ・大分県弁護士会の出張相談等について	15名	杵築市
65	熊本	平成27年7月31日	14:00～16:00	・「生活困窮者への関わり一気づきから連携へ」と題し、地域担当者 と弁護士との連携につき説明、事例によるグループ討議	21名	阿蘇市
66	熊本	平成27年11月2日	14:00～16:00	・法テラスの業務説明 ・「生活困窮者への関わり一気づきから連携へ」と題し、連携の説明と事例検討のグループ討議	22名	八代市
67	鹿児島	平成27年9月16日	16:00～17:00	・業務実績報告 ・法テラスの業務説明 ・弁護士等による講演	20名	鹿児島市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
68	鹿児島	平成27年10月21日	10:00~12:00	・業務実績報告 ・法テラスの業務説明 ・弁護士等による講演(生活困窮者自立支援制度について)	18名	鹿児島市
69	鹿児島	平成28年2月19日	13:30~15:21	・業務実績報告 ・法テラスの業務説明 ・弁護士等による講演(生活困窮者自立支援制度について)	70名	鹿児島市
70	宮崎	平成28年1月18日	14:00~16:30	・法テラスの業務説明 ・弁護士会の取組みと連携の展望について ・高齢者・障がい者の法的問題の解決実例の報告	35名	宮崎市
71	沖縄	平成27年7月28日	14:00~15:40	・関係機関との今後の連携について ・事前アンケートに基づく意見交換 ・質疑応答	23名	那覇市
72	宮城	平成28年2月23日	13:30~16:35	・業務説明会 ・高齢者福祉における関係機関との連携についての基調講演	109名	仙台市
73	福島	平成27年9月18日	13:00~15:00	・司法ソーシャルワーク事業の説明 ・高齢者・障がい者の支援の説明	21名	福島市
74	福島	平成27年11月20日	13:30~15:30	・司法ソーシャルワーク事業の説明 ・高齢者・障がい者の支援の説明 ・法テラス号の見学	16名	郡山市
75	山形	平成27年10月23日	15:00~17:00	・法テラスの業務説明(司法ソーシャルワークを中心に) ・高齢者・障がい者への法的支援 ・意見交換	21名	米沢市
76	山形	平成28年2月5日	13:30~16:00	・DVDによる業務説明 ・司法ソーシャルワークの概説 ・講演「山形県内における高齢者・障がい者に対する法的支援」	34名	山形市
77	岩手	平成27年7月28日	15:30~16:30	・法テラスの業務説明 ・高齢者・障がい者に関する法律制度の活用について説明及び意見交換	36名	葛巻市
78	岩手	平成27年11月12日	14:00~16:00	・司法ソーシャルワークの趣旨説明および関係団体の業務説明意見交換	58名	盛岡市
79	秋田	平成27年10月29日	13:30~15:00	・平成26年度の法テラス秋田の業務報告を行う。 ・高齢者等への法的支援、司法ソーシャルワークについて	53名	秋田市
80	青森	平成27年10月26日	13:30~15:30	・業務説明や常勤弁護士の活動報告等の発表 ・今後の連携の在り方に関する意見交換 ・常勤弁護士の活動報告	30名	鯉ヶ沢市
81	青森	平成27年11月17日	13:30~15:30	・法テラスの業務説明 ・青森県弁護士会における「高齢者・障がい者等の支援」について ・常勤弁護士及び関係機関による活動報告「法テラスとの連携」	35名	青森市
82	札幌	平成27年11月18日	13:30~15:30	全体会と分科会形式で実施。 ・全体会で副所長による基調講演と関係機関からの実例報告 ・分科会については、「高齢者虐待」「成年後見」「債務整理」「精神保健福祉」の4グループとし、個別事例に基づき、関係機関との意見交換を行う。	166名	札幌市
83	函館	平成27年10月19日	14:00~16:00	・司法ソーシャルワークを中心にミニ協議会を行う。	35名	函館市
84	函館	平成27年10月21日	13:30~15:30	・司法ソーシャルワークを中心にミニ協議会を行う。	15名	江差市
85	函館	平成27年11月17日	13:30~15:30	・司法ソーシャルワークを中心にミニ協議会を行う。	10名	八雲町
86	旭川	平成27年8月6日	14:30~16:30	・司法過疎地である稚内市で、業務報告や関係機関との意見交換によって、司法ソーシャルワークへの協力要請や広報活動を行う。 ・事例紹介を行い、事例を通じての意見交換を行った。	32名	稚内市
87	旭川	平成27年8月7日	14:30~16:30	・司法過疎地である利尻富士町で、業務報告や関係機関との意見交換によって、司法ソーシャルワークへの協力要請や広報活動を行う。 ・事例紹介を行い、事例を通じての意見交換を行った	39名	利尻富士町
88	旭川	平成27年10月23日	15:30~17:00	・司法過疎地である枝幸町で、業務報告や関係機関との意見交換によって、司法ソーシャルワークへの協力要請や広報活動を行う。 ・声劇によって、高齢者・障がい者への出張相談に対する理解を深めた。	18名	枝幸町
89	旭川	平成27年11月27日	14:00~16:00	・法テラスの業務説明や事業実績報告。 ・司法ソーシャルワークの取組みの紹介 ・事例検討を通じての意見交換	73名	旭川市
90	釧路	平成27年10月23日	14:00~16:00	・法テラス釧路の業務報告について ・司法へアクセスすることが困難な方への支援について(事例発表) ・意見交換・質疑応答	30名	帯広市
91	釧路	平成27年10月27日	14:00~16:00	・法テラス釧路の業務報告について ・司法へアクセスすることが困難な方への支援について(事例発表) ・意見交換・質疑応答	24名	北見市

	地方事務所名	開催日時		主な内容等	参加者数	開催地 (市町村名)
92	釧路	平成27年11月10日	14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラス釧路の業務報告について ・司法へアクセスすることが困難な方への支援について(事例発表) ・意見交換・質疑応答 	72名	釧路市
93	徳島	平成27年12月11日	13:30～15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度業務報告 ・ロールプレイング「高齢者・障がい者の方々への支援として～弁護士による出張法律相談」 ・意見交換・質疑応答 	84名	徳島市
94	高知	平成27年9月28日	14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸簡易裁判所管轄の子どもに関する関係機関の担当者に、高知弁護士会や法テラスの子ども支援の活動及び業務の説明を行い、今後の関係機関との連携を構築する。 	21名	安芸市
95	高知	平成27年11月17日	14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラス高知の業務説明 ・法テラス高知の司法ソーシャルワークについて ・グループワーク 	28名	高知市
96	高知	平成28年2月22日	14:00～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・業務説明 ・土佐市福祉事務所と高知弁護士会による連携活動 ・南国市あんしん生活サポートと法テラス高知の連携活動例紹介 ・意見交換 	21名	高知市
97	愛媛	平成27年11月20日	13:15～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・法テラスの業務内容や実績報告 ・講演「信頼される司法支援を目指して」 	60名	愛媛市

平成27年度地方協議会参考事例一覧

1. 北海道ブロック

事務所	日時	参考事例
札幌	平成27年11月18日	107機関（166名）参加の大規模な協議会であるが、4つのテーマ（成年後見、虐待、債務整理、精神保健）に分けた分科会を開催する等、議論の充実を図った。また、前年のアンケート結果を踏まえてテーマを設定する等、関係機関のニーズに合致するよう工夫した。
旭川	平成27年8月6日	1日目は稚内、2日目は北海道の離島である利尻島に渡り、業務説明や関係機関との連携等について意見交換を行い、司法過疎地へ法テラスが行う業務をアピールした。また、協議会の内容では、声劇を行い分かりやすい内容となるよう工夫した。
	平成27年8月7日	

2. 東北ブロック

秋田	平成27年10月29日	司法ソーシャルワークについて、身近な事例を紹介するとともに、簡易な業務説明書を作成・配布しており関係機関の担当者が理解しやすいよう工夫した。
福島	平成27年9月18日	法テラスの業務説明に加え、弁護士会や司法書士会が実施している高齢者・障がい者に対する事業の説明も合わせて行うなど、司法ソーシャルワークについての理解がより深まるような構成とした。
	平成27年11月20日	

3. 関東ブロック

埼玉	平成28年10月23日	関係機関の職員で、法テラスを知らない方を対象に開催した。パワーポイントを有効活用した視覚的に理解しやすい業務説明資料や、独自に作成した「トリセツ」など、配布物が充実しており、出席者からも好評であった。
千葉	平成27年7月3日	①法テラス千葉法律事務所において行っているダイレクト連携ダイヤルを紹介し、福祉関係の方への情報提供を行い、関係機関との連携を深めた。 ②事例検討を行い、高齢者・障がい者支援において弁護士ができる法的な支援の部分と福祉担当者ができる福祉的な支援についてまとめ、連携の在り方について、有意義に話を進めることができた。
	平成28年2月26日	
神奈川	平成27年11月16日	犯罪被害者支援業務（再犯防止の取組）に特化した地方協議会を開催した。当該業務は法テラスの他の業務と比べ認知度が低いため、あえてこのテーマを絞ることにより新たな側面での連携に取り組んだ。

4. 中部ブロック

岐阜	平成27年6月3日	子ども・若者への支援を行っているエール岐阜に対して、業務説明を行った。法テラスでは、主に離婚に伴った親権や養育費の金銭部分等での交渉について支援を行っているが、子育て支援等の二次的なサポートは行っていない。そのため、子育てサポートに関する情報提供について、法律相談と合わせて行う必要があるのではないかと連携の在り方について意見交換を行った。
富山	平成27年7月29日	司法ソーシャルワークについて、富山の取組のみでなく、富山以外の取組も紹介することで、司法ソーシャルワークの内容を分かりやすく説明した。

5. 近畿ブロック

奈良	平成27年11月17日	モデル事業として取り組んだ「地域包括支援センター担当弁護士制度」の実績報告を行った。また、意見交換会では活発な議論となるよう、様々な分野の参加者を組み合わせたグループ分けを行い、それぞれの立場での取組方法への理解と共感を得て連携を深めることができた。
	平成27年12月1日	
滋賀	平成27年10月23日	テーマを司法ソーシャルワークに特化した形で開催した。また、議論が活発に行われるよう、1回当たりの開催規模を抑え、開催地を変えて複数回実施した。
	平成27年11月25日	
	平成28年1月29日	
	平成28年2月26日	

6. 中国ブロック

広島	平成27年11月13日	司法ソーシャルワークに関してロールプレイング方式で説明等を行った。参加者の理解が深まるよう、演技の途中でスライドを使用して業務説明等を行うなど工夫した。
島根	平成27年6月5日	法テラス島根法律事務所が今年度から行っている助っ人弁護士制度を関係機関へ紹介することで、福祉を必要とする方が気軽にこの制度を利用できるように努めた。講演では、法テラス東京法律事務所から講師を招き、司法ソーシャルワークについての講演を行い、関係機関への司法ソーシャルワークの重要性について説明した。

7. 四国ブロック

高知	平成27年9月28日	子どもの人権をテーマに、親権に関する事や虐待についての法的な対応策について協議を行い、法テラスと関係機関との連携によって、子どもへの支援策について意見交換を行った。
----	------------	--

8. 九州ブロック

福岡	平成27年7月2日	従来の福岡中心部での大規模開催形式を改め、今年度は福岡市以外の場所で小規模な地方協議会を開催することとした。 小規模開催形式を採ることにより、福祉関係者との意見交換を密に行い、現場におけるニーズを捉え、法テラス福岡における司法ソーシャルワークの実施メニューに組み込んでいく機会とした。
	平成27年11月30日	
熊本	平成27年7月31日	「生活困窮者への関わり」をテーマに、グループワークを中心とした協議会を開催した。参加者からも、ただ報告を聞くだけの協議会でなく、他機関・他分野の参加者と情報交換ができ有意義であったとして、概ね好評を得た。
	平成27年11月2日	

平成 27 年度地方協議会を踏まえての業務見直し事例一覧

1 工夫されている点

- ① 高齢者・障がい者への法的支援を議題に取り上げた。
【開催事務所】島根、千葉、福岡、岩手、新潟、茨城、富山、釧路、青森、福島、長野、札幌、奈良、福井、三重、多摩、広島、宮崎、旭川、栃木、佐賀、山形、浜松、三河、静岡
- ② 各地域の実情に応じて地区別や対象者を限定したミニ協議会を行った。
【開催事務所】茨城、岐阜、福岡、岩手、千葉、新潟、鳥取、滋賀、多摩、旭川
- ③ 具体的な事案に基づいて意見交換を行った。
【開催事務所】千葉、福岡、岩手、茨城、新潟、群馬、兵庫、北九州、鳥取、奈良、長野、宮崎、旭川、佐賀、栃木、山梨
- ④ 記者会見等を行い、報道機関に取り上げられた。
【開催事務所】島根、茨城、佐賀、栃木、福岡
- ⑤ 複数回の協議会を実施した。
【開催事務所】茨城、岐阜、函館、釧路、青森、岩手、奈良、滋賀、多摩、旭川、新潟、京都、兵庫、滋賀、石川、鳥取、島根、福島、埼玉、神奈川、熊本、和歌山、大分、福岡、山形、高知、静岡、山梨、千葉
- ⑥ 司法ソーシャルワークを議題とした。
【開催事務所】島根、千葉、福岡、茨城、新潟、岐阜、富山、大分、秋田、山梨、滋賀、青森、函館、石川、富山、岩手、釧路、青森、群馬、兵庫、奈良、徳島、三重、長野、埼玉、広島、福井、旭川、和歌山、佐賀、栃木、山形、佐賀、山口、高知、沼津、浜松、山梨、静岡
- ⑦ 視聴覚資料（政府インターネットテレビ、DVD 等）の活用を含め、参加者に分かりやすい説明を心がけた。
【開催事務所】石川、新潟、函館、札幌、山形
- ⑧ 出張法律相談の利用について具体的に説明した。
【開催事務所】富山、岐阜、京都、釧路、札幌、徳島、三重、埼玉、茨城、和歌山、大分、福岡、山口
- ⑨ 関係機関との連携事例を紹介することで、業務内容の周知を図った。
【開催事務所】千葉、奈良、福井、茨城、埼玉、福岡、東京、鳥取、高知

【資料 39】

- ⑩ 子どもの権利を議題にし、それに関する法的支援について、協議を行った。
【開催事務所】岐阜
- ⑪ 事前アンケートに基づき、質疑応答や協議を行った。
【開催事務所】新潟、大分、秋田、石川、沖縄、鳥取、多摩、宮崎、和歌山、佐賀
- ⑫ 会議終了後、移動相談車両「法テラス号」の見学を行った。
【開催事務所】福島
- ⑬ ロールプレイング・寸劇・声劇等を取り入れて、弁護士と地域包括職員との連携の在り方や制度の説明を行った。
【開催事務所】奈良、埼玉、川越、旭川、山口、徳島、広島
- ⑭ 法テラス業務を解説した冊子「法テラスのトリセツ」を作成し、出席者に配布し、理解と連携の促進を図った。
【開催事務所】埼玉
- ⑮ 警察学校で業務説明会を行った。
【開催事務所】岡山
- ⑯ 成年後見・犯罪被害者支援・生活困窮者支援の3つの異なるテーマを分科会で討議した。
【開催事務所】茨城
- ⑰ 旭川周辺の、3カ所の地方協議会開催地の町長を、執行部・スタ弁が開催前に表敬訪問し対談した。
【開催事務所】旭川

2 協議会を受けて改善を行った点

- ① 地方協議会の開催において、事例検討会の開催を希望する声が多数寄せられていることを踏まえ、今後は小規模な勉強会を計画的に企画、実施していくこととした。(茨城)
- ② 今後の地方協議会の形式として、一般住民が参加できる業務説明会を行うよう提案されたため、検討を行っている。(岩手)
- ③ 関係機関から、高齢者・障がい者を対象とする出張相談を期待する声が多かったため、よりスムーズな出張相談スキームを構築するため、弁護士会執行部との定例協議会の場で協議し、弁護士会で出張相談対応弁護士名簿の調製を行うことになった。(大分)
- ④ 弁護士会との間で出張相談名簿の作成が合意できたので、関係機関に案内する予定である。(釧路)

【資料 39】

- ⑤ 今年度より、夜間・休日相談を実施し、昨年度より指定相談場所を増やしている。(青森)
- ⑥ 常勤弁護士による講演会や勉強会を実施してほしいといった声を受けて、講演会の企画に関係機関の研修内容に沿ったテーマを加えたところ、講演内容が具体的になったとの反響があり、関係機関担当者と常勤弁護士との連携が図れた。(熊本)

【資料40】

平成27年度

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体

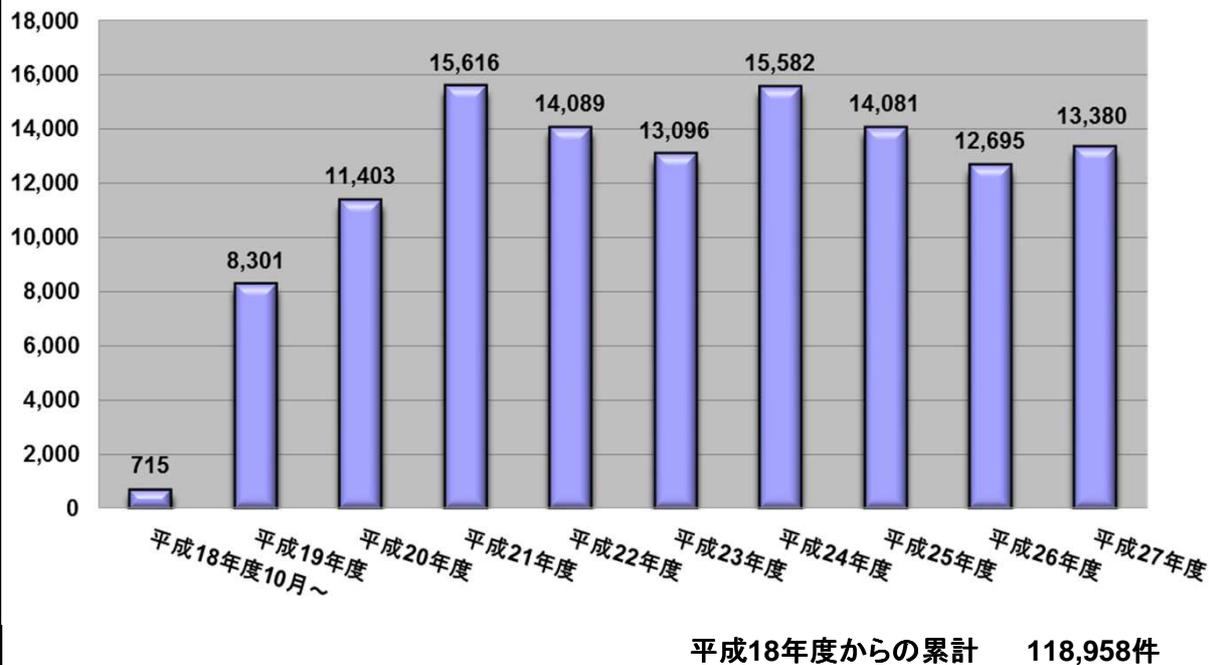
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計	構成比
法テラス地方事務所	402	382	454	419	407	384	404	372	340	363	341	362	4,630	47.8%
警察	20	18	20	11	18	19	12	10	10	8	17	13	176	1.8%
検察庁	1	3	3	1	1	4	0	2	2	1	3	3	24	0.2%
民間支援団体	12	16	13	11	7	9	14	9	7	8	5	12	123	1.3%
地方公共団体	23	24	20	15	27	26	24	13	15	23	15	22	247	2.6%
配偶者暴力相談支援センター・女性センター等	31	27	13	33	32	33	24	25	14	15	28	18	293	3.0%
児童相談所	1	1	2	4	4	3	2	3	2	1	5	0	28	0.3%
弁護士会	312	309	313	297	244	251	268	244	248	257	257	251	3,251	33.6%
司法書士会	16	11	12	10	4	8	8	12	9	2	9	9	110	1.1%
福祉・保健・医療機関・団体	4	1	4	4	2	4	4	5	1	5	1	0	35	0.4%
労働問題相談機関・団体	16	31	23	21	13	27	25	16	16	13	25	18	244	2.5%
人権問題相談機関・団体	0	8	8	4	7	8	5	6	7	4	4	11	72	0.7%
交通事故相談機関・団体	17	11	26	17	13	9	14	16	6	11	18	5	163	1.7%
その他機関・団体 (裁判所・暴追センター等)	35	20	22	25	26	22	19	24	29	23	15	26	286	3.0%
合 計	890	862	933	872	805	807	823	757	706	734	743	750	9,682	100.0%

【資料41】 地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」の問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)

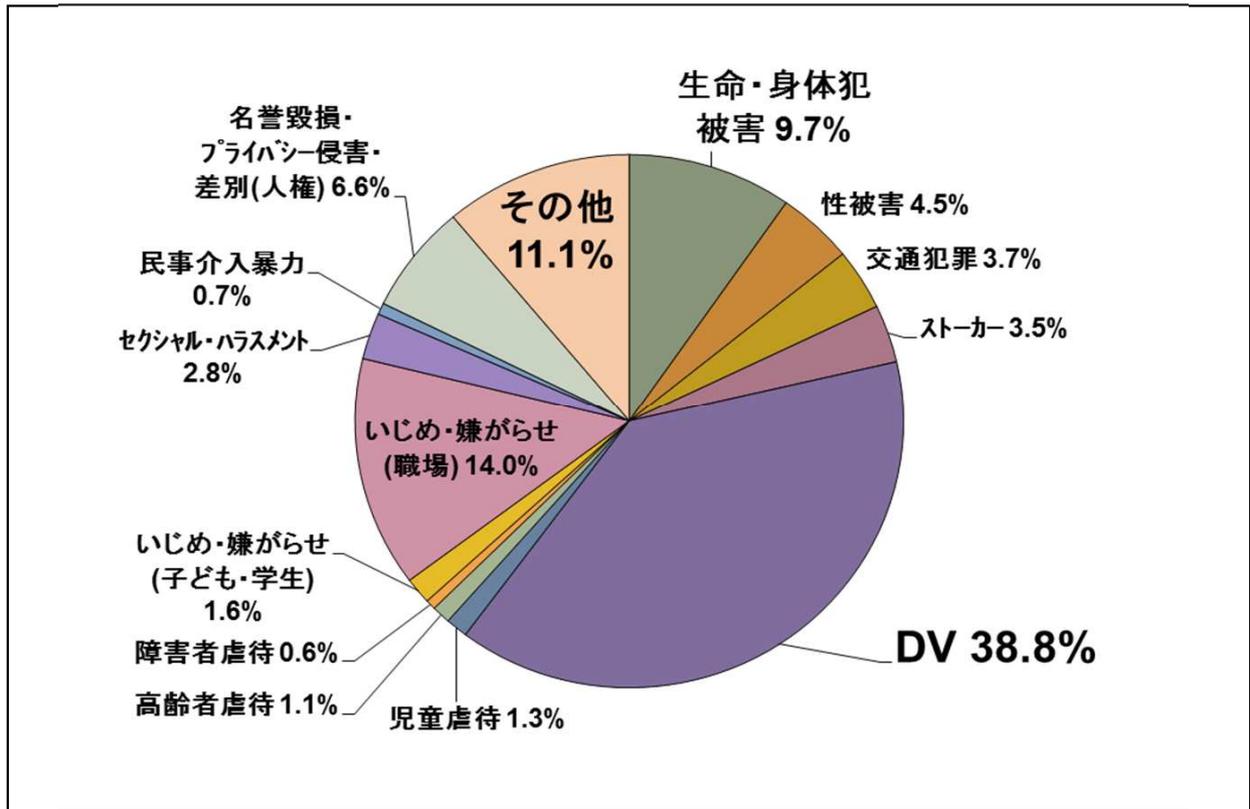
○平成27年度 月別対応件数

地方事務所 における件 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1,157	1,058	1,405	1,296	1,116	1,087	1,138	978	840	1,120	1,082	1,103
年度総計	13,380											

○年度別対応件数推移(平成18年度～平成27年度)



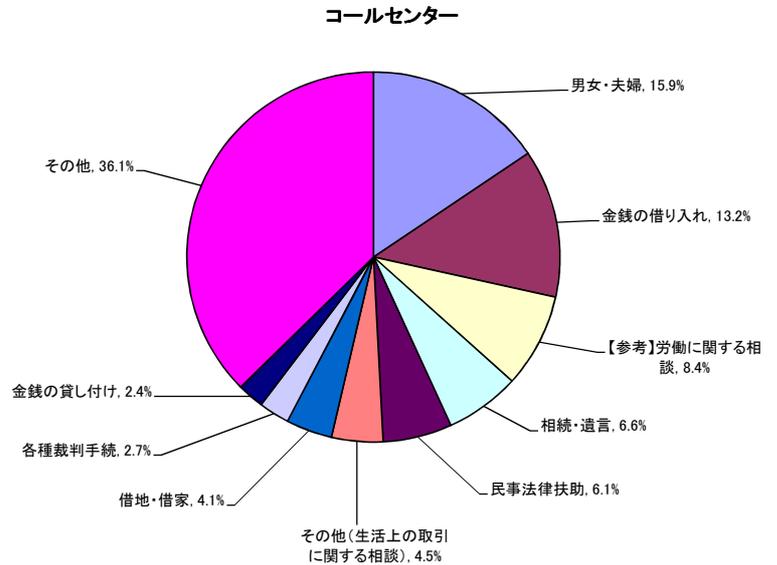
【資料42】平成27年度 地方事務所で対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)



【資料43】平成27年度における相談分野の概要（情報提供業務 問合せ上位20件）

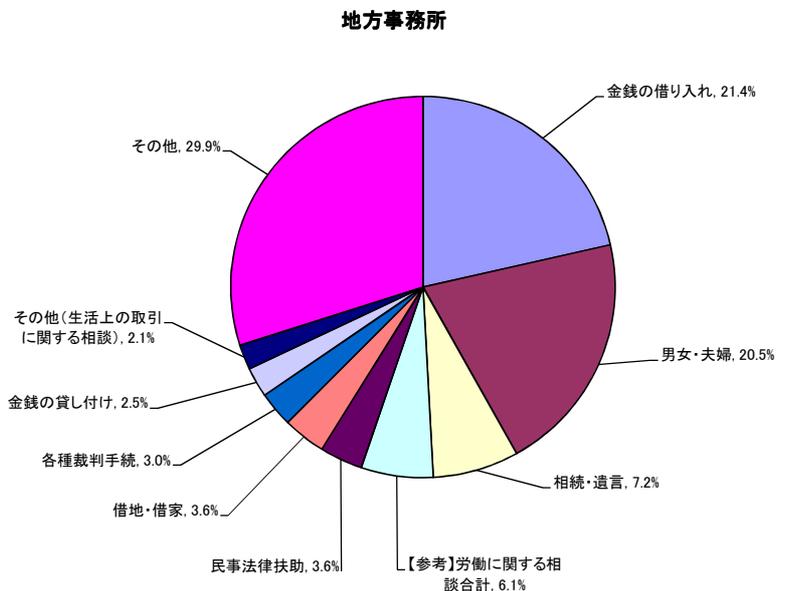
コールセンター

相談分野	件数		割合	
	合計	合計	分野別男女比	
			男性	女性
男女・夫婦	49,259	15.9%	28.6%	71.4%
金銭の借り入れ	41,067	13.2%	54.1%	45.9%
【参考】労働に関する相談	26,030	8.4%	52.2%	47.8%
相続・遺言	20,578	6.6%	36.0%	64.0%
民事法律扶助	18,994	6.1%	45.6%	54.4%
その他(生活上の取引に関する相談)	14,093	4.5%	52.9%	47.1%
借地・借家	12,693	4.1%	49.1%	50.9%
各種裁判手続	8,410	2.7%	58.3%	41.7%
金銭の貸し付け	7,340	2.4%	52.0%	48.0%
犯罪被害者	6,505	2.1%	43.1%	56.9%
高齢者・障害者	6,295	2.0%	39.6%	60.4%
定年・退職・解雇	5,217	1.7%	52.4%	47.6%
損害賠償	5,197	1.7%	54.4%	45.6%
いじめ・嫌がらせ	5,135	1.7%	44.5%	55.5%
その他(職場に関する相談)	4,931	1.6%	56.5%	43.5%
生活福祉	4,493	1.4%	52.6%	47.4%
子ども	4,256	1.4%	30.1%	69.9%
弁護士	4,148	1.3%	46.3%	53.7%
刑事手続のしくみ	3,852	1.2%	58.0%	42.0%
賞金・退職金	3,696	1.2%	62.4%	37.6%



地方事務所

相談分野	件数	割合
金銭の借り入れ	43,518	21.4%
男女・夫婦	41,535	20.5%
相続・遺言	14,703	7.2%
【参考】労働に関する相談合計	12,327	6.1%
民事法律扶助	7,328	3.6%
借地・借家	7,324	3.6%
各種裁判手続	6,064	3.0%
金銭の貸し付け	5,096	2.5%
その他(生活上の取引に関する相談)	4,334	2.1%
損害賠償	4,193	2.1%
高齢者・障害者	3,647	1.8%
子ども	3,036	1.5%
定年・退職・解雇	2,883	1.4%
東日本大震災	2,647	1.3%
賞金・退職金	2,643	1.3%
いじめ・嫌がらせ	2,301	1.1%
犯罪被害者	2,210	1.1%
その他の法律事務	2,132	1.1%
生活福祉	1,881	0.9%
民事上の問題	1,819	0.9%



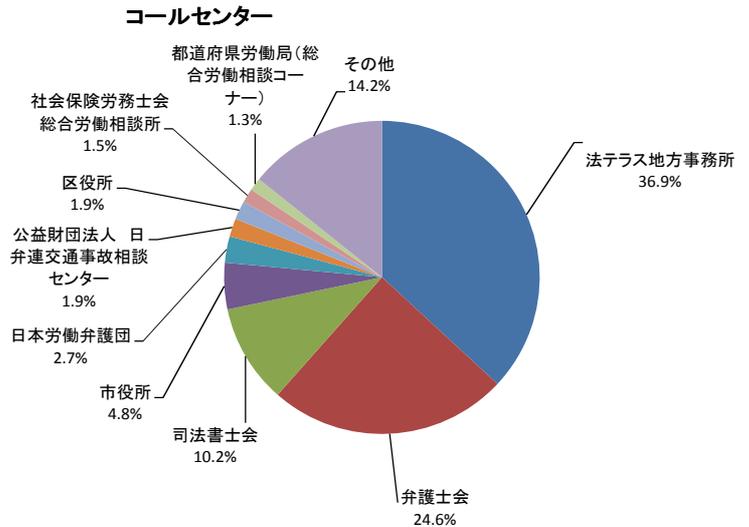
注) 【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含まれます。

注) 問合せ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

【資料44】平成27年度における関係機関紹介状況(情報提供業務)

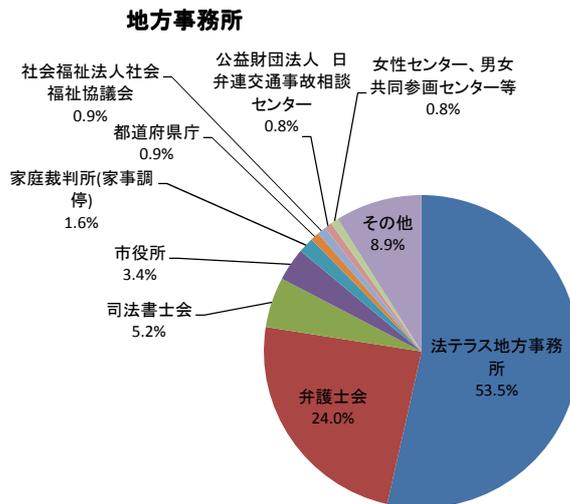
コールセンター

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	36.9%	137,719
弁護士会	24.6%	91,726
司法書士会	10.2%	38,207
市役所	4.8%	17,897
日本労働弁護団	2.7%	10,157
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	1.9%	7,268
区役所	1.9%	6,949
社会保険労務士会 総合労働相談所	1.5%	5,560
都道府県労働局(総合労働相談コーナー)	1.3%	4,789
その他	14.2%	52,750



地方事務所

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	53.5%	108,722
弁護士会	24.0%	48,685
司法書士会	5.2%	10,621
市役所	3.4%	6,815
家庭裁判所(家事調停)	1.6%	3,304
都道府県庁	0.9%	1,828
社会福祉法人社会福祉協議会	0.9%	1,728
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	0.8%	1,720
女性センター、男女共同参画センター等	0.8%	1,606
その他	8.9%	18,218



【資料45】平成27年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

地方事務所	平成27年度																								合計		
	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	総数	本部	地方
1 東京	5	0	5	0	2	1	6	1	2	1	7	0	1	1	5	0	4	1	2	0	2	0	6	0	52	47	5
2 多摩	4	0	2	0	2	0	2	0	3	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	3	0	21	21	0
3 神奈川	2	0	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2	0	0	1	14	13	1
4 川崎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
5 小田原	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	8	7	1
6 埼玉	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	1	2	0	1	0	11	10	1
7 川越	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	7	0
8 千葉	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	8	7	1
9 松戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
10 茨城	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	4	0
11 栃木	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	3	2
12 群馬	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	3	3
13 静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
14 沼津	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
15 浜松	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 山梨	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
17 長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	2	1
18 新潟	2	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0
19 大阪	0	0	3	0	7	0	3	0	4	0	0	0	4	1	1	0	3	0	2	0	2	1	2	0	33	31	2
20 京都	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	9	9	0
21 兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	3	0
22 阪神	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0
23 姫路	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
24 奈良	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	7	6	1
25 滋賀	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	5	4	1
26 和歌山	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0
27 愛知	2	0	0	0	2	0	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	1	0	2	0	16	16	0
28 三河	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	6	6	0
29 三重	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	5	5	0
30 岐阜	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	4	1
31 福井	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	3	0
32 石川	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
33 富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1
34 広島	4	0	6	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	5	0	23	23	0
35 山口	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1	2
36 岡山	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0
37 島根	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
38 鳥取	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	3
39 福岡	4	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	9	4
40 北九州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	2	0
41 佐賀	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1
42 長崎	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
43 大分	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	7	6	1
44 熊本	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	3	1
45 鹿児島	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	7	7	0
46 宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3	3	0
47 沖縄	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
48 宮城	1	1	3	0	3	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	16	12	4
49 福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
51 岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
52 秋田	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
53 青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54 札幌	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	7	7	0
55 函館	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
56 旭川	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
57 釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
58 香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0
59 徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
60 高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61 愛媛	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1
合計	41	6	29	3	37	6	34	4	31	5	15	3	23	7	27	0	23	1	16	5	23	1	32	4	376	331	45

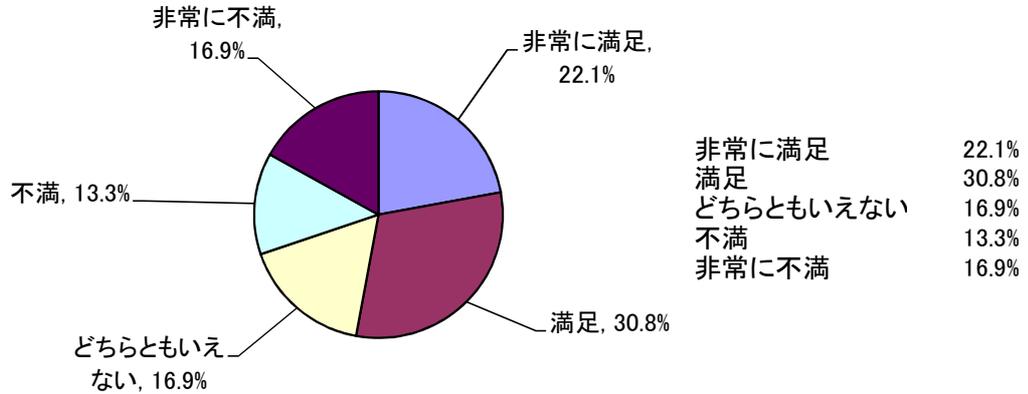
(注)「本部」は本部で処理した件数を、「地方」は地方事務所限りで処理した件数を示す。

【資料46】 利用者満足度調査

ホームページアンケート集計結果より

実施期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日

回答数：195件

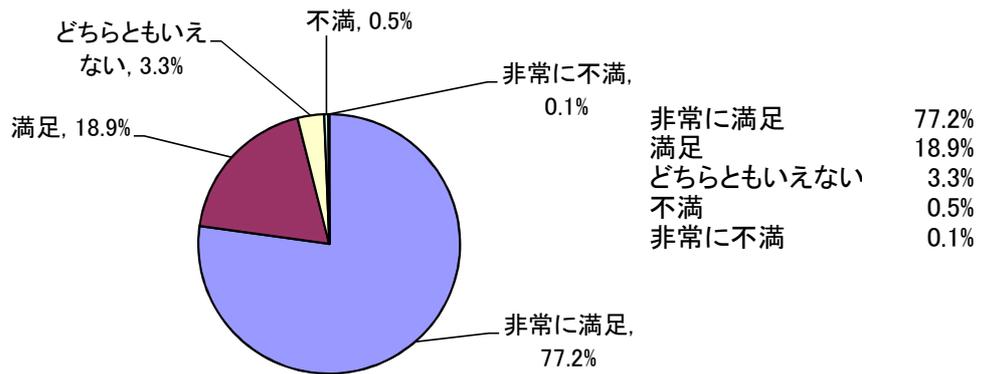


コールセンター利用者満足度調査集計結果より

実施期間：平成27年11月17日～12月16日

満足度調査件数：2,900件

回答率（転送件数／転送対象数）：17.9%

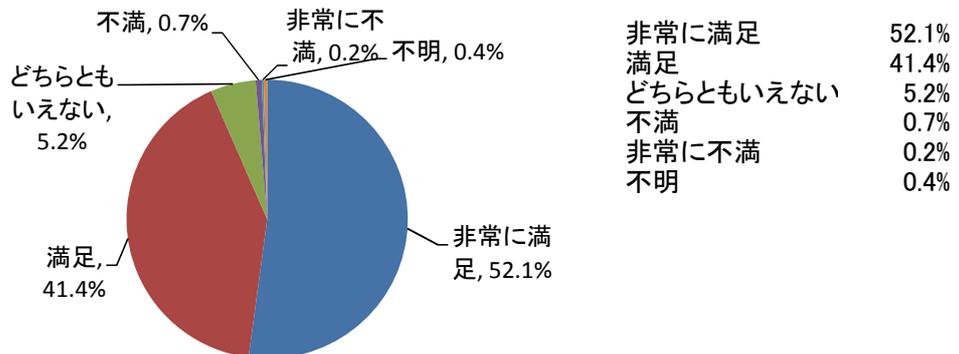


地方事務所面談アンケート集計結果より

実施期間：平成27年9月1日～10月31日

面談アンケート回収件数：1,160件

回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：41.0%



	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1	東京	平成27年4月	中央大学法科大学院生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中央大学法科大学院新入生	200名
2	東京	平成27年4月	新宿区在住の図書館利用者に対する法教育(講演)	新宿区在住の図書館利用者	20~30名
3	東京	平成27年4月	葛飾区内地域包括支援センターケアマネジャーに対する法テラス業務説明	葛飾区内地域包括支援センターケアマネジャー	50名
4	東京	平成27年4月	新宿区淀橋地区官公庁等連絡会参加者に対する法テラス業務説明	新宿区淀橋地区官公庁等連絡会参加者	30名
5	東京	平成27年4月	各省庁・大手企業の部課長に対する法テラス業務説明	各省庁・大手企業の部課長	6~9名
6	東京	平成27年4月	国分寺市立第五小学校における法教育(授業)	国分寺市立第五小学校生徒	100名
7	東京	平成27年5月	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにおける法テラス業務説明	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン参加者	400名
8	東京	平成27年5月	東京都立中央ろう学校生徒に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	東京都立中央ろう学校高校1年生、引率教員職員	27名
9	東京	平成27年5月	日本法社会学会のミニシンポジウム参加者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	日本法社会学会会員(学者、弁護士等)	30名
10	東京	平成27年5月	東京社会福祉士司法福祉委員会参加者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東京社会福祉士司法福祉委員会参加者	40名
11	東京	平成27年5月	「なかの社会福祉士会」会員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中野区在住・在勤の社会福祉士等	30名
12	東京	平成27年5月	墨田区内包括支援センター社会福祉士等に対する法教育(講義)	墨田区内包括支援センター社会福祉士、ケアマネジャー、高齢者福祉課職員	10名
13	東京	平成27年5月	東京都福祉保険局高齢社会対策部における法教育(講演)、法テラス業務説明	東京都福祉保険局高齢社会対策部職員、都職員等	20名
14	東京	平成27年5月	岡山大学法科大学院における法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉士、精神保健福祉士、行政職員、研究者、法科大学院生等	30名
15	東京	平成27年5月	世田谷区民に対する法教育(講演)	世田谷区民	20名
16	東京	平成27年5月	国分寺市立第一小学校における法教育(授業)	国分寺市立第一小学校生徒	100名
17	東京	平成27年5月	市町村高齢者・介護保険担当課長会における法テラス業務説明	市町村高齢者・介護保険担当課長会参加者	70名
18	東京	平成27年5月	東大和市生活保護関係者ケース会議(事例検討会)における法教育	東大和市職員	10名
19	東京	平成27年5月	武蔵野市課長会議における法テラス業務説明	武蔵野市課長	50名
20	東京	平成27年6月	東京都特別区福祉司会役員会に対する法テラス業務説明	東京都特別区福祉司会役員会所属福祉司会役員	10名
21	東京	平成27年6月	葛飾区内ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	葛飾区内ケアマネジャー	50名
22	東京	平成27年6月	葛飾区東地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	葛飾区東地域包括支援センター職員	10名
23	東京	平成27年6月	立川市社会福祉協議会における法テラス業務説明	立川市社会福祉協議会員	3名
24	東京	平成27年6月	立川市社会福祉協議会員に対する法テラス業務説明	立川市社会福祉協議会員	30名
25	東京	平成27年6月	国分寺市立第六小学校における法教育(授業)	国分寺市立第六小学校生徒	100名
26	東京	平成27年6月	立川市役所における法テラス業務説明	立川市職員	10名
27	東京	平成27年7月	葛飾区高齢者総合相談センター水元職員、ケアマネジャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	葛飾区高齢者総合相談センター水元職員、ケアマネジャー	10名
28	東京	平成27年7月	葛飾区子ども家庭支援課職員に対する法テラス業務説明	葛飾区子ども家庭支援課職員	5名
29	東京	平成27年7月	東京都DV被害者支援関係職員・相談員に対する法テラス業務説明	東京都のDV被害者支援関係部署・機関職員、相談員	76名
30	東京	平成27年7月	東京都障害福祉関係職員に対する法テラス業務説明	東京都障害福祉関係職員	15名
31	東京	平成27年7月	墨田区向島包括支援センターケアマネジャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	墨田区向島包括支援センターケアマネジャー	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数・参加団体数等
32	東京	平成27年7月	新潟県南魚沼市職員、魚沼市後見拡充PTメンバーに対する法教育(講義)	新潟県南魚沼市職員、社協職員、病院ケースワーカー、ケースワーカー等	40名
33	東京	平成27年7月	新潟県佐渡市社会福祉協議会における法教育(講演)	市職員、PSW、SW、司法書士、弁護士、市民後見人等	30名
34	東京	平成27年7月	葛飾区新宿包括支援センターケアマネジャーに対する法テラス業務説明	葛飾区新宿包括支援センターケアマネジャー	15名
35	東京	平成27年7月	城北労働・福祉センター管理課課長代理に対する法テラス業務説明	城北労働・福祉センター管理課課長代理	1名
36	東京	平成27年7月	北海道芸術高等学校分校における法教育(授業)	北海道芸術高等学校分校生徒	30名
37	東京	平成27年7月	聖徳学園小学校における法教育(授業)	聖徳学園小学校生徒	30名
38	東京	平成27年7月	北海道芸術高等学校分校における法教育(授業)	北海道芸術高等学校分校生徒	30名
39	東京	平成27年7月	教職員に対する法教育(授業)	教職員	30名
40	東京	平成27年7月	武蔵野市役所ケース会議における法テラス業務説明	武蔵野市職員	10名
41	東京	平成27年7月	児童養護施設二葉むさしが丘学園ケース会議における法テラス業務説明	児童養護施設二葉むさしが丘学園職員	10名
42	東京	平成27年7月	立川市社会福祉協議会における法テラス業務説明	立川市社会福祉協議会員	10名
43	東京	平成27年8月	一般市民に対する法テラス業務説明	新宿駅西口広場イベントコーナー来場者	1,000名
44	東京	平成27年8月	筑波大学研究者、障がい者福祉関係者、行政関係者に対する法教育(講演)	筑波大学研究者、障がい者福祉関係者、行政関係者	30名
45	東京	平成27年8月	立川市社会福祉協議会における法テラス業務説明	立川市社会福祉協議会員	10名
46	東京	平成27年8月	小平市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	小平市民生・児童委員	10名
47	東京	平成27年8月	武蔵野市役所ケース会議における法テラス業務説明	武蔵野市職員	10名
48	東京	平成27年8月	立川市社会福祉協議会における法テラス業務説明	立川市社会福祉協議会員	10名
49	東京	平成27年9月	東京都区町村職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東京都区町村職員(生活福祉課、都税事務所徴収課、消費生活センター等)	64名
50	東京	平成27年8月	上砂川小学校における法教育(授業)	上砂川小学校生徒	30名
51	東京	平成27年9月	全国権利擁護支援ネットワーク(新潟県上越市)所属団体に対する法教育(講演)	権利擁護、法人後見に取り組んでいる全国の社会福祉協議会・NPOその他80団体	100名
52	東京	平成27年9月	日本司法・共生社会学会における法教育(講演)	日本司法・共生社会学会所属研究者、中央官庁職員等	150名
53	東京	平成27年9月	葛飾区包括支援センター水元職員・ケアマネジャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	葛飾区包括支援センター水元職員・ケアマネジャー	20～30名
54	東京	平成27年9月	葛飾区包括支援センター新小岩・奥戸職員・ケアマネジャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	葛飾区包括支援センター新小岩・奥戸職員・ケアマネジャー	20～30名
55	東京	平成27年9月	西砂小学校における法教育(授業)	西砂小学校生徒	30名
56	東京	平成27年10月	「法の日」司法書士による記念夜間無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	7名
57	東京	平成27年10月	霞が関司法探検スタンプラリーにおける法テラス業務説明	霞が関司法探検スタンプラリー参加者	74名
58	東京	平成27年10月	都内社会福祉士、障害福祉関係者、高齢福祉関係者等に対する法教育(講演)	都内社会福祉士、障害福祉関係者、高齢福祉関係者、研究者、行政関係、当事者団体等	1,800名
59	東京	平成27年10月	神奈川県内障がい福祉関係者・研究者・当事者団体に対する法教育(授業)	神奈川県内障がい福祉関係者・研究者・当事者団体	30名
60	東京	平成27年10月	独立行政法人自動車事故対策機構担当者に対する法教育(講演)、業務説明	独立行政法人自動車事故対策機構担当者	3名
61	東京	平成27年10月	都内障がい福祉関係者・大学教員に対する法教育(講演)	都内障がい福祉関係者・大学教員	50名
62	東京	平成27年10月	東京精神保健福祉士会会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東京精神保健福祉士会会員	50名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
63	東京	平成27年10月	鴨川市内行政関係者・障がい福祉関係者・弁護士等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鴨川市内行政関係者・社協・障がい福祉関係者・弁護士等	20名
64	東京	平成27年10月	墨田区民生・児童委員、自治会、包括職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	墨田区民生・児童委員、自治会、包括職員	30名
65	東京	平成27年10月	葛飾区堀切・お花茶屋包括付近福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	葛飾区堀切・お花茶屋包括付近福祉関係者	20名
66	東京	平成27年10月	社会福祉士、障がい福祉関係者等に対する法教育(講演)	社会福祉士、障がい福祉関係者等	200名
67	東京	平成27年10月	品川区内行政職員、社会福祉協議会職員(成年後見センター)等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	品川区内行政職員、社会福祉協議会職員(成年後見センター)、市民後見人、NPO等	50名
68	東京	平成27年10月	江東区婦人相談員、母子父子自立支援員等に対する法テラス業務説明	江東区婦人相談員・母子父子自立支援員、保健師児童虐待専門ワーカー、警察職員等	30名
69	東京	平成27年10月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
70	東京	平成27年10月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
71	東京	平成27年10月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
72	東京	平成27年10月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
73	東京	平成27年10月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
74	東京	平成27年10月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
75	東京	平成27年10月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
76	東京	平成27年10月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
77	東京	平成27年10月	多摩地区高齢者・障害者福祉担当部署職員に対する法テラス業務説明	多摩地区高齢者・障害者福祉担当部署職員	10名
78	東京	平成27年10月	小平市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	小平市民生・児童委員	15名
79	東京	平成27年10月	立川市上砂図書館利用者に対する法教育(講演)	立川市上砂図書館利用者	15名
80	東京	平成27年10月	多摩市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	多摩市民生・児童委員	20名
81	東京	平成27年10月	多摩地区自治体福祉分野担当者等に対する法テラス業務説明	多摩地区社会福祉協議会、多摩地区自治体福祉分野担当者	30名
82	東京	平成27年10月	市民法律講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	市民法律講座受講者	20名
83	東京	平成27年10月	瑞穂第四小学校における法教育(授業)	瑞穂第四小学校生徒	30名
84	東京	平成27年10月	長池小学校における法教育(授業)	長池小学校生徒	30名
85	東京	平成27年10月	中川小学校における法教育(授業)	中川小学校生徒	30名
86	東京	平成27年10月	立川市立第三中学校における法教育(授業)	立川市立第三中学校生徒	150名
87	東京	平成27年10月	八王子市における法テラス業務説明	八王子市、八王子市社会福祉協議会職員	6名
88	東京	平成27年10月	町田市職員に対する法テラス業務説明	町田市職員	7名
89	東京	平成27年11月	桐朋女子中学校生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	桐朋女子中学校生徒	44名
90	東京	平成27年11月	東京ウィメンズブラザ相談員との事例検討会における法テラス業務説明	東京ウィメンズブラザ相談員	20名
91	東京	平成27年11月	墨田区民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	墨田区民生・児童委員、町内会、包括職員	30名
92	東京	平成27年11月	大田区内福祉事務所ケースワーカーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大田区内福祉事務所ケースワーカー	60名
93	東京	平成27年11月	豊島区内福祉事務所ケースワーカーに対する法テラス業務説明	豊島区内福祉事務所ケースワーカー	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
94	東京	平成27年11月	墨田区民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	墨田区民生・児童委員、町内会、包括職員	10名
95	東京	平成27年11月	八丈島一般市民等に対する法テラス業務説明	八丈島民、行政機関	10名
96	東京	平成27年11月	新島高等学校生徒及び教諭に対する法教育(授業)	新島高等学校3年生、教諭	20名
97	東京	平成27年11月	一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにおける法テラス業務説明	一般市民	400名
98	東京	平成27年11月	東京ウィメンズプラザ相談員との事例検討会における法テラス業務説明	東京ウィメンズプラザ相談員	20名
99	東京	平成27年11月	大田区内福祉事務所ケースワーカーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	大田区内福祉事務所ケースワーカー	60名
100	東京	平成27年11月	豊島区内福祉事務所ケースワーカーに対する法テラス業務説明	豊島区内福祉事務所ケースワーカー	20名
101	東京	平成27年11月	墨田区民生・児童委員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	墨田区民生委員、町内会、包括職員	20名
102	東京	平成27年11月	西東京市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	西東京市民生・児童委員	15名
103	東京	平成27年11月	武蔵野市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	武蔵野市民生・児童委員	18名
104	東京	平成27年11月	多摩地区高齢者・障害者福祉担当部署職員に対する法テラス業務説明	多摩地区高齢者・障害者福祉担当部署職員	10名
105	東京	平成27年11月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
106	東京	平成27年11月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
107	東京	平成27年11月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
108	東京	平成27年11月	多摩地区社会福祉協議会員等に対する法テラス業務説明	多摩地区社会福祉協議会、多摩地区自治体福祉分野担当者	30名
109	東京	平成27年11月	労働問題の法的解決に関する懇談会における法テラス業務説明	多摩地区労働基準監督署、東京都労働相談情報センター、弁護士会多摩支部	25名
110	東京	平成27年11月	桐朋中学校における法教育(授業)	桐朋中学校生徒	30名
111	東京	平成27年11月	桐朋中学校における法教育(授業)	桐朋中学校生徒	30名
112	東京	平成27年11月	八王子市社会福祉協議会における法テラス業務説明	八王子市、八王子市社会福祉協議会員	6名
113	東京	平成27年12月	町田市地域包括センター長会議における法テラス業務説明	町田市地域包括センター長	35名
114	東京	平成27年12月	小金井市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	小金井市民生・児童委員	10名
115	東京	平成27年12月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
116	東京	平成27年12月	日本クレジットカウンセリング協会広報担当者に対する法テラス業務説明	日本クレジットカウンセリング協会広報担当者	1名
117	東京	平成27年12月	日本社会事業大学学生及び教授に対する法テラス業務説明	日本社会事業大学学生及び教授	10名
118	東京	平成27年12月	専修大学学生(法学部)に対する法テラス業務説明	専修大学法学部生(3、4年生)	300名
119	東京	平成27年12月	落合第1小学校6年生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	落合第1小学校6年生	80名
120	東京	平成27年12月	新宿区役所職員、地域包括支援センター職員との事例検討会における法教育	新宿区役所職員、地域包括支援センター職員	20名
121	東京	平成27年12月	墨田区内地域包括支援センター職員等に対する法教育	墨田区内地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、民生・児童委員	20名
122	東京	平成27年12月	一般市民に対する法教育(講義)	筑波大学公開講座応募者	30名
123	東京	平成27年12月	東京ウィメンズプラザで支援を受けているDV被害者女性に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東京ウィメンズプラザで支援を受けているDV被害者女性	10名
124	東京	平成28年1月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
125	東京	平成28年1月	江東区内手話サークルメンバー(ろう者・手話通訳者)に対する法テラス業務説明	江東区内手話サークルメンバー(ろう者・手話通訳者)	50名
126	東京	平成28年1月	葛飾区福祉事務所ケースワーカーとの事例検討会における法テラス業務説明	葛飾区福祉事務所ケースワーカー	50名
127	東京	平成28年1月	墨田区ケアマネジャー等に対する法テラス業務説明	墨田区ケアマネジャー等	15名
128	東京	平成28年1月	墨田区ケアマネジャー等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	葛飾区ケアマネジャー等	5名
129	東京	平成28年1月	東柴又小学校における法教育(講演・講義・授業)	東柴又小学校生徒	30名
130	東京	平成28年2月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
131	東京	平成28年2月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
132	東京	平成28年2月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
133	東京	平成28年2月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
134	東京	平成28年2月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
135	東京	平成28年2月	東京三弁護士会多摩支部との共催による無料法律相談会における法テラス業務説明	一般市民	5名
136	東京	平成28年2月	東京23区高齢者福祉課主事に対する法テラス業務説明	東京23区高齢者福祉課主事	100名
137	東京	平成28年2月	特別養護老人ホームかつしか苑亀有施設長に対する法テラス業務説明	特別養護老人ホームかつしか苑亀有施設長	2名
138	東京	平成28年2月	杉並区高齢者在宅支援課職員に対する法テラス業務説明	杉並区高齢者在宅支援課職員	5名
139	東京	平成28年2月	八王子市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	八王子市民	30名
140	東京	平成28年2月	立川市社会福祉協議会担当職員に対する法テラス業務説明	立川市社会福祉協議会担当職員	20名
141	東京	平成28年2月	東伏見小学校における法教育(+授業)	東伏見小学校生徒	30名
142	東京	平成28年2月	山田小学校における法教育(授業)	山田小学校生徒	30名
143	東京	平成28年2月	稲城第五中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	稲城第五中学校生徒	6名
144	東京	平成28年3月	葛飾区立中央図書館利用者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	葛飾区立中央図書館利用者	60名
145	東京	平成28年3月	墨田区内医療機関、配食事業所職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	墨田区内医療機関、配食事業所、ケアマネジャー等福祉医療関係者	20名
146	東京	平成28年3月	中野区内ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	中野区内ケアマネジャー	123名
147	東京	平成28年3月	葛飾区(一部足立区)内介護支援事業所ケアマネジャーとの事例検討、法テラス業務説明	葛飾区(一部足立区)内介護支援事業所ケアマネジャー	12名
148	東京	平成28年3月	福生市終活セミナーにおける法テラス業務説明	福生市民	30名
149	東京	平成28年3月	更生保護施設紫翠苑における法テラス業務説明	更生保護施設紫翠苑入居者	15名
150	神奈川	平成27年4月	新任調停委員研修における法テラス業務説明	横浜家裁新任調停委員	25名
151	神奈川	平成27年5月	一般市民に対する法テラス業務説明	横浜市民	100名
152	神奈川	平成27年5月	神奈川県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	神奈川県多重債務者対策協議会員	50名
153	神奈川	平成27年5月	日常生活自立支援事業担当職員に対する法テラス業務説明	日常生活自立支援事業担当職員	50名
154	神奈川	平成27年6月	成年後見専門職員、地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	成年後見専門職員、地域包括支援センター職員等	50名
155	神奈川	平成27年6月	菊名地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	菊名地区民生・児童委員	12名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
156	神奈川	平成27年6月	川崎とどろきロータリークラブ会員に対する法テラス業務説明	川崎とどろきロータリークラブ会員	20名
157	神奈川	平成27年6月	宮前区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	宮前区民生・児童委員	20名
158	神奈川	平成27年6月	犯罪被害者支援ネットワーク協議会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援ネットワーク協議会員	50名
159	神奈川	平成27年6月	中原老人福祉センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	高齢者	2名
160	神奈川	平成27年6月	上草柳地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	上草柳地区民生・児童委員	16名
161	神奈川	平成27年6月	ソーシャルワーカーに対する法テラス業務説明	県内医療機関ソーシャルワーカー	50名
162	神奈川	平成27年6月	大磯・二宮地区被害者支援ネットワーク協議会における法テラス業務説明	大磯・二宮地区被害者支援ネットワーク協議会員	35名
163	神奈川	平成27年6月	川崎とどろきロータリークラブ会員に対する法テラス業務説明	中小企業社長等クラブ会員	20名
164	神奈川	平成27年6月	ケースワーカーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宮前区ケースワーカー	11名
165	神奈川	平成27年6月	川崎市保護課職員に対する法テラス業務説明	川崎市担当係長	1名
166	神奈川	平成27年6月	川崎市中原老人福祉センター職員に対する法テラス業務説明	川崎市中原老人福祉センター所長、担当係長	2名
167	神奈川	平成27年6月	高齢者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	川崎市高齢者	30名
168	神奈川	平成27年7月	神奈川県個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	神奈川県個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会員	30名
169	神奈川	平成27年7月	横浜市健康福祉局職員に対する法テラス業務説明	横浜市健康福祉局職員	25名
170	神奈川	平成27年7月	横浜市港南区日野南地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	横浜市港南区日野南地区民生・児童委員	9名
171	神奈川	平成27年7月	神奈川県保健福祉局職員に対する法テラス業務説明	神奈川県保健福祉局職員	100名
172	神奈川	平成27年7月	横浜市犯罪被害者会議における法テラス業務説明	横浜市犯罪被害者会議構成機関・団体	50名
173	神奈川	平成27年7月	鎌倉市社会福祉協議会における法テラス業務説明	鎌倉市社会福祉協議会員	10名
174	神奈川	平成27年7月	幸区保護課職員に対する法テラス業務説明	幸区保護課係長	1名
175	神奈川	平成27年8月	横浜市犯罪被害者事例検討会における法テラス業務説明	神奈川県被害者支援連絡協議会員	100名
176	神奈川	平成27年9月	麻生区役所保護課職員に対する法テラス業務説明	麻生区役所保護課職員	20名
177	神奈川	平成27年9月	横浜市犯罪被害者事例検討会における法テラス業務説明	神奈川県被害者支援連絡協議会員	10名
178	神奈川	平成27年9月	多摩区役所保護課職員に対する法テラス業務説明	多摩区役所保護課職員	15名
179	神奈川	平成27年9月	ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	港南区ケアマネジャー	20名
180	神奈川	平成27年9月	新任住民相談係員に対する法テラス業務説明	警察署住民相談係員及び警察安全相談員	28名
181	神奈川	平成27年9月	多摩区保護課職員に対する法テラス業務説明	多摩区保護課係長	1名
182	神奈川	平成27年9月	麻生区保護課職員に対する法テラス業務説明	麻生区保護課係長、課長	2名
183	神奈川	平成27年10月	新任調停委員研修における法テラス業務説明	横浜家裁新任調停委員	25名
184	神奈川	平成27年10月	被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	県内被害者支援センター職員	30名
185	神奈川	平成27年10月	くらし安全交通課職員に対する法テラス業務説明	くらし安全交通課職員	15名
186	神奈川	平成27年10月	旭北地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	旭北区民生委員、児童委員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
187	神奈川	平成27年10月	寒川町南部地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	寒川町南部地区民生・児童委員	23名
188	神奈川	平成27年10月	NPO法人横須賀国際交流協会事務局長に対する法テラス業務説明	NPO法人横須賀国際交流協会事務局長	1名
189	神奈川	平成27年11月	矯正展における法テラス業務説明	横浜市民	1,000名
190	神奈川	平成27年11月	旭区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	旭区民生・児童委員	11名
191	神奈川	平成27年11月	横浜市市民局広聴相談課職員に対する法テラス業務説明	横浜市市民局広聴相談課職員	20名
192	神奈川	平成27年11月	県内自治体職員に対する法テラス業務説明	県内自治体職員	30名
193	神奈川	平成27年11月	鎌倉市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	鎌倉第一地区民生・児童委員	15名
194	神奈川	平成27年11月	相模原市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	相模原市地域包括支援センター職員	30名
195	神奈川	平成27年11月	寒川町南部地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	寒川町南部地区民生・児童委員	23名
196	神奈川	平成27年11月	相談業務委託団体職員に対する法テラス業務説明	相談業務委託団体職員	15名
197	神奈川	平成27年11月	藤沢市民に対する法テラス業務説明	藤沢市民	15名
198	神奈川	平成27年11月	横浜市犯罪被害者事例検討会における法テラス業務説明	横浜市犯罪被害者事例検討会構成機関職員	10名
199	神奈川	平成27年11月	紛争自主解決支援セミナーにおける法テラス業務説明	紛争自主解決支援セミナー参加者	20名
200	神奈川	平成27年12月	神奈川県社会福祉士会における法テラス業務説明	神奈川県社会福祉士会員	100名
201	神奈川	平成27年12月	相談員養成研修会における法テラス業務説明等	相談員養成研修会参加者	26名
202	神奈川	平成28年1月	高津区保護課職員に対する法テラス業務説明	高津区保護課係長	1名
203	神奈川	平成28年1月	川崎区保護課田島支所職員に対する法テラス業務説明	川崎区保護課係長	1名
204	神奈川	平成28年2月	大学院生に対する法テラス業務説明	武蔵野大学大学院人間社会研究科、人間学専攻修士課程臨床心理学コース	13名
205	神奈川	平成28年2月	横浜市立新井中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	新井中学校1年生	90名
206	神奈川	平成28年2月	法テラスの日記念講演会における法テラス業務説明	横須賀市民	30名
207	神奈川	平成28年3月	新任住民相談係員に対する法テラス業務説明	警察署住民相談係員及び警察安全相談員	32名
208	埼玉	平成27年4月	所沢市民生・児童委員に対するケース報告、法テラス業務説明	所沢市民生・児童委員	45名
209	埼玉	平成27年4月	川越市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	川越市民生・児童委員	22名
210	埼玉	平成27年4月	所沢地区(14地区のうちの1つ)の民生・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢市所沢地区民生・児童委員	51名
211	埼玉	平成27年4月	山口地区民生委員・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢市山口地区民生・児童委員	39名
212	埼玉	平成27年4月	地域包括支援センター関係者に対する法教育(講演会)、法テラス業務説明	地域包括支援センター川里苑職員	40名
213	埼玉	平成27年4月	地域包括支援センター関係者等との座談会、法テラス業務説明	地域包括支援センターきりしき職員、一般市民	19名
214	埼玉	平成27年4月	地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	春日部市第3地域包括支援センター職員、一般市民	12名
215	埼玉	平成27年5月	所沢市三ヶ島第2地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢市三ヶ島第2地区民生・児童委員	32名
216	埼玉	平成27年5月	所沢市小手指第1地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢市小手指第1地区民生・児童委員	40名
217	埼玉	平成27年5月	鶴ヶ島市民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	鶴ヶ島市民生・児童委員、鶴ヶ島市地区会長	100名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
218	埼玉	平成27年5月	所沢市小手指第2地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢市小手指第2地区民生・児童委員	27名
219	埼玉	平成27年5月	新所沢東地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	新所沢東地区民生・児童委員	28名
220	埼玉	平成27年5月	三ヶ島地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	三ヶ島地区民生・児童委員	30名
221	埼玉	平成27年5月	北区民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	北区民生・児童委員	80名
222	埼玉	平成27年5月	警察官等に対する法テラス業務説明	警察署等に勤務する警部補又は巡査部長の階級にある警察官	33名
223	埼玉	平成27年5月	坂戸市民生・児童委員の会長会における法テラス業務説明	坂戸市民生・児童委員、地区会長	20名
224	埼玉	平成27年6月	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員に対する法テラス業務説明	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員	6名
225	埼玉	平成27年6月	介護支援専門員等に対する事例紹介、法テラス業務説明	居宅介護支援事業所、介護保険施設所属介護支援専門員等	70名
226	埼玉	平成27年6月	さいたま市内地域包括支援センター所属の社会福祉士に対する事例紹介、法テラス業務説明	さいたま市内地域包括支援センター所属社会福祉士	40名
227	埼玉	平成27年6月	知的障がいのある方を家族に持つ方への事例紹介、法テラス業務説明	知的障がいのある方を家族に持つ方	100名
228	埼玉	平成27年6月	川越市民生・児童委員に対するケース報告、法テラス業務説明	川越市民生・児童委員	70名
229	埼玉	平成27年6月	認知症初期の高齢者及びその家族等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	認知症初期の高齢者及びその家族等	40名
230	埼玉	平成27年6月	ストーカー及び配偶者暴力事案に従事する警察官に対する法テラス業務説明	各警察署においてストーカー及び配偶者暴力事案に従事する警察官	39名
231	埼玉	平成27年6月	川越人権擁護委員に対する法テラス業務説明	川越人権擁護委員	55名
232	埼玉	平成27年6月	川島町役場健康福祉課職員等に対する法テラス業務説明	町役場健康福祉課職員、地域包括支援センター主任介護支援専門員	2名
233	埼玉	平成27年6月	横瀬町包括支援センターにおける法教育	横瀬町包括支援センター職員	12名
234	埼玉	平成27年6月	飯能市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	飯能市民生・児童委員	168名
235	埼玉	平成27年6月	医療ソーシャルワーカー等との座談会、法テラス業務説明	医療ソーシャルワーカー、地域包括職員、障害者支援センター職員等	58名
236	埼玉	平成27年7月	入間市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	入間市民生・児童委員	30名
237	埼玉	平成27年7月	所沢市柳瀬地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢市柳瀬地区民生・児童委員	25名
238	埼玉	平成27年7月	和光市北地域包括支援センター相談員に対する法テラス業務説明	和光市北地域包括支援センター相談員	4名
239	埼玉	平成27年7月	所沢富岡地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢富岡地区民生・児童委員	32名
240	埼玉	平成27年7月	所沢市吾妻地区民生・児童委員に対するケース報告、法テラス業務説明	所沢市吾妻地区民生・児童委員	28名
241	埼玉	平成27年7月	所沢松井東地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢松井東地区民生・児童委員	26名
242	埼玉	平成27年7月	所沢松井西地区民生・児童委員に対する法テラス業務説明	所沢松井西地区民生・児童委員	29名
243	埼玉	平成27年7月	介護サービス利用者の問題ケースに関する勉強会における法教育	皆野町包括支援センター職員	15名
244	埼玉	平成27年7月	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員に対する法テラス業務説明	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員	5名
245	埼玉	平成27年7月	川越市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	川越市地域包括支援センター職員等	40名
246	埼玉	平成27年7月	介護サービス利用者の問題ケースに関する勉強会における法教育	横瀬町包括支援センター職員	12名
247	埼玉	平成27年7月	三郷市民に対する事例紹介、法テラス業務説明	三郷市民(ふくしカレッジの方々)	35名
248	埼玉	平成27年8月	毛呂山町民生・児童委員に対する事例紹介、法テラス業務説明	毛呂山町民生・児童委員	75名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
249	埼玉	平成27年8月	三芳町民生・児童委員に対するケース報告、法テラス業務説明	三芳町民生・児童委員	61名
250	埼玉	平成27年8月	越谷市内在住・在勤・在学の方(20歳以上の方)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	越谷市内在住・在勤・在学の方(20歳以上の方)	50名
251	埼玉	平成27年8月	介護サービス利用者の問題ケースに関する勉強会における法教育	横瀬町包括支援センター職員	12名
252	埼玉	平成27年8月	彩の国あんしんセーフティネット事業担当相談員に対する法テラス業務説明	彩の国あんしんセーフティネット事業担当相談員	72名
253	埼玉	平成27年8月	東部中央福祉事務所管内DV被害者支援担当者に対する法テラス業務説明	東部中央福祉事務所管内DV被害者支援担当者	55名
254	埼玉	平成27年9月	所沢並木地区民生・児童委員に対する事例紹介、法テラス業務説明。	所沢並木地区民生・児童委員	38名
255	埼玉	平成27年9月	川島町地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する事例紹介、法テラス業務説明。	川島町地域包括支援センター、居宅介護支援事業所介護支援専門員	16名
256	埼玉	平成27年9月	地域支援個別会議における法教育	区高齢介護課、ケアマネジャー、ヘルパー事業所、社協権利擁護センター等	20名
257	埼玉	平成27年9月	認知症初期の高齢者及びその家族等に対する法テラス業務説明	認知症初期の高齢者及びその家族等	52名
258	埼玉	平成27年10月	保健師及び相談担当職員に対する事例紹介、法テラス業務説明	鴻巣保健所管内市町と保健所の保健師、相談業務担当職員	30名
259	埼玉	平成27年10月	公民館主催成年教育講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	公民館主催成年教育講座受講者	30名
260	埼玉	平成27年10月	公民館主催高齢者学級における法教育(講演)、法テラス業務説明	公民館主催高齢者学級受講者	130名
261	埼玉	平成27年10月	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員に対する法テラス業務説明	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員	6名
262	埼玉	平成27年10月	埼玉県社会福祉士会受託事業従事者に対する法テラス業務説明	埼玉県社会福祉士会受託事業従事者	50名
263	埼玉	平成27年10月	認知症初期の高齢者及びその家族等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	認知症初期の高齢者及びその家族等	49名
264	埼玉	平成27年10月	埼玉県犯罪被害者支援推進協議会における法テラス業務説明	裁判所、弁護士会、地検、保護観察所、埼玉県、さいたま市、県臨床心理士会等	19名
265	埼玉	平成27年10月	秩父福祉事務所管内の市町のDV支援担当職員等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	秩父福祉事務所管内の市町のDV支援担当職員等	15名
266	埼玉	平成27年11月	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員に対する法テラス業務説明	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員	5名
267	埼玉	平成27年11月	川越市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	川越市民	25名
268	埼玉	平成27年11月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会での意見交換、法テラス業務説明	埼玉県勤労者福祉課職員、裁判所、弁護士会、社労士会、書士会、連合等	21名
269	埼玉	平成27年11月	川越市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	川越市民	25名
270	埼玉	平成27年11月	秩父市社会福祉協議会職員等に対する法教育(講義)	秩父市社会福祉協議会職員等	10名
271	埼玉	平成27年11月	鴻巣市及び北本市内市役所障害担当職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鴻巣市及び北本市内の市役所障害担当職員、生活支援センター職員等	15名
272	埼玉	平成27年11月	川越市内ケアマネジャー等に対する事例紹介、法テラス業務説明	川越市内ケアマネジャー、民生・児童委員、高齢者施設職員	30名
273	埼玉	平成27年11月	認知症初期の高齢者及びその家族等に対する法テラス業務説明	認知症初期の高齢者及びその家族等	36名
274	埼玉	平成27年11月	男女共同参画事業関係自治体職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	警察署職員、男女共同参画事業関係自治体職員	22名
275	埼玉	平成27年11月	川口市障害福祉課職員等に対する法教育、法テラス業務説明	地域包括支援センター職員、障害者商談支援センター職員等	70名
276	埼玉	平成27年11月	北部福祉事務所管内DV支援担当職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	北部福祉事務所管内DV支援担当職員、警察職員	22名
277	埼玉	平成27年12月	富士見市鶴瀬東地区民生・児童委員等に対する事例紹介、法テラス業務説明	富士見市鶴瀬東地区民生・児童委員等	30名
278	埼玉	平成27年12月	鴻巣市民に対する事例紹介、法テラス業務説明	鴻巣市民、民生・児童委員等	10名
279	埼玉	平成27年12月	女性チャレンジ総合支援ネットワーク所属団体における法テラス業務説明	女性チャレンジ総合支援ネットワーク所属団体職員	37名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
280	埼玉	平成27年12月	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員に対する法テラス業務説明	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員	5名
281	埼玉	平成27年12月	埼玉県東部教育事務所職員に対する法テラス業務説明	埼玉県東部教育事務所職員	1名
282	埼玉	平成27年12月	認知症初期の高齢者及びその家族等に対する法教育、法テラス業務説明	認知症初期の高齢者及びその家族等	46名
283	埼玉	平成28年1月	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員に対する法テラス業務説明	オレンジカフェ熊谷よってきな実行委員	4名
284	埼玉	平成28年1月	川越市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	川越市民	40名
285	埼玉	平成28年1月	埼玉県婦人相談センターDV相談員等に対する法テラス業務説明	埼玉県婦人相談センターDV相談員	7名
286	埼玉	平成28年1月	東松山市内地域包括支援センター職員等に対する事例検討、法テラス業務説明	東松山市内地域包括支援センター職員等	17名
287	埼玉	平成28年1月	鴻巣地区更生保護女性会における法教育(講演)、法テラス業務説明	鴻巣地区更生保護女性会会員	70名
288	埼玉	平成28年1月	認知症初期の高齢者及びその家族等に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	認知症初期の高齢者及びその家族等	45名
289	埼玉	平成28年1月	生活困窮者自立支援担当職員に対する事例紹介、法テラス業務説明	市町村の生活困窮者自立支援担当職員	152名
290	埼玉	平成28年2月	川越市民生・児童委員に対する事例紹介、法テラス業務説明	川越市内民生・児童委員	30名
291	埼玉	平成28年2月	川越市南公民館開催「南やまぶき学級(高齢者学級)」における法教育(講演)、法テラス業務説明	川越市南公民館開催「南やまぶき学級(高齢者学級)」参加者	60名
292	埼玉	平成28年2月	人権擁護委員に対する事例紹介、法テラス業務説明	人権擁護委員	40～50名
293	埼玉	平成28年3月	自治会長、民生・児童委員等に対する法教育(講義)	自治会長、民生・児童委員、介護サービス事業所職員等	52名
294	埼玉	平成28年3月	個別相談会における法テラス業務説明	高齢者、民生・児童委員	200名
295	埼玉	平成28年3月	戸田市社会福祉協議会における法教育、法テラス業務説明	戸田市民、民生・児童委員、地域包括支援センター職員	80名
296	埼玉	平成28年3月	第2回埼玉県ドメスティックバイオレンス対策関係機関連絡会議における法テラス業務説明	第2回埼玉県ドメスティックバイオレンス対策関係機関連絡会議出席者	25名
297	埼玉	平成28年3月	鴻巣市民に対する法教育(講演)	鴻巣市民	25名
298	千葉	平成27年4月	千葉市あんしんケアセンター磯辺職員及びケースワーカーとの事例検討会、法テラス業務説明	あんしんケアセンター磯辺職員等	10名
299	千葉	平成27年4月	県警警務課相談サポートコーナー担当職員に対する法テラス業務説明	千葉県警警務課相談サポートコーナー担当職員	1名
300	千葉	平成27年4月	「社会を明るくする運動」千葉県推進委員会会議における法テラス業務説明	「社会を明るくする運動」千葉県推進委員会会議構成団体職員	30名
301	千葉	平成27年5月	千葉県多重債務問題対策本部会議における法テラス業務説明	千葉県多重債務問題対策本部会議構成団体職員	22名
302	千葉	平成27年6月	長生村民生・児童委員協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	白子町及び長生村民生・児童委員	60名
303	千葉	平成27年7月	福祉担当者に対する法テラス業務説明	安房地区内高齢者・障がい者支援関係者	30名
304	千葉	平成27年7月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉市民	30名
305	千葉	平成27年7月	小中台地区民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	小中台地区民生・児童委員	40名
306	千葉	平成27年7月	流山市民生・児童委員協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	南部中学校区民生・児童委員	20名
307	千葉	平成27年7月	母子・父子自立支援員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	君津・安房地区母子・父子自立支援員	9名
308	千葉	平成27年7月	千葉県立松戸南高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉県立松戸南高等学校生徒	80名
309	千葉	平成27年7月	千葉県立千葉商業高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉県立千葉商業高等学校生徒	1,100名
310	千葉	平成27年7月	障害のある方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	障害があり、かつ、在職中又は求職中の方	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
311	千葉	平成27年7月	地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	柏北部地域包括支援センター職員	27名
312	千葉	平成27年7月	いすみ市内介護支援専門員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	いすみ市内介護支援専門員	40名
313	千葉	平成27年8月	千葉市役所保護課職員に対する法テラス業務説明	千葉市役所保護課職員	2名
314	千葉	平成27年8月	流山市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	流山市民	30名
315	千葉	平成27年8月	市川市内障害関連事業所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	市川市内障害関連事業所職員	40名
316	千葉	平成27年8月	H27年度労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	H27年度労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会員	60名
317	千葉	平成27年9月	日常生活自立支援事業関係職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	日常生活自立支援事業関係職員	60名
318	千葉	平成27年9月	鎌ヶ谷市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鎌ヶ谷市民	150名
319	千葉	平成27年9月	相談業務相互支援ネットワーク意見交換会における法テラス業務説明	相談業務相互支援ネットワーク意見交換会構成機関・団体	40名
320	千葉	平成27年9月	九十九里社協職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	九十九里町社会福祉協議会、評議員、相談員	40名
321	千葉	平成27年9月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	印西市民	30名
322	千葉	平成27年9月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	市川市民	30名
323	千葉	平成27年9月	習志野市消費生活センター消費生活相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	習志野市消費生活センター消費生活相談員、地域包括支援センター職員	10名
324	千葉	平成27年9月	千葉商業高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉県立千葉商業高等学校生徒	140名
325	千葉	平成27年9月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	柏市民	50名
326	千葉	平成27年10月	松戸向陽高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉県立松戸向陽高等学校生徒	230名
327	千葉	平成27年10月	千葉県防犯パトロール出動式における法テラス業務説明	県、県警、教育庁、市町村職員、ボランティア市民等	160名
328	千葉	平成27年10月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	勝浦市民	50名
329	千葉	平成27年10月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	市原市民	50名
330	千葉	平成27年10月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	流山市民	20名
331	千葉	平成27年11月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	野田市民	9名
332	千葉	平成27年11月	平成27年度家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議における法テラス業務説明	平成27年度家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議構成機関・団体	29名
333	千葉	平成27年11月	地区社協活動従事者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	地区社会福祉協議会活動従事者	60名
334	千葉	平成27年11月	松戸市小金地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	松戸市小金地域包括支援センター職員	12名
335	千葉	平成27年11月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鎌ヶ谷市民(60代以上)	50名
336	千葉	平成27年11月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	流山市民、ケアマネジャー	50名
337	千葉	平成27年12月	千葉県立長狭高等学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉県立長狭高等学校生徒、職員	30名
338	千葉	平成27年12月	千葉労働局労働相談員に対する法テラス業務説明	千葉労働局労働相談員	35名
339	千葉	平成27年12月	精神に障がいがある方を家族にもつ方に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	精神に障がいがある方を家族に持つ方	20名
340	千葉	平成27年12月	千葉県野田健康福祉センター職員に対する法テラス業務説明	千葉県野田健康福祉センター職員	30名
341	千葉	平成27年12月	北柏地域包括支援センター介護支援専門員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	北柏地域包括支援センター介護支援専門員	26名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
342	千葉	平成27年12月	千葉市あんしんケアセンター土気職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉市あんしんケアセンター土気職員	15名
343	千葉	平成27年12月	千葉県立柏中央高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉県立柏中央高等学校生徒	1,200名
344	千葉	平成28年1月	千葉県立東金高等学校(定時制)生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	千葉県立東金高等学校(定時制)生徒	106名
345	千葉	平成28年1月	大網白里市社会福祉協議会における法テラス業務説明	大網白里市心配事相談員	8名
346	千葉	平成28年1月	柏市社会福祉協議会における法テラス業務説明	柏市心配事相談員	15名
347	千葉	平成28年2月	千葉県自殺対策連絡会議における法テラス業務説明	千葉県自殺対策連絡会構成機関・団体	35名
348	千葉	平成28年2月	成田市障がい者支援相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	成田市障がい者支援相談員	20名
349	千葉	平成28年2月	人権擁護委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉地方法務局管内人権擁護委員	50名
350	千葉	平成28年2月	障がい者グループホームの世話人等に対する法テラス業務説明	障がい者グループホームの世話人等	30名
351	千葉	平成28年3月	柏市職員、母子父子自立支援員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	柏市職員、母子父子自立支援員	10名
352	千葉	平成28年3月	いすみ市社協職員、心配ごと相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	いすみ市社協職員、心配ごと相談員	40名
353	千葉	平成28年3月	千葉市職員、みつわ台圏域のボランティアに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	千葉市職員、みつわ台圏域のボランティア	40名
354	茨城	平成27年4月	茨城産病保険総合支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城産病保険総合支援センター職員	30名
355	茨城	平成27年5月	新任家事調停委員研修における法テラス業務説明	新任家事調停委員	5名
356	茨城	平成27年5月	境町民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	境町民生・児童委員	20名
357	茨城	平成27年5月	茨城県警本部警察官における法テラス業務説明	茨城県警本部警察官	11名
358	茨城	平成27年6月	自立支援事業専門員等に対する法テラス業務説明	自立支援事業専門員、担当者	30名
359	茨城	平成27年6月	茨城県警察本部警察官における法テラス業務説明	茨城県警察本部警察官	30名
360	茨城	平成27年6月	県南地域における関係機関との連絡協議会における法テラス業務説明	茨城県南地域市役所、町村役場の福祉担当部署	34名
361	茨城	平成27年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	茨城労働局職員	13名
362	茨城	平成27年7月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	守谷市民	100名
363	茨城	平成27年7月	鉾田市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会に対する法テラス業務説明	鉾田市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	22名
364	茨城	平成27年7月	障害者施設・介護保険施設関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	障害者施設・介護保険施設関係者	30名
365	茨城	平成27年7月	日立市民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	日立市民生・児童委員	43名
366	茨城	平成27年7月	常陸大宮市民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	常陸大宮市民生・児童委員	139名
367	茨城	平成27年7月	県西地域関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	茨城県西地域市役所、町役場福祉担当部署	38名
368	茨城	平成27年7月	茨城県要保護児童対策地域協議会における法テラス業務説明	茨城県内市町村関係部署職員	42名
369	茨城	平成27年9月	茨城県公社等連絡協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城県公社等連絡協議会員	30名
370	茨城	平成27年9月	土浦ケアマネジャー研究会における法テラス業務説明	土浦ケアマネジャー研究会員	40名
371	茨城	平成27年9月	茨城カウンセリングセンター内カウンセラー及び講師に対する法テラス業務説明	茨城カウンセリングセンター内カウンセラー及び講師	10名
372	茨城	平成27年9月	相談事例検討会における法テラス業務説明	茨城町社会福祉協議会員	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
373	茨城	平成27年10月	茨城県警察本部警察官に対する法テラス業務説明	茨城県警察本部警察官	10名
374	茨城	平成27年10月	新任家事調停委員研修会における法テラス業務説明	新任家事調停委員	5名
375	茨城	平成27年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	水戸市民	20名
376	茨城	平成27年11月	市民後見人養成研修修了者に対する法テラス業務説明	市民後見人養成研修修了者	24名
377	茨城	平成27年11月	心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	かすみがうら市心配ごと相談員	8名
378	茨城	平成27年11月	鹿嶋市相談支援員に対する法テラス業務説明	鹿嶋市相談支援員	10名
379	茨城	平成27年11月	いばらき被害者支援センター講座受講者及び被害者支援活動支援員に対する法テラス業務説明	いばらき被害者支援センター講座受講者及び被害者支援活動支援員	20名
380	茨城	平成27年11月	美浦村民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	美浦村民生・児童委員	27名
381	茨城	平成27年12月	茨城産業保健総合支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城産業保健総合支援センター職員	30名
382	茨城	平成27年12月	一般市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民、神栖地域福祉推進センター	20名
383	茨城	平成27年12月	介護者・医療・保険・福祉関係者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	利根町地域包括支援センター職員	20名
384	茨城	平成27年12月	社会福祉関係業務従事者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	茨城県社会福祉士会県央ブロック	30名
385	茨城	平成27年12月	鹿行地域関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	茨城県鹿行地域市役所、町役場の福祉担当部署職員	23名
386	茨城	平成28年1月	つくば市民等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	つくば市民、医療・介護従事者	30名
387	茨城	平成28年1月	心配ごと相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	牛久市中心心配ごと相談員	15名
388	茨城	平成28年1月	県央地域関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	茨城県央地域市役所、町・村役場の福祉担当部署職員	29名
389	茨城	平成28年2月	県北地域関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	茨城県北地域市役所、町役場の福祉担当部署職員	18名
390	茨城	平成28年2月	被害者支援連絡会における法テラス業務説明	茨城県警・いばらき被害者支援センター、茨城県弁護士会	12名
391	茨城	平成28年3月	社会福祉士会鹿行ブロックに対する事例検討、法テラス業務説明	社会福祉士会鹿行ブロック	20名
392	茨城	平成28年3月	介護支援専門員、介護サービス事業所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	行方市地域包括支援センター職員等	10名
393	茨城	平成28年3月	下妻市中心心配ごと相談員に対する法テラス業務説明	下妻市中心心配ごと相談員	12名
394	栃木	平成27年5月	宇都宮市役所高齢福祉課及び障がい福祉課職員に対する法テラス業務説明	宇都宮市役所高齢福祉課及び障がい福祉課職員	9名
395	栃木	平成27年5月	性犯罪、性暴力被害者支援の事例検討会における法教育	市、町、被害者支援とちぎ、健康福祉センター、児童相談所等	53名
396	栃木	平成27年5月	配偶者暴力防止対策の事例検討会における法教育	市、福祉事務所、健康福祉センター、裁判所、県警、法務局、児童相談所等	62名
397	栃木	平成27年6月	犯罪被害者支援における事例検討会における法教育	県、県警、検察庁、弁護士会、精神福祉センター、男女共同参画センター等	30名
398	栃木	平成27年6月	宇都宮市内地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	宇都宮市内地域包括支援センター職員	30名
399	栃木	平成27年7月	被害者支援センター栃木のボランティア相談員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	被害者支援センター栃木のボランティア相談員	10名
400	栃木	平成27年7月	細谷・宝木地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	細谷・宝木地域包括支援センター職員等	4名
401	栃木	平成27年7月	栃木労働局員等に対する法テラス業務説明	労働局、弁護士会、司法書士会、県、裁判所、労働委員会、社会保険労務士会等	11名
402	栃木	平成27年8月	石井・陽東地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	石井・陽東地域包括支援センター職員等	10名
403	栃木	平成27年9月	宇都宮相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	相談ネットワーク関係機関職員	16名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
404	栃木	平成27年9月	栃木県内警察官に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	栃木県内警察官	19名
405	栃木	平成27年10月	犯罪被害者支援における事例検討会における法教育	栃木県、市、町、警察、被害者支援センターとちぎ、児童相談所等	48名
406	栃木	平成27年11月	被害者支援センターとちぎ等に対する犯罪被害者支援に関する法教育(講演)	栃木県、市、町、警察、被害者支援センターとちぎ、児童相談所等	120名
407	栃木	平成28年1月	細谷・宝木地域包括支援センター職員等における法テラス業務説明	細谷・宝木地域包括支援センター職員等	9名
408	栃木	平成28年3月	よこかわ地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	よこかわ地域包括支援センター職員等	13名
409	栃木	平成28年3月	栃木労働局員等に対する法テラス業務説明	労働局、弁護士会、司法書士会、県、裁判所、労働委員会、社会保険労務士会等	10名
410	栃木	平成28年3月	富谷・篠井地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	富谷・篠井地域包括支援センター職員等	30名
411	群馬	平成27年5月	犯罪被害者支援に関する勉強会における法テラス業務説明	群馬県警犯罪被害者支援員・前橋地方検察庁犯罪被害者支援員・すてつぐんま犯罪被害者支援員等	15名
412	群馬	平成27年5月	高齢者介護に関する事例検討会における法テラス業務説明	病院ソーシャルワーカー・社会福祉士・介護職員・医師・県・市職員等	250名
413	群馬	平成27年7月	群馬県女性センター相談員に対する法テラス業務説明	群馬県女性センター相談員	20名
414	群馬	平成27年8月	群馬県教育委員会関係職員に対する法テラス業務説明	群馬県教育委員会関係職員	30名
415	群馬	平成27年8月	高崎市立入野中学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	高崎市立入野中学校教職員	30名
416	群馬	平成27年10月	犯罪被害者支援員等に対する法テラス業務説明	群馬県内犯罪被害者支援員等	15名
417	群馬	平成27年10月	群馬県庁福祉課職員に対する法テラス業務説明	群馬県庁福祉課職員	20名
418	群馬	平成27年10月	群馬県自治体担当者会議における法テラス業務説明	群馬県内自治体の地域包括支援センター担当職員	50名
419	群馬	平成27年11月	前橋市役所高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	前橋市役所高齢福祉課職員	15名
420	群馬	平成27年11月	高崎市役所高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	高崎市役所高齢福祉課職員	20名
421	群馬	平成27年11月	前橋市社会福祉協議会における法テラス業務説明	前橋市社会福祉協議会構成団体	40名
422	群馬	平成27年11月	桐生市地域包括支援センター職員研修における法テラス業務説明	桐生市地域包括支援センター職員	40名
423	群馬	平成27年12月	伊勢崎市役所高齢障害福祉課職員に対する法テラス業務説明	伊勢崎市役所高齢障害福祉課職員	20名
424	群馬	平成27年12月	太田地域包括支援センター職員研修における法テラス業務説明	太田地域包括支援センター職員	40名
425	群馬	平成28年1月	群馬県警犯罪被害者支援員・前橋検察庁犯罪被害者支援員・すてつぐんま支援委員に対する法テラス業務説明	群馬県内犯罪被害者支援員	15名
426	群馬	平成28年1月	犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援連絡協議会構成団体	40名
427	群馬	平成28年1月	群馬県玉村高等学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	群馬県玉村高等学校生徒(3年生)	72名
428	群馬	平成28年2月	太田地区介護支援員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	太田地区介護支援員	30名
429	群馬	平成28年2月	高崎市立寺尾小学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	高崎市立寺尾小学校教職員	20名
430	静岡	平成27年4月	ホッとホームでのひら(貧困家庭を支援する団体)における業務説明	ホッとホームでのひら職員	7名
431	静岡	平成27年4月	仮釈放予定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仮釈放予定者	2~16名
432	静岡	平成27年4月	三島及び富士地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	三島及び富士地域包括支援センター職員	20名
433	静岡	平成27年4月	地域ケア会議における法テラス業務説明	かぬき地域包括支援センター職員等	40名
434	静岡	平成27年4月	賀茂地区合同勉強会における法教育	包括センター職員、介護施設職員、民生・児童委員、病院職員、弁護士、社会福祉士	14名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
435	静岡	平成27年4月	地域包括高丘ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	地域包括高丘ケアマネジャー	5名
436	静岡	平成27年5月	仮釈放予定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仮釈放予定者	2~16名
437	静岡	平成27年5月	仮釈放予定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仮釈放予定者	2~16名
438	静岡	平成27年5月	かぬき地域包括支援センターにおける終活に関する法的制度に関する法教育(講演)	かぬき地域高齢者	40名
439	静岡	平成27年5月	かぬき地域包括支援センターにおける終活に関する法教育(講演)	かぬき地域高齢者	100名
440	静岡	平成27年5月	生活困窮者自立支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	生活困窮者自立支援ネットワーク会議構成機関・団体	30名
441	静岡	平成27年5月	清水町、長泉町等地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	清水町、長泉町、裾野市、御殿場市、小山町地域包括支援センター職員	10名
442	静岡	平成27年5月	賀茂地区合同勉強会における法教育	包括センター職員、介護施設職員、民生・児童委員、病院職員、弁護士、司法書士	30名
443	静岡	平成27年5月	下田地域生活福祉・就労支援協議会における法テラス業務説明	下田市・賀茂地区1市4町職員・社会福祉協議会、静岡県職員	15名
444	静岡	平成27年6月	仮釈放予定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仮釈放予定者	2~16名
445	静岡	平成27年6月	伊東市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	伊東市地域包括支援センター職員	10名
446	静岡	平成27年6月	かぬき地域包括支援センターにおける終活に関する法的制度に関する法教育(講演)	かぬき地域高齢者	40名
447	静岡	平成27年6月	見える事例検討会における法テラス業務説明	かなおか地域包括支援センター職員、市職員、老人ホーム職員等	40名
448	静岡	平成27年6月	一般市民等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	三島市民等	30名
449	静岡	平成27年6月	民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	開北地区、片浜地区民生・児童委員	40名
450	静岡	平成27年7月	デンマーク牧場(児童養護施設)における法テラス業務説明	デンマーク牧場施設長	1名
451	静岡	平成27年7月	かぬき地域包括支援センターにおける終活に関する法的制度に関する法教育(講演)	かぬき地域高齢者	40名
452	静岡	平成27年7月	かぬき地域包括支援センターにおける終活に関する法的制度に関する法教育(講演)	かぬき地域高齢者	20名
453	静岡	平成27年7月	修善寺ネットワーク会議における法テラス業務説明	修善寺包括職員等	40名
454	静岡	平成27年7月	韭山地域づくり会議における法テラス業務説明	韭山包括職員等	40名
455	静岡	平成27年7月	清水町地域包括支援センターケアマネジャーに対する法テラス業務説明	清水町地域包括支援センターケアマネジャー	30名
456	静岡	平成27年7月	東伊豆町あんしん見守りネットワーク第1回協力機関勉強会における法教育	包括センター職員、介護施設職員、民生・児童委員、病院職員等	50名
457	静岡	平成27年7月	浜松市DV連絡会における実績報告、法テラス業務説明	浜松市DV連絡会構成員	40名
458	静岡	平成27年7月	浜松市医療安全推進連携会議における実績報告、法テラス業務説明	浜松市医療安全推進連携会議構成員	35名
459	静岡	平成27年8月	焼津春風寮(児童養護施設)における法テラス業務説明	焼津春風寮施設長	1名
460	静岡	平成27年8月	仮釈放予定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仮釈放予定者	2~16名
461	静岡	平成27年8月	藤枝地区保護司会における法テラス業務説明	藤枝地区保護司会	70名
462	静岡	平成27年8月	静岡市地域生活支援センターなごやかににおける法テラス業務説明	静岡市地域生活支援センターなごやか職員	2名
463	静岡	平成27年8月	沼津市内地域包括支援センターに対する法テラス業務説明	沼津市内地域包括支援センター	30名
464	静岡	平成27年8月	包括職員との事例検討会における法教育	伊東地域包括支援センター職員	3名
465	静岡	平成27年8月	犯罪被害者支援協議会における法テラス業務説明	犯罪被害者支援協議会構成機関・団体職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
466	静岡	平成27年8月	見える事例検討会における法テラス業務説明	かなおか地域包括支援センター職員等	40名
467	静岡	平成27年8月	静岡県西部地区自殺対策ネットワーク会における法テラス業務説明	静岡県西部地区自殺対策ネットワーク会構成員	34名
468	静岡	平成27年9月	仮釈放予定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仮釈放予定者	2~16名
469	静岡	平成27年9月	かめき地域包括支援センターにおける終活に関する法的制度に関する法教育(講演)	かめき地域高齢者	40名
470	静岡	平成27年9月	富士地域自殺対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	富士地域自殺対策ネットワーク会議構成機関・団体	40名
471	静岡	平成27年9月	静岡県富士健康福祉センター職員等に対する法教育	富士市・富士宮市の高齢者・障害者担当課、富士市・富士宮市社会福祉協議会	20名
472	静岡	平成27年9月	賀茂地区合同勉強会における法教育	包括センター職員、介護施設職員、民生・児童委員、病院職員、弁護士、司法書士	30名
473	静岡	平成27年9月	自殺対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	下田公共職業安定所、三島労働基準監督署、下田警察署、消防署職員等	35名
474	静岡	平成27年9月	静岡県西部地区犯罪被害者関係連絡協議会における法テラス業務説明	静岡県西部地区犯罪被害者関係連絡協議会構成員	22名
475	静岡	平成27年10月	静岡市地域生活支援センターなごやかケース会議における法テラス業務説明	静岡市地域生活支援センターなごやか職員	2名
476	静岡	平成27年10月	三方原学園(浜松市)における法テラス業務説明	三方原学園職員	3名
477	静岡	平成27年10月	一般市民に対する後見制度・財産管理に関する法教育(講演)	三島市民	30名
478	静岡	平成27年10月	一般市民に対する相続に関する法教育(講演)	三島市民	30名
479	静岡	平成27年11月	中央児童相談所における法テラス業務説明	中央児童相談所職員	15名
480	静岡	平成27年11月	仮釈放予定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仮釈放予定者	2~16名
481	静岡	平成27年11月	成年後見についての勉強会における法テラス業務説明	伊東市内地域包括職員	30名
482	静岡	平成28年1月	静岡県社会福祉士会における法テラス業務説明	静岡県社会福祉士会	5名
483	静岡	平成28年1月	仮釈放予定者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仮釈放予定者	2~16名
484	静岡	平成28年1月	「静岡オーバーイーターズアノニマス」に対する法テラス業務説明	静岡オーバーイーターズアノニマス(摂食障害者の自助グループ)	2名
485	静岡	平成28年1月	NPO法人明日の空の会議における法テラス業務説明	NPO法人明日の空職員	100名
486	静岡	平成28年1月	社会福祉士会との合同勉強会における法テラス業務説明	静岡県社会福祉士会職員	30名
487	静岡	平成28年1月	静岡県子ども家庭課における法テラス業務説明	静岡県子ども家庭課職員	3名
488	静岡	平成28年1月	保護司会婦人部勉強会における法テラス業務説明	富士地区保護司	30名
489	静岡	平成28年1月	富士地区保護司会女性部会員に対する法テラス業務説明	富士地区保護司会女性部会員	20名
490	静岡	平成28年1月	賀茂地区合同勉強会における法教育	包括センター職員、介護施設職員、民生・児童委員、病院職員、弁護士、司法書士	30名
491	静岡	平成28年2月	精神保健福祉士(PSW)に対する法テラス業務説明	精神保健福祉士	14名
492	静岡	平成28年2月	かめき地域包括支援センターにおける終活に関する法的制度に関する法教育(講演)	かめき地域高齢者	40名
493	静岡	平成28年2月	地域ケア会議における法テラス業務説明	かなおか地域包括支援センター職員、医師等	60名
494	静岡	平成28年2月	地域ケア会議における法テラス業務説明	富士北部地域包括支援センター職員	50名
495	静岡	平成28年3月	あしたか太陽の丘における法テラス業務説明	あしたか太陽の丘職員	3名
496	静岡	平成28年3月	地域ケア会議における法テラス業務説明	修善寺地域包括支援センター職員等	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
497	静岡	平成28年3月	地域ケア会議における法テラス業務説明	菫山地域包括支援センター職員等	30名
498	静岡	平成28年3月	市役所職員との事例検討会における法教育	伊豆市役所職員	5名
499	静岡	平成28年3月	市役所職員との事例検討会における法教育	伊豆市役所職員	5名
500	静岡	平成28年3月	個別ケア会議における法テラス業務説明	伊豆市役所職員	10名
501	山梨	平成27年6月	山梨労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	山梨労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会員	14名
502	山梨	平成27年7月	総警務管理専科教養における法テラス業務説明	総警務管理専科教養出席者	12名
503	山梨	平成27年8月	山梨学院大学における法教育(講演)、法テラス業務説明	山梨学院大学生	4名
504	山梨	平成27年12月	自治体職員に対する法テラス業務説明	自治体職員	15名
505	山梨	平成28年1月	ボランティア支援員養成講座における法テラス業務説明	被害者支援ボランティア候補者	20名
506	長野	平成27年4月	福祉部門団体職員等に対する法テラス業務説明等	福祉部門団体職員等	19名
507	長野	平成27年6月	長野市関係課職員等に対する法テラス業務説明	長野市関係課職員等	45名
508	長野	平成27年7月	長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会及びDV被害者支援等に関する分科会における法テラス業務説明等	男女共同参画センター職員等	28名
509	長野	平成27年11月	長野市役所職員等に対する法テラス業務説明等	長野市役所職員等	17名
510	長野	平成27年11月	長野いのちの電話相談員等に対する法テラス業務説明等	長野いのちの電話相談員等	15名
511	新潟	平成27年9月	法テラスにおける犯罪被害者支援業務の説明	新潟県警察職員(生活安全課員等30名)	30名
512	新潟	平成27年10月	法テラスにおける犯罪被害者支援業務の説明	新潟県警察職員(被害者支援専科生30名)	30名
513	新潟	平成27年10月	見附市消費生活講座における法教育(遺産相続に関する講演&法テラス情報提供・民事法律業務の紹介)	見附市民	30名
514	新潟	平成27年10月	法テラスの情報提供・民事法律扶助業務の紹介	新潟県内交通事業者、県警・県・市等関係者、一般市民	50名
515	新潟	平成28年2月	新潟県社会福祉協議会における法教育(債務整理に関する講演&法テラス民事法律扶助業務の説明)	新潟県内の各市町村社会福祉協議会職員	30名
516	新潟	平成28年2月	法テラス情報提供・民事法律扶助業務の説明	長岡市中央図書館職員、近隣地域の図書館職員	20名
517	大阪	平成27年4月	いずみさの女性センター電話相談員に対する事例紹介、法テラス業務説明	いずみさの女性センター電話相談員	11名
518	大阪	平成27年8月	「市民後見人養成講座」(府南部)における法テラス業務説明	一般市民、社会福祉協議会員	50名
519	大阪	平成27年8月	「市民後見人養成講座」(府北部)における法テラス業務説明	一般市民、社会福祉協議会員	80名
520	大阪	平成27年10月	大阪市各区役所DV相談担当者等に対する法テラス業務説明	大阪市各区役所DV相談担当者及び大阪市配偶者暴力相談支援センター相談員	20名
521	大阪	平成27年11月	第9回法テラス寄席における法テラス業務説明	一般市民	350名
522	大阪	平成27年12月	ネパール視察団への法テラス業務説明	ネパール視察団、JICAスタッフ	37名
523	大阪	平成28年1月	大阪府下65警察署広聴相談担当者に対する法テラス業務説明	大阪府下65警察署広聴相談担当者	80名
524	京都	平成27年4月	福祉関係者と各種専門職による事例検討会における法教育	北区福祉関係者	30名
525	京都	平成27年4月	心理・福祉・司法の専門職によるワンストップ相談会における法テラス業務説明	司法・矯正に関わる臨床心理士、社会福祉士	10名
526	京都	平成27年5月	心理・福祉・司法の専門職による事例検討会における法テラス業務説明	司法・矯正に関わる臨床心理士、社会福祉士	10名
527	京都	平成27年6月	京都府警察本部相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	警察関係者、裁判所、弁護士会等、相談窓口を持つ関係機関	100名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
528	京都	平成27年7月	第6回配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議における法テラス業務説明	京都府男女共同参画課職員、相談窓口がある関係機関	30名
529	京都	平成27年7月	「京のいのちを支え隊」総会における意見交換、法テラス業務説明	府内の相談・支援機関	42名
530	京都	平成27年7月	福祉関係者と各種専門職による事例検討会における法教育	北区内福祉関係者	30名
531	京都	平成27年7月	生活保護引下げに関する勉強会における法テラス業務説明	南区生健会会員	30名
532	京都	平成27年8月	配偶者からの暴力に関するネットワーク京都会議における法テラス業務説明	京都府男女共同参画課職員、相談窓口がある関係機関	21名
533	京都	平成27年8月	高齢者・障がい者の意思決定支援に関する勉強会における法テラス業務説明	紫竹地域包括支援センター職員	5名
534	京都	平成27年8月	福祉サービス利用援助事業ブロック別事業推進会議及び事例等検討会(乙訓ブロック)における法テラス業務説明	市町村社協の福祉サービス利用援助事業専門員・担当職員	10名
535	京都	平成27年9月	平成27年度労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談窓口関係機関	14名
536	京都	平成27年9月	福祉サービス利用援助事業ブロック別事業推進会議及び事例等検討会(山城北・中ブロック)における法テラス業務説明	市町村社協福祉サービス利用援助事業専門員・担当職員	10名
537	京都	平成27年9月	心理・福祉・司法の専門職によるワンストップ相談会における法テラス業務説明	司法・矯正に関わる臨床心理士、社会福祉士	10名
538	京都	平成27年9月	福祉サービス利用援助事業ブロック別事業推進会議及び事例等検討会(南丹ブロック)における法テラス業務説明	市町村社協福祉サービス利用援助事業専門員・担当職員	10名
539	京都	平成27年10月	平成27年度「中京犯罪被害者支援連絡協議会」通常総会における法テラス業務説明	中京区内相談窓口を持つ関係機関	17名
540	京都	平成27年10月	福祉関係者と各種専門職による事例検討会における法教育	北区内福祉関係者	30名
541	京都	平成27年11月	心理・福祉・司法の専門職によるワンストップ相談会における法テラス業務説明	司法・矯正に関わる臨床心理士、社会福祉士	10名
542	京都	平成27年12月	京都府立大学大学生に対する法テラス業務説明	京都府立大学大学生	1名
543	京都	平成27年12月	第3回中京相談連絡ネットワーク会議(中京警察署)における法テラス業務説明	中京区所在関係機関・団体	20名
544	京都	平成27年12月	学校教育関係者との事例検討会における法テラス業務説明	小中学校教師、スクールカウンセラー(臨床心理士)	20名
545	京都	平成28年1月	福祉関係者と各種専門職による事例検討会における法教育	北区内福祉関係者	30名
546	京都	平成28年1月	心理・福祉・司法の専門職によるワンストップ相談会における法テラス業務説明	司法・矯正に関わる臨床心理士、社会福祉士	10名
547	京都	平成28年3月	平成27年度地域福祉権利事業に係る関係機関・団体等との情報・連絡会議における法テラス業務説明	高齢者・障がい者支援に関わる関係機関	35名
548	京都	平成28年3月	財団法人京都YWCA・APTにおける研修会における法テラス業務説明	財団法人京都YWCA・APT相談員	8名
549	京都	平成28年3月	心理・福祉・司法の専門職によるワンストップ相談会における法テラス業務説明	司法・矯正に関わる臨床心理士、社会福祉士	10名
550	兵庫	平成27年4月	姫路市増位・広嶺地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	姫路市内社会福祉士等	2名
551	兵庫	平成27年5月	加古川市新野辺第3町内会における法教育(講演)、法テラス業務説明	加古川市新野辺第3町地域高齢者	24名
552	兵庫	平成27年5月	兵庫県警察本部職員に対する法テラス業務説明	兵庫県警察本部警部補(上席係長)	34名
553	兵庫	平成27年5月	地域老人会における法教育(講演)、法テラス業務説明	加古川市地域高齢者	15名
554	兵庫	平成27年5月	兵庫県警察本部職員に対する法テラス業務説明	兵庫県警察本部犯罪被害者担当者	40名
555	兵庫	平成27年6月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	兵庫労働局、地裁、簡裁、中央労働委員会、社会保険労務士会	19名
556	兵庫	平成27年6月	武庫東地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	武庫東地域包括支援センター職員	3名
557	兵庫	平成27年7月	神戸市民生・児童児童委員協議会における法テラスの業務説明	神戸市民生・児童児童委員協議会理事	15名
558	兵庫	平成27年7月	一般市民および関係機関職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	45名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
559	兵庫	平成27年7月	洲本市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	洲本市民	17名
560	兵庫	平成27年7月	地域女性学校生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	洲本市地域女性学校生	11名
561	兵庫	平成27年7月	尼崎市役所職員に対する法テラス業務説明	尼崎市役所職員	3名
562	兵庫	平成27年8月	ひょうご被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	ひょうご被害者支援センター電話相談員	20名
563	兵庫	平成27年8月	姫路市城乾・東光地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	姫路市内社会福祉士・看護師	4名
564	兵庫	平成27年8月	姫路地域福祉事業所職員に対する法テラス業務説明	姫路地域福祉事業所職員	6名
565	兵庫	平成27年8月	立花北地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	立花北地域包括支援センター職員	1名
566	兵庫	平成27年8月	立花南地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	立花南地域包括支援センター職員	2名
567	兵庫	平成27年10月	兵庫区あんしんすこやかセンター職員に対する法テラスの業務説明	あんしんすこやかセンター職員、兵庫区職員	22名
568	兵庫	平成27年10月	神戸市西区生活保護課職員に対する法テラスの業務説明	神戸市西区生活保護ケースワーカー、相談員	25名
569	兵庫	平成27年10月	兵庫区あんしんすこやかセンター職員に対する法テラスの業務説明	神戸市中央区保護課職員	9名
570	兵庫	平成27年10月	北区東鈴蘭台地区民生・児童児童委員協議会に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	神戸市北区東鈴蘭台地区民生・児童児童委員	75名
571	兵庫	平成27年10月	兵庫県立男女共同参画センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	兵庫県立男女共同参画センター職員	55名
572	兵庫	平成27年10月	好古学園大学生に対する法テラス業務説明	好古学園大学生	226名
573	兵庫	平成27年11月	垂水区保護課職員に対する法テラス業務説明	神戸市垂水区保護課職員	20名
574	兵庫	平成27年11月	性暴力被害者支援センターとの連絡協議会における法テラス業務説明	神戸市医師会、兵庫県弁護士会、兵庫県警察、兵庫県女性家庭センター等関係機関	9名
575	兵庫	平成27年11月	赤穂市社会福祉協議会における法テラス業務説明	赤穂市民生・児童児童委員	15名
576	兵庫	平成27年11月	兵庫区役所保護課職員に対する法テラス業務説明	兵庫区役所保護課職員	7名
577	兵庫	平成27年11月	地域住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	洲本市地域住民	20名
578	兵庫	平成27年11月	地域老人会における法教育(講演)、法テラス業務説明	洲本市地域高齢者	12名
579	兵庫	平成27年12月	加東市民生・児童児童委員連合会における法教育(講演)、法テラス業務説明	加東市民生・児童児童委員	100名
580	兵庫	平成27年12月	地域老人会における法教育(講演)、法テラス業務説明	姫路市南大津地域高齢者	20名
581	兵庫	平成27年12月	姫路市内地域包括支援センター職員との事例検討会における法テラス業務説明	社会福祉士・看護師・ケースワーカー等	45名
582	兵庫	平成27年9月	平成27年度第1回兵庫県自殺対策協議会における法教育	協議会構成機関・団体職員	31名
583	兵庫	平成27年9月	西宮市役所職員に対する法テラス業務説明	西宮市役所職員	4名
584	兵庫	平成28年1月	垂水区社会福祉協議会における法テラス業務説明	垂水区内あんしんすこやかセンター援助員	20名
585	兵庫	平成28年1月	明石市民生・児童児童委員協議会における法テラス業務説明	明石市新任民生・児童児童委員	28名
586	兵庫	平成28年1月	兵庫県地域安全課SOSキャッチ電話相談員に対する法テラス業務説明	SOSキャッチ電話相談員	4名
587	兵庫	平成28年1月	加古川市別府町老人会における法教育(講演)、法テラス業務説明	加古川市別府町地域高齢者	33名
588	兵庫	平成28年2月	相生市社会福祉協議会における法テラス業務説明	相生市民生・児童委員	20名
589	兵庫	平成28年3月	播磨町地域包括センター職員に対する法テラス業務説明	播磨町地域ケアマネジャー	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
590	兵庫	平成28年3月	学園都市あんしんすこやかセンター職員に対する法テラス業務説明	学園都市ケアマネジャー	20名
591	兵庫	平成28年3月	小野市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	小野市地域ケアマネジャー	30名
592	兵庫	平成28年3月	川西市役所職員に対する法テラス業務説明	川西市役所職員	20名
593	奈良	平成27年4月	手話通訳者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	奈良県司法関係手話通訳者	20名
594	奈良	平成27年4月	桜井市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	桜井市地域包括支援センター職員等	15名
595	奈良	平成27年4月	宇陀市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	宇陀市地域包括支援センター職員等	10名
596	奈良	平成27年4月	御杖村地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	御杖村地域包括支援センター職員等	5名
597	奈良	平成27年4月	曾爾村地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	曾爾村地域包括支援センター職員等	5名
598	奈良	平成27年4月	奈良市触法会議内事例研究会における法教育	奈良市役所職員、保護観察官、触法障がい者関連	10名
599	奈良	平成27年4月	奈良市高齢者支援研究会との事例検討会における法教育	奈良市社会福祉協議会員等	20名
600	奈良	平成27年4月	広陵町地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	広陵町地域包括支援センター職員等	5名
601	奈良	平成27年5月	奈良市保健福祉部職員に対する法テラス業務説明	奈良市保健福祉部職員	2名
602	奈良	平成27年5月	法蓮町内自治会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良市法蓮町自治会員等	20名
603	奈良	平成27年5月	佐紀町内自治会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良市佐紀町自治会員等	35名
604	奈良	平成27年5月	一般市民に対するインターネット被害に関する法教育(講義)、法テラス業務説明	奈良県民	10名
605	奈良	平成27年5月	葛城市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	葛城市地域包括支援センター職員等	2名
606	奈良	平成27年5月	女性相談機関研修会における法テラス業務説明	奈良県女性センター職員・関係者等	10名
607	奈良	平成27年5月	桜井市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	桜井市地域包括支援センター職員等	30名
608	奈良	平成27年6月	田原本町内自治会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	磯城郡田原本町西八尾自治会員等	50名
609	奈良	平成27年6月	二名地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	二名地域包括支援センター職員等	17名
610	奈良	平成27年6月	奈良市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	奈良市地域包括支援センター職員等	29名
611	奈良	平成27年6月	宇陀市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	宇陀市地域包括支援センター職員等	70名
612	奈良	平成27年6月	奈良市触法会議(事例検討会)における法教育	奈良市役所職員、保護観察官、触法障がい者関連	10名
613	奈良	平成27年6月	更生福祉施設における法テラス業務説明	砂川更生福祉センター職員	10名
614	奈良	平成27年6月	広陵町地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	広陵町地域包括支援センター職員等	5名
615	奈良	平成27年6月	奈良市高齢者支援研究会(事例検討会)における法教育	奈良市社会福祉協議会関係者	20名
616	奈良	平成27年6月	高校生模擬裁判選手権における法教育(講演授業)、法テラス業務説明	西大和学園生徒	10名
617	奈良	平成27年7月	田原本町内自治会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	磯城郡田原本町九品寺柿木原自治会員等	35名
618	奈良	平成27年7月	黒滝村民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	黒滝村民生・児童委員等	20名
619	奈良	平成27年7月	いじめ予防授業における法教育(講演・講義・授業)	二上小学校生徒	30名
620	奈良	平成27年7月	葛城市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	葛城市地域包括支援センター職員等	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
621	奈良	平成27年7月	高校生模擬裁判選手権における法教育(授業)	西大和学園生徒	10名
622	奈良	平成27年7月	高校生模擬裁判選手権における法教育(授業)	西大和学園生徒	10名
623	奈良	平成27年7月	高校生模擬裁判選手権における法教育(授業)	西大和学園生徒	10名
624	奈良	平成27年7月	桜井市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	桜井市地域包括支援センター職員等	30名
625	奈良	平成27年8月	奈良市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	奈良市地域包括支援センター職員等	30名
626	奈良	平成27年8月	大和高田市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	大和高田市地域包括支援センター職員等	60名
627	奈良	平成27年8月	宇陀市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	宇陀市地域包括支援センター職員等	60名
628	奈良	平成27年8月	奈良市高齢者支援研究会における法テラス業務説明	奈良市社会福祉協議会関係者等	20名
629	奈良	平成27年8月	広陵町地域包括支援センター職員及びケアマネジャーに対する法テラス業務説明	広陵町地域包括支援センター職員及びケアマネジャー	5名
630	奈良	平成27年8月	奈良市触法会議(事例検討会)における法教育	市役所職員、保護観察官、触法障がい者関連	20名
631	奈良	平成27年8月	エクスターンに対する法テラス業務説明	慶応ロースクール生	1名
632	奈良	平成27年8月	広陵町地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	広陵町地域包括支援センター職員等	5名
633	奈良	平成27年9月	奈良市中山町地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	奈良市中山町地域包括支援センター職員等	17名
634	奈良	平成27年9月	桜井市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	桜井市地域包括支援センター職員等	61名
635	奈良	平成27年9月	田原本町内自治会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	磯城郡田原本町矢部自治会員等	40名
636	奈良	平成27年9月	広陵町生活困窮者に対する法テラス業務説明	広陵町、自治体関係者、町民	80名
637	奈良	平成27年9月	ケアマネジャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	葛城市地域包括支援センター職員等	80名
638	奈良	平成27年9月	平群町自治体関係者等に対する法テラス業務説明	平群町自治体関係者等	1名
639	奈良	平成27年9月	奈良県警における法教育	奈良県警察職員	40名
640	奈良	平成27年9月	葛城市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	葛城市地域包括支援センター職員	5名
641	奈良	平成27年10月	大和高田市市民等に対する法テラス業務説明	大和高田市自治体関係者、一般市民	60名
642	奈良	平成27年10月	平群町民に対する法テラス業務説明	平群町自治体関係者、町民	60名
643	奈良	平成27年10月	福祉社会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	田原本町母子寡婦福祉会会員	21名
644	奈良	平成27年10月	奈良市触法会議における事例検討、法テラス業務説明	奈良市役所職員、保護観察官、触法障がい者関連	20名
645	奈良	平成27年10月	地域定着支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良県地域定着支援センター、砂川更生福祉センター職員	30名
646	奈良	平成27年11月	大和郡山地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	大和郡山市地域包括支援センター職員等	70名
647	奈良	平成27年11月	入出口PT勉強会における事例検討、法テラス業務説明	奈良県内保護観察官	30名
648	奈良	平成27年12月	KAならにおける事例検討、法テラス業務説明	奈良県内弁護士、保護観察官	10名
649	奈良	平成27年12月	高齢者支援研究会(事例検討会)における法教育	奈良市社会福祉協議会関係者等	30名
650	奈良	平成27年12月	大和郡山市市民相談員・職員等における法テラス業務説明	大和郡山市市民相談員・職員等	10名
651	奈良	平成27年12月	登美ヶ丘地域包括支援センターにおける事例検討、法テラス業務説明	登美ヶ丘地域包括支援センター職員等	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
652	奈良	平成27年12月	地域定着支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良県地域定着支援センター、砂川更生福祉センター職員	30名
653	奈良	平成28年1月	大淀町養護学校教諭等に対する法テラス業務説明	大淀町養護学校教諭等	5名
654	奈良	平成28年1月	KAなら事例検討会における法テラス業務説明	奈良県内弁護士、保護観察官	5名
655	奈良	平成28年1月	高齢者支援研究会(事例検討会)における法教育	奈良市社会福祉協議会関係者等	30名
656	奈良	平成28年1月	いじめ予防授業における法教育(講演)、法テラス業務説明	左京小学校生徒	30名
657	奈良	平成28年1月	社会復帰支援セミナー(事例検討会)における法教育	奈良県、奈良保護観察所、弁護士、奈良県警察	40名
658	奈良	平成28年2月	田原本町民に対する法テラス業務説明	田原本町民	65名
659	奈良	平成28年2月	県内福祉事務所職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	奈良県内福祉事務所職員等	50名
660	奈良	平成28年2月	奈良県内福祉事務所関係者等に対する法テラス業務説明	奈良県内福祉事務所関係者等	30名
661	奈良	平成28年2月	KAなら事例検討会における法テラス業務説明	奈良県内弁護士、保護観察官	5名
662	奈良	平成28年2月	高齢者支援研究会(事例検討会)における法教育	奈良市社会福祉協議会関係者等	30名
663	奈良	平成28年2月	地域定着支援センターにおける法教育(講演)	奈良県地域定着支援センター、GARDEN職員	30名
664	奈良	平成28年2月	触法会議における法テラス業務説明	奈良市役所職員、保護観察官、触法障がい者関連	20名
665	奈良	平成28年3月	平城包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	平城地域包括支援センター職員等	60名
666	奈良	平成28年3月	消費生活相談員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	消費生活相談員等	40名
667	奈良	平成28年3月	KAなら事例検討会における法テラス業務説明	奈良県内弁護士、保護観察官	5名
668	奈良	平成28年3月	大和高田市社会福祉協議会における法テラス業務説明	大和高田市社会福祉協議会関係者・民生・児童委員等	30名
669	奈良	平成28年3月	ケアマネジャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	平城地域包括支援センター職員等	30名
670	奈良	平成28年3月	高齢者支援研究会(事例検討会)における法教育	奈良市社会福祉協議会関係者等	30名
671	滋賀	平成27年4月	滋賀県民に対する法テラス業務説明	滋賀県民	150名
672	滋賀	平成27年9月	大津地裁、県商工労働部職員等に対する法テラス業務説明	大津地裁、県商工労働部職員等	15名
673	滋賀	平成27年12月	滋賀県地域生活定着支援センター職員に対する法教育(講演)	滋賀県福祉関係機関	30名
674	滋賀	平成27年12月	心配ごと相談研修会における法教育(講義)	彦根市社会福祉課職員	30名
675	滋賀	平成28年3月	滋賀県視聴障害者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	滋賀県視聴障害者	30名
676	和歌山	平成27年4月	和歌山市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	和歌山市社会福祉協議会員	1名
677	和歌山	平成27年6月	和歌山市生活保護課・生活支援課職員に対する法テラス業務説明	和歌山市生活保護課・生活支援課職員	20名
678	和歌山	平成27年6月	和歌山市生活保護課・生活支援課職員に対する法テラス業務説明	和歌山市生活保護課・生活支援課職員	15名
679	和歌山	平成27年6月	個別労働紛争解決制度関係協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係協議会員	13名
680	和歌山	平成27年8月	「相談ネットワーク和歌山」担当者会議における法テラス業務説明	「相談ネットワーク和歌山」担当者会議出席者	20名
681	和歌山	平成27年8月	ホームヘルパー等に対する法テラス業務説明	上富田町社会福祉協議会員、ホームヘルパー	26名
682	和歌山	平成27年8月	『共育支援メニューフェア』における法テラス業務説明	和歌山県内教育関係者、法テラスブース来場者	200名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
683	和歌山	平成27年8月	学生(インターンシップ)に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山大学・新潟大学・和歌山信愛女子短期大学学生	3名
684	和歌山	平成27年8月	海南市介護支援専門員連絡協議会研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	海南市介護支援専門員	50名
685	和歌山	平成27年9月	和歌山市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	和歌山市社会福祉協議会職員	2名
686	和歌山	平成27年10月	和歌山矯正展における法テラス業務説明	和歌山県民、市民	100名
687	和歌山	平成27年10月	紀中・紀北地域の福祉サービス利用援助事業専門員研修における法テラス業務説明	紀中・紀北地域福祉サービス利用援助事業専門員	25名
688	和歌山	平成27年10月	紀南地域の福祉サービス利用援助事業専門員研修における法テラス業務説明	紀南地域福祉サービス利用援助事業専門員	19名
689	和歌山	平成27年10月	犯罪被害者支援活動員養成講座受講者に対する法テラス業務説明	紀国犯罪被害者支援活動員養成講座受講生	11名
690	和歌山	平成27年10月	和歌山市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	和歌山市社会福祉協議会職員	2名
691	和歌山	平成27年11月	和歌山県被害者支援連絡協議会担当者会議における事例報告、法テラス業務説明	和歌山県被害者支援連絡協議会担当者会議出席者	20名
692	和歌山	平成27年11月	和歌山市地域高齢福祉課職員等に対する法テラス業務説明	地域高齢福祉課職員、保健所職員、障害者支援課職員等	5名
693	和歌山	平成27年11月	成年後見制度関係機関連絡会議における事例報告、法テラス業務説明	成年後見制度関係機関連絡会議出席者	29名
694	和歌山	平成27年11月	和歌山県行政評価事務所相談員に対する法テラス業務説明	和歌山県行政評価事務所相談員、事務職員	10名
695	和歌山	平成27年11月	トラブルシューター養成講座(アドバンスコース)受講生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	トラブルシューター養成講座受講生	65名
696	和歌山	平成27年11月	『ふれあい人権フェスタ』における法テラス業務説明	法テラスブース来場者	250名
697	和歌山	平成27年12月	和歌山市地域包括支援課職員に対する法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援課職員	2名
698	和歌山	平成27年12月	DV被害者支援ネットワーク会議における事例報告、法テラス業務説明	DV被害者支援ネットワーク会議出席者	74名
699	和歌山	平成28年1月	和歌山市地域包括支援センター広瀬職員に対する法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター広瀬職員	2名
700	和歌山	平成28年2月	ケアマネジャーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター野崎ケアマネジャー	30名
701	和歌山	平成28年2月	和歌山市地域包括支援センター木本職員に対する法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター木本職員	3名
702	和歌山	平成28年2月	和歌山市地域包括支援センター西脇職員に対する法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター西脇職員	2名
703	和歌山	平成28年3月	和歌山市地域包括支援センター宮前職員に対する法テラス業務説明	和歌山市地域包括支援センター宮前職員	1名
704	和歌山	平成27年3月	白浜町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	白浜町社会福祉協議会職員	2名
705	愛知	平成27年4月	愛知県被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	被害者サポートセンターあいち、愛知県医師会、愛知県、名古屋市等	35名
706	愛知	平成27年5月	名古屋市各区まちづくり推進課等職員に対する法テラス業務説明	名古屋市各区役所まちづくり推進課職員等	35名
707	愛知	平成27年5月	自殺防止に関する連絡会議における法テラス業務説明	名古屋市、愛知労働局、名古屋商工会議所等	30名
708	愛知	平成27年5月	中学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	安城市立安城北中学校	1名
709	愛知	平成27年6月	多重債務問題に関する連絡会議における法テラス業務説明	東海財務局、中部経済産業局、愛知県、名古屋市、弁護士会、司法書士会等	30名
710	愛知	平成27年7月	消費生活支援関係機関に対する法テラス業務説明	愛知県消費者団体連絡会、消費者行動ネットワーク等	100名
711	愛知	平成27年8月	犯罪被害者支援講座における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市等行政職員、一般市民等	20名
712	愛知	平成27年8月	一宮市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	一宮市民生・児童委員	500名
713	愛知	平成27年9月	DV被害防止に関する検討・連絡会議における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市、裁判所、弁護士会、医師会、警察本部等	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
714	愛知	平成27年9月	個別労働紛争解決制度に関する連絡会議における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市、裁判所、弁護士会、社会保険労務士会等	25名
715	愛知	平成27年10月	春日井市内保護司に対する法テラス業務説明	春日井市内保護司	100名
716	愛知	平成27年10月	調停センター活用講座における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市、地域包括支援センター等行政・福祉担当者	30名
717	愛知	平成27年10月	弁護士会、自治体相談担当者との協議会における法テラス業務説明	弁護士会、自治体相談担当者	35名
718	愛知	平成27年11月	春日井市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	春日井市民生・児童委員	300名
719	愛知	平成27年11月	半田市犯罪被害者連絡協議会委員に対する法テラス業務説明	半田市犯罪被害者連絡協議会委員	30名
720	愛知	平成27年11月	介護専門職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	愛知県内ケアマネジャー、社会福祉士等	100名
721	愛知	平成27年11月	市民に対する法テラス業務説明	名古屋市民	40名
722	愛知	平成27年12月	名古屋市立東桜中学生に対する法テラス業務説明	名古屋市立東桜中学校生徒	3名
723	愛知	平成27年12月	岡崎警察署における法テラス業務説明	岡崎警察署職員	50名
724	愛知	平成27年12月	碧南市立中央中学生に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	碧南市立中央中学校生徒	1名
725	愛知	平成28年1月	愛知県内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	愛知県内人権擁護委員	60名
726	愛知	平成28年1月	名古屋市被害者サポートセンター職員に対する法テラス業務説明	名古屋市被害者サポートセンター職員	10名
727	愛知	平成28年1月	日赤職員に対する法テラス業務説明	日赤職員	5名
728	愛知	平成28年1月	愛知県女性センター職員に対する法テラス業務説明	愛知県女性センター職員	10名
729	愛知	平成28年2月	警察官に対する法テラス業務説明	愛知県警察官	110名
730	愛知	平成28年2月	愛知県貸金業対策連絡協議会における法テラス業務説明	東海財務局、警察本部、愛知県、名古屋市、弁護士会、司法書士会等	30名
731	愛知	平成28年2月	名古屋市港区役所生活保護職員に対する法テラス業務説明	名古屋市港区役所生活保護職員	10名
732	愛知	平成28年3月	調停センター活用講座における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市、地域包括支援センター等	30名
733	愛知	平成28年3月	愛知県介護サービス第三者委員会における法テラス業務説明	愛知県、名古屋市、地域包括支援センター等	15名
734	愛知	平成28年3月	愛知県地域定着センター職員に対する法テラス業務説明	愛知県地域定着センター職員	150名
735	愛知	平成28年3月	豊川警察署における法テラス業務説明	豊川警察署職員	30名
736	三重	平成27年4月	津市民に対する法テラス業務説明	津市民	300名
737	三重	平成27年4月	「法テラスの日」無料相談会における法テラス業務説明	一般市民	24名
738	三重	平成27年4月	みえ・くらしのネットワーク構成機関等に対する事業報告、法テラス業務説明	みえ・くらしのネットワーク構成機関・団体関係者	30名
739	三重	平成27年5月	“社会を明るくする運動”三重県推進委員会構成機関等に対する法テラス業務説明	“社会を明るくする運動”三重県推進委員会構成機関・団体関係者	90名
740	三重	平成27年6月	三重県警本部犯罪被害者支援担当者に対する法テラス業務説明	三重県警本部犯罪被害者支援担当者	5名
741	三重	平成27年6月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における事例紹介、法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会構成機関・団体関係者	25名
742	三重	平成27年8月	三重県DV防止会議における法テラス業務説明	三重県DV防止会議構成機関・団体関係者	30名
743	三重	平成27年9月	三重県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	三重県多重債務者対策協議会構成機関・団体関係者	20名
744	三重	平成27年9月	三重県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	三重県犯罪被害者支援連絡協議会構成機関・団体関係者	50名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
745	三重	平成27年10月	「津まつり」における法テラス業務説明	津まつり観覧の一般市民	400,000名
746	三重	平成27年10月	三重県労働委員会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会構成機関・団体関係者	25名
747	三重	平成28年1月	犯罪被害者支援にかかる連絡協議会における法テラス業務説明	津地検、三重弁護士会、三重県警、みえ犯罪被害者総合支援センター職員	20名
748	三重	平成28年1月	県立こころの医療センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	認知症家族教室参加の一般市民	20名
749	三重	平成28年1月	えせ同和行為対策関係機関連絡会における法テラス業務説明	えせ同和行為対策関係機関連絡会構成機関・団体関係者	20名
750	三重	平成28年2月	「平成27年度高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等に関する連絡協議会」における法教育、法テラス業務説明	協議会構成機関・団体職員	50名
751	三重	平成28年2月	介護支援専門員交流会における法教育(講演)、法テラス業務説明	津中部東地域包括支援センター介護専門員	15名
752	三重	平成28年3月	認知症の方の家族に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	三重大学医学部付属病院基幹型認知症疾患医療センター職員	20名
753	三重	平成28年3月	認知症支援者に対する研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	津中部西地域包括支援センター認知症支援者	50名
754	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター精華職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター精華職員	2名
755	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター三里本荘職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター三里本荘職員	3名
756	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター白梅華職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター白梅華職員	1名
757	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター精華職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター精華職員	2名
758	岐阜	平成27年4月	美濃加茂市内社会福祉士に対する法テラス業務説明	美濃加茂市内社会福祉士	20名
759	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター境川職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター境川職員	1名
760	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター南部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター南部職員	2名
761	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター厚見職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター厚見職員	2名
762	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター長森南職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長森南職員	3名
763	岐阜	平成27年4月	岐阜市地域包括支援センター長森職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長森職員	4名
764	岐阜	平成27年4月	一般社団法人健康ディアス代表者に対する法テラス業務説明	一般社団法人健康ディアス代表者	1名
765	岐阜	平成27年5月	中津川市人権擁護委員に対する法テラス業務説明	中津川市人権擁護委員	35名
766	岐阜	平成27年5月	岐阜県内市町村人権施策推進担当者に対する法テラス業務説明	岐阜県内市町村人権施策推進担当者	55名
767	岐阜	平成27年5月	岐阜市地域包括支援センター長良職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長良職員	1名
768	岐阜	平成27年5月	岐阜市地域包括支援センター北部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター北部職員	1名
769	岐阜	平成27年5月	岐阜市地域包括支援センター岐阜職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター岐阜職員	1名
770	岐阜	平成27年5月	岐阜市地域包括支援センター西部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター西部職員	1名
771	岐阜	平成27年5月	岐阜市地域包括支援センター中央西職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター中央西職員	1名
772	岐阜	平成27年5月	岐阜市地域包括支援センター中央北職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター中央北職員	1名
773	岐阜	平成27年5月	岐阜市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	岐阜市社会福祉協議会職員	1名
774	岐阜	平成27年5月	下呂市民生・児童委員に対する法テラス業務説明	下呂市民生・児童委員	130名
775	岐阜	平成27年6月	岐阜市地域包括支援センター東部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター東部職員	3名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
776	岐阜	平成27年6月	岐阜市地域包括支援センター北東部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター北東部職員	1名
777	岐阜	平成27年6月	岐阜市地域包括支援センター岩野田職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター岩野田職員	1名
778	岐阜	平成27年6月	岐阜市地域包括支援センター日光職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター日光職員	2名
779	岐阜	平成27年6月	岐阜市子ども・若者総合支援センターエール職員等に対する法テラス業務説明	岐阜市子ども・若者総合支援センターエール岐阜所長、副所長	3名
780	岐阜	平成27年6月	郡上市職員等に対する法テラス業務説明	郡上市職員、社会福祉協議会員	15名
781	岐阜	平成27年6月	岐阜市内医師等に対する法テラス業務説明	岐阜市内医師、民生・児童委員、市役所職員、ヘルパー等	15名
782	岐阜	平成27年6月	岐阜県老人クラブ連合会関係者に対する法テラス業務説明	岐阜県老人クラブ連合会関係者	80名
783	岐阜	平成27年6月	恵那市地域包括支援センターケアマネジャー、地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	恵那市地域包括支援センターケアマネジャー、地域包括支援センター職員	80名
784	岐阜	平成27年6月	恵那市地域包括支援センターのケアマネジャー、地域包括センター職員に対する法テラス業務説明	恵那市地域包括支援センターケアマネジャー、地域包括センター職員	80名
785	岐阜	平成27年6月	一般市民等に対する法テラス業務説明	一般市民、社会福祉法人等の福祉機関関係者	55名
786	岐阜	平成27年6月	恵那市山岡ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	恵那市山岡ケアマネジャー	6名
787	岐阜	平成27年7月	岐阜市内医師等に対する法テラス業務説明	岐阜市内医師、ケアマネジャー、市役所職員等	11名
788	岐阜	平成27年7月	岐阜市地域包括支援センター厚見・南部職員等に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター厚見・南部職員、ケアマネジャー	10名
789	岐阜	平成27年7月	岐阜市地域包括支援センター日光職員等に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター日光職員、地域住民、介護保険関係者等	50名
790	岐阜	平成27年7月	岐阜県社会保険労務士会等に対する法テラス業務説明	岐阜県、岐阜県弁護士会、岐阜地方裁判所、岐阜県社会保険労務士会	8名
791	岐阜	平成27年7月	岐阜市地域包括支援センター北東部職員等に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター北東部職員、ケアマネジャー	18名
792	岐阜	平成27年7月	各務原市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	各務原市社会福祉協議会、各務原市地域包括支援センター職員	3名
793	岐阜	平成27年7月	各務原市役所社会福祉課職員に対する法テラス業務説明	各務原市役所社会福祉課職員	3名
794	岐阜	平成27年7月	各務原市地域包括支援センターかかみ野職員に対する法テラス業務説明	各務原市地域包括支援センターかかみ野職員、ケアマネジャー、医療関係者等	10名
795	岐阜	平成27年7月	岐阜市地域包括支援センター東部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター東部職員、地域住民、民生・児童委員、介護関係者等	30名
796	岐阜	平成27年8月	大垣市役所まちづくり推進課職員に対する法テラス業務説明	大垣市役所まちづくり推進課職員	5名
797	岐阜	平成27年8月	岐阜県内調停委員に対する法テラス業務説明	岐阜県内調停委員	2名
798	岐阜	平成27年8月	各務原市地域包括支援センタージョイフル各務原職員に対する法テラス業務説明	各務原市地域包括支援センタージョイフル各務原職員	2名
799	岐阜	平成27年8月	岐阜市地域包括支援センター長良職員等に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長良職員、民生委員、ケアマネジャー、ソーシャルワーカー等	60名
800	岐阜	平成27年8月	岐阜市社会福祉協議会における法テラス業務説明	岐阜市社会福祉協議会構成機関・団体関係者	200名
801	岐阜	平成27年8月	岐阜県ソーシャルワーカー協会会員に対する法テラス業務説明	岐阜県ソーシャルワーカー協会会員	25名
802	岐阜	平成27年9月	各務原市地域包括支援センターカーサレスベト職員に対する法テラス業務説明	各務原市地域包括支援センターカーサレスベト職員	1名
803	岐阜	平成27年9月	各務原市地域包括支援センターつつじ苑職員に対する法テラス業務説明	各務原市地域包括支援センターつつじ苑職員	3名
804	岐阜	平成27年9月	各務原市地域包括支援センター飛鳥美谷苑職員に対する法テラス業務説明	各務原市地域包括支援センター飛鳥美谷苑職員	3名
805	岐阜	平成27年9月	各務原市地域包括支援センターリバーサイド川島園職員に対する法テラス業務説明	各務原市地域包括支援センターリバーサイド川島園職員	1名
806	岐阜	平成27年10月	一般市民等に対する法テラス業務説明	一般市民、民生委員、自治会関係者、介護サービス事業所職員等	40名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
807	岐阜	平成27年10月	岐阜市内介護支援専門員に対する法テラス業務説明	岐阜市内介護支援専門員	120名
808	岐阜	平成27年11月	岐阜県内調停委員に対する法テラス業務説明	岐阜県内調停委員	60名
809	岐阜	平成27年11月	揖斐川町、池田町の老人クラブ女性会員に対する法テラス業務説明	揖斐川町、池田町の老人クラブ女性会員	70名
810	岐阜	平成27年12月	各務原市民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	民生・児童委員、自治会長や副会長、地域近隣ケア、社会福祉協議会員等	60名
811	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター長良職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長良職員	2名
812	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター北東部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター北東部職員	1名
813	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター岩野田職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター岩野田職員	1名
814	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター北部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター北部職員	2名
815	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター日光職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター日光職員	1名
816	岐阜	平成28年2月	各務原市地域包括支援センタージョイフル各務原職員等に対する法テラス業務説明	自治会長、地域近隣ケア、ヘルパー事務所、地域包括センター職員	50名
817	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター長森職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター長森職員	2名
818	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター境川職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター境川職員	1名
819	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター南部職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター南部職員	2名
820	岐阜	平成28年2月	岐阜市地域包括支援センター厚見職員に対する法テラス業務説明	岐阜市地域包括支援センター厚見職員	1名
821	岐阜	平成28年2月	地域包括支援センター職員、ケアプランナー、大家等に対する法テラス業務説明	各務原市地域包括支援センターかかみ野職員、ケアプランナー、大家等	4名
822	福井	平成27年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	500名
823	福井	平成27年5月	福井県警察職員等に対する法テラス業務説明	福井県警察職員、福井県健康福祉部、福井県弁護士会、福井地方検察庁等	37名
824	福井	平成27年6月	福井労働局員等に対する法テラス業務説明	福井地方裁判所、福井弁護士会、福井県労働委員会、福井労働局等	14名
825	福井	平成27年6月	福井市地域福祉課職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	福井市地域福祉課職員	20名
826	福井	平成27年6月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	130名
827	福井	平成27年6月	養護老人ホーム職員等に対する法テラス業務説明	福井県内介護施設等職員	50名
828	福井	平成27年8月	福井県警察本部職員等に対する法テラス業務説明	福井県、福井県警察本部職員等	30名
829	福井	平成27年8月	公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部職員に対する法テラス業務説明	公益財団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部、福井県司法書士会	20名
830	福井	平成27年9月	福井県庁職員等に対する法テラス業務説明	福井県庁職員、福井弁護士会等	20名
831	福井	平成27年9月	一般市民に対する法テラス業務説明	福井県民	1,000名
832	福井	平成27年11月	福井県庁職員等に対する法テラス業務説明	福井弁護士会、福井県庁職員	62名
833	福井	平成27年11月	福井地方法務局における法テラス業務説明	福井県内人権擁護委員	12名
834	福井	平成27年11月	一般市民に対する法テラス業務説明	福井県民	1,000名
835	福井	平成28年1月	敦賀市役所市民協同課職員等に対する法テラス業務説明	敦賀市役所市民協同課職員	16名
836	福井	平成28年1月	被害者支援相談員に対する業務説明	福井県内犯罪被害者相談員	10名
837	福井	平成28年1月	福井県庁職員等に対する法テラス業務説明	福井県庁職員、福井弁護士会等	39名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
838	福井	平成28年1月	あわら市内民生・児童委員等における法教育(講演)、法テラス業務説明	あわら市内民生・児童委員等	50名
839	福井	平成28年2月	犯罪被害者支援関係団体に対する法テラス業務説明	福井県庁職員、福井弁護士会、福井県警察本部等	21名
840	福井	平成28年3月	一般市民に対する法テラス業務説明	福井県民	1,000名
841	福井	平成28年3月	福井県医師会等に対する法テラス業務説明	福井県庁職員、福井弁護士会、福井県警察本部等	15名
842	石川	平成27年4月	石川県内地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	石川県内地域包括支援センター職員、ケアマネジャー	51名
843	石川	平成27年4月	金沢市役所広報広聴課職員に対する法テラス業務説明	金沢市役所広報広聴課職員	3名
844	石川	平成27年4月	石川県女性センター職員に対する法テラス業務説明	石川県女性センター職員	3名
845	石川	平成27年4月	石川県社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	石川県社会福祉協議会職員	3名
846	石川	平成27年4月	金沢市社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	金沢市社会福祉協議会構成機関・団体	3名
847	石川	平成27年6月	珠洲市第二地区民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	珠洲市第二地区民生・児童委員	16名
848	石川	平成27年7月	石川県女性センターのDV職務者に対する法教育(講演)	石川県女性センターのDV職務者	60名
849	石川	平成27年7月	被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	被害者支援連絡協議会会員	76名
850	石川	平成27年9月	県民相談相互支援ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク連絡会参加者	70名
851	石川	平成27年10月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民(総合労働相談会参加)	24名
852	石川	平成27年10月	珠洲市宝立地区民生児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	珠洲市宝立地区民生・児童委員	10名
853	石川	平成27年10月	多重債務者問題対策協議会における法テラス業務説明	石川県多重債務者問題対策協議会参加者	30名
854	石川	平成27年10月	金沢市長寿福祉課・認知症サポーター研修における法テラス業務説明	金沢市長寿福祉課職員	9名
855	石川	平成27年11月	金沢保護観察所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	金沢保護観察所職員	14名
856	石川	平成27年12月	石川県内図書館司書に対する法テラス業務説明	石川県内図書館司書	30名
857	石川	平成27年12月	DV対策支援等連絡協議会における法テラス業務説明	DV対策支援等連絡協議会構成機関・団体	32名
858	石川	平成28年2月	金沢市生活困窮者自立支援連絡協議会における法テラス業務説明	弁護士会、司法書士会、医療ソーシャルワーカー協会等	28名
859	石川	平成28年3月	石川県内の市町首長申立窓口担当職員に対する法テラス業務説明	市町首長申立窓口担当職員	30名
860	富山	平成27年6月	人身安全関連事案対応に関する意見交換会における法テラス業務説明	県内人身安全関連相談機関	50名
861	富山	平成27年7月	富山県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	富山県多重債務者対策協議会構成員	25名
862	富山	平成27年7月	富山検察庁、とやま被害者支援センターとの事例検討会における業務説明	富山検察庁被害者支援員、とやま被害者支援センター職員、富山保護観察所職員	8名
863	富山	平成27年10月	富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	12名
864	富山	平成27年10月	富山県民に対する法教育、法テラス業務説明	富山県消費者大会参加者	500名
865	富山	平成27年10月	県内市町村ひとり親支援員に対する法テラス業務説明	県内市町村ひとり親支援員	20名
866	富山	平成27年10月	犯罪被害者支援条例制定検討PTメンバーに対する法テラス業務説明	自民党富山県議会議員	15名
867	富山	平成27年11月	犯罪被害者等関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	富山県内犯罪被害者等関係機関職員	50名
868	富山	平成27年12月	入善地域包括支援センター職員における法教育(講演)、法テラス業務説明	入善地域包括支援センター職員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
869	富山	平成27年12月	射水市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	射水市市民後見人養成講座受講生	20名
870	富山	平成27年12月	富山検察庁、とやま被害者支援センターとの事例検討会における法テラス業務説明	富山検察庁被害者支援員、とやま被害者支援センター職員、富山保護観察所職員	8名
871	富山	平成27年12月	警察職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	富山県警察官被害者支援員	18名
872	富山	平成27年12月	砺波市役所における法テラス業務説明	砺波市役所福祉市民部社会福祉課職員	6名
873	富山	平成27年12月	南砺市役所における法テラス業務説明	南砺市役所民生部福祉課職員	8名
874	富山	平成27年12月	射水市役所における法テラス業務説明	射水市役所福祉保健部社会福祉課職員、射水市社会福祉協議会員	5名
875	富山	平成27年12月	水見市役所における法テラス業務説明	水見市役所市民部福祉介護課職員、水見市社会福祉協議会員	6名
876	富山	平成27年12月	東部自立支援センター職員に対する法テラス業務説明	東部自立支援センター職員	8名
877	富山	平成28年1月	富山市役所における法テラス業務説明	富山市役所福祉保健部社会福祉課職員、富山市社会福祉協議会員	8名
878	富山	平成28年1月	県内地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	県内地域包括支援センター職員	80名
879	富山	平成28年1月	人権擁護委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	富山県内人権擁護委員(4年目研修受講者)	20名
880	広島	平成27年4月	広島県災害復興支援士業連絡会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	20名
881	広島	平成27年4月	ひろしまDネット(広島薬物関連問題関係者ネットワーク)における法テラス業務説明	広島薬物関連問題関係者ネットワーク構成員	30名
882	広島	平成27年4月	中国財務局専門調査員に対する法テラス業務説明	中国財務局専門調査員(相談員)等	6名
883	広島	平成27年4月	海田町社会福祉協議会における法テラス業務説明	海田町心配ごと相談員、事務局員	13名
884	広島	平成27年4月	広島県被害者支援連絡協議会幹事会における法テラス業務説明	県職員、市職員、検察庁、弁護士会等	30名
885	広島	平成27年5月	中国キャリアコンサルタント研究会における法教育(講演)、法テラス業務説明	中国キャリアコンサルタント協会構成員	30名
886	広島	平成27年5月	憲法週間「法の現場」見学ツアーにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	20名
887	広島	平成27年5月	警察安全相談業務担当警察職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	警察安全相談担当警察職員	17名
888	広島	平成27年5月	広島市宇品・似島地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	広島市宇品・似島地域ケアマネジャー	15名
889	広島	平成27年5月	坂町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	坂町地域ケアマネジャー、海田町・坂町職員、包括支援センター職員	35名
890	広島	平成27年5月	反貧困ネットワーク広島総会における法テラス業務説明	反貧困ネットワーク広島構成員	50名
891	広島	平成27年5月	地域住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	井口台ふれあいサロンに参加する地域住民等	30名
892	広島	平成27年5月	広島県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	広島県被害者支援連絡協議会構成員	30名
893	広島	平成27年5月	平成27年度広島県被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	広島県被害者支援連絡協議会構成員	50名
894	広島	平成27年5月	竹原市内医療介護職者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	竹原市内医療介護職者	50名
895	広島	平成27年6月	全国クレサラ・生活再建問題対策協議会における法テラス業務説明	全国クレサラ・生活再建問題対策協議会構成員	50名
896	広島	平成27年6月	広島県災害復興支援士業連絡会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	20名
897	広島	平成27年6月	大竹市社会福祉協議会相談担当者に対する法テラス業務説明	大竹市社会福祉協議会相談担当者	20名
898	広島	平成27年6月	広島市災害ボランティア活動連絡調整会における法テラス業務説明	広島市災害ボランティア連絡調整会議構成員	50名
899	広島	平成27年6月	広島まちかど生活相談会における法テラス業務説明	一般市民	50名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
900	広島	平成27年6月	平成27年度第2回女性被害者支援研究会における法テラス業務説明	広島県被害者支援連絡協議会構成員	30名
901	広島	平成27年6月	広島市幟町包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市幟町地域包括支援センター職員、ケアマネジャー等	6名
902	広島	平成27年7月	江田島市社会福祉協議会における法テラス業務説明	江田島市地域包括支援センター職員	5名
903	広島	平成27年7月	広島市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市社会福祉協議会会員等	50名
904	広島	平成27年7月	広島被害者支援センター「被害者が創る条例研究会」における法テラス業務説明	被害者支援センター職員、子ども家庭センター職員、県民活動家等	30名
905	広島	平成27年7月	広島市安佐南区厚生部健康長寿課における法テラス業務説明	安佐南区内地域包括支援センター職員、障がい者相談事業所職員等	25名
906	広島	平成27年7月	大崎上島町社会福祉協議会における法テラス業務説明、法律相談	大崎上島町民、大崎上島町社会福祉協議会会員等	13名
907	広島	平成27年7月	広島市安佐北区厚生部健康長寿課における法テラス業務説明	安佐北区内地域包括支援センター職員、障がい者相談事業所職員等	50名
908	広島	平成27年7月	廿日市市社会福祉協議会巡回法律相談における法テラス業務説明	廿日市市民	5名
909	広島	平成27年7月	広島県災害復興支援士業連絡会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	20名
910	広島	平成27年8月	福山市地域包括支援センター南蔵王における法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市地域ケアマネジャー等	30名
911	広島	平成27年8月	広島市西区社会福祉協議会における法テラス業務説明	広島市西区地域福祉推進委員	20名
912	広島	平成27年8月	広島修道大学法科大学院生に対する法テラス業務説明	広島修道大学法科大学院生	2名
913	広島	平成27年8月	広島市幟町地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	広島市幟町地域民生・児童委員、介護保険事業所職員、地域包括支援センター職員	20名
914	広島	平成27年8月	平成27年度広島県多重債務者問題対策協議会における法テラス業務説明	広島県多重債務者問題連絡協議会構成員	24名
915	広島	平成27年8月	庄原市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	苦情解決第三者委員、苦情解決責任者(管理者)、苦情受付担当者(各事業所職員)	30名
916	広島	平成27年9月	福山市男女共同参画センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市在住・在勤の一般市民	30名
917	広島	平成27年9月	第12回広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会における法テラス業務説明	広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会構成員	50名
918	広島	平成27年9月	広島県災害復興支援士業連絡会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	20名
919	広島	平成27年9月	暮らしとこころの相談会における法テラス業務説明	広島県民	50名
920	広島	平成27年9月	広島市立深川小学校における法教育(講義)、法テラス業務説明	広島市立深川小学校生徒	30名
921	広島	平成27年9月	呉市社会福祉協議会における法テラス業務説明	地域福祉課権利擁護グループ職員等	15名
922	広島	平成27年9月	広島弁護士会新会館落成記念イベント における法テラス業務説明	一般市民	30名
923	広島	平成27年9月	安芸高田市副保健部高齢者福祉課における法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸高田市地域包括支援センター職員、高齢者福祉課職員	8名
924	広島	平成27年9月	福山西南部ケアマネジメント協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	松永沼隈地域ケアマネジャー等	50名
925	広島	平成27年10月	平成27年度うつ病・自殺対策相談機関実務者連絡会議における法テラス業務説明	うつ病・自殺対策相談機関職員	30名
926	広島	平成27年10月	安芸高田市福祉保健部高齢者福祉課における法教育(講演)、法テラス業務説明、巡回法律相談	安芸高田市民	55名
927	広島	平成27年10月	東広島市社会福祉協議会における法テラス業務説明、巡回法律相談	東広島市内関係機関職員(保健・医療・福祉・行政等)	50名
928	広島	平成27年10月	広島市要保護児童対策地域協議会 ケース会議における法テラス業務説明	広島市要保護児童対策地域協議会構成員	30名
929	広島	平成27年10月	山県地区保護司会における法教育(講演)、法テラス業務説明	山県地区保護司	25名
930	広島	平成27年10月	法の日週間「法の現場」見学ツアーにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
931	広島	平成27年10月	労働紛争解決のためのセミナー&相談会における法テラス業務説明	一般市民	40名
932	広島	平成27年10月	広島市安芸区厚生部健康長寿課における法テラス業務説明	広島市安芸区地域包括支援センター職員、健康長寿課職員、安芸区社会福祉協議会員	20名
933	広島	平成27年10月	尾道市北部地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	尾道市北部地域包括支援センター職員、健康長寿課職員、安芸区社会福祉協議会員	40名
934	広島	平成27年10月	佐伯区厚生部健康長寿課における法教育(講演)、法テラス業務説明	佐伯区内6地域包括支援センター職員	20名
935	広島	平成27年10月	東広島市高齢者支援課における法教育(講演)、法テラス業務説明	東広島市高齢者支援課職員、東広島市内4地域包括支援センター職員	30名
936	広島	平成27年10月	高齢者虐待ネットワークにおける法テラス業務説明	高齢者虐待ネットワーク構成員	30名
937	広島	平成27年10月	庄原市役所東城支所における法教育(講演)、法テラス業務説明	庄原市ケアマネジャー、介護福祉士	25名
938	広島	平成27年10月	広島市安佐南区健康長寿課における法教育(講演)、法テラス業務説明	安佐南区介護職員、地域包括支援センター職員	80名
939	広島	平成27年10月	広島市観音地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市観音地域包括支援センター職員等	20名
940	広島	平成27年10月	府中町地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	府中町内介護職員、地域包括支援センター職員	20名
941	広島	平成27年10月	室戸市要保護児童対策地域協議会における法テラス業務説明	室戸市要保護児童対策地域協議会構成員	20名
942	広島	平成27年10月	広島県立総合精神保健福祉センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明(広島地区)	保健福祉、医療、高齢者支援、就労支援、消費生活相談員等	50名
943	広島	平成27年10月	広島県警察学校における法教育(講演)、法テラス業務説明	警察職員	50名
944	広島	平成27年11月	広島県立総合精神保健福祉センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明(福山地区)	保健福祉、医療、高齢者支援、就労支援、消費生活相談員等	50名
945	広島	平成27年11月	第13回広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会における法テラス業務説明	広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会構成員	30名
946	広島	平成27年11月	広島市古田地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市古田地域ケアマネジャー	15名
947	広島	平成27年11月	平成27年度広島市DV対策関係機関連絡会議における法テラス業務説明	広島市DV対策関係機関連絡会議構成員	30名
948	広島	平成27年11月	広島修道大学公開講座における法テラス業務説明	広島市民	30名
949	広島	平成27年11月	広島県災害復興支援士業連絡会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	30名
950	広島	平成27年12月	広島市阿戸・矢野地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	広島市阿戸・矢野地域ケアマネジャー	20名
951	広島	平成27年12月	中国財務局金融監督第三課における法教育(講演)、法テラス業務説明	消費生活センター職員、自治体職員、相談員等	20名
952	広島	平成27年12月	福山市地域包括支援センター引野における法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市地域ケアマネジャー等	30名
953	広島	平成27年12月	広島市国泰寺地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	広島市職町地域包括支援センター職員、広島市国泰寺地域包括支援センター職員、ケアマネジャー	35名
954	広島	平成27年12月	広島市災害協定事前協議会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	30名
955	広島	平成27年12月	安芸太田町福祉課における法教育(講演)、法テラス業務説明	安芸太田町職員、安芸太田町社会福祉協議会員等	30名
956	広島	平成27年12月	神石高原町地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	神石高原町地域介護・病院職員	20名
957	広島	平成28年1月	広島県西部保健所における法テラス業務説明	広島県西部ケアマネジャー等	30名
958	広島	平成28年1月	広島県災害復興支援士業連絡会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	30名
959	広島	平成28年1月	海田町福祉事務所における法教育(講演)	安芸郡内生活保護担当職員	30名
960	広島	平成28年2月	司法と福祉をつなぐ勉強会における法テラス業務説明	県内社会福祉士、弁護士等	30名
961	広島	平成28年2月	井口台地域市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	一般市民	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
962	広島	平成28年2月	リーダー研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	消費生活センター協会理事、幹事等	30名
963	広島	平成28年2月	広島市安芸区瀬野川地区ケアマネジャー等に対する法テラス業務説明	広島市安芸区瀬野川地区ケアマネジャー、地域包括支援センター職員	20名
964	広島	平成28年2月	広島県災害復興支援士業連絡会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	20名
965	広島	平成28年2月	広島朝鮮初中高級学校における法教育(授業)、法テラス業務説明	広島朝鮮初中高級学校高級部3年生	20名
966	広島	平成28年2月	福山市地域包括支援センター三吉町南にける法教育(講演)、法テラス業務説明	福山市地域ケアマネジャー	30名
967	広島	平成28年2月	大竹市社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	大竹市社会福祉協議会員、心配ごと相談員	10名
968	広島	平成28年2月	海田町地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	海田町役場職員、海田町社会福祉協議会員等	20名
969	広島	平成28年3月	広島県災害復興支援士業連絡会における法テラス業務説明	広島県災害復興支援士業連絡会構成員	20名
970	広島	平成28年3月	南区役所における法テラス業務説明	南区役所健康長寿課職員等	30名
971	広島	平成28年3月	福山市網引公民館における法教育(講演)、法テラス業務説明	網引学区住民	24名
972	広島	平成28年3月	大崎上島町社会福祉協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	大崎上島町相談業務担当者	15名
973	広島	平成28年3月	神石高原町虐待防止ネットワーク会議における法教育(講演)、法テラス業務説明	神石高原町虐待防止ネットワーク会議構成員	20名
974	山口	平成27年4月	地域定着会議における業務説明会	社会福祉協議会職員	15名
975	山口	平成27年6月	山口県被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	県警、県、検察庁、法務局、被害者支援センター等	48名
976	山口	平成27年6月	平成27年度労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	同紛争解決制度関係機関連絡協議会構成団体	15名
977	山口	平成27年6月	地域定着会議における業務説明会	社会福祉協議会職員	15名
978	山口	平成27年9月	在監者に対する法教育、法テラス業務説明	在監者	5名
979	山口	平成27年7月	山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会における法テラス業務説明	山口地裁、家裁、法務局、労働局、県弁、医師会等	21名
980	山口	平成27年7月	地域定着会議における業務説明会	社会福祉協議会職員	15名
981	山口	平成27年9月	障害者就業・生活支援センターにおける法教育(講義)、法テラス業務説明	社会福祉協議会職員	70名
982	山口	平成27年10月	在監者に対する法教育、法テラス業務説明	在監者	6名
983	山口	平成27年10月	地域定着会議における業務説明会	社会福祉協議会職員	15名
984	山口	平成27年11月	在監者に対する法教育、法テラス業務説明	在監者	6名
985	山口	平成27年12月	在監者に対する法教育、法テラス業務説明	在監者	8名
986	山口	平成27年12月	地域定着会議における業務説明会	社会福祉協議会職員	15名
987	山口	平成28年1月	在監者に対する法教育、法テラス業務説明	在監者	5名
988	山口	平成28年2月	在監者に対する法教育、法テラス業務説明	在監者	4名
989	山口	平成28年2月	山陽小野田市地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山陽小野田市地域包括支援センター職員等	50名
990	山口	平成28年3月	在監者に対する法教育、法テラス業務説明	在監者	4名
991	岡山	平成27年6月	一般市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	岡山県民	44名
992	鳥取	平成27年5月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会参加者	16名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
993	鳥取	平成27年5月	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	鳥取県警察本部、鳥取地方検察庁、とっとり被害者支援センター等 20機関・団体	30名
994	鳥取	平成27年7月	とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティアに対する法テラス業務説明	とっとり被害者支援センター被害者支援ボランティア	10名
995	鳥取	平成27年7月	介護支援専門職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鳥取東健康福祉センター管内介護支援専門職員	40名
996	鳥取	平成27年8月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明	湯梨浜町民生・児童委員	55名
997	鳥取	平成27年9月	鳥取県社会福祉協議会の事例検討会における法教育	自立相談支援実施機関関係者等	50名
998	鳥取	平成27年9月	鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、民生・児童委員、自治 体担当者等	31名
999	鳥取	平成27年10月	介護支援専門員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鳥取中央地域包括支援センター管内介護支援専門職員	55名
1000	鳥取	平成27年11月	鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	鳥取県警察本部、鳥取地方検察庁、とっとり被害者支援センター等 20機関・団体実務担当者	30名
1001	鳥取	平成27年11月	犯罪被害者ネットワーク会議における法テラス業務説明	八橋警察署管内自治体職員、とっとり被害者支援センター職員、鳥 取地方検察庁職員等	15名
1002	鳥取	平成27年11月	鳥取県社会福祉協議会の事例検討会における法教育	自立相談支援実施機関関係者等	50名
1003	鳥取	平成27年12月	鳥取市社会福祉協議会職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鳥取市社会福祉協議会員	20名
1004	鳥取	平成28年1月	鳥取県立智頭農林高等学校生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	鳥取県立智頭農林高等学校生徒(2年生)	53名
1005	鳥取	平成28年2月	関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	鳥取県警察本部、鳥取少年鑑別所、鳥取県地域生活定着支援センター 職員等	22名
1006	鳥取	平成28年2月	関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	鳥取県警察本部、鳥取少年鑑別所、鳥取県地域生活定着支援センター 職員等	22名
1007	島根	平成27年4月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1008	島根	平成27年4月	平田高齢者あんしんセンターにおける法テラス業務説明	平田地域包括支援センター職員	10名
1009	島根	平成27年4月	安来地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	安来地域包括支援センター職員	10名
1010	島根	平成27年5月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	島根県商工労働部雇用政策課、松江地裁、島根県弁護士会等	20名
1011	島根	平成27年5月	平成27年度理事会・通常総会における法テラス業務説明	島根県連合婦人会、島根県弁護士会、島根県社会福祉協議会等	15名
1012	島根	平成27年5月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1013	島根	平成27年5月	自主研修会における法テラス業務説明	島根県調停協会浜田支部民事・家事調停委員	20名
1014	島根	平成27年5月	平成27年度隠岐人権擁護委員会協議会委員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	隠岐人権擁護委員等	20名
1015	島根	平成27年5月	島根県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1016	島根	平成27年5月	いじめ問題調査委員会及び対応専門委員会における法テラス業務説明	隠岐医師会、人権擁護委員、児童福祉委員等	20名
1017	島根	平成27年5月	出雲市社会福祉協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	出雲市社会福祉協議会員	20名
1018	島根	平成27年6月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1019	島根	平成27年6月	社会を明るくする運動推進委員会における法テラス業務説明	社会を明るくする運動推進委員	50名
1020	島根	平成27年6月	松江地域生活福祉・就労支援協議会における法テラス業務説明	松江地域生活福祉・就労支援協議会員	25名
1021	島根	平成27年6月	島根県男女共同参画相談機関連絡協議会における法テラス業務説明	島根県男女共同参画相談機関連絡協議員	30名
1022	島根	平成27年6月	松東地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	松江市松東地域包括支援センター職員	20名
1023	島根	平成27年6月	中央地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	松江市中央地域包括支援センター職員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1024	島根	平成27年7月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1025	島根	平成27年7月	島根労働局総合労働相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	島根労働局総合労働相談員	30名
1026	島根	平成27年7月	社会を明るくする運動推進大会における法教育(講演)、法テラス業務説明	安来市社会福祉協議会員、民生・児童委員協議会員等	100名
1027	島根	平成27年7月	松江くらし相談支援センター運営協議会における法テラス業務説明	松江市民館長会、松江公共職業安定所等	50名
1028	島根	平成27年8月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1029	島根	平成27年8月	被害者支援員養成講座における法テラス業務説明	島根被害者支援員	20名
1030	島根	平成27年9月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1031	島根	平成27年9月	警察官に対する法テラス業務説明	島根県警察本部警察官	30名
1032	島根	平成27年9月	大田市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	大田市民	30名
1033	島根	平成27年9月	松江市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	松江市民	30名
1034	島根	平成27年9月	島根県社会福祉協議会職員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県社会福祉協議会員	30名
1035	島根	平成27年10月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1036	島根	平成27年10月	一般市民に対する法教育	島根県民	15名
1037	島根	平成27年10月	一般市民に対する法教育	島根県警本部、島根被害者サポートセンター職員等	15名
1038	島根	平成27年10月	人権擁護委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県人権擁護委員	30名
1039	島根	平成27年11月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1040	島根	平成27年11月	家事関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	家事関係機関連絡協議会員	20名
1041	島根	平成27年11月	被害者支援連絡協議会における法テラス業務説明	被害者支援連絡協議会員	40名
1042	島根	平成27年11月	一般市民に対する法教育	島根県民	20名
1043	島根	平成27年11月	松江市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	松江市民	50名
1044	島根	平成27年11月	島根県高齢者大学校健康福祉支援者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県高齢者大学校健康福祉支援者	20名
1045	島根	平成27年12月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1046	島根	平成27年12月	犯罪被害者支援における法テラス業務説明	島根被害者サポートセンター犯罪被害者支援員	20名
1047	島根	平成27年12月	松江市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	松江市民	30名
1048	島根	平成27年12月	島根県高齢者大学校健康福祉支援者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県高齢者大学校健康福祉支援者	30名
1049	島根	平成28年1月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1050	島根	平成28年1月	浜田市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	浜田市民	30名
1051	島根	平成28年2月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名
1052	島根	平成28年2月	松江工業高等学校教員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	松江工業高等学校教員	30名
1053	島根	平成28年2月	知夫村民生・児童委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	知夫村民生・児童委員等	20名
1054	島根	平成28年3月	暮らしに役立つ図書館講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	島根県民	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1055	島根	平成28年3月	松江市ボランティアフェスティバルにおける法テラス業務説明	松江市民	50名
1056	島根	平成28年3月	浜田市民に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	浜田市民	30名
1057	福岡	平成27年4月	粕屋町役場介護福祉課社会福祉係長に対する法テラス業務説明	粕屋町役場介護福祉課社会福祉係長	4名
1058	福岡	平成27年4月	一般市民に対する法教育	北九州市民等	500名
1059	福岡	平成27年4月	苅田町司法・福祉他業種連絡会における事例検討、法テラス業務説明	苅田町における司法・福祉業務関係者	15名
1060	福岡	平成27年4月	北九州市八幡東区における福祉業務関係者ケース会議における法テラス業務説明	北九州市八幡東区における福祉業務関係者	20名
1061	福岡	平成27年5月	福岡県福祉労働部保護・援護課企画監に対する法テラス業務説明	福岡県福祉労働部保護・援護課企画監	4名
1062	福岡	平成27年5月	福岡県内生活保護担当課長に対する法テラス業務説明	福岡県内生活保護担当課長	20名
1063	福岡	平成27年6月	春日市健康福祉部福祉計画課長に対する法テラス業務説明	春日市健康福祉部福祉計画課長	5名
1064	福岡	平成27年6月	春日市健康福祉部福祉計画課職員等に対する法テラス業務説明	春日市健康福祉部福祉計画課・ケースワーカー	20名
1065	福岡	平成27年6月	高齢者の消費者被害に関わる研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	筑紫野市包括支援センター・ケースワーカー等	65名
1066	福岡	平成27年6月	詐欺や悪質商法から高齢者を守るための研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	福津市民生・児童委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	55名
1067	福岡	平成27年6月	城南区地域保健福祉課事例検討会における法教育	城南区ケアマネジャー等	5名
1068	福岡	平成27年6月	苅田町司法・福祉他業種連絡会における事例検討、法テラス業務説明	苅田町における司法・福祉業務関係者	15名
1069	福岡	平成27年6月	保健医療福祉相談連絡会における法テラス業務説明	北九州市八幡東区における福祉・医療業務関係者	30名
1070	福岡	平成27年7月	八女市市民福祉部福祉課係長等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	八女市市民福祉部福祉課係長等	10名
1071	福岡	平成27年7月	うきは市社会福祉協議会研修会における法テラス業務説明	うきは市社会福祉協議会、相談員、人権相談員等	21名
1072	福岡	平成27年7月	一般市民に対する法テラス業務説明	ムーブフェスタ(男女共同参画啓発イベント)参加者	80名
1073	福岡	平成27年8月	福岡市中央区保健福祉センター・保護課職員に対する法テラス業務説明	福岡市中央区保健福祉センター・保護職員	4名
1074	福岡	平成27年8月	福岡市早良区保健福祉センター・保護課職員・ケースワーカーに対する法教育(講演)、法テラス業務説明	福岡市早良区保健福祉センター・保護課職員・ケースワーカー	20名
1075	福岡	平成27年8月	久留米市役所CW研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	久留米市健康福祉部生活支援第2課職員・ケースワーカー	15名
1076	福岡	平成27年8月	久留米市役所CW研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	久留米市健康福祉部生活支援第2課職員・ケースワーカー	15名
1077	福岡	平成27年8月	北九州市自殺対策連絡会議における法テラス業務説明	司法・行政・医療・保健・福祉関係機関職員等	25名
1078	福岡	平成27年8月	苅田町司法・福祉他業種連絡会における事例検討、法テラス業務説明	苅田町における司法・福祉業務関係者	15名
1079	福岡	平成27年8月	北九州市八幡東区における福祉業務関係者ケース会議における法テラス業務説明	北九州市八幡東区における福祉業務関係者	20名
1080	福岡	平成27年8月	苅田町社会福祉協議会主催の研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	苅田町福祉業務関係者	30名
1081	福岡	平成27年9月	久留米市役所CW研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	久留米市健康福祉部生活支援第2課職員・ケースワーカー	15名
1082	福岡	平成27年9月	久留米市役所CW研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	久留米市健康福祉部生活支援第2課職員・ケースワーカー	15名
1083	福岡	平成27年9月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	民生委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	30名
1084	福岡	平成27年9月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	民生委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	20名
1085	福岡	平成27年9月	地域包括支援センター社会福祉士、ケアマネジャー合同勉強会における法テラス業務説明	粕屋地域社会福祉士、ケアマネジャー	50名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1086	福岡	平成27年9月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	30名
1087	福岡	平成27年9月	心配ごと相談員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	北九州市若松区心配ごと相談員	25名
1088	福岡	平成27年10月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	40名
1089	福岡	平成27年10月	中央区地域保健福祉課主催研修会における法テラス業務説明	中央区地域包括・社会福祉士等	17名
1090	福岡	平成27年10月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	早良区民生・児童委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	25名
1091	福岡	平成27年10月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	早良区民生・児童委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	20名
1092	福岡	平成27年10月	博多区地域包括・社会福祉士に対する勉強会における法教育(講演)、法テラス業務説明	博多区地域包括所属社会福祉士	15名
1093	福岡	平成27年10月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	早良区民生・児童委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	22名
1094	福岡	平成27年10月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	早良区民生・児童委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	25名
1095	福岡	平成27年10月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	早良区民生・児童委員、自治会役員、地域包括支援センター職員等	23名
1096	福岡	平成27年10月	苅田町司法・福祉他業種連絡会における事例検討、法テラス業務説明	苅田町における司法・福祉業務関係者	15名
1097	福岡	平成27年11月	中央区保護課司法SW導入研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	中央区ケースワーカー	20名
1098	福岡	平成27年11月	市民後見人普及啓発講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	うきは市民、うきは市社会福祉協議会員等	50名
1099	福岡	平成27年11月	市民後見人普及啓発講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	うきは市民、うきは市社会福祉協議会員等	50名
1100	福岡	平成27年11月	消費者学級参加者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	消費者学級参加者	26名
1101	福岡	平成27年12月	柳川市保健福祉部福祉課参与、生活保護係長に対する法テラス業務説明	柳川市保健福祉部福祉課参与、生活保護係長	4名
1102	福岡	平成27年12月	八女市社会福祉協議会業務説明・研修会における法テラス業務説明	八女市社会福祉協議会員、相談員	20名
1103	福岡	平成27年12月	苅田町司法・福祉他業種連絡会における事例検討、法テラス業務説明	苅田町における司法・福祉業務関係者	15名
1104	福岡	平成27年12月	北九州市八幡東区における福祉業務関係者ケース会議における法テラス業務説明	北九州市八幡東区における福祉業務関係者	20名
1105	福岡	平成27年12月	苅田町社会福祉協議会主催の研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	苅田町福祉業務関係者	30名
1106	福岡	平成28年1月	女性相談関係機関等ネットワーク研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	福岡県内女性相談関係機関職員	50名
1107	福岡	平成28年2月	博多区第6いきいきセンターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	博多第6地域包括内社会福祉士、ケアマネジャー	20名
1108	福岡	平成28年2月	福岡都市圏生活保護研修協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	福岡都市圏生活保護担当者	50名
1109	福岡	平成28年2月	九州大学YLP留学生に対する法教育(講座)、法テラス業務説明	九州大学受け入れYLP留学生	25名
1110	福岡	平成28年2月	柳川市役所業務説明会における法教育(講演)、法テラス業務説明	柳川市保健福祉部福祉課、地域包括支援センター職員等	20名
1111	福岡	平成28年2月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	東区第3地域包括支援センター職員、民生・児童委員、自治会役員、等	20名
1112	福岡	平成28年2月	福岡法務局北九州支局・北九州市人権推進センターとの相談窓口に関する情報交換会における法テラス業務説明	福岡法務局北九州支局(総務課長)、北九州人権推進センター(所長・課長・係長)	5名
1113	福岡	平成28年2月	苅田町総合保健福祉センター主催の保護観察所向け研修に法テラス業務説明	苅田町福祉業務関係者	15名
1114	福岡	平成28年2月	北九州市八幡東区保護課主催の勉強会における法教育(講演)、法テラス業務説明	北九州市八幡東区生活保護担当職員	15名
1115	福岡	平成28年3月	消費者被害防止研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	東区第8地域包括支援センター職員、民生・児童委員、自治会役員等	20名
1116	佐賀	平成27年4月	佐賀県国際交流協会における法テラス業務説明	佐賀県国際交流協会構成員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1117	佐賀	平成27年4月	神埼市生活自立支援センターにおける法テラス業務説明	神埼市職員、神埼市生活自立支援センター職員	6名
1118	佐賀	平成27年5月	関係機関に対する法テラス業務説明	裁判所、検察庁、弁護士会、医師会、佐賀県等	30名
1119	佐賀	平成27年5月	関係機関に対する法テラス業務説明	裁判所、検察庁、弁護士会、医師会、佐賀県等	17名
1120	佐賀	平成27年6月	多久市福祉課における法テラス業務説明	多久市福祉課課長補佐兼地域包括支援係長、福祉課高齢・障害者福祉係長	4名
1121	佐賀	平成27年6月	多久市社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉協議会事務局員	3名
1122	佐賀	平成27年6月	伊万里市福祉課職員に対する法テラス業務説明	伊万里市福祉課職員	3名
1123	佐賀	平成27年6月	小城市福祉部における法テラス業務説明	小城市福祉部高齢障がい支援課課長、市域包括推進係長、包括支援センター長	9名
1124	佐賀	平成27年6月	基山町包括支援センターにおける法テラス業務説明	役場係長、包括支援センター管理者、包括支援センター社会福祉士	5名
1125	佐賀	平成27年6月	基山町社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉協議会事務局員	3名
1126	佐賀	平成27年7月	唐津市包括支援センターにおける法テラス業務説明	唐津市地域包括支援センター社会福祉士	4名
1127	佐賀	平成27年7月	玄海町および玄海町社会福祉協議会における法テラス業務説明	役場職員、包括支援センター社会福祉士、社会福祉協議会相談員	7名
1128	佐賀	平成27年7月	武雄市健康課に対する法テラス業務説明	健康課職員、包括支援センター社会福祉士	5名
1129	佐賀	平成27年7月	みやき町地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	みやき町地域包括支援センター長、社会福祉士	6名
1130	佐賀	平成27年8月	大町町地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	大町町地域包括支援センター職員、役場職員	14名
1131	佐賀	平成27年8月	鳥栖市地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	鳥栖市包括支援センター職員、役場職員	12名
1132	佐賀	平成27年8月	個別労働紛争解決制度関係機関における法テラス業務説明	佐賀労働局総務部総務部長、佐賀地方裁判所民事訟廷管理官等	15名
1133	佐賀	平成27年9月	武雄市生活自立支援センターにおける法テラス業務説明	武雄市生活自立支援センター職員、社会福祉士等	7名
1134	佐賀	平成27年9月	江北町地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	江北町地域包括支援センター職員、役場職員	4名
1135	佐賀	平成27年10月	おたっしや本舗大和における法テラス業務説明	佐賀市大和地域包括支援センター職員	3名
1136	佐賀	平成27年10月	おたっしや本舗富士における法テラス業務説明	佐賀市富士地域包括支援センター職員、病院職員	15名
1137	佐賀	平成27年11月	少年保護関係機関との連絡協議会における法テラス業務説明	裁判所、検察庁、弁護士会、保護観察所、警察署	30名
1138	佐賀	平成27年11月	生活困窮者自立支援事業に関する協議会における法テラス業務説明	県、社会福祉協議会、社会福祉会、弁護士会、DV対策センター	26名
1139	佐賀	平成27年11月	多重債務者対策会議における法テラス業務説明	県、県警、消費生活センター、弁護士会、貸金業協会	37名
1140	佐賀	平成28年1月	佐賀市大和地域ケアマネジャーに対する法テラス業務説明	佐賀市大和地域ケアマネジャー	25名
1141	佐賀	平成28年1月	佐賀県社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	佐賀県社会福祉協議会員	50名
1142	佐賀	平成28年2月	犯罪被害者支援関係機関との事例検討会における法テラス業務説明	警察、早期支援団体、精神保健センター等	50名
1143	佐賀	平成28年2月	法務局人権擁護委員に対する法テラス業務説明	県内人権擁護委員(3年目の者)	25名
1144	佐賀	平成28年3月	保護司に対する法テラス業務説明	県内保護司	35名
1145	佐賀	平成28年3月	杵藤地区保護課職員等に対する法テラス業務説明	杵藤地区保護課職員、社協職員等	25名
1146	佐賀	平成28年3月	佐賀県臨床心理士会等との事例検討会における業務説明	男女共同参画センター、佐賀県臨床心理士会、佐賀県医師会産婦人科医部会副会長	20名
1147	佐賀	平成28年3月	嬉野市保護課職員等に対する法テラス業務説明	嬉野市保護課職員、社協職員、生活自立支援センター職員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1148	長崎	平成27年4月	諫早市中央中地区民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	諫早市中央中地区民生・児童委員、諫早市中央部地域包括支援センター職員	25名
1149	長崎	平成27年4月	県北地域福祉関係者等に対する法教育(講演)	障害者支援に関わる福祉関係者、行政関係者	15名
1150	長崎	平成27年5月	県央地域行政関係者等に対する法教育(講演)	障害者支援に関わる福祉関係者、行政関係者	15名
1151	長崎	平成27年5月	長崎県地域福祉推進事業関係機関連絡会議における業務説明	南島原市社会福祉協議会、苓崎市社会福祉協議会、長崎県社会福祉協議会	13名
1152	長崎	平成27年5月	三和中央病院精神保健福祉士等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	三和中央病院精神保健福祉士等	15名
1153	長崎	平成27年5月	滑石・横尾地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)	滑石・横尾地域民生・児童委員、ケアマネジャー、地域包括センター職員	15名
1154	長崎	平成27年5月	市民後見人の会における法教育(講演)、法テラス業務説明	市民後見人の会ながさき会員	15名
1155	長崎	平成27年6月	三和中央病院精神保健福祉士等に対する精神障害者法律援助の仕組みについての法教育(講演)、法テラス業務説明	三和中央病院精神保健福祉士等	12名
1156	長崎	平成27年6月	長崎市西浦上・三川地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	民生・児童委員、西浦上・三川地域包括支援センター職員等	107名
1157	長崎	平成27年6月	警察官に対する法教育(講演)	長崎県警察本部警察官	9名
1158	長崎	平成27年7月	精神保健福祉士等に対する法教育(講演)	ケースワーカー(精神保健福祉士等)	11名
1159	長崎	平成27年7月	佐世保市内社会福祉士に対する法教育(講演)	佐世保市内地域包括センター所属社会福祉士	15名
1160	長崎	平成27年7月	県央地域福祉関係者等に対する法教育(講演)	障害者支援に関わる県央地域福祉関係者、行政関係者	15名
1161	長崎	平成27年7月	市民後見人の会ながさき等との事例検討会における法教育	市民後見人の会ながさき会員	14名
1162	長崎	平成27年7月	諫早市東部地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	諫早市東部地域包括支援センター職員、介護支援専門員	10名
1163	長崎	平成27年8月	精神保健福祉士等に対する法教育(講演)	ケースワーカー(精神保健福祉士等)	14名
1164	長崎	平成27年8月	希望の灯学園職員、特別養護老人ホーム職員に対する法教育(講演)	希望の灯学園職員・特別養護老人ホーム職員	15名
1165	長崎	平成27年8月	諫早市中央公民館女性講座受講者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	諫早市中央公民館女性講座受講生	40名
1166	長崎	平成27年8月	介護支援職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	介護支援専門職員(宇久・中部・山澄地域包括圏域内)	15名
1167	長崎	平成27年9月	精神保健福祉士等に対する法教育(講演)	ケースワーカー(精神保健福祉士等)	15名
1168	長崎	平成27年10月	精神保健福祉士等に対する法教育(講演)	ケースワーカー(精神保健福祉士等)	15名
1169	長崎	平成27年11月	三和中央病院精神保健福祉士等に対する少年保護手続等に関する法教育(講演)、法テラス業務説明	三和中央病院精神保健福祉士等	12名
1170	長崎	平成27年11月	日見橋地域包括センター職員に対する法教育(講演)	日見橋地域民生・児童委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員	15名
1171	長崎	平成27年11月	東長崎地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)	東長崎地域民生・児童委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員	15名
1172	長崎	平成27年11月	入院患者の家族等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	入院患者の家族、精神保健福祉士	30名
1173	長崎	平成27年11月	被害者支援員養成講座における法教育(講義)、法テラス業務説明	被害者支援員養成講座受講者	15名
1174	長崎	平成27年12月	三和中央病院精神保健福祉士等に対する更生保護制度等に関する法教育(講演)、法テラス業務説明	三和中央病院精神保健福祉士等	9名
1175	長崎	平成27年12月	長崎大学病院看護師、医療ソーシャルワーカー等に対する法教育(講演・講義・授業)	看護師、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員	15名
1176	長崎	平成27年12月	島原地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)	島原地域民生・児童委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員	15名
1177	長崎	平成27年12月	医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等に対する法教育(講演)	医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員	15名
1178	長崎	平成28年1月	三和中央病院精神保健福祉士等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	三和中央病院精神保健福祉士等	15名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1179	長崎	平成28年1月	市民後見人の会における法教育(講演)、法テラス業務説明	市民後見人の会ながさき会員	20名
1180	長崎	平成28年1月	松浦市民生・児童委員に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	松浦市民生・児童委員、松浦市児童委員	100名
1181	長崎	平成28年2月	三和中央病院精神保健福祉士等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	三和中央病院精神保健福祉士等	10名
1182	長崎	平成28年2月	支援者及び医療福祉機関に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	障がいを持つ方及びその家族、支援者、医療福祉機関	250名
1183	長崎	平成28年2月	医療福祉介護関係者に対する法教育(講演)	長崎県内医療福祉介護関係者	15名
1184	長崎	平成28年2月	長崎県立猶興館高等学校生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	長崎県立猶興館高等学校3年生	80名
1185	長崎	平成28年2月	ケアマネジャー、平戸市内地域包括支援センター職員に対する法教育(講演)	ケアマネジャー、平戸市内地域包括支援センター職員	15名
1186	長崎	平成28年3月	三和中央病院精神保健福祉士等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	三和中央病院精神保健福祉士等	11名
1187	長崎	平成28年3月	長崎県知的障がい児者関係施設職員及び代議員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	長崎県知的障がい児者関係施設職員、代議員	85名
1188	長崎	平成28年3月	県南地域行政関係者及び福祉関係者に対する法教育(講演)	県南地域障害者支援に関わる福祉関係者・行政関係者	15名
1189	大分	平成27年4月	大分大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	大分大学大学生	200名
1190	大分	平成27年4月	別府清部学園短期大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	別府清部学園短期大学大学生	200名
1191	大分	平成27年5月	大分大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	大分大学大学生	200名
1192	大分	平成27年6月	大分大学における法教育(講義)、法テラス業務説明	大分大学大学生	200名
1193	大分	平成27年6月	大分県警察学校における法教育、法テラス業務説明	警察安全相談員等	25名
1194	大分	平成27年6月	DV被害者保護関係機関ネットワーク連絡会議における法テラス業務説明	DV被害者保護関係機関ネットワーク連絡会構成機関・団体	26名
1195	大分	平成27年7月	碩田地域包括支援センターとの事例検討会における法教育	碩田地域包括支援センター職員	20名
1196	大分	平成27年8月	ジュニアロースクール(模擬裁判)における法教育(授業)、法テラス業務説明	県内の小学生及びその保護者	50名
1197	大分	平成27年10月	大分県立図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	大分県民	20名
1198	大分	平成27年10月	宇佐圏地域包括支援センターに対する法テラス業務説明	宇佐圏内地域包括支援センター職員	12名
1199	大分	平成27年10月	くのみ苑における法教育(講演)、法テラス業務説明	くのみ苑入居者及び職員	70名
1200	大分	平成27年11月	一般市民に対する法教育	大分県民	10名
1201	大分	平成27年11月	養育費相談会における法テラス業務説明	大分県民	50名
1202	大分	平成27年12月	大分県被害者等連絡協議会における法テラス業務説明	大分県被害者等連絡協議会構成機関・団体	25名
1203	大分	平成28年1月	大分県立図書館における法教育(講演)、法テラス業務説明	大分県民	20名
1204	大分	平成28年3月	春休みジュニアロースクールにおける法教育(授業)、法テラス業務説明	県内の中学生	30名
1205	大分	平成28年3月	地域ネットワーク会議における法教育(授業)、法テラス業務説明	碩田地域自治会長、民生委員、医療介護事務所等	50名
1206	大分	平成28年3月	(社)永生会母子ホームにおける法テラス業務説明	施設職員	10名
1207	熊本	平成27年4月	寿生大学受講者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	寿生大学受講者	70名
1208	熊本	平成27年4月	熊本県生活困窮者自立支援法に係る関係機関連絡会議における法テラス業務説明	熊本県生活困窮者自立支援法に係る関係機関連絡会議担当職員	1名
1209	熊本	平成27年4月	熊本県生活困窮者自立支援法に係る関係機関連絡会議における法テラス業務説明	熊本県生活困窮者自立支援法に係る関係機関連絡会議構成員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1210	熊本	平成27年5月	山鹿回生病院家族会会員及び病院職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	山鹿回生病院家族会会員及び病院職員	30名
1211	熊本	平成27年5月	一般市民に対する法教育	熊本県民	100名
1212	熊本	平成27年5月	熊本県犯罪被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	熊本県犯罪被害者支援連絡協議会構成員	50名
1213	熊本	平成27年6月	熊本県DV対策関係機関連携会議における法テラス業務説明	熊本県DV対策関係機関連携会議構成員	48名
1214	熊本	平成27年6月	福岡教室成人施設建設協議会員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	ココロ熊本・福岡教室成人施設建設協議会員	17名
1215	熊本	平成27年6月	高森町更生保護女性会員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	高森町更生保護女性会会員	25名
1216	熊本	平成27年7月	訪問介護事業所とまり木職員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	サービス付き高齢者向け住宅福朗職員、訪問介護事業所とまり木職員	9名
1217	熊本	平成27年7月	子を持つ親のための法律講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	大津町民	400名
1218	熊本	平成27年7月	日吉校区高齢者地域住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	日吉校区高齢者地域住民	20名
1219	熊本	平成27年7月	熊本市DV防止連絡会議における法テラス業務説明	熊本市DV防止連絡会議構成員	55名
1220	熊本	平成27年7月	熊本県多重債務協議会における法テラス業務説明	熊本県多重債務協議会構成員	30名
1221	熊本	平成27年8月	南区福祉事務所職員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	南区福祉事務所職員	20名
1222	熊本	平成27年9月	有明広域行政事務組合所属消防士研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	有明広域行政事務組合所属消防士	55名
1223	熊本	平成27年9月	熊本県DV対策関係機関連携会議(実務者会議)事例検討会における法テラス業務説明	熊本県DV対策関係機関連携会議実務者担当者	20名
1224	熊本	平成27年9月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会構成員	30名
1225	熊本	平成27年9月	熊本県立図書館の「情報ギャラリー展」における法教育、法テラス業務説明	熊本県立図書館利用者全般(小・中学校生を含む)	500名
1226	熊本	平成27年10月	和水町町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	和水町町民	100名
1227	熊本	平成27年10月	日吉中学校保護者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	日吉中学校保護者	40名
1228	熊本	平成27年10月	民生・児童委員、福祉ボランティア委員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	尾ノ上校区民生・児童委員、福祉ボランティア委員	35名
1229	熊本	平成27年10月	南区役所職員研修会における法教育(授業)、法テラス業務説明	南区役所職員	50名
1230	熊本	平成27年11月	熊本県高齢者支援センターささえりあ北部利用者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本県高齢者支援センターささえりあ北部利用者	26名
1231	熊本	平成27年11月	熊本市庄口地域運営委員、地域の各種団体長、民生・児童委員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本市庄口地域運営委員、地域の各種団体長、民生・児童委員	50名
1232	熊本	平成27年11月	障害者支援施設くまむた荘における法教育(講演)、法テラス業務説明	障害者支援施設くまむた荘職員・利用者の父母、兄弟	50名
1233	熊本	平成27年12月	株式会社SYSKEN社員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	株式会社SYSKEN社員	100名
1234	熊本	平成27年12月	きらきら星レジデンス施設職員、入所者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	きらきら星レジデンス施設職員、入所者	20名
1235	熊本	平成28年1月	宇城広域連合消防職員研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	宇城広域連合消防職員	200名
1236	熊本	平成28年1月	熊本市生活困窮者連絡会議における法テラス業務説明	熊本市生活困窮者連絡会議構成員	20名
1237	熊本	平成28年2月	龍田三町内会長寿会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	龍田三町内会長寿会員	18名
1238	熊本	平成28年2月	八代市第5地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	八代市第5地域包括支援センター高齢者支援に関わる祝詞関係者、見守り実施者	24名
1239	熊本	平成28年2月	保護観察所との意見交換会における法テラス業務説明	保護観察所犯罪被害者担当保護司	15名
1240	熊本	平成28年2月	熊本県立高森高等学校生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	熊本県立高森高等学校3年生	100名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1241	熊本	平成28年3月	熊本県DV対策関係機関連携会議(実務者会議)事例検討会における法テラス業務説明	熊本県DV対策関係機関連携会議実務者担当者	20名
1242	熊本	平成28年3月	熊本医療センター-PSW研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	熊本医療センター-PSW等	8名
1243	熊本	平成28年3月	熊本市生活困窮者連絡会議実務担当者に対する法テラス業務説明	熊本市生活困窮者連絡会議事務担当者	1名
1244	鹿児島	平成27年4月	一般市民に対する法教育	鹿児島県民	250名
1245	鹿児島	平成27年6月	個別労働紛争関連連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争関連連絡協議会員	25名
1246	鹿児島	平成27年6月	大崎町社会福祉協議会における法テラス業務説明	大崎町社会福祉協議会員	10名
1247	鹿児島	平成27年6月	一般市民に対する法教育(講演)	鹿児島市民等	27名
1248	鹿児島	平成27年7月	公益社団法人指宿法人会における法テラス業務説明	指宿法人会女性部会会員、一般市民	30名
1249	鹿児島	平成27年7月	鹿屋中学校における法教育(授業)	鹿屋中学校生徒	100名
1250	鹿児島	平成27年8月	多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	多重債務者対策協議会員	20名
1251	鹿児島	平成27年9月	一般市民に対する法教育	保健・福祉・医療団体、教育、警察・消防、労働、自治体、関係団体	50名
1252	鹿児島	平成27年10月	福祉関係機関に対する法テラス業務説明	県福祉課、役場福祉課(徳之島町・伊仙町・天城町)、地域包括支援センター等	19名
1253	鹿児島	平成27年11月	あまみ成年後見センターにおける法教育(講座)	高齢者支援団体、一般市民等	20名
1254	鹿児島	平成27年11月	中学生に対する法教育(授業)	南中学校生徒	500名
1255	鹿児島	平成27年11月	小・中学生に対する法教育(授業)	西阿木小・中学校生徒	15名
1256	鹿児島	平成27年12月	大始良中学校における法教育(授業)	大始良中学校生徒	100名
1257	宮崎	平成27年4月	宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会幹事会における法テラス業務説明	宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会幹事	22名
1258	宮崎	平成27年5月	労働相談・個別労働制度関係機関連絡協議会における実績報告、法テラス業務説明	宮崎県労働相談・個別労働制度関係機関連絡協議会構成員	15名
1259	宮崎	平成27年6月	高鍋町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高鍋町民	20名
1260	宮崎	平成27年6月	宮崎市(南ブロック)地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	宮崎市(南ブロック)地域包括支援センター職員	15名
1261	宮崎	平成27年6月	宮崎市内地域包括支援センター職員等に対する法テラス業務説明	宮崎市内地域包括支援センター職員、社会福祉士、社会福祉士	40名
1262	宮崎	平成27年6月	宮崎県警DV・ストーカー担当職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宮崎県警職員	15名
1263	宮崎	平成27年7月	高鍋町民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高鍋町民生・児童委員	50名
1264	宮崎	平成27年7月	小林市内福祉担当職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	小林市内福祉担当職員(行政・社協・地域包括)	30名
1265	宮崎	平成27年7月	生活困窮者支援に係る法律相談連携方法協議会における法テラス業務説明	延岡市社会福祉協議会構成員	2名
1266	宮崎	平成27年7月	宮崎市内中学生に対する法テラス業務説明	宮崎市内中学生	5名
1267	宮崎	平成27年8月	宮崎市(東ブロック)地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	宮崎市(東ブロック)地域包括支援センター職員	20名
1268	宮崎	平成27年8月	延岡市福祉関係職員及び延岡市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	延岡市福祉関係職員、延岡市民	50名
1269	宮崎	平成27年9月	都城市相談支援員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	都城市内福祉関係職員	30名
1270	宮崎	平成27年10月	宮崎県西臼杵支庁職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宮崎県西臼杵支庁職員	20名
1271	宮崎	平成27年11月	延岡市社会福祉協議会職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	延岡市社会福祉協議会職員、民生・児童委員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1272	宮崎	平成27年12月	宮崎県国際交流協会に対する法テラス業務説明	宮崎県国際交流協会職員	5名
1273	宮崎	平成28年1月	平成27年度交通事故被害者サポート事業各種相談窓口等意見交換会における法テラス業務説明	みやざき被害者支援センター、宮崎県、宮崎県警、運輸支局等	20名
1274	宮崎	平成28年2月	宮崎市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宮崎市民	30名
1275	宮崎	平成28年2月	宮崎県消費生活センター職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宮崎県消費生活センター職員	10名
1276	宮崎	平成28年3月	宮崎市佐土原地区地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宮崎市佐土原地区地域包括支援センター職員	30名
1277	宮崎	平成28年3月	延岡市内福祉関係職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	延岡市内福祉関係職員(行政、社協、地域包括)	15名
1278	宮崎	平成28年3月	高千穂町内福祉関係職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高千穂町内福祉関係職員、障がい者施設職員	40名
1279	沖縄	平成27年5月	沖縄県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	沖縄県民	20名
1280	沖縄	平成27年6月	沖縄県民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	沖縄県民	40名
1281	沖縄	平成27年6月	労働相談個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	県内労働相談業務関係機関職員	17名
1282	沖縄	平成27年6月	沖縄県被害者支援ゆいセンター被害者支援活動員に対する法教育(講座)、法テラス業務説明	沖縄県被害者支援ゆいセンター被害者支援活動員	12名
1283	沖縄	平成27年8月	沖縄県民に対する法テラス業務説明	沖縄県民	50名
1284	沖縄	平成27年8月	沖縄県生活困窮者自立相談支援事業等運営協議会(実務者会議)における法テラス業務説明	県内教育、福祉、医療、労働、法律等関係機関職員	21名
1285	沖縄	平成27年8月	ヤミ金及び悪質商法相談ネットワーク会議における法テラス業務説明	県内ヤミ金・悪質商法相談関係機関職員	12名
1286	沖縄	平成27年9月	沖縄県配偶者等からの暴力対策連絡会議における法テラス業務説明	県内DV対策・支援関係機関職員	30名
1287	沖縄	平成27年10月	事業類型別ネットワーク(被害者支援相談)担当者会議における法テラス業務説明	県内人権・暴力相談関係機関職員	16名
1288	沖縄	平成27年11月	沖縄県民に対する法テラス業務説明	沖縄県民	50名
1289	沖縄	平成27年12月	(公財)おきなわ女性財団主催の相談員研修における法教育(講演)、法テラス業務説明	沖縄県内相談員	70名
1290	沖縄	平成28年2月	沖縄県民に対する法テラス業務説明	沖縄県民	50名
1291	宮城	平成27年4月	東松島市行政区長会における法テラス業務説明	東松島市行政区長	140名
1292	宮城	平成27年8月	仙台法務局大河原文局管内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	仙台法務局大河原文局管内人権擁護委員	50名
1293	宮城	平成27年10月	大郷町民生・児童委員会協議会における法テラス業務説明	大郷町民生・児童委員	50名
1294	宮城	平成27年11月	涌谷町民生・児童委員会協議会における法テラス業務説明	涌谷町民生・児童委員	60名
1295	宮城	平成27年12月	各警察署の相談業務担当者に対する研修「警察安全相談実務専科」における法テラス業務説明	宮城県内各警察署員(相談業務担当者)	24名
1296	宮城	平成28年1月	気仙沼高等学校生徒に対する法教育(授業)、法テラス業務説明	気仙沼高等学校3年生	100名
1297	宮城	平成28年1月	美里町民生・児童委員会協議会における法テラス業務説明	美里町民生・児童委員	60名
1298	宮城	平成28年2月	「JENESYS2015ラオス第2陣(社会)司法・法律交流」における法テラス業務説明	ラオス人大学生(法学部)	23名
1299	福島	平成27年4月	ハローワーク等に対する法テラス業務説明	ハローワークほか27機関	28名
1300	福島	平成27年4月	二本松市社会福祉協議会における法テラス業務説明	二本松市社会福祉協議会構成機関・団体	3名
1301	福島	平成27年4月	福島県男女共生センターにおける法テラス業務説明	福島県男女共生センター職員	2名
1302	福島	平成27年4月	二本松駅前商店街市民に対する法テラス業務説明	二本松駅前商店街市民	200名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1303	福島	平成27年4月	関係機関に対する法テラス業務説明	ヨークベニマル、プラント5、まるいちフード、ベイシア	5店舗
1304	福島	平成27年4月	本宮市市民課職員に対する法テラス業務説明	本宮市市民課職員	1名
1305	福島	平成27年4月	双葉郡内町村役場職員等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場及び東日本大震災避難者	940名
1306	福島	平成27年5月	JAみちのく安達支店職員等に対する法テラス業務説明	JAみちのく安達支店ほか12金融機関	12名
1307	福島	平成27年5月	本宮市役所職員に対する法テラス業務説明	本宮市役所職員	1名
1308	福島	平成27年5月	浪江町民「あつまっぺ交流館」における法テラス業務説明	浪江町民	1名
1309	福島	平成27年5月	本宮市復興支援コンサート来場者に対する法テラス業務説明	本宮市復興支援コンサート来場者	800名
1310	福島	平成27年5月	二本松市公共的機関長に対する法テラス業務説明	二本松市長他公共機関長	30機関
1311	福島	平成27年5月	双葉郡内町村役場職員等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場及び東日本大震災避難者	540名
1312	福島	平成27年6月	福島県人権擁護委員連合会総会における法教育(講演)、法テラス業務説明	福島県人権擁護委員	180名
1313	福島	平成27年6月	福島大学学生に対する法テラス業務説明	福島大学学生	2名
1314	福島	平成27年6月	ふくしま絆づくりFM放送ラジオ番組における法テラス業務説明	福島市民、いわき市民、会津若松市民、喜多方市民、本宮市民、郡山市民等	6市
1315	福島	平成27年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	スカイピアあだたら、JAICA、岳温泉観光協会、道のえきつちゆ等	6名
1316	福島	平成27年6月	関係機関に対する法テラス業務説明	まるいちフードセンター2店舗、ヨークベニマル、ベイシア	4名
1317	福島	平成27年6月	双葉郡内町村役場職員等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場及び東日本大震災避難者	590名
1318	福島	平成27年7月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会構成員	16名
1319	福島	平成27年7月	福島市民のくらし展2015来場者に対する法テラス業務説明	福島市民のくらし展2015来場者	763名
1320	福島	平成27年7月	双葉郡内町村役場職員に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場及び東日本大震災避難者	800名
1321	福島	平成27年8月	二本松市支所・住民センター職員に対する法テラス業務説明	二本松市支所職員、住民センター	17施設
1322	福島	平成27年8月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市役所、本宮市役所、浪江町役場、大玉村役場職等	30機関
1323	福島	平成27年8月	双葉郡内町村役場職員等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場及び東日本大震災避難者	730名
1324	福島	平成27年8月	「広野町サマーフェスティバル」における法テラス業務説明	広野町民をはじめ双葉郡住民を中心とする来場者	4,000名
1325	福島	平成27年9月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松法務局、二本松市市民交流センター、大山忠作美術館	10機関
1326	福島	平成27年9月	二本松市内出張所近隣世帯に対する法テラス業務説明	二本松市内出張所近隣世帯	550世帯
1327	福島	平成27年9月	東日本大震災避難者等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場及び東日本大震災避難者	1,300名
1328	福島	平成27年10月	(公社)ふくしま被害者支援センター相談員等に対する法テラス業務説明	(公社)ふくしま被害者支援センター相談員、事務局職員	10名
1329	福島	平成27年10月	二本松市民、福島市民に対する法テラス業務説明	二本松市民、福島市民	900世帯
1330	福島	平成27年10月	関係機関に対する法テラス業務説明	大玉村地域包括支援センター、アットホームおおたま、大玉村大山公民館等	15機関
1331	福島	平成27年10月	関係機関に対する法テラス業務説明	まるいちフードセンター千恵子の森、ベイシア安達店等	5店舗
1332	福島	平成27年10月	福島市松川町市民に対する法テラス業務説明	福島市松川町市民	700世帯
1333	福島	平成27年10月	東日本大震災避難者等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場及び東日本大震災避難者	840名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1334	福島	平成27年10月	双葉郡内住民等に対する法テラス業務説明	双葉郡内住民及び東日本大震災避難者等イベント来場者	8,000名
1335	福島	平成27年10月	いわき市民等に対する法テラス業務説明	いわき市民、東日本大震災避難者等イベント来場者	3,200名
1336	福島	平成27年11月	心配ごと相談所石川地方連絡協議会相談員等に対する法テラス業務説明	心配ごと相談所石川地方連絡協議会相談員、事務局職員	18名
1337	福島	平成27年11月	福島市民に対する法テラス業務説明	福島市民	250名
1338	福島	平成27年11月	福島市松川支所職員等に対する法テラス業務説明	福島市松川支所、福島市松川学習センター、福島市飯野支所	3機関
1339	福島	平成27年11月	福島市松川三郷ガーデンシティーにおける法テラス業務説明	福島市民	600世帯
1340	福島	平成27年11月	なみえ十日市民に対する法テラス業務説明	なみえ十日市民	400世帯
1341	福島	平成27年11月	二本松市公共的機関長との懇談会における法テラス業務説明	二本松市公共機関長	30機関
1342	福島	平成27年11月	双葉郡内町村役場職員に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場及び東日本大震災避難者	640名
1343	福島	平成27年12月	居宅介護支援事業所職員等に対する法テラス業務説明	居宅介護支援事業所及び介護保険施設等ノケアマネジャー等	30名
1344	福島	平成27年12月	二本松市役所等に対する法テラス業務説明	二本松市役所、商工会議所、金融機関ほか4ヶ所	6機関
1345	福島	平成27年12月	東日本大震災避難者等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場、東日本大震災避難者	220名
1346	福島	平成28年1月	関係機関に対する法テラス業務説明	岳温泉観光協会、スカイピアあだたら、アットホームおおたま、ユラックス熱海	4機関
1347	福島	平成28年1月	双葉郡内町村役場職員等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場、東日本大震災避難者	350名
1348	福島	平成28年2月	浪江町震災仮設住宅における法テラス業務説明	浪江町震災仮設住宅	700世帯
1349	福島	平成28年2月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市役所、同安達支所、同東和支所、同岩代支所職員等	42機関
1350	福島	平成28年2月	双葉郡内町村役場職員等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場、東日本大震災避難者	1,200名
1351	福島	平成28年3月	居宅介護支援事業所職員等に対する法テラス業務説明	居宅介護支援事業所、介護支援専門員	20名
1352	福島	平成28年3月	関係機関に対する法テラス業務説明	二本松市図書館、男女共生センター、二本松市市民交流センター職員等	26機関
1353	福島	平成28年3月	一般市民に対する法テラス業務説明	一般市民	200世帯
1354	福島	平成28年3月	関係機関に対する法テラス業務説明	市民交流センター、市民文化センター、法務局、税務署、労働金庫等	7機関
1355	福島	平成28年3月	双葉郡内町村役場職員等に対する法テラス業務説明	双葉郡内町村役場、東日本大震災避難者	390名
1356	山形	平成27年6月	県民相談相互支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	県民相談相互支援ネットワーク会議加盟団体	20団体
1357	山形	平成27年7月	被害者支援連絡協議会総会における法テラス業務説明	山形県被害者支援連絡協議会加盟団体	30団体
1358	山形	平成27年7月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	地方裁判所、山形県、山形県弁護士会、山形県社労士会、連合山形、山形県労働局	15名
1359	山形	平成27年8月	地域包括支援センターふれあい職員に対する法テラス業務説明	地域包括支援センターふれあい職員	37名
1360	山形	平成27年8月	山形県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	山形県多重債務者対策協議会加盟団体	30団体
1361	山形	平成27年9月	山形県自殺対策推進会議における法テラス業務説明	山形県自殺対策推進会議加盟団体	30名
1362	山形	平成27年9月	平成27年度山形官庁苦情相談連絡協議会における法テラス業務説明	山形県内官公庁等	30団体
1363	山形	平成27年10月	H27年度山形県DV被害者支援機関連絡会議における法テラス業務説明	山形県内DV被害者支援団体	70名
1364	山形	平成27年10月	やまがた被害者支援センター職員に対する法テラス業務説明	やまがた被害者支援センター職員	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1365	山形	平成28年2月	生活困窮者自立相談支援事業・「生活サポート相談窓口」運営委員会における法テラス業務説明	「生活サポート相談窓口」運営委員会加盟団体	25名
1366	山形	平成28年3月	天童市生活自立支援センター運営会議における法テラス業務説明	天童市生活自立支援センター運営会議加盟団体	20名
1367	岩手	平成27年4月	大槌町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	25名
1368	岩手	平成27年4月	小釜第14仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第14仮設団地住民	8名
1369	岩手	平成27年4月	釜石市甲子地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市甲子地区仮設団地住民	5名
1370	岩手	平成27年4月	金澤仮設団地住民に対する法テラス業務説明	金澤仮設団地住民	7名
1371	岩手	平成27年4月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	10名
1372	岩手	平成27年4月	小釜第20仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第20仮設団地住民	9名
1373	岩手	平成27年4月	赤浜第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜第3仮設団地住民	12名
1374	岩手	平成27年4月	小釜第17仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第17仮設団地住民	9名
1375	岩手	平成27年4月	安渡第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡第2仮設団地住民	11名
1376	岩手	平成27年4月	山田町船越地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	山田町船越地区仮設団地	9名
1377	岩手	平成27年4月	釜石地区被災者支援連絡会議における法テラス業務説明	岩手県、釜石市、大槌町、社会福祉協議会、釜石警察署、各NPO、岩手大学等	35名
1378	岩手	平成27年4月	山田町大沢仮設団地住民等に対する法テラス業務説明	山田町大沢仮設団地、船越仮設団地、山田仮設団地住民	15名
1379	岩手	平成27年4月	大槌地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌地区仮設団地住民	9名
1380	岩手	平成27年4月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1381	岩手	平成27年4月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1382	岩手	平成27年4月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会構成機関	5名
1383	岩手	平成27年4月	大船渡市仮設団地支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1384	岩手	平成27年4月	住田町仮設団地入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設団地入居者	30名
1385	岩手	平成27年4月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1386	岩手	平成27年4月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	20名
1387	岩手	平成27年5月	船越仮設団地住民等に対する法テラス業務説明	山田町織笠地区仮設団地、船越仮設団地住民	7名
1388	岩手	平成27年5月	大槻町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槻町内仮設住宅住民	27名
1389	岩手	平成27年5月	釜石市甲子地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市甲子地区仮設住宅住民	6名
1390	岩手	平成27年5月	飯岡地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	山田町長崎地区仮設団地、飯岡地区仮設団地住民	6名
1391	岩手	平成27年5月	金澤仮設団地住民等に対する法テラス業務説明	金澤仮設団地住民及びび在宅者	7名
1392	岩手	平成27年5月	小釜第6仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第6仮設団地住民	6名
1393	岩手	平成27年5月	金澤仮設団地住民に対する法テラス業務説明	金澤仮設団地住民	7名
1394	岩手	平成27年5月	小釜地区20か所の仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜地区20か所の仮設団地住民	15名
1395	岩手	平成27年5月	桜木町、上町町民に対する法テラス業務説明	桜木町、上町町民	15名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1396	岩手	平成27年5月	釜石市鶴住居地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市鶴住居地区仮設団地住民	8名
1397	岩手	平成27年5月	葛巻町・葛巻町社会福祉協議会における法テラス業務説明	葛巻町・葛巻町社会福祉協議会職員	2名
1398	岩手	平成27年5月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1399	岩手	平成27年5月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1400	岩手	平成27年5月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会	5名
1401	岩手	平成27年5月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1402	岩手	平成27年5月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1403	岩手	平成27年5月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1404	岩手	平成27年5月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	43名
1405	岩手	平成27年6月	大槌町内仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	29名
1406	岩手	平成27年6月	小釜第12仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第12仮設団地住民	14名
1407	岩手	平成27年6月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第12仮設団地住民	7名
1408	岩手	平成27年6月	大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	9名
1409	岩手	平成27年6月	小釜第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第8仮設団地住民	12名
1410	岩手	平成27年6月	大槌仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設団地住民	8名
1411	岩手	平成27年6月	安渡第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡第2仮設団地住民	14名
1412	岩手	平成27年6月	大槌第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設団地住民	7名
1413	岩手	平成27年6月	大ヶ口地区在宅住民に対する法テラス業務説明	大ヶ口地区在宅住民	22名
1414	岩手	平成27年6月	源水地区在宅住民に対する法テラス業務説明	源水地区在宅住民	11名
1415	岩手	平成27年6月	吉里吉里第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第5仮設団地住民	9名
1416	岩手	平成27年6月	吉里吉里第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第2仮設団地住民	9名
1417	岩手	平成27年6月	小釜西地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜西地区仮設団地住民	5名
1418	岩手	平成27年6月	金沢仮設団地住民及び近隣在宅者に対する法テラス業務説明	金沢仮設団地住民、近隣在宅者	20名
1419	岩手	平成27年6月	釜石市鶴住居地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市鶴住居地区仮設団地住民	7名
1420	岩手	平成27年6月	北上市相談員連絡協議会における法テラス業務説明	北上市相談員連絡協議会構成員	30名
1421	岩手	平成27年6月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1422	岩手	平成27年6月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1423	岩手	平成27年6月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会	5名
1424	岩手	平成27年6月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1425	岩手	平成27年6月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1426	岩手	平成27年6月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1427	岩手	平成27年6月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	30名
1428	岩手	平成27年6月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	150名
1429	岩手	平成27年7月	大槌町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	28名
1430	岩手	平成27年7月	大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	16名
1431	岩手	平成27年7月	小槌第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小槌第5仮設団地住民	16名
1432	岩手	平成27年7月	大槌第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第8仮設団地住民	5名
1433	岩手	平成27年7月	吉里吉里仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里仮設団地住民	10名
1434	岩手	平成27年7月	釜石市大畑地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市大畑地区在宅住民	9名
1435	岩手	平成27年7月	小槌第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小槌第8仮設団地住民	7名
1436	岩手	平成27年7月	大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	9名
1437	岩手	平成27年7月	釜石市栗林地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市栗林地区仮設団地住民	5名
1438	岩手	平成27年7月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1439	岩手	平成27年7月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1440	岩手	平成27年7月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会	5名
1441	岩手	平成27年7月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1442	岩手	平成27年7月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1443	岩手	平成27年7月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1444	岩手	平成27年7月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	30名
1445	岩手	平成27年7月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	50名
1446	岩手	平成27年7月	宮古市、山田町等障がい福祉担当職員、包括支援センター職員、社会福祉協議会職員との事例検討会における法教育	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の障害福祉担当職員等	20名
1447	岩手	平成27年7月	岩手県土地家屋調査士会沿岸支部会員に対する法テラス業務説明	岩泉町の地域包括支援センター職員、医療機関職員、介護保険事業所職員	30名
1448	岩手	平成27年8月	町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	町内仮設団地住民	28名
1449	岩手	平成27年8月	小槌第14仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小槌第14仮設団地住民	5名
1450	岩手	平成27年8月	小槌第20仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小槌第20仮設団地住民	12名
1451	岩手	平成27年8月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	9名
1452	岩手	平成27年8月	大槌第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設団地住民	10名
1453	岩手	平成27年8月	大槌仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設団地住民	6名
1454	岩手	平成27年8月	小槌第14仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小槌第14仮設団地住民	9名
1455	岩手	平成27年8月	安渡、赤浜地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡、赤浜地区仮設団地住民	6名
1456	岩手	平成27年8月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1457	岩手	平成27年8月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1458	岩手	平成27年8月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会	5名
1459	岩手	平成27年8月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1460	岩手	平成27年8月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1461	岩手	平成27年8月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1462	岩手	平成27年8月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	20名
1463	岩手	平成27年8月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	60名
1464	岩手	平成27年8月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	22,500戸
1465	岩手	平成27年9月	町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	町内仮設団地住民	28名
1466	岩手	平成27年9月	釜石市平田地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市平田地区仮設団地住民	7名
1467	岩手	平成27年9月	大槌仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌仮設団地住民	4名
1468	岩手	平成27年9月	山田町44か所の仮設団地住民に対する法テラス業務説明	山田町44か所仮設団地住民	20名
1469	岩手	平成27年9月	小釜第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第7仮設団地住民	11名
1470	岩手	平成27年9月	小釜第14仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第14仮設団地住民	4名
1471	岩手	平成27年9月	金澤仮設、大槌第2～第5仮設住宅住民に対する法テラス業務説明	金澤仮設、大槌第2～第5仮設住宅住民	7名
1472	岩手	平成27年9月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1473	岩手	平成27年9月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1474	岩手	平成27年9月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会	5名
1475	岩手	平成27年9月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1476	岩手	平成27年9月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1477	岩手	平成27年9月	陸前高田市仮設連絡会における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1478	岩手	平成27年9月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	20名
1479	岩手	平成27年9月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	60名
1480	岩手	平成27年10月	大槌町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	28名
1481	岩手	平成27年10月	釜石市洞泉地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市洞泉地区在宅住民	5名
1482	岩手	平成27年10月	釜石市唐丹町地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市唐丹町地区仮設団地住民	8名
1483	岩手	平成27年10月	釜石市甲子町第9地割地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市甲子町第9地割地区在宅住民	6名
1484	岩手	平成27年10月	赤浜第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜第3仮設団地住民	6名
1485	岩手	平成27年10月	釜石市西地区6社の人事関係者に対する法テラス業務説明	釜石市西地区6社の人事関係者	9名
1486	岩手	平成27年10月	吉里吉里地区3社の人事関係者に対する法テラス業務説明	吉里吉里地区3社の人事関係者	4名
1487	岩手	平成27年10月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	12名
1488	岩手	平成27年10月	大槌第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第5仮設団地住民	12名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1489	岩手	平成27年10月	大槌東地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌東地区仮設団地住民	9名
1490	岩手	平成27年10月	小釜第15仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第15仮設団地住民	10名
1491	岩手	平成27年10月	小釜第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第8仮設団地住民	9名
1492	岩手	平成27年10月	小釜第4仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第4仮設団地住民	5名
1493	岩手	平成27年10月	釜石市箱崎町地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市箱崎町地区仮設団地住民	4名
1494	岩手	平成27年10月	小釜第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第7仮設団地住民	7名
1495	岩手	平成27年10月	高齢者権利擁護・虐待防止研修会における法テラス業務説明	高齢者権利擁護・虐待防止研修会参加者	20名
1496	岩手	平成27年10月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1497	岩手	平成27年10月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1498	岩手	平成27年10月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会構成機関	5名
1499	岩手	平成27年10月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1500	岩手	平成27年10月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1501	岩手	平成27年10月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1502	岩手	平成27年10月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	25名
1503	岩手	平成27年10月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	40名
1504	岩手	平成27年10月	宮古市生活支援相談員等に対する法テラス業務説明	岩手県土地家屋調査士会沿岸支部会員	25名
1505	岩手	平成27年11月	大槌町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	28名
1506	岩手	平成27年11月	釜石市甲子町第6地割～第10地割地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市甲子町第6地割～第10地割地区在宅住民	6名
1507	岩手	平成27年11月	大槌第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設団地住民	14名
1508	岩手	平成27年11月	大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	12名
1509	岩手	平成27年11月	釜石市西地区7社の人事関係者に対する法テラス業務説明	釜石市西地区7社の人事関係者	10名
1510	岩手	平成27年11月	小釜第20仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第20仮設団地住民	4名
1511	岩手	平成27年11月	小釜第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第3仮設団地住民	4名
1512	岩手	平成27年11月	赤浜第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜第3仮設団地住民	10名
1513	岩手	平成27年11月	盛岡市加賀野地区地域ネットワーク会議における法テラス業務説明	加賀野地区福祉推進会参加者	30名
1514	岩手	平成27年11月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1515	岩手	平成27年11月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1516	岩手	平成27年11月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会構成機関	5名
1517	岩手	平成27年11月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1518	岩手	平成27年11月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1519	岩手	平成27年11月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1520	岩手	平成27年11月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	30名
1521	岩手	平成27年11月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	40名
1522	岩手	平成27年12月	大槌町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	30名
1523	岩手	平成27年12月	釜石市天神町、大只越町、大平地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市天神町、大只越町、大平地区仮設住宅住民	10名
1524	岩手	平成27年12月	小釜第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第8仮設団地住民	4名
1525	岩手	平成27年12月	小釜第14仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第14仮設団地住民	5名
1526	岩手	平成27年12月	安渡第2仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡第2仮設団地住民	17名
1527	岩手	平成27年12月	小釜第17仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第17仮設団地住民	10名
1528	岩手	平成27年12月	金澤仮設団地住民及び近隣在宅者に対する法テラス業務説明	金澤仮設団地住民及び近隣在宅者	10名
1529	岩手	平成27年12月	屋敷前、榎内、寺野復興団地住民に対する法テラス業務説明	屋敷前、榎内、寺野復興住宅住民	15名
1530	岩手	平成27年12月	大槌第9仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第9仮設団地住民	10名
1531	岩手	平成27年12月	赤浜第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜第3仮設団地住民	7名
1532	岩手	平成27年12月	大槌町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	25名
1533	岩手	平成27年12月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1534	岩手	平成27年12月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1535	岩手	平成27年12月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会構成機関	5名
1536	岩手	平成27年12月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1537	岩手	平成27年12月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1538	岩手	平成27年12月	陸前高田市仮設連絡会における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1539	岩手	平成27年12月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	20名
1540	岩手	平成27年12月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	30名
1541	岩手	平成27年12月	宮古市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	宮古市民	142名
1542	岩手	平成28年1月	小釜西地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜西地区仮設団地住民	9名
1543	岩手	平成28年1月	小釜第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第5仮設団地住民	7名
1544	岩手	平成28年1月	釜石市小佐野、定内、野田地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市小佐野、定内、野田地区仮設団地住民	10名
1545	岩手	平成28年1月	大槌第10仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第10仮設団地住民	8名
1546	岩手	平成28年1月	小釜第12仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第12仮設団地住民	8名
1547	岩手	平成28年1月	吉里吉里、浪板地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里、浪板地区仮設団地住民	5名
1548	岩手	平成28年1月	金沢仮設団地住民及び近隣在宅者に対する法テラス業務説明	金沢仮設団地住民及び近隣在宅者	12名
1549	岩手	平成28年1月	釜石市桜木町仮設、甲子地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市桜木町仮設、甲子地区仮設団地住民	6名
1550	岩手	平成28年1月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1551	岩手	平成28年1月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1552	岩手	平成28年1月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会構成機関	5名
1553	岩手	平成28年1月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1554	岩手	平成28年1月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1555	岩手	平成28年1月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1556	岩手	平成28年1月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	20名
1557	岩手	平成28年1月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	30名
1558	岩手	平成28年1月	東海新報購読者に対する法テラス業務説明	東海新報購読者	10,000名
1559	岩手	平成28年2月	大槌町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	29名
1560	岩手	平成28年2月	小釜第16仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第16仮設団地住民	10名
1561	岩手	平成28年2月	吉里吉里第4仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里吉里第4仮設団地住民	7名
1562	岩手	平成28年2月	大槌第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第3仮設団地住民	10名
1563	岩手	平成28年2月	吉里仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里仮設団地住民	8名
1564	岩手	平成28年2月	小釜第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第5仮設団地住民	9名
1565	岩手	平成28年2月	小釜第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第7仮設団地住民	4名
1566	岩手	平成28年2月	小釜第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	小釜第8仮設団地住民	6名
1567	岩手	平成28年2月	安渡第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡第3仮設団地住民	4名
1568	岩手	平成28年2月	安渡、赤浜地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	安渡、赤浜地区仮設団地住民	9名
1569	岩手	平成28年2月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1570	岩手	平成28年2月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1571	岩手	平成28年2月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会構成機関	5名
1572	岩手	平成28年2月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1573	岩手	平成28年2月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1574	岩手	平成28年2月	陸前高田市仮設連絡会における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1575	岩手	平成28年2月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	25名
1576	岩手	平成28年2月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	25名
1577	岩手	平成28年2月	宮古市生活支援相談員等に対する法テラス業務説明	宮古市生活支援相談員、宮古市社会福祉協議会相談員等	30名
1578	岩手	平成28年2月	盛岡地区司法書士及び土地家屋調査士に対する法テラス業務説明	岩手県司法書士会盛岡支部会員等	90名
1579	岩手	平成28年3月	大槌町内仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌町内仮設住宅住民	30名
1580	岩手	平成28年3月	釜石市上中島、中妻仮設団地住民に対する法テラス業務説明	釜石市上中島、中妻仮設団地住民	10名
1581	岩手	平成28年3月	大槌第8仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第8仮設団地住民	5名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1582	岩手	平成28年3月	大槌第12仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第12仮設団地住民	6名
1583	岩手	平成28年3月	吉里吉里第5仮設団地住民に対する法テラス業務説明	吉里第5仮設団地住民	7名
1584	岩手	平成28年3月	大槌第7仮設団地住民に対する法テラス業務説明	大槌第7仮設団地住民	8名
1585	岩手	平成28年3月	釜石市唐丹町花露辺地区在宅住民に対する法テラス業務説明	釜石市唐丹町花露辺地区在宅住民	12名
1586	岩手	平成28年3月	金沢、大槌西地区仮設団地住民に対する法テラス業務説明	金沢、大槌西地区仮設団地住民	8名
1587	岩手	平成28年3月	赤浜第3仮設団地住民に対する法テラス業務説明	赤浜第3仮設団地住民	10名
1588	岩手	平成28年3月	大船渡振興センター担当職員に対する法テラス業務説明	大船渡振興センター担当職員	2名
1589	岩手	平成28年3月	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員に対する法テラス業務説明	管内市町職員、仮設住宅支援員、社会福祉協議会支援員	20名
1590	岩手	平成28年3月	大船渡市応急仮設住宅支援協議会における法テラス業務説明	大船渡市応急仮設住宅支援協議会構成機関	5名
1591	岩手	平成28年3月	大船渡市仮設住宅支援員に対する法テラス業務説明	大船渡市仮設住宅支援員	40名
1592	岩手	平成28年3月	住田町仮設住宅入居者に対する法テラス業務説明	住田町仮設住宅入居者	30名
1593	岩手	平成28年3月	陸前高田市仮設連絡会等における法テラス業務説明	陸前高田市仮設連絡会、りくぜん高田八起プロジェクト(仮設住宅支援員)	4名
1594	岩手	平成28年3月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	30名
1595	岩手	平成28年3月	大船渡市、陸前高田市民に対する法テラス業務説明	大船渡市、陸前高田市民	30名
1596	秋田	平成27年4月	「大館市内の各地域包括支援センターにおける法的支援のあり方についての検討会」における法テラス業務説明	大館地区弁護士、大館市副支部長長寿課高齢者福祉係	4名
1597	秋田	平成27年4月	かづの商工会製造業部会員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	かづの商工会製造業部会員	30名
1598	秋田	平成27年4月	「人権擁護委員及び行政相談委員の合同研修会」における法テラス業務説明	鹿角市内人権擁護委員、行政相談委員	15名
1599	秋田	平成27年5月	社会福祉法人秋田けやき会職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	社会福祉法人秋田けやき会職員等	15名
1600	秋田	平成27年5月	鹿角市八幡平地区民生・児童委員「定例会」における法テラス業務説明	鹿角市八幡平地区民生・児童委員	30名
1601	秋田	平成27年5月	鹿角市十和田地区民生・児童委員「定例会」における法テラス業務説明	鹿角市十和田地区民生・児童委員	30名
1602	秋田	平成27年5月	鹿角市尾去沢地区民生・児童委員「定例会」における法テラス業務説明	鹿角市尾去沢地区民生・児童委員	30名
1603	秋田	平成27年5月	鹿角市社会福祉協議会及び鹿角市福祉事務所職員との事業検討会における法教育	鹿角市社会福祉協議会職員、鹿角市福祉事務所職員	4名
1604	秋田	平成27年5月	鹿角市社会福祉協議会との事例検討会における法教育	かづの厚生病院看護師、ケアマネージャー、ケースワーカー	5名
1605	秋田	平成27年5月	鹿角市花輪地区民生・児童委員「定例会」における法テラス業務説明	鹿角市花輪地区民生・児童委員	30名
1606	秋田	平成27年6月	個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度参加機関職員	18名
1607	秋田	平成27年7月	県民相談に係る関係機関等連絡協議会相談ネットワーク委員会における法テラス業務説明	秋田県民相談機関職員	32名
1608	秋田	平成27年7月	小坂町民生・児童委員協議会における法テラス業務説明	小坂町民生・児童委員	25名
1609	秋田	平成27年7月	社会福祉法人愛生会職員に対する法教育(講義)	社会福祉法人愛生会職員	40名
1610	秋田	平成27年8月	支援活動員に対する法テラス業務説明	公益社団法人秋田被害者支援センター支援活動員養成研修員	8名
1611	秋田	平成27年9月	警察署被害者支援担当職員に対する法テラス業務説明	秋田県内警察署被害者支援担当職員(秋田県警被害者支援専科入校生)	17名
1612	秋田	平成27年9月	秋田官庁行政相談連絡協議会における法テラス業務説明	秋田県内関係行政機関職員	17名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1613	秋田	平成27年9月	認知症予防活動グループ会員に対する講法教育(講義)、法テラス業務説明	羽後町認知症予防活動グループ「若竹元氣くらぶ」会員	13名
1614	秋田	平成27年9月	秋田県被害者支援連絡協議会「性犯罪問題研究部会」における法テラス業務説明	秋田県被害者支援連絡協議会「性犯罪問題研究部会」会員	19名
1615	秋田	平成27年9月	秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」における法テラス業務説明	秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」会員	20名
1616	秋田	平成27年9月	花輪小坂自治会「地域生き生き元氣塾」における法教育(講義)	鹿角市民	30名
1617	秋田	平成27年9月	社会福祉法人花輪ふくし会職員に対する法教育(講義)	社会福祉法人花輪ふくし会職員	40名
1618	秋田	平成27年9月	鹿角市交通安全市民大会における法教育(講義)	鹿角市民、鹿角市内小中学校関係者、鹿角市内交通安全関係機関・団体	200名
1619	秋田	平成27年9月	鹿角市民に対する法教育	鹿角市民	30名
1620	秋田	平成27年10月	湯沢市職員に対する法テラス業務説明	湯沢市職員	1名
1621	秋田	平成27年10月	にかほ市職員に対する法テラス業務説明	にかほ市職員	1名
1622	秋田	平成27年10月	秋田県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	秋田県多重債務者対策協議会会員	27名
1623	秋田	平成27年10月	一般市民に対する法教育	秋田県民	40名
1624	秋田	平成27年10月	一般市民に対する法教育	秋田県民	27名
1625	秋田	平成27年11月	秋田市泉地区民生児童委員協議会における法教育(講義)、法テラス業務説明	秋田市泉地区民生・児童委員協議会会員、主任児童委員	17名
1626	秋田	平成27年11月	高齢者・障がい者の権利擁護に関する関係機関職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	羽後町高齢者・障がい者の権利擁護に関する関係機関職員等	26名
1627	秋田	平成27年11月	由利本荘市職員に対する法テラス業務説明	由利本荘市職員	1名
1628	秋田	平成27年11月	公益財団法人秋田県長寿社会振興財団「高齢者権利擁護事例検討会」における法教育(講演)	秋田県北市町村高齢者虐待防止担当職員、市町村地域包括支援センター職員	10名
1629	秋田	平成27年12月	女性相談員・婦人保護事業担当者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	秋田県女性相談員、婦人保護事業担当者	25名
1630	秋田	平成27年12月	秋田県長寿社会振興財団、秋田市地域包括支援センターとの連携意見交換会における法テラス業務説明	秋田県長寿社会振興財団職員、地域包括支援センター(秋田市)職員	28名
1631	秋田	平成27年12月	秋田県労働委員会事務局職員との意見交換会における法テラス業務説明	秋田県労働委員会事務局職員	5名
1632	秋田	平成27年12月	行政相談委員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	秋田行政相談委員協議会行政相談委員	18名
1633	秋田	平成27年12月	訪問介護員に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	秋田県内訪問介護員	40名
1634	秋田	平成28年1月	「法テラス関係者会議」鹿角市等関係機関に対する法テラス業務説明	鹿角市職員(政策企画課、市民共働課、福祉課、長寿支援課、いきいき健康課)等	17名
1635	秋田	平成28年2月	新日本婦人の会鹿角支部会員に対する法教育(講義)	新日本婦人の会鹿角支部会員	35名
1636	秋田	平成28年2月	「医療介護福祉関係者の成年後見制度利用促進講座」における法教育	鹿角市民生・児童委員、鹿角市内医療関係者、鹿角市内介護・福祉関係者等	75名
1637	秋田	平成28年3月	「第30回ボランティア交流・研修のつどい」における法教育(講義)、法テラス業務説明	鹿角市民(ボランティア志願者)、鹿角市民生・児童委員、鹿角市内自治会長等	64名
1638	青森	平成27年4月	青森市職員等との事例検討会における法教育	ケアハウス職員、青森市職員、包括職員等	5名
1639	青森	平成27年4月	青森市社会福祉協議会等との事例検討会における法教育	青森県立中央病院総合診療科主治医、同医療連携室、青森市中央包括支援センター職員等	10名
1640	青森	平成27年5月	青森県内市町村健康福祉関係主管課担当者に対する法テラス業務説明	青森県内市町村健康福祉関係主管課担当者	120名
1641	青森	平成27年5月	弘前市内介護支援専門員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	弘前市内介護支援専門員	10名
1642	青森	平成27年5月	青森市中央地区民生委員・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	青森市中央地区民生委員・児童委員	17名
1643	青森	平成27年6月	介護老人保健施設あしたばの里黒石における法教育(講演)	介護老人保健施設あしたばの里黒石職員	25名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1644	青森	平成27年6月	五戸地域介護支援専門員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	五戸地域介護支援専門員	20名
1645	青森	平成27年6月	青森県内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	青森県内人権擁護委員	11名
1646	青森	平成27年6月	青森県内警察署捜査員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	青森県内警察署捜査員等	22名
1647	青森	平成27年6月	介護老人保健施設あしたばの里黒石における法教育(講演)	介護老人保健施設あしたば職員	25名
1648	青森	平成27年6月	心配ごと相談所相談員に対する法教育(講演)	心配ごと相談所相談員	10名
1649	青森	平成27年6月	青森県多重債務者対策協議会構成員に対する業務説明	青森県多重債務者対策協議会構成員	25名
1650	青森	平成27年6月	青森市内社会福祉士との事例検討会における法教育	青森市内地域包括支援センター所属の社会福祉士	20名
1651	青森	平成27年6月	配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会構成員に対する法テラス業務説明	配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会構成員	35名
1652	青森	平成27年6月	八戸市多重債務者支援連絡ネットワーク構成員に対する法テラス業務説明	八戸市多重債務者支援連絡ネットワーク構成員	12名
1653	青森	平成27年6月	一般市民(女性)に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	一般市民(女性限定)	20名
1654	青森	平成27年6月	みちのく居宅介護支援センター等との事例検討会における法教育	家族、青森市高齢者支援課、青森市生活福祉課、老人保健施設いちい荘支援相談員等	30名
1655	青森	平成27年7月	専門学校アレック情報ビジネス学院学生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	専門学校アレック情報ビジネス学院学生	150名
1656	青森	平成27年7月	一般市民に対する法教育	一般市民	2,000名
1657	青森	平成27年7月	青森大学学生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	青森大学学生	240名
1658	青森	平成27年7月	青森県警察安全相談担当警察官に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	青森県警察安全相談担当警察官	18名
1659	青森	平成27年7月	東北町及び六ヶ所村の民生委員・児童委員に対する法テラス業務説明	東北町及び六ヶ所村の民生委員・児童委員	50名
1660	青森	平成27年7月	青森市東青森地域内事業所のケアマネジャーとの事例検討、法テラス業務説明	青森市東青森地域内事業所のケアマネジャー	25名
1661	青森	平成27年7月	青森県地域生活定着支援センター総合調整会議等構成員に対する法テラス業務説明	青森県地域生活定着支援センター総合調整会議等構成員	30名
1662	青森	平成27年7月	個別労働紛争解決制度関係機関青森連絡協議会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関青森連絡協議会	14名
1663	青森	平成27年7月	青森県生活困窮者支援ネットワーク会議構成員に対する法テラス業務説明	青森県生活困窮者支援ネットワーク会議構成員	130名
1664	青森	平成27年8月	青森市地域包括支援センターみちのくの介護担当者に対する法テラス業務説明	青森市地域包括支援センターみちのくの介護担当者	15名
1665	青森	平成27年8月	八戸地区保護司に対する法テラス業務説明	八戸地区保護司	50名
1666	青森	平成27年8月	浪岡地域包括支援センター等との事例検討会における法教育	介護サービス事業者、民生・児童委員、浪岡事務所健康福祉課職員等	10名
1667	青森	平成27年9月	八戸人権擁護委員に対する法テラス業務説明	八戸人権擁護委員	50名
1668	青森	平成27年9月	黒石市地域密着型サービス事業者に対する法テラス業務説明	黒石市地域密着型サービス事業者職員	30名
1669	青森	平成27年9月	社会福祉関係従事者に対する法教育(講演)	社会福祉関係従事者	50名
1670	青森	平成27年10月	一般市民(女性限定)に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	一般市民(女性限定)	20名
1671	青森	平成27年10月	社会福祉法人みちのく福祉会障害福祉サービスすまいる職員に対する法教育(講演)	社会福祉法人みちのく福祉会 障害福祉サービスすまいる職員	40名
1672	青森	平成27年10月	青森市内介護サービス事業所職員等に対する法教育(講演)	青森市内介護サービス事業所、居宅介護支援事業所職員	30名
1673	青森	平成27年10月	鯉ヶ沢町民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鯉ヶ沢町民生・児童委員	30名
1674	青森	平成27年10月	中南地域福祉事務所、管内町村等に対する法テラス業務説明	中南地域福祉事務所、管内町村、弘前市社会福祉協議会、管内町村社会福祉協議会等	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1675	青森	平成27年10月	青森県被害者支援連絡協議会幹事会構成員に対する法テラス業務説明	青森県被害者支援連絡協議会幹事会構成員	35名
1676	青森	平成27年10月	青森市内社会福祉士との事例検討会における法教育	青森市内地域包括支援センター社会福祉士	20名
1677	青森	平成27年10月	配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会構成員に対する法テラス業務説明	配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会構成員	40名
1678	青森	平成27年11月	青森県内人権擁護委員に対する法テラス業務説明	青森県内人権擁護委員	15名
1679	青森	平成27年11月	一般市民に対する法教育	一般市民	2,000名
1680	青森	平成27年11月	横浜町内居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、介護サービス事業所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	横浜町内居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、介護サービス事業所職員	20名
1681	青森	平成27年11月	青森高等学校生徒に対する法教育(講演)	青森高等学校1年生	30名
1682	青森	平成27年11月	むつ市民後見人養成研修受講者に対する法教育(講義)	むつ市民後見人養成研修受講者	30名
1683	青森	平成27年11月	一般市民に対する法教育	県民フォーラム会場来場者	300名
1684	青森	平成27年11月	一般市民に対する法教育	一般市民	10名
1685	青森	平成27年12月	KHJ青森 青森さくらの会会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	KHJ青森 青森さくらの会会員	30名
1686	青森	平成27年12月	五所川原市及び近隣の施設職員、施設利用者、地域住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	五所川原市及び近隣の施設職員、施設利用者、地域住民	30名
1687	青森	平成27年12月	青森保護観察所保護観察官、社会復帰調整官、被害者担当官等に対する法教育(講演・講義・授業)、法テラス業務説明	青森保護観察所保護観察官、社会復帰調整官、被害者担当官等	15名
1688	青森	平成27年12月	八戸地域DV防止法担当者連絡会議における法教育(講演)、法テラス業務説明	八戸地域DV防止法担当者連絡会議構成機関・団体職員	25名
1689	青森	平成27年12月	外ヶ浜町内高齢者施設及び居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	外ヶ浜町内高齢者施設及び居宅介護支援事業所ケアマネジャー、相談員、役場関係者	25名
1690	青森	平成27年12月	配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会構成員に対する法テラス業務説明	配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会構成員	37名
1691	青森	平成28年3月	深浦町における見守り活動の協力者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	深浦町における見守り活動の協力者	40名
1692	青森	平成28年3月	浪岡地区老人クラブ連合会単体会長に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	浪岡地区老人クラブ連合会単体会長	25名
1693	青森	平成28年3月	東青地区生活支援員、東青地区管内社協事務局職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東青地区生活支援員、東青地区管内社協事務局職員	20名
1694	青森	平成28年3月	東通村内居宅ケアマネジャー、施設相談員等に対する法教育(講演)	東通村内居宅ケアマネジャー、施設相談員、地域包括支援センター職員	30名
1695	青森	平成28年3月	平川市平賀民生・児童委員に対する法教育(講演)	平川市平賀民生・児童委員	30名
1696	青森	平成28年3月	黒石市高齢者虐待防止ネットワーク会議構成員に対する法テラス業務説明	黒石市高齢者虐待防止ネットワーク会議構成員	15名
1697	札幌	平成27年6月	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター白石における業務説明会	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター職員	20名
1698	札幌	平成27年7月	札幌市生活就労支援センター職員との合同事業説明会における法テラス業務説明	札幌市生活就労支援センター職員	50名
1699	札幌	平成27年8月	北海道被害者支援連絡協議会定期総会内における法テラス業務説明	北海道被害者支援連絡協議会定期総会構成機関・団体	70名
1700	札幌	平成27年8月	札幌市新任ケースワーカーに対する法テラス業務説明	札幌市新任ケースワーカー	200名
1701	札幌	平成27年9月	札幌市民生・児童委員活動推進講座における法テラス業務説明	札幌市民生・児童委員	200名
1702	札幌	平成27年10月	札幌市民に対する法教育(法テラス札幌主催「おとなのための法テラス教育2016」)、法テラス業務説明	札幌市民	180名
1703	札幌	平成27年10月	後志地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議における法テラス業務説明	北海道警察等	30名
1704	札幌	平成27年11月	大学生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	北海道大学大学生	30名
1705	札幌	平成28年1月	札幌市南区地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	札幌市南区地域包括支援センター職員	30名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1706	札幌	平成28年2月	手話通訳者研修における法テラス業務説明	道内手話通訳者	20名
1707	札幌	平成28年2月	札幌市民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	札幌市民	120名
1708	札幌	平成28年3月	札幌市東区地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	札幌市東区地域包括支援センター職	30名
1709	函館	平成27年4月	「法テラスの日」労働相談セミナーにおける法テラス業務説明	労働相談セミナー来場者	10名
1710	函館	平成27年6月	「函館消費者大学」における法教育(講義)	「函館消費者大学」受講生	70名
1711	函館	平成27年9月	民生・児童委員に対する法テラス業務説明	北海道民生・児童委員	150名
1712	函館	平成27年9月	北海道民生・児童委員「生活福祉部会研修会」における法教育(講演)、法テラス業務説明	北海道民生・児童委員	150名
1713	函館	平成27年11月	要援護高齢者等の地域ケア会議における法テラス業務説明	福祉行政機関、民生・児童委員、社会福祉協議会等	30名
1714	函館	平成27年12月	函館市市民部くらし安心課職員に対する法テラス業務説明	函館市保健福祉部職員	5名
1715	函館	平成27年12月	函館市保健福祉部高齢福祉課職員に対する法テラス業務説明	函館市保健福祉部職員	5名
1716	函館	平成27年12月	函館市保健福祉部地域福祉課職員に対する法テラス業務説明	函館市保健福祉部職員	3名
1717	函館	平成27年12月	函館市保健福祉部障がい保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	函館市保健福祉部職員	4名
1718	函館	平成28年2月	介護支援専門員に対する法テラス業務説明	函館市居宅介護支援事業所介護支援専門員	10名
1719	函館	平成28年2月	今金町市民後見修習生に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	今金町市民後見修習生	10名
1720	函館	平成28年2月	函館市地域包括支援センター西堀における法テラス業務説明	函館市地域包括支援センター西堀職員	5名
1721	函館	平成28年2月	函館市地域包括支援センターよろこびにおける法テラス業務説明	函館市地域包括支援センターよろこび職員	5名
1722	函館	平成28年2月	函館市地域包括支援センターあさひにおける法テラス業務説明	函館市地域包括支援センターあさひ職員	5名
1723	函館	平成28年2月	函館市地域包括支援センター厚生院における法テラス業務説明	函館市地域包括支援センター厚生院職員	3名
1724	函館	平成28年2月	函館市地域包括支援センター社協戸井支所における法テラス業務説明	函館市地域包括支援センター社協戸井支所職員	5名
1725	函館	平成28年2月	函館市地域包括支援センターこんにおける法テラス業務説明	函館市地域包括支援センターこん職員	4名
1726	函館	平成28年3月	函館市地域包括支援センター亀田における法テラス業務説明	函館市地域包括支援センター亀田職員	5名
1727	函館	平成28年3月	福島町保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	福島町保健福祉課職員	5名
1728	函館	平成28年3月	知内町生活福祉課職員に対する法テラス業務説明	知内町生活福祉課職員	2名
1729	函館	平成28年3月	知内町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	知内町地域包括支援センター職員	3名
1730	函館	平成28年3月	木古内町保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	木古内町保健福祉課職員	5名
1731	函館	平成28年3月	福島町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	福島町社会福祉協議会職員	4名
1732	函館	平成28年3月	北斗市民生部保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	北斗市民生部保健福祉課職員	5名
1733	函館	平成28年3月	北斗市地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	北斗市地域包括支援センター職員	4名
1734	函館	平成28年3月	七飯町保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	七飯町保健福祉課職員	2名
1735	函館	平成28年3月	鹿部町保健福祉課職員に対する法テラス業務説明	鹿部町保健福祉課職員	2名
1736	函館	平成28年3月	森町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	森町地域包括支援センター職員	2名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1737	函館	平成28年3月	鹿部町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	鹿部町社会福祉協議会職員	2名
1738	函館	平成28年3月	老人福祉施設職員に対する法テラス業務説明	北海道道南地区老人福祉施設職員	80名
1739	函館	平成28年3月	介護支援専門員等に対する法テラス業務説明	函館市居宅介護支援事業所介護支援専門員	40名
1740	旭川	平成27年4月	旭川成年後見支援センター第一回運営委員会における法テラス業務説明	旭川成年後見支援センター第一回運営委員	10名
1741	旭川	平成27年4月	美瑛町における法テラス業務説明	美瑛町保健福祉部職員	4名
1742	旭川	平成27年5月	枝幸町における法テラス業務説明	枝幸町保健福祉センター職員	4名
1743	旭川	平成27年5月	障害者福祉施設南富良野からまつ園における法教育(講演)、法テラス業務説明	南富良野からまつ園職員	60名
1744	旭川	平成27年5月	美深町における法テラス業務説明	保健係保健センター職員	4名
1745	旭川	平成27年5月	音威子府村における法テラス業務説明	音威子府村保健センター職員	4名
1746	旭川	平成27年5月	中川町における法テラス業務説明	中川町総務課職員	4名
1747	旭川	平成27年5月	遠別町における法テラス業務説明	遠別町総務課職員	4名
1748	旭川	平成27年5月	天塩町における法テラス業務説明	天塩町総務課職員	4名
1749	旭川	平成27年5月	稚内市における法テラス業務説明	稚内市保健福祉センター職員	4名
1750	旭川	平成27年5月	猿払村における法テラス業務説明	猿払村総務課職員	4名
1751	旭川	平成27年5月	幌延町における法テラス業務説明	幌延町社会福祉係職員	4名
1752	旭川	平成27年5月	豊富町における法テラス業務説明	豊富町町民課職員	4名
1753	旭川	平成27年5月	旭川刑務所における法テラス業務説明	総務部庶務課職員	4名
1754	旭川	平成27年6月	旭川市障害者福祉センターおびつたにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	旭川市障害者福祉センターおびつた職員	30名
1755	旭川	平成27年6月	宗谷管内町村地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	宗谷管内町村地域包括支援センター職員	20名
1756	旭川	平成27年6月	枝幸地区民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	枝幸地区民生・児童委員	30名
1757	旭川	平成27年6月	利尻町・利尻富士町における法テラス業務説明	利尻町・利尻富士町総務課職員	4名
1758	旭川	平成27年7月	礼文町における法テラス業務説明	礼文町総務課職員	4名
1759	旭川	平成27年9月	関係機関との事例検討会における法テラス業務説明	旭川自殺対策ネットワーク会議構成機関・団体	20名
1760	旭川	平成27年9月	北海道民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	北海道民生・児童委員	30名
1761	旭川	平成27年9月	南宗谷地区民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	南宗谷地区民生・児童委員	30名
1762	旭川	平成27年10月	旭川市障害者総合相談センターあそーと研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	ケースワーカー	10名
1763	旭川	平成27年10月	中川町民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	中川町民生・児童委員	30名
1764	旭川	平成27年10月	旭川成年後見支援センター第二回運営委員会における法テラス業務説明	旭川成年後見支援センター第二回運営委員	10名
1765	旭川	平成27年10月	旭川中央警察署主催研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	旭川中央警察署職員	40名
1766	旭川	平成27年10月	美深警察署主催研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	美深警察署職員	40名
1767	旭川	平成27年11月	東神楽町民生・児童委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	東神楽町民生・児童委員	40名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1768	旭川	平成27年11月	自立支援協議会報告会における法テラス業務説明	旭川市障害者総合相談センターあそーと職員	20名
1769	旭川	平成27年11月	ネットワークワーキンググループ会議における法テラス業務説明	ネットワークワーキンググループ会議構成機関・団体	20名
1770	旭川	平成27年11月	鷹栖町健康福祉課主催研修会における法テラス業務説明	鷹栖町民生・児童委員、一般町民	50名
1771	旭川	平成27年11月	留萌地区被害者支援連絡協議会主催研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	留萌地区警察職員	40名
1772	旭川	平成27年11月	旭川市自立サポートセンター全体会議における法テラス業務説明	福祉保険部生活支援課職員	20名
1773	旭川	平成27年12月	南富良野地区市民後見人フォローアップ研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	南富良野地区町民、町保健福祉課職員等	30名
1774	旭川	平成27年12月	ネットワークワーキンググループ会議における法テラス業務説明	ネットワークワーキンググループ会議構成機関・団体	20名
1775	旭川	平成27年12月	深川地区被害者支援連絡協議会主催研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	深川地区警察職員	30名
1776	旭川	平成27年12月	比布町地域包括支援センターにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	比布町地域包括支援センター職員	30名
1777	旭川	平成27年12月	猿払村地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	猿払村村民、猿払村地域包括支援センター職員	30名
1778	旭川	平成28年2月	鷹栖町健康福祉課主催研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	鷹栖町民生・児童委員、一町民	50名
1779	旭川	平成28年2月	警察職員に対する法テラス業務説明	稚内警察職員	30名
1780	旭川	平成28年2月	自殺予防連絡会議委員に対する法テラス業務説明	自殺予防連絡会議委員	15名
1781	旭川	平成28年3月	旭川成年後見支援センター第三回運営委員会に対する法テラス業務説明	旭川成年後見支援センター第三回運営委員	10名
1782	旭川	平成28年3月	貸金関係連絡会・財務事務所職員等拡大会議における法テラス業務説明	貸金関係連絡会・財務事務所職員等拡大会議構成機関・団体	50名
1783	旭川	平成28年3月	上川中部自殺対策連絡会議構成機関に対する法テラス業務説明	上川中部自殺対策連絡会議構成機関	10名
1784	釧路	平成27年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	イオン釧路店来店者	3名
1785	釧路	平成27年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	イオンモール釧路昭和店来店者	2名
1786	釧路	平成27年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	藤丸百貨店来店者	4名
1787	釧路	平成27年4月	一般市民に対する法テラス業務説明	釧路近辺在住者	9名
1788	釧路	平成27年5月	帯広市自立相談支援センター「ふらっと」における法テラス業務説明	帯広市自立相談支援センター「ふらっと」職員	2名
1789	釧路	平成27年5月	「とから生活あんしんセンター」における法テラス業務説明	「とから生活あんしんセンター」職員	3名
1790	釧路	平成27年6月	美幌町社会福祉協議会役員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	美幌町社会福祉協議会役員	30名
1791	釧路	平成27年6月	平成27年度第2回白洋大学集合学習会における法教育(講義)、法テラス業務説明	白糠町白洋大学生(高齢者町民)	50名
1792	釧路	平成27年6月	「釧路市生活相談支援センターくらしごと」における法テラス業務説明	釧路市生活相談支援センターくらしごと職員	7名
1793	釧路	平成27年7月	一般市民に対する法テラス業務説明	くしる霧フェスティバル来場者	13名
1794	釧路	平成27年8月	釧路市消費生活相談室相談員との事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	7名
1795	釧路	平成27年8月	釧路市立鳥取中学校における法教育(授業)	釧路市立鳥取中学校3年生(うち3クラス)	117名
1796	釧路	平成27年9月	第17回民生委員児童委員活動推進講座における法テラス業務説明	オホーツク管内民生・児童委員	281名
1797	釧路	平成27年9月	第17回民生委員児童委員活動推進講座における法テラス業務説明	釧路・十勝・根室地区民生・児童委員	271名
1798	釧路	平成27年9月	釧路市立城山小学校における法教育(授業)	釧路市立城山小学校6年生	35名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1799	釧路	平成27年9月	消費者サロンにおける相続等に関する法教育(講演)、法テラス業務説明	茅室町消費者協会会員	16名
1800	釧路	平成27年9月	平成27年度オホーツク被害者等支援連絡協議会定期総会における法教育(講演)、法テラス業務説明	オホーツク被害者等支援連絡協議会構成員	40名
1801	釧路	平成27年9月	北見市自立支援センターにおける法テラス業務説明	北見市自立支援センター職員	2名
1802	釧路	平成27年9月	オホーツク相談センターにおける法テラス業務説明	オホーツク相談センター職員	3名
1803	釧路	平成27年9月	社会福祉法人網走市社会福祉協議会における法テラス業務説明	社会福祉法人網走市社会福祉協議会員	3名
1804	釧路	平成27年9月	平成27年度生命保険意見交換会における法テラス業務説明	生命保険協会釧路協会会員	31名
1805	釧路	平成27年10月	茅室町立茅室南小学校における法テラス業務説明	茅室町立茅室南小学校6年生	20名
1806	釧路	平成27年10月	おしゃべりミニサロンにおける法教育(講演)、法テラス業務説明	釧路市中部北地区高齢者	18名
1807	釧路	平成27年10月	平成27年度高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者に対する社会復帰支援に関する連絡協議会における法テラス業務説明	連絡協議会構成機関・団体	44名
1808	釧路	平成27年11月	平成27年度児童虐待防止講演会における法教育(講演)、法テラス業務説明	十勝管内各関係者、一般市民	106名
1809	釧路	平成27年11月	釧路市立鳥取西小学校の生徒に対する法教育	釧路市立鳥取西小学校6年生	104名
1810	釧路	平成27年11月	釧路市消費生活相談室相談員との事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	7名
1811	釧路	平成27年11月	平成27年度釧路方面被害者支援連絡協議会定期総会における法テラス業務説明	釧路方面被害者支援連絡協議会員	50名
1812	釧路	平成27年11月	平成27年度根室地域における配偶者暴力防止法関係機関連絡会議における法テラス業務説明	根室振興局管内における配偶者暴力防止法関係機関	23名
1813	釧路	平成27年12月	北見市立若松小学校における法教育(授業)	北見市立若松小学校5、6年生	4名
1814	釧路	平成27年12月	北見市立東相内中学校における法教育(授業)	北見市立東相内中学校1年生	68名
1815	釧路	平成27年12月	釧路市消費生活相談室相談員との事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	7名
1816	釧路	平成27年12月	平成27年度根室地域自殺対策推進連絡会議における法テラス業務説明	根室地域自殺対策推進連絡会議構成機関	15名
1817	釧路	平成27年12月	ねむろ日常生活サポートセンターにおける法テラス業務説明	ねむろ日常生活サポートセンター職員	2名
1818	釧路	平成27年12月	釧路総合振興局生活保護職員研修会における法テラス業務説明	釧路総合振興局生活保護職員	22名
1819	釧路	平成28年1月	釧路市消費生活相談室相談員との事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	7名
1820	釧路	平成28年1月	アタッチメント・サポートに対する法テラス業務説明	アタッチメント・サポート職員	4名
1821	釧路	平成28年1月	平成27年度釧路地域DV防止関係連絡会議における法テラス業務説明	平成27年度デートDV防止・性教育に関する研修会出席者	35名
1822	釧路	平成28年2月	釧路市立鳥取中学校における法教育(授業)	釧路市立鳥取中学校3年生(うち2クラス)	80名
1823	釧路	平成28年2月	帯広市立豊成小学校における法教育(授業)	帯広市立豊成小学校6年生	85名
1824	釧路	平成28年2月	厚岸町消費者被害防止情報連絡協議会会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	厚岸町消費者被害防止情報連絡協議会員	15名
1825	釧路	平成28年2月	釧路市消費生活相談室相談員との事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	7名
1826	釧路	平成28年2月	虐待防止プロジェクト2015における法教育、法テラス業務説明	釧路近辺在住者	100名
1827	釧路	平成28年2月	「くしろ冬まつり」における法テラス業務説明	「くしろ冬まつり」来場者	20名
1828	釧路	平成28年3月	町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	標茶町民	100名
1829	釧路	平成28年3月	釧路市消費生活相談室相談員との事例検討会における法教育	釧路市消費生活相談室相談員	7名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1830	釧路	平成28年3月	町民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	浦幌町民	23名
1831	釧路	平成28年3月	平成27年度釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議における法テラス業務説明	釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議出席者	34名
1832	釧路	平成28年3月	平成27年度北海道貸金業関係連絡会釧路拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会釧路拡大幹事会出席者	13名
1833	釧路	平成28年3月	平成27年度北海道貸金業関係連絡会帯広拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会帯広拡大幹事会出席者	12名
1834	釧路	平成28年3月	平成27年度北海道貸金業関係連絡会北見拡大幹事会における法テラス業務説明	北海道貸金業関係連絡会北見拡大幹事会出席者	10名
1835	香川	平成27年4月	香川大学肥塚ゼミ学生に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	香川大学法学部肥塚肇雄教授のゼミ学生	6名
1836	香川	平成27年5月	香川県相談業務支援ネットワーク情報交換会における法テラス業務説明	法務局、労働局、香川県子育て支援課等関係機関	27名
1837	香川	平成27年6月	香川おもいやりネットワーク事業相談・支援担当者養成研修における法テラス業務説明	市町社会福祉協議会相談・支援担当職員、施設長	100名
1838	香川	平成27年6月	消費者行政・法テラスと生命保険協会香川県協会との意見交換会における法テラス業務説明	香川県消費生活センター等消費者行政、生命保険協会香川県協会	30名
1839	香川	平成27年7月	高松市地域包括支援センター研修会における法テラス業務説明	高松市地域包括支援センターケアマネジャー	200名
1840	香川	平成27年7月	平成27年度香川個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	香川県個別労働紛争解決制度関係機関	15名
1841	香川	平成27年7月	香川県被害者支援連絡協議会平成27年度総会における法テラス業務説明	香川県危機管理総局、香川県弁護士会等犯罪被害者支援連絡協議会会員	44名
1842	香川	平成27年8月	「高松市生活困窮者自立支援事業連絡会」における法テラス業務説明	高松市生活困窮者自立支援事業連絡会(高松市内福祉関係団体)	13名
1843	香川	平成27年10月	男女共同参画問題研修会における法テラス業務説明	男女共同参画問題研修会関係機関	12名
1844	香川	平成27年12月	「平成27年度えせ同和行為対策関係機関連絡会」における法テラス業務説明	えせ同和行為対策関係機関連絡会各関係機関	12名
1845	香川	平成28年1月	高松市地域包括支援センターにおける法テラス業務説明	高松市地域包括支援センターケアマネジャー	35名
1846	香川	平成28年1月	香川県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	多重債務処理に関わる香川県内関係機関	25名
1847	香川	平成28年1月	斯道学園における法教育(講義)	斯道学園紫雲寮生	38名
1848	香川	平成28年2月	「香川個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会合同研修会」での事例検討会における法テラス業務説明	県内労働相談窓口担当者	18名
1849	徳島	平成27年4月	市民に対する法教育	徳島県民	1,000名
1850	徳島	平成27年4月	阿南市学原町学原サロンにおける法テラス業務説明	徳島県阿南市民	13名
1851	徳島	平成27年4月	徳島市地域包括支援センター職員等との事例検討会における法教育	徳島市民生・児童委員、徳島市の高齢者・障がい者担当課職員等	7名
1852	徳島	平成27年5月	徳島県中央子ども女性相談センター職員に対する法テラス業務説明	徳島県中央子ども女性相談センター相談員等	14名
1853	徳島	平成27年5月	徳島市地域包括支援センター職員等との事例検討会における法教育	徳島市地域包括支援センター職員、社会福祉士、介護福祉士	3名
1854	徳島	平成27年5月	徳島市地域包括支援センター職員等との事例検討会における法教育	徳島市民生・児童委員、徳島市の高齢者・障がい者担当課職員等	14名
1855	徳島	平成27年5月	徳島市地域包括支援センター職員等との事例検討会における法教育	徳島市地域包括支援センター職員、老人ホームケアマネジャー等	8名
1856	徳島	平成27年6月	「平成27年度第88回全国安全週間説明会及びセミナー」における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県内事業主、徳島県内事業所の労務安全管理担当者	90名
1857	徳島	平成27年6月	平成27年度個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会における法テラス業務説明	個別労働紛争解決制度関係機関職員	10名
1858	徳島	平成27年6月	生命保険意見交換会における法テラス業務説明	徳島県内消費者行政団体	25名
1859	徳島	平成27年6月	県民相談に係る関係機関等連絡会議における法テラス業務説明	「県民相談に係る関係機関等連絡会議」会員	30名
1860	徳島	平成27年6月	徳島県南部地域在住の視覚障がい者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県南部地域在住の視覚障がい者(付添者含む)	20名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1861	徳島	平成27年7月	徳島市地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島市地域包括支援センター職員、徳島市内で介護に携わる方、介護に興味のある方	40名
1862	徳島	平成27年7月	四電エンジニアリング協力会社安全衛生推進協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	四電エンジニアリング協力会社	40名
1863	徳島	平成27年8月	東みよし町教育委員会高齢者学級「心のいっぶく塾」における法テラス業務説明	徳島県東みよし町在住の65歳～86歳の方々	92名
1864	徳島	平成27年9月	徳島市内在住の視覚障がい者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島市内在住の視覚障がい者(付添者含む)	28名
1865	徳島	平成27年9月	北島町民生・児童委員協議会における法教育(講演)、法テラス業務説明	北島町民生・児童委員	40名
1866	徳島	平成27年9月	鴨島病院看護師・理学療法士に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	鴨島病院看護師、理学療法士	80名
1867	徳島	平成27年9月	徳島市民病院管理職対象のハラスメント研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島市民病院管理職	60名
1868	徳島	平成27年9月	徳島地方法務局人権擁護委員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島地方法務局人権擁護委員	8名
1869	徳島	平成27年10月	徳島県警察職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県下各警察署等の被害者支援係(警部補以下の警察官及び相当職の一般職員)等	15名
1870	徳島	平成27年10月	フレアとくしま法律講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	指定被害者支援要員(警部補以下の警察官及び相当職の一般職員)等	11名
1871	徳島	平成27年10月	吉野川市役所職員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	吉野川市役所総務部総務課	200名
1872	徳島	平成27年11月	消費生活啓発講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	勝浦郡老人クラブ連合会	90名
1873	徳島	平成27年11月	フレアとくしま法律講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	11名
1874	徳島	平成27年11月	徳島県北部地区各消費者協会に対する法テラス業務説明	徳島県北部地区各消費者協会	100名
1875	徳島	平成27年11月	徳島県東部ブロック社会福祉協議会構成機関等に対する法テラス業務説明	徳島県東部ブロック(主に徳島市内及びその周辺)社会福祉協議会、行政機関	32名
1876	徳島	平成27年11月	徳島県内調停委員に対する法テラス業務説明	徳島県内民事・家事調停委員	110名
1877	徳島	平成27年12月	平成27年度徳島県老協中央ブロック在宅部会研修会における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県老協中央ブロック在宅部会、徳島県老協中央ブロック会員職員	40名
1878	徳島	平成27年12月	フレアとくしま法律講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	8名
1879	徳島	平成27年12月	北島町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	北島町社会福祉協議会	1名
1880	徳島	平成27年12月	松茂町社会福祉協議会職員に対する法テラス業務説明	松茂町社会福祉協議会	1名
1881	徳島	平成27年12月	松茂町地域包括支援センター職員に対する法テラス業務説明	松茂町地域包括支援センター職員	1名
1882	徳島	平成27年12月	阿波市内の介護支援専門員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	阿波市介護支援専門員、阿波市民生・児童委員	50名
1883	徳島	平成28年1月	徳島文理大学学生に対する法教育(講義)	徳島文理大学学生	60名
1884	徳島	平成28年1月	フレアとくしま法律講座における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県民	7名
1885	徳島	平成28年1月	徳島県北部地域在住の視覚障がい者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県北部地域在住の視覚障がい者(付添者含む)	13名
1886	徳島	平成28年1月	「第17回権利擁護についての学習会」における法テラス業務説明	とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク構成員	20名
1887	徳島	平成28年1月	自主防犯ボランティア団体会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	自主防犯ボランティア団体会員(徳島県東部・板野町開催)	60名
1888	徳島	平成28年1月	自主防犯ボランティア団体会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	自主防犯ボランティア団体会員(徳島県西部・美馬庁舎開催)	50名
1889	徳島	平成28年1月	自主防犯ボランティア団体会員に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	自主防犯ボランティア団体会員(徳島県南部・美波庁舎開催)	50名
1890	徳島	平成28年1月	徳島保護観察所保護観察官及び保護司に対する法テラス業務説明	徳島保護観察所保護観察官及び保護司	3名
1891	徳島	平成28年2月	平成27年度徳島市民生・児童委員全体研修会における法教育(講義)、法テラス業務説明	徳島市民生・児童委員	400名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1892	徳島	平成28年2月	徳島県西部地域在住の視覚障がい者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県西部地域在住の視覚障がい者(付添者含む)	10名
1893	徳島	平成28年2月	徳島市民生・児童委員に対する法教育(講演)	徳島市23行政区から代表1名以上の民生・児童委員	30名
1894	徳島	平成28年3月	一般市民に対する法教育	徳島県内の消費者問題に関する関係機関職員	140名
1895	徳島	平成28年3月	徳島県銀行協会社員銀行(11行)の次席者会における法教育(講演)、法テラス業務説明	徳島県銀行協会社員銀行(11行)の次席者会構成員	13名
1896	徳島	平成28年3月	平成27年度徳島県多重債務者対策協議会における法テラス業務説明	徳島県多重債務者対策協議会構成員	17名
1897	徳島	平成28年3月	上板町民生・児童委員等に対する法テラス業務説明	上板町民生・児童委員、上板町社会福祉協議会員等	40名
1898	高知	平成27年4月	高知県校長協会会議における法テラス業務説明	高知県内高等学校校長(私立含)	70名
1899	高知	平成27年4月	四万十市地域包括支援センターにおける事例検討における法教育	あつたかられあいセンター「アルメリア」職員、四万十市社会福祉協議会職員等	6名
1900	高知	平成27年4月	第1回南国ネットワーク連絡会における法テラス業務説明	高知県立大学准教授、司法書士、民生・児童委員、南国市地域活動支援センター等	22名
1901	高知	平成27年5月	高知県内各小学校の指導主事に対する法テラス業務説明	県内各小学校の指導主事	100名
1902	高知	平成27年5月	高知県内各小学校の指導主事に対する法テラス業務説明	県内各小学校の指導主事	120名
1903	高知	平成27年5月	高知県内の派出所、駐在所、高等学校等に対する法テラス業務説明	県内派出所、駐在所、高等学校、民間高齢者・障害者・養護施設等	271名
1904	高知	平成27年5月	2015年度ソーレネットワーク総会における法教育(講演)	女性会議高知本部・支部、高知県職員組合女性部等各会員	20名
1905	高知	平成27年5月	高知県内各中学校の指導主事に対する法テラス業務説明	高知県教育委員会の中学校指導主事	147名
1906	高知	平成27年5月	警察学校専科生研修における「DV、ストーカー」について法教育(講演)	高知県警察学校入校中の専科生	15名
1907	高知	平成27年5月	高知県内各高等学校の指導主事に対する法テラス業務説明	県内各高等学校の指導主事	100名
1908	高知	平成27年6月	高知県内産業医、看護師、衛生管理者等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	高知県内産業医、看護師、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等	31名
1909	高知	平成27年8月	四万十町民に対する法教育(講演)	四万十町民	20名
1910	高知	平成27年8月	高知県内の派出所、駐在所、高等学校等に対する法テラス業務説明	県内派出所、駐在所、高等学校、民間高齢者・障害者・養護施設等	296名
1911	高知	平成27年9月	こうち被害者支援センター支援員養成講座参加者に対する法教育(講義)、法テラス業務説明	こうち被害者支援センター支援員養成講座参加者	12名
1912	高知	平成27年10月	民間病院の医療ソーシャルワーカーに対する法テラス業務説明	県内医療相談員	3名
1913	高知	平成27年10月	高知市内に支店のある銀行の支店長に対する法教育、法テラス業務説明	高知市内に支店のある銀行の支店長	16名
1914	高知	平成27年10月	高知県内の派出所、駐在所、高等学校等に対する法テラス業務説明	県内派出所、駐在所、高等学校、民間高齢者・障害者・養護施設等	296名
1915	高知	平成27年11月	四万十町大正地区住民に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	四万十町大正地区住民	10名
1916	高知	平成27年11月	仁淀川町地域包括支援センター職員等に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	仁淀川町地域包括支援センター、仁淀川町社会福祉協議会、保健師、ケアマネジャー等	25名
1917	高知	平成27年12月	一般市民に対する法テラス業務説明	イベント開催場所(イオンモール高知)来所者	500名
1918	高知	平成27年12月	佐川町民、介護サービス事業者に対する法教育(講演)、法テラス業務説明	佐川町民、介護サービス事業者	30名
1919	高知	平成27年12月	佐川町立佐川中学校生徒に対する法教育(授業)	佐川町立佐川中学校2年生	20名
1920	高知	平成28年2月	須崎市、佐川町、地域包括等各担当者に対する法テラス業務説明	須崎市、佐川町、地域包括等各担当者	10名
1921	高知	平成28年2月	中土佐町、四万十町、地域包括等各担当者に対する法テラス業務説明	中土佐町、四万十町、地域包括等各担当者	10名
1922	高知	平成28年2月	津野町、構原町、地域包括等各担当者に対する法テラス業務説明	津野町、構原町、地域包括等各担当者	10名

	事務所	実施時期	活動内容	対象者	参加人数 ・ 参加団体数等
1923	高知	平成28年2月	自殺うつ対策関係機関連絡会における法テラス業務説明	高知うろこの会、高知県断酒連合会、高知県薬剤師会、サポートセンターほか等	29名
1924	愛媛	平成27年5月	愛媛県DV防止対策連絡会における法テラス業務説明	DV防止対策を講じている愛媛県及び県下市町の関係部署担当者等	35名
1925	愛媛	平成27年6月	愛媛県下各警察署犯罪被害者支援担当警察官に対する法テラス業務説明	愛媛県下各警察署犯罪被害者支援担当警察官	8名
1926	愛媛	平成27年6月	消費生活相談員等スキルアップ研修における法テラス業務説明	愛媛県下各消費生活センター相談員、各市町担当職員	30名
1927	愛媛	平成27年6月	第1回外国人生活支援ネットワーク会議における法テラス業務説明	外国人生活支援に関わる愛媛県及び県下市町関係部署・団体等の担当者	60名
1928	愛媛	平成27年7月	愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会(中予地区)における法テラス業務説明	DV防止対策に関わる愛媛県及び県下(中予地区)市町及び各警察署の担当者等	36名
1929	愛媛	平成27年7月	愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会(南予地区)における法テラス業務説明	DV防止対策に関わる愛媛県及び県下(南予地区)市町及び各警察署の担当者等	18名
1930	愛媛	平成27年8月	愛媛県DV防止対策連絡会地域ブロック別担当者会(東予地区)における法テラス業務説明	DV防止対策に関わる愛媛県及び県下(東予地区)市町及び各警察署の担当者等	21名
1931	愛媛	平成27年8月	宇和島市役所・地域包括支援センター、西予市・社会福祉協議会・地域包括支援センター(本所・支所)に対する法テラス業務説明	宇和島市、西予市の福祉関係部署・団体担当者	6名
1932	愛媛	平成27年9月	八幡浜市役所・地域包括支援センター、伊方町・社会福祉協議会・地域包括支援センターに対する法テラス業務説明	八幡浜市、伊方町福祉関係部署・団体担当者	5名
1933	愛媛	平成27年9月	労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における法テラス業務説明	労働相談・個別労働紛争解決制度に関わる愛媛県及び裁判所、団体等担当者	11名
1934	愛媛	平成27年9月	松山地域相談機関連絡会における法テラス業務説明	婦人保護事業に関わる愛媛県及び松山市関係部署、団体担当者	14名
1935	愛媛	平成27年10月	愛媛県多重債務者対策連絡協議会における法テラス業務説明	多重債務者対策に関わる愛媛県及び県警関係部署等	19名
1936	愛媛	平成27年11月	犯罪被害者週間記念イベント会場(商業施設)におけるチラシ等配布	イベント会場(商業施設)来場者	700名
1937	愛媛	平成28年1月	愛媛県各種相談窓口等意見交換会における法テラス業務説明	交通事故相談に対応する関係機関担当者	18名
1938	愛媛	平成28年2月	愛媛県新任民生・児童委員研修会における法テラス業務説明	愛媛県下各地域民生・児童委員	400名
1939	愛媛	平成28年2月	生活困窮者自立支援運営協議会における法テラス業務説明	生活困窮者自立支援に関わる四国中央市関係部署、福祉団体等担当者	27名
1940	愛媛	平成28年2月	愛媛県高齢者虐待防止連携会議における法テラス業務説明	高齢者虐待防止に関わる愛媛県及び県下市町関係部署、福祉団体等担当者	52名
1941	愛媛	平成28年3月	生活困窮者自立支援に関わる四国中央市担当部署、福祉団体等との事例検討会	生活困窮者自立支援に関わる四国中央市関係部署、福祉団体等担当者	9名

支え合う社会へ

子どもの貧困から考える 生活困窮者の自立支援と司法

参加無料
要・参加申込み
定員：250名
手話通訳：有
託児サービス：有

日時：

平成28年2月20日(土)

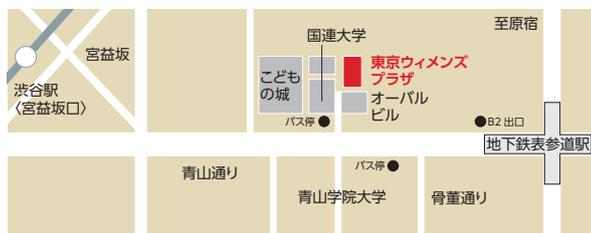
13:00～16:35(予定)

[開場] 12:30 [開会] 13:00

場所：

東京ウィメンズプラザ ホール

(東京都渋谷区神宮前5-53-67)



・JR・東急東横線・京王井の頭線・東京メトロ副都心線 渋谷駅 宮益坂口から徒歩12分
・東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線 表参道駅 B2出口から徒歩7分
・都バス(渋88系統) 渋谷駅から2つ目(4分) 青山学院前バス停から徒歩2分

主催：

日本司法支援センター(法テラス)

後援：

最高裁判所、内閣府男女共同参画局、消費者庁、法務省、
文部科学省(申請中)、厚生労働省、東京都(申請中)、
日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、東京弁護士会、
第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法書士会連合会、
東京司法書士会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、
社会福祉法人東京都社会福祉協議会、公益社団法人日本社会福祉士会

開催趣旨

現代社会において、「貧困」は誰もが陥る可能性のある身近な問題です。とりわけ、貧困の連鎖が懸念される「子どもの貧困」は、社会的問題としてようやく認識され始めたところです。

平成27年4月から施行された「生活困窮者自立支援制度」は、生活困窮者が抱える様々な問題を支援するための制度です。この制度が機能していくためには、特に地域社会の役割が重要であるとされています。地域社会の一員である私たち全員がこの問題に関心を持ち、積極的に関わっていくことが必要となります。

法テラスは、生活困窮者支援のための地域ネットワークの連携機関の一つとなります。本シンポジウムでは、「子どもの貧困」を素材として、「子どもを含む生活困窮者の自立のためにどのような解決の道筋があるのか」、「身近なところに存在する貧困問題に私たちがどのように関われば良いのか」等について、共に考える機会を持つことを目的としています。

当日は、「子どもの貧困」問題を研究されている首都大学東京の阿部彩教授による基調講演及び生活困窮者の自立支援を実践している現場の方々による事例報告を行います。それらを踏まえ、生活困窮者の自立支援において、関係機関の間における連携構築・連携強化をいかにすすべきか、また、司法、そして法テラスが何をすることができ、今後何をすべきかを明らかにするとともに、私たちが「支え合う社会へ」向けて歩みを進める第一歩にしたいと思います。

【問い合わせ】

(株)クバプロ内 法テラスシンポジウム参加受付事務局

E-mail:houterasusyμπο2015@kuba.jp

TEL 03-3238-1689

受付時間:10:00～18:00(土日・祝日を除く)

FAX 03-3238-1837 受付時間 24時間受付

<http://www.kuba.co.jp/houterasusyμπο2015>



日本司法支援センター
法テラス

Program

13:00～13:10 開会・主催者挨拶

宮崎 誠(日本司法支援センター理事長)

13:10～13:55 基調講演

阿部 彩氏(首都大学東京 教授)

「子どもの貧困：私たちにできること」

13:55～14:15 実践報告①

朝比奈 ミカ氏(千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長)

「子どもの貧困：見えてきたこと」

14:15～14:35 実践報告②

野原 郭利(法テラス千葉法律事務所 常勤弁護士)

「貧困の現場における弁護士の実践」

14:35～14:55 法テラスの紹介

14:55～15:10 休憩

15:10～16:30 パネルディスカッション

「支え合う社会へ
—生活困窮者の自立支援と司法」

[パネリスト]

阿部 彩氏(首都大学東京 教授)

本後 健氏(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室長)

朝比奈 ミカ氏(千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長)

弁護士・司法書士(未定)

[コーディネーター]

太田 晃弘(法テラス東京法律事務所 常勤弁護士)

16:30～16:35 閉会挨拶

お申込み方法

参加を希望される方は、郵便番号・住所・氏名・職業・電話番号・年齢・性別のほか、「子どもの貧困」「生活困窮者自立支援」等についての登壇者へのご質問がございましたらご記入の上、平成28年2月5日(金)までに、法テラスシンポジウムウェブサイト、FAX、Eメール、ハガキ、電話にてご応募下さい。

申し込みをされた方には参加証を電子メール、FAX、ハガキのいずれかでお送りします。当日は参加証の画面をご提示いただくか、参加証をお持ち下さい。

※参加申込みの受付は先着順です。定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

※応募者に関する個人情報は、当シンポジウムの事務のみに使用し、シンポジウム終了後は、主催者の規定に則ってすべて消去します。



法テラスシンポジウム

検索

<http://www.kuba.co.jp/houterasusympo2015>



03-3238-1837

受付時間 / 24時間受付



houterasusympo2015@kuba.jp

受付時間 / 24時間受付



送付先 / 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目11-15 UEDAビル 6F

(株)クバプロ内 法テラスシンポジウム参加受付事務局



03-3238-1689

受付時間 / 10:00 ~ 18:00 (土日・祝日を除く)

お問い合わせ

(株)クバプロ内 法テラスシンポジウム参加受付事務局

TEL : 03-3238-1689

受付時間 (10:00 ~ 18:00 土日・祝日を除く)

法テラスは皆様を
支援する組織です

「借金」「離婚」「相続」・・・さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、「だれに相談すればいいの?」、「どんな解決方法があるの?」と、わからないことも多いはず。こうした問題解決への「道案内」をするのが私たち「法テラス」の役目です。

刑事・民事を問わず、国民のみならず誰もがどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、総合法律支援法に基づき、平成18年4月10日に設立された法務省所管の公的な法人。それが、日本司法支援センター(通称:法テラス)です。

法テラスホームページ: <http://www.houterasu.or.jp/>

平成27年度 法テラスシンポジウム FAX申込書 [03-3238-1837]

ふりがな 性別 年齢 ※切り取らずにこのままFAXにてお送り下さい

氏名 男・女・それ以外 歳

住所 〒 職業

会社員	会社経営・役員	公務員	自営業	学生	主婦
無職	法曹関係者	福祉関係者	その他()		

電話番号 FAX番号

「子どもの貧困」「生活困窮者自立支援」等について、登壇者へのご質問がございましたら、こちらに簡潔にご記入下さい。会場にてご紹介させていただく場合がございます。

託児サービス※ お預けになるお子様のお名前 年齢 人数

希望する 歳 名

※先着10名までとさせていただきます。
※お子様に特別な事情(てんかん、アレルギー等)がある場合には、お預かりできない場合がございますのでご了承下さい。
※託児利用をご希望の方には、別途、問診票等を送付いたしますので、ご返送下さい。

【資料49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

事務所	開催時期	対象者	参加人数	内容
東京	平成27年6月	契約弁護士初級者	238	民事法律扶助制度の利用について
東京	平成27年6月	契約弁護士初級者	161	民事法律扶助制度の利用について
多摩	平成27年6月	多摩地区弁護士	約10	民事法律扶助制度、国選弁護制度について
神奈川	平成28年1月	新規登録弁護士等	60～70	民事法律扶助制度の説明について
神奈川	平成28年3月	審査委員	19	新しい立替基準での審査について
埼玉	平成28年3月	新規会員弁護士・司法書士、審査委員	70	民事法律扶助のしくみと利用方法、民事法律扶助の審査について
千葉	平成27年12月	新規契約弁護士	24	民事法律扶助業務の解説、援助申請手続きのポイント等について
茨城	平成28年1月	新規登録弁護士	10	民事法律扶助制度について
茨城	平成28年3月	司法書士	100	民事法律扶助・震災法律援助の基本契約、法テラスを利用するメリットについて
栃木	平成28年1月	新規契約予定弁護士	3	法テラスの業務説明および各種契約について
群馬	平成28年1月	群馬弁護士会新入会員	約15	民事法律扶助業務について
群馬	平成27年9月	審査委員	20	民事法律扶助業務運営細則についてほか
群馬	平成27年11月	群馬弁護士会新入会員および法律事務所職員向け研修	30	民事法律扶助業務における実務について
静岡	平成27年12月	契約弁護士	50	書面審査化に向けた扶助制度利用に係る手続への理解促進について
静岡	平成28年1月	契約司法書士	20	書面審査化に向けた扶助制度利用に係る手続への理解促進について
静岡	平成28年2月	弁護士会新人研修対象者	3	扶助制度への理解について
沼津	平成27年5月	弁護士会執行部	10	出張相談・通訳サービスの利用、申込書改訂、金融機関拡大等について
浜松	平成27年7月	審査委員	10	書面審査化導入について
浜松	平成27年8月	審査委員	9	書面審査化導入について
浜松	平成27年9月	弁護士会浜松支部所属の弁護士	20	書面審査化導入について
山梨	平成28年1月	契約弁護士を含む山梨県弁護士会会員	3	事務所での法律相談援助の受け方・利用方法、民事法律扶助制度趣旨について
大阪	平成27年7月	新規入会弁護士	20	民事法律扶助業務について
大阪	平成28年2月	新規入会弁護士	170	民事法律扶助業務について
京都	平成27年12月	京都司法書士会会員	約30	民事法律扶助制度の活用と最近の申込みの状況や注意点について
京都	平成27年12月	京都司法書士会会員	約15	民事法律扶助制度の活用と最近の申込みの状況や注意点について
京都	平成28年1月	京都弁護士会の新入会員(新規登録や登録替え等により京都弁護士会へ入会した会員)	約80	民事事件(相談から受任の流れ)及び民事扶助手続の利用について
兵庫	平成28年1月	弁護士会新規登録会員	60	民事法律扶助の手続きについて
姫路	平成27年9月	兵庫県弁護士会姫路支部会員	43	民事法律扶助の審査制度について
奈良	平成28年1月	新規登録弁護士	4	民事法律扶助制度(国選・受託含む。)について
奈良	平成27年12月	審査委員	23	審査業務の平準化について
滋賀	平成27年7月	滋賀県司法書士会の扶助研修受講者	20	法テラス滋賀の業務概要(民事法律扶助業務中心)について
和歌山	平成27年10月	契約司法書士	22	法テラス民事法律扶助業務について
和歌山	平成28年1月	新規登録弁護士(新赴任スタッフ弁護士含む)	5	法テラス業務全般について
愛知	平成27年5月	司法書士	約30	資力基準を中心とした扶助申請に関する注意点等
愛知	平成27年9月	審査委員	約20	離婚事件の着手金・排除利益の報酬・償還方法(58号通知関連)について その他事前に審査員から質問のあった事項の意見交換
愛知	平成28年1月	愛知県弁護士会新入会員	約100	民事法律扶助の利用について
三河	平成27年4月	司法書士	15	法テラスと司法書士会の連携について
三河	平成27年10月	弁護士、自治体職員	37	民事法律扶助制度にかかる相談概要について
三河	平成28年1月	弁護士(新入会員)	7	刑国選弁護と民事法律扶助に関する業務説明と留意点について
三重	平成28年1月	新規登録弁護士	約10	民事法律扶助の概要、利用方法の説明について
三重	平成28年3月	新規登録司法書士及び希望者	53	法律扶助の実務について(基本的な内容の講義)
岐阜	平成28年1月	契約弁護士、事務員	約40	民事法律扶助制度、国選弁護制度について
福井	平成27年6月	契約司法書士	約30	民事法律扶助業務について

事務所	開催時期	対象者	参加人数	内容
福井	平成27年8月	契約弁護士、同事務所事務員	約50	民事法律扶助業務について
福井	平成28年2月	契約司法書士	約30	民事法律扶助業務について(扶助実績のある司法書士から説明)
石川	平成28年3月	契約弁護士・法律事務所事務員	約30	民事法律扶助制度及び国選弁護等関連業務の業務説明会
広島	平成28年1月	新入会員弁護士	約30	民事法律扶助業務について
山口	平成28年1月	弁護士会新規登録者研修	約20	業務全般の説明、契約の促進・民事法律扶助業務の利用の促進について
山口	平成27年11月	法律事務所職員研修	約80	民事法律扶助業務について
山口	平成27年12月	登録司法書士	約20	業務全般の説明、契約の促進・民事法律扶助業務の利用の促進について
岡山	平成28年2月	岡山県司法書士会所属の司法書士	約40	民事法律扶助業務説明および注意点・細則改正について
岡山	平成28年2月	岡山弁護士会所属弁護士及び法律事務所事務員	約80	民事法律扶助業務説明および注意点・細則改正について
島根	平成28年2月	弁護士会新入会員研修	8	民事法律扶助制度について
福岡	平成27年6月	新規登録弁護士及び登録2年以内の弁護士	38	①民事法律扶助業務の概要 ②援助申込みにおける留意点
福岡	平成27年11月	主に登録3年以内の司法書士(契約の有無を問わない)	40	①民事法律扶助業務の概要 ②援助申込みにおける留意点
福岡	平成28年3月	新規登録弁護士	30	①民事法律扶助業務の概要 ②援助申込みにおける留意点
北九州	平成28年2月	新規登録弁護士・司法書士、契約弁護士・司法書士	58	業務説明会(国選と同一日時で実施)
佐賀	平成28年1月	主に法律事務所職員	30	民事法律扶助業務について
佐賀	平成28年1月	新規会員登録弁護士	4	法テラスの業務概要について
長崎	平成27年4月	契約弁護士・司法書士	25	相続税法の改正並びに相続にまつわる税の注意点について
長崎	平成27年5月	契約弁護士・司法書士	27	労働事件への対処法とその学び方について
長崎	平成27年6月	契約弁護士・司法書士	26	破産申立事件について
長崎	平成27年7月	契約弁護士・司法書士	12	不動産登記について
長崎	平成27年8月	契約弁護士・司法書士	14	成年後見制度について
長崎	平成27年9月	契約弁護士・司法書士	17	遺産相続問題について
長崎	平成27年11月	契約弁護士・司法書士	25	交通事故事件について
長崎	平成27年12月	契約弁護士・司法書士	22	調査官及び書記官が語る少年・家事・後見業務
長崎	平成28年2月	契約弁護士・司法書士	20	離婚事件・財産分与について
大分	平成28年1月	弁護士(新入会員)	4	弁護士会新入会員オリエンテーション(扶助業務について、登録案内)
大分	平成28年2月	司法書士	60	民事法律扶助について
大分	平成28年3月	司法書士(新入会員)	5	司法書士会新人研修(法律扶助業務について、登録案内)
熊本	平成28年1月	弁護士会新人弁護士研修	約20	民事法律扶助制度について
鹿児島	平成28年2月	県弁護士会所属の弁護士	約30	民事法律扶助制度について
宮崎	平成27年12月	契約弁護士、事務所職員	43	民事法律扶助業務と規程等の変更点等について
沖縄	平成28年1月	弁護士会の新入会員	15	法テラスの業務内容と利用方法について
宮城	平成28年1月	新規登録弁護士	14	法テラスの業務と民事法律扶助・震災法律援助の概要について
山形	平成27年12月	山形県弁護士会会員	約30	民事法律扶助について(特に、司法ソーシャルワーク等)
山形	平成28年3月	山形県弁護士会会員	約20	民事法律扶助について(特に、巡回相談)
岩手	平成28年3月	新規登録弁護士、契約弁護士、修習生、法律事務所事務員	3	民事法律扶助および震災法律援助業務の実務について
札幌	平成27年11月	弁護士及び事務職員	約200	民事法律扶助制度について
札幌	平成28年2月	弁護士(新規会員)	約50	民事法律扶助制度について
旭川	平成28年1月	新規契約弁護士	5	法テラスの概況説明および各業務説明(国選、犯罪被害者、委託援助、民事法律扶助)
釧路	平成27年7月	契約弁護士・司法書士、法律事務所職員	50	業務取扱に関する注意事項について
香川	平成28年2月	契約弁護士・司法書士、法律事務所職員	17	民事法律扶助業務研修～代理援助もやってみませんか?～
高知	平成27年7月	高知弁護士会高齢者・障害者支援センター委員	4	巡回相談・出張相談について
高知	平成28年1月	高知弁護士会高齢者・障害者支援センター委員	5	巡回相談・出張相談について
愛媛	平成28年3月	新規登録弁護士	6	業務説明
愛媛	平成28年3月	司法書士	20	扶助利用の促進について

※上記のほか、契約弁護士等へ制度改正等に関する資料配布を行っている地方事務所もある。

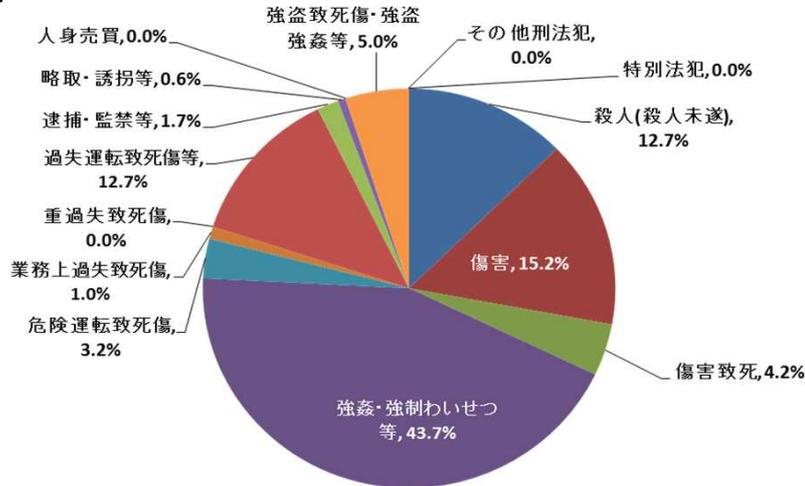
【資料50】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(1)平成27年度実績

月別内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成27年度 総計
件数	41	33	45	46	39	46	43	41	46	42	62	37	521
人員	60	45	59	56	48	57	50	53	56	50	73	46	653

罪名別内訳



罪名	選定請求件数									
	平成27年度(割合)	H20(4か月)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	累計(割合)	
殺人(殺人未遂)	66 (12.7%)	6	50	40	45	67	47	56	377 (15.7%)	
傷害	79 (15.2%)	6	27	31	53	42	53	61	352 (14.6%)	
傷害致死	22 (4.2%)	4	5	19	25	22	15	29	141 (5.9%)	
強姦・強制わいせつ等	228 (43.7%)	6	68	77	91	109	175	207	961 (40.0%)	
危険運転致死傷	17 (3.2%)	0	3	3	2	5	14	12	56 (2.3%)	
業務上過失致死傷	5 (1.0%)	0	1	3	1	0	1	5	16 (0.7%)	
重過失致死傷	0 (0.0%)	0	3	0	0	0	0	0	3 (0.1%)	
過失運転致死傷等	66 (12.7%)	5	31	31	40	39	47	37	296 (12.3%)	
逮捕・監禁等	9 (1.7%)	0	3	3	3	4	6	9	37 (1.5%)	
略取・誘拐等	3 (0.6%)	0	2	1	1	1	2	1	11 (0.5%)	
人身売買	0 (0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)	
強盗致死傷・強盗強姦等	26 (5.0%)	2	9	21	19	13	20	30	140 (5.8%)	
その他刑法犯	0 (0.0%)	0	1	2	2	0	3	3	11 (0.5%)	
特別法犯	0 (0.0%)	0	1	0	0	0	0	1	2 (0.1%)	
合計	521 (100.0%)	29	204	231	282	302	383	451	2,403 (100.0%)	

(2)年度別件数・人員の推移



	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	累計
件数	29	204	231	282	302	383	451	521	2,403
(対前年度比)	(-)	(-)	(113.2%)	(122.1%)	(107.1%)	(126.8%)	(117.8%)	(115.5%)	
人員	32	238	299	351	401	463	572	653	3,009
(対前年度比)	(-)	(-)	(125.6%)	(117.4%)	(114.2%)	(115.5%)	(123.5%)	(114.2%)	

【資料51】平成27年度被疑者国選指名通知状況

	指名通知件数		
	指名通知件数	翌日回し件数	24時間超過件数
東京	7,162	105	1
多摩	1,934	7	0
神奈川	2,917	2,025	2
川崎	579	246	0
小田原	562	309	0
埼玉	2,953	753	1
川越	660	120	0
千葉	3,172	581	1
松戸	646	119	0
茨城	1,567	220	2
栃木	1,070	8	0
群馬	1,647	56	4
静岡	651	9	0
沼津	776	19	0
浜松	718	3	0
山梨	362	1	0
長野	722	20	0
新潟	981	8	1
大阪	5,639	419	49
京都	1,662	18	1
兵庫	1,680	8	2
阪神	716	3	0
姫路	910	21	2
奈良	838	2	0
滋賀	792	7	2
和歌山	513	4	0
愛知	3,575	3,108	2
三河	1,301	447	2
三重	824	98	0
岐阜	920	49	1
福井	443	26	0
石川	547	55	0
富山	275	55	0
広島	1,540	13	1
山口	633	6	0
岡山	1,010	182	4
鳥取	232	1	0
島根	241	3	2
福岡	2,693	365	17
北九州	1,071	20	3
佐賀	583	46	0
長崎	486	58	1
大分	439	9	1
熊本	875	19	3
鹿児島	641	30	0
宮崎	599	40	0
沖縄	1,228	100	5
宮城	1,336	257	8
福島	980	223	2
山形	448	142	2
岩手	441	15	0
秋田	271	35	3
青森	434	65	0
札幌	1,612	22	0
函館	203	5	0
旭川	294	0	0
釧路	372	24	0
香川	648	2	0
徳島	376	6	0
高知	372	12	1
愛媛	794	61	3
合計	70,566	10,690	129

【資料52】 平成27年度立替金残高表

	金額（注1）
期首立替金残高	39,245,265,659
立替金増加額（注2）	16,032,152,520
償還額	-10,417,164,451
償還免除額	-3,934,438,002
みなし消滅額	-825,216,335
期末立替金残高	40,100,599,391

注1 金額は、民事法律扶助及び震災法律援助（いずれも常勤弁護士取扱分含む。）の合計である。

注2 平成27年度中の立替決定金額16,190,102,147円との差は、過年度に決定した立替金に関する調整によるものである。

【資料53】平成27年度法律相談費実績

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談	事務所相談	相談件数計	簡易援助	金額
	件数	件数		件数	
東京	26,963	10,230	37,193	107	218,084,900
神奈川	9,607	6,757	16,364	55	95,210,120
埼玉	5,812	5,985	11,797	69	62,525,520
千葉	5,575	5,193	10,768	34	58,044,600
茨城	1,248	7,948	9,196	69	43,870,680
栃木	919	3,647	4,566	26	25,131,834
群馬	1,648	1,084	2,732	2	13,007,520
静岡	3,888	2,672	6,560	35	30,257,280
山梨	1,333	1,230	2,563	35	13,833,720
長野	374	3,213	3,587	30	19,308,240
新潟	2,014	2,723	4,737	24	26,494,560
大阪	14,038	10,179	24,217	67	148,368,240
京都	3,821	3,025	6,846	36	37,731,960
兵庫	5,136	6,931	12,067	56	65,839,850
奈良	1,101	2,720	3,821	14	20,948,760
滋賀	1,033	2,147	3,180	34	15,810,120
和歌山	1,201	948	2,149	6	10,892,880
愛知	5,133	4,315	9,448	55	50,741,640
三重	1,221	1,645	2,866	12	16,509,960
岐阜	2,180	1,311	3,491	13	12,937,320
福井	669	834	1,503	9	8,527,050
石川	862	1,676	2,538	20	15,164,580
富山	676	822	1,498	5	6,966,000
広島	2,704	5,310	8,014	64	42,353,940
山口	1,190	1,901	3,091	19	16,677,360
岡山	1,501	1,765	3,266	23	18,150,480
鳥取	677	1,457	2,134	44	11,198,580
島根	910	1,259	2,169	15	10,248,713
福岡	7,247	8,697	15,944	117	86,837,400
佐賀	654	2,157	2,811	26	15,250,530
長崎	1,923	2,444	4,367	53	17,557,560
大分	1,902	2,123	4,025	20	20,997,360
熊本	1,734	4,283	6,017	49	31,195,800
鹿児島	1,090	4,457	5,547	45	27,789,310
宮崎	1,227	4,390	5,617	55	30,044,520
沖縄	2,813	3,476	6,289	37	31,870,070
宮城	11,211	12,226	23,437	31	134,498,910
福島	5,677	8,302	13,979	97	86,201,577
山形	723	2,049	2,772	17	15,458,040
岩手	3,767	6,824	10,591	151	70,839,710
秋田	1,351	1,991	3,342	23	16,865,280
青森	3,131	2,176	5,307	43	22,908,000
札幌	498	11,714	12,212	74	73,504,950
函館	1,305	1,073	2,378	16	9,604,440
旭川	520	1,945	2,465	6	14,325,120
釧路	325	3,098	3,423	37	19,383,840
香川	750	1,230	1,980	21	7,869,960
徳島	432	1,554	1,986	10	10,425,240
高知	1,107	1,050	2,157	31	8,895,960
愛媛	1,021	1,149	2,170	19	9,412,200
全国合計	153,842	187,335	341,177	1,956	1,876,572,184

※ 民事法律扶助及び震災法律援助の合計。

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料54】平成27年度代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	534,582,360	1,634,635,545	142,604,360	0	2,311,822,265
神奈川	193,675,944	716,379,196	80,133,081	0	990,188,221
埼玉	133,939,907	523,409,295	48,195,436	0	705,544,638
千葉	109,779,050	394,976,444	37,496,591	0	542,252,085
茨城	33,534,805	147,217,646	8,125,271	0	188,877,722
栃木	27,750,240	118,865,590	16,445,740	0	163,061,570
群馬	28,748,202	135,814,650	14,190,040	0	178,752,892
静岡	50,690,388	215,130,858	24,962,568	0	290,783,814
山梨	13,534,690	58,274,842	7,083,433	0	78,892,965
長野	25,535,450	120,207,420	18,666,618	0	164,409,488
新潟	48,041,892	173,054,980	25,682,085	0	246,778,957
大阪	287,747,509	1,086,576,191	123,430,715	0	1,497,754,415
京都	64,099,560	257,705,165	28,634,182	0	350,438,907
兵庫	109,937,810	435,609,236	52,783,491	0	598,330,537
奈良	35,688,723	145,882,175	16,592,952	0	198,163,850
滋賀	22,633,968	90,084,160	12,792,682	0	125,510,810
和歌山	20,807,108	84,573,460	11,428,608	0	116,809,176
愛知	109,629,894	403,426,709	59,845,517	0	572,902,120
三重	21,514,696	91,368,760	21,213,227	0	134,096,683
岐阜	21,864,136	96,204,299	14,929,103	0	132,997,538
福井	13,107,893	57,198,192	7,654,296	0	77,960,381
石川	27,977,493	117,247,780	19,986,135	0	165,211,408
富山	11,122,866	45,418,420	7,280,758	0	63,822,044
広島	59,584,111	231,375,420	19,967,682	0	310,927,213
山口	20,841,733	92,903,960	12,304,622	0	126,050,315
岡山	33,278,445	137,569,108	13,536,411	0	184,383,964
鳥取	17,745,385	75,664,777	9,420,694	0	102,830,856
島根	13,982,335	58,827,558	7,758,924	0	80,568,817
福岡	178,455,409	655,178,969	68,368,420	0	902,002,798
佐賀	23,074,206	100,723,308	8,084,717	0	131,882,231
長崎	30,241,759	120,161,986	11,744,584	0	162,148,329
大分	25,385,874	107,934,536	7,840,325	0	141,160,735
熊本	45,262,790	185,851,130	18,115,494	0	249,229,414
鹿児島	41,082,145	169,184,940	23,872,567	0	234,139,652
宮崎	46,109,135	193,512,560	21,243,033	0	260,864,728
沖縄	31,955,491	140,954,900	21,442,887	0	194,353,278
宮城	77,632,552	294,465,786	29,923,610	0	402,021,948
福島	22,904,759	94,566,624	15,401,684	0	132,873,067
山形	33,384,449	116,191,420	21,172,619	0	170,748,488
岩手	27,597,142	120,605,160	17,886,804	0	166,089,106
秋田	26,227,032	99,426,175	9,492,227	0	135,145,434
青森	35,163,258	133,918,435	12,023,954	0	181,105,647
札幌	138,464,983	530,633,940	66,710,686	0	735,809,609
函館	20,607,432	83,445,836	9,480,444	0	113,533,712
旭川	24,026,810	100,094,869	15,995,227	0	140,116,906
釧路	32,172,278	127,466,192	14,668,466	0	174,306,936
香川	12,306,863	57,755,148	5,985,538	0	76,047,549
徳島	14,799,808	54,026,100	7,683,855	0	76,509,763
高知	12,976,875	51,979,056	7,834,534	0	72,790,465
愛媛	15,432,322	66,617,322	7,375,000	0	89,424,644
合計	3,006,639,965	11,350,296,228	1,285,491,897	0	15,642,428,090

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費、着手金及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料55】平成27年度書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東京	2,595,714	9,662,880	12,258,594
神奈川	4,076,044	13,037,400	17,113,444
埼玉	2,911,832	9,868,200	12,780,032
千葉	1,431,911	4,386,300	5,818,211
茨城	316,584	1,503,900	1,820,484
栃木	464,504	1,231,200	1,695,704
群馬	1,164,176	4,018,450	5,182,626
静岡	3,432,822	13,305,450	16,738,272
山梨	102,000	475,200	577,200
長野	966,004	4,387,500	5,353,504
新潟	2,115,606	4,568,400	6,684,006
大阪	11,572,415	41,323,940	52,896,355
京都	2,279,394	7,568,400	9,847,794
兵庫	8,523,200	29,458,100	37,981,300
奈良	459,272	1,144,800	1,604,072
滋賀	974,008	3,223,800	4,197,808
和歌山	488,020	1,967,760	2,455,780
愛知	2,191,440	8,719,620	10,911,060
三重	1,459,524	5,383,800	6,843,324
岐阜	117,000	572,400	689,400
福井	130,584	594,000	724,584
石川	311,752	1,316,400	1,628,152
富山	248,584	1,233,600	1,482,184
広島	1,698,090	5,691,300	7,389,390
山口	1,005,382	2,592,000	3,597,382
岡山	2,144,740	9,409,506	11,554,246
鳥取	191,752	785,400	977,152
島根	106,168	432,000	538,168
福岡	10,561,921	33,507,600	44,069,521
佐賀	819,786	2,559,600	3,379,386
長崎	1,026,004	2,835,000	3,861,004
大分	279,920	1,031,400	1,311,320
熊本	2,325,936	7,931,400	10,257,336
鹿児島	2,533,007	7,673,400	10,206,407
宮崎	314,168	1,420,950	1,735,118
沖縄	3,650,288	14,320,910	17,971,198
宮城	1,459,588	7,003,800	8,463,388
福島	344,758	972,000	1,316,758
山形	148,168	626,400	774,568
岩手	715,754	3,256,200	3,971,954
秋田	1,049,486	4,395,600	5,445,086
青森	544,418	1,571,400	2,115,818
札幌	3,023,692	6,787,800	9,811,492
函館	106,168	432,000	538,168
旭川	629,256	1,706,400	2,335,656
釧路	173,168	653,400	826,568
香川	88,000	399,600	487,600
徳島	360,584	1,733,400	2,093,984
高知	2,793,280	10,751,100	13,544,380
愛媛	865,092	3,002,400	3,867,492
合計	87,290,964	302,433,466	389,724,430

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料56】 業務別セグメント情報

(単位:円)

	情報提供	民事法律扶助	国選弁護	犯罪被害者支援	司法過疎対策	受託	法人共通	法人合計
経常費用	967,393,108	10,024,300,714	14,488,840,131	457,335,540	1,805,432,649	1,771,982,887	4,968,920,517	34,484,205,546
契約弁護士報酬	0	1,850,032,875	13,220,906,472	125,882,053	0	1,659,319,637	0	16,856,141,037
人件費	594,913,067	2,603,652,379	1,148,855,912	325,548,144	1,612,768,788	91,804,564	1,790,529,965	8,168,072,819
貸倒引当金繰入額	0	4,723,794,309	0	0	0	0	0	4,723,794,309
貸倒損失	0	805,543,315	0	0	0	0	0	805,543,315
不動産賃借料	33,227,268	0	0	0	0	0	1,572,437,360	1,605,664,628
減価償却費	26,071,905	41,277,836	4,764,795	4,750,667	8,758,635	0	303,788,652	389,412,490
その他	313,180,868	0	114,312,952	1,154,676	183,905,226	20,858,686	1,302,164,540	1,935,576,948
経常収益	967,393,108	10,024,300,714	14,488,197,404	457,329,048	1,805,432,649	1,771,982,887	4,955,543,362	34,470,179,172
運営費交付金収益	942,175,739	4,641,164,107	0	314,584,441	108,533,286	0	3,690,173,106	9,696,630,679
政府受託収益	0	0	14,471,762,437	138,516,961	815,298,360	0	989,409,297	16,414,987,055
民事法律扶助事業収益	0	0	0	0	665,193,411	0	0	665,193,411
有償受任事業収益	0	0	0	0	208,569,581	0	0	208,569,581
日弁連受託事業収益	0	0	0	0	0	1,771,982,887	0	1,771,982,887
その他事業収益	0	0	0	0	0	0	29,258,043	29,258,043
寄附金収益	0	0	0	0	0	0	44,489,029	44,489,029
資産見返負債戻入	25,217,369	5,383,136,607	0	4,061,636	7,838,011	0	143,267,442	5,563,521,065
その他	0	0	16,434,967	166,010	0	0	58,946,445	75,547,422
損益	0	0	△ 642,727	△ 6,492	0	0	△ 13,377,155	△ 14,026,374
資産	91,515,650	10,932,050,146	3,791,657,447	164,384,260	87,276,028	832,135,657	2,652,431,739	18,551,450,927
現金及び預金	0	2,447,142,177	2,868,353,542	28,973,268	0	832,135,657	1,437,660,638	7,614,265,282
貯藏品、前払費用	0	0	0	0	0	0	133,409,258	133,409,258
未収金	0	120,579,121	872,743,518	96,971,502	6,356,249	0	92,356,037	1,189,006,427
民事法律扶助立替金	0	8,031,398,456	0	0	0	0	0	8,031,398,456
建物附属設備等	91,515,650	332,930,392	50,560,387	38,439,490	80,919,779	0	989,005,806	1,583,371,504

(注) 1 平成27事業年度財務諸表の値を、総合法律支援法第30条が掲げる各業務に区分している。

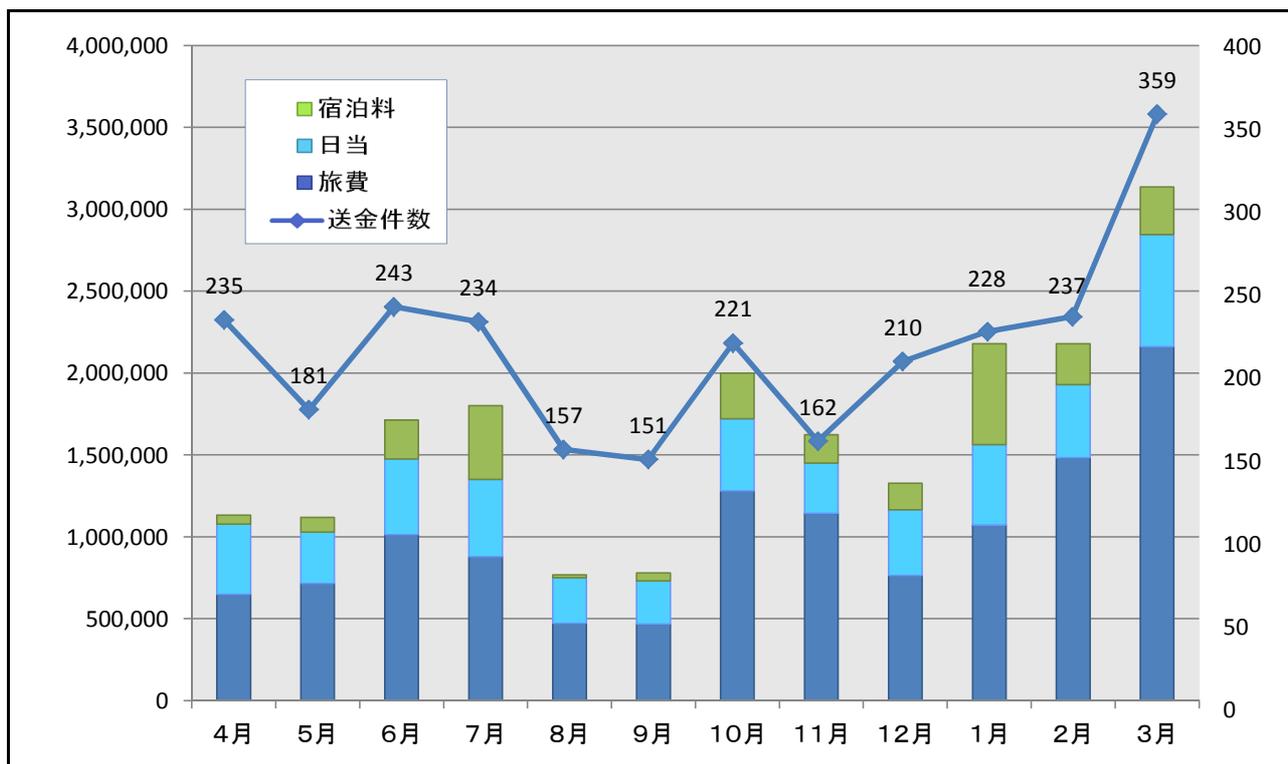
2 「法人共通」欄にはセグメント配賦が困難なものを計上しており、その主なものは管理部門経費である。

【資料57】 平成27年度 被害者参加旅費等支給業務実績

(1)請求件数、送金件数及び送金額

年月	請求 件数	送金		旅費	日当	宿泊料
		件数	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
4月	167	235	1,132,827	648,927	428,400	55,500
5月	196	181	1,118,514	714,614	314,500	89,400
6月	224	243	1,713,909	1,012,409	463,300	238,200
7月	252	234	1,800,263	878,763	470,900	450,600
8月	143	157	768,062	471,862	278,800	17,400
9月	161	151	778,984	466,884	263,500	48,600
10月	223	221	1,998,962	1,280,562	440,300	278,100
11月	168	162	1,622,530	1,142,930	307,700	171,900
12月	255	210	1,327,999	764,499	401,200	162,300
1月	161	228	2,179,929	1,072,629	489,600	617,700
2月	252	237	2,178,369	1,482,469	447,500	248,400
3月	392	359	3,137,047	2,162,047	683,400	291,600
計	2,594	2,618	19,757,395	12,098,595	4,989,100	2,669,700

(2)送金件数及び送金額の推移



- 請求件数欄は、当該月に裁判所から請求書の送付を受けた件数(旅行数ベース)を計上したものである。
- 送金額は、当該月に送金した件数(旅行数ベース)及び金額を計上したものである(送金件数には、算定した結果、送金すべきものがなかったため通知書の送付のみを行ったものを含む。)